

町田市 環境白書 2024



町田市

はじめに

近年、地球温暖化による気候変動の影響が、「気候危機」として世界的に深刻化しています。国内においても、1日の最高気温が35℃を超える猛暑日が、全国的に増加傾向にあるほか、猛暑期間が長期化しており、本年9月には、東京で1875年の統計開始以来、最も遅い猛暑日を記録しました。また、石川県の能登半島では記録的な豪雨が発生し、各地で川の氾濫や土砂災害等の甚大な被害がありました。

また、気候変動は災害をもたらすばかりでなく、生物の生息環境の悪化や生態系の破壊など、深刻な環境問題を進行させています。

町田市では、これらの世界的な環境問題を深刻に受け止め、国際社会の一員として対策を始めています。2022年1月には、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す「町田市ゼロカーボンシティ宣言」を掲げ、同年4月には、環境施策を推進していくための計画である「第3次町田市環境マスタープラン(2022年度～2031年度)」をスタートしました。

本書は、これらの宣言・計画の目標達成状況を示すため、町田市環境基本条例第16条に基づき、2023年度における町田市の環境状況と、講じた各施策の取り組み状況について公表するものです。

年々深刻化していく環境問題への対策には、市民・事業者の皆様のご協力が必要不可欠です。本書を参考に、多くの皆様に環境問題への関心を持っていただき、市民・事業者・市の三者による協力で対策に取り組んでいくことができますら幸いです。



町田市長 石阪丈一

2024年12月

目次

1. 「町田市環境白書*」および「ゼロカーボンシティまちだ」について.....	4	4. 町田市の環境の概要 (環境測定結果および統計データ).....	81
1.1 「町田市環境白書」の目的および位置づけ	5	4.1 気温、降水量.....	82
1.2 「ゼロカーボンシティまちだ」の紹介	6	4.2 エネルギー消費量、二酸化炭素排出量.....	84
2. 「第3次町田市環境マスタープラン*」の概要	7	4.3 自動車保有台数、公共交通機関利用者数.....	86
2.1 策定の背景、計画期間、位置づけ、将来像	8	4.4 土地利用状況、緑地*面積.....	91
2.2 第3次町田市環境マスタープランの構成.....	9	4.5 ごみ量、資源.....	96
2.3 施策体系、成果指標	10	4.6 大気環境.....	104
2.4 重点プロジェクト.....	13	4.7 水環境.....	106
コラム.....	19	4.8 騒音.....	109
3. 町田市における環境施策の実施状況	24	5. 資料編	111
3.1 第3次町田市環境マスタープランの進捗評価.....	25	5.1 町田市環境基本条例.....	112
3.2 重点プロジェクトの進捗評価.....	49	5.2 環境基準*.....	117
3.3 町田市の取組.....	63	5.3 主な関係法等とその解説.....	127
3.4 事業者の取組	69	5.4 環境施策の進捗状況.....	131
3.5 市民の取組.....	73	5.5 エコ(環境)に関する市民アンケート結果.....	189
3.6 町田市第5次環境配慮*行動計画 (地球温暖化対策実行計画「事務事業編」)	75	5.6 用語解説.....	214
3.7 町田市環境マネジメントシステムの取組.....	78		

*印のついた用語は、巻末に用語解説をまとめてあります。

1 ■ 「町田市環境白書」および 「ゼロカーボンシティまちだ」について

1.1 「町田市環境白書」の目的および位置づけ	5
1.2 「ゼロカーボンシティまちだ」の紹介	6

1.1 「町田市環境白書」の目的および位置づけ

「町田市環境白書」は、町田市環境基本条例*第16条に基づき、環境状況および環境施策に関して取りまとめ、報告・公表するものです。

町田市環境基本条例 第16条
市長は、毎年、環境の状況および環境施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする

町田市では、環境基本条例に基づき、環境施策の基本となる望ましい環境像を定め、その実現に向けて分野ごとに目標を立て、施策を策定して総合的に推進するための計画として、「第3次町田市環境マスタープラン」(2022年度～2031年度)を2021年度に策定しました。

「町田市環境白書」は町田市の環境に関する「年次報告書」として作成しています。町田市を取り巻く環境の現状と合わせて、「第3次町田市環境マスタープラン」の施策の進捗状況と目標達成状況について点検・評価を実施した結果について取りまとめています。

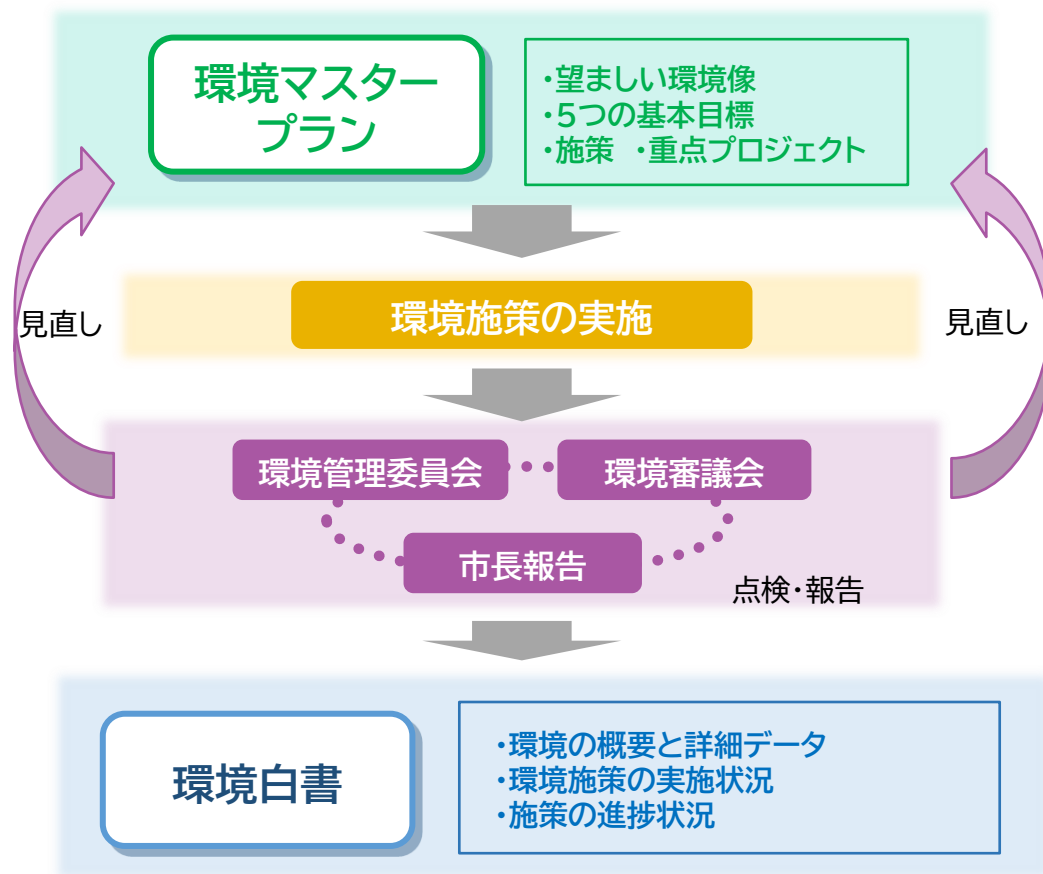


図 環境白書の位置づけ

ゼロカーボンシティまちだ

国は、2050年までに温室効果ガス*の排出を実質ゼロにすることを2020年に宣言し、東京都においては、2050年までに世界のCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京*」を2019年に宣言しています。

こうした国や都の動向を踏まえ、町田市も社会を構成する一員として将来的な脱炭素の達成に貢献する必要があると考え、2022年1月にゼロカーボンシティを宣言しました。

2022年3月に策定した地球温暖化対策実行計画(区域施策編)*に基づいて取組を推進しており、2050年の脱炭素社会実現への土台づくりを行っています。

町田市 ゼロカーボンシティ宣言

2021年に開催されたCOP*26では、世界平均気温の上昇を産業革命以前から1.5℃以内に抑えるという目標について、世界的な喫緊課題として取り組んでいくことが再確認されました。我が国においても2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルを目指し、2030年度における温室効果ガスの削減目標を、2013年度比で46%減としています。

町田市としても、脱炭素社会の実現に向け、町田市バイオエネルギーセンターにおける廃棄物バイオマス発電*や、市有施設等での太陽光発電*等による再生可能エネルギー*の利用拡大とその地産地消、また、電気自動車*(EV)、燃料電池*自動車(FCV) *の積極的な導入と非常用電源等による多面的な活用等を推進し、温室効果ガスの削減を進めていきます。

また、脱炭素を様々な環境課題解決のための柱として捉え、市民・事業者・市それぞれが共に手を取り合い、市内の温室効果ガス排出量を2030年までに99万8千t-CO₂に削減し(2013年度/148万9千t-CO₂)、2050年までには温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す、環境先進都市「ゼロカーボンシティまちだ」に向けて取り組むことを宣言いたします。



2. 「第3次町田市環境 マスタープラン」の概要

2.1 策定の背景、計画期間、位置づけ、将来像	8
2.2 第3次町田市環境マスタープランの構成.....	9
2.3 施策体系、成果指標	10
2.4 重点プロジェクト.....	13

第3次町田市環境マスタープランについて

2022年3月に、第3次町田市環境マスタープラン(以下「第3次計画」という。)を策定しました。

計画期間は、2022年度から2031年度の10年間です。

第3次計画では、町田市環境基本条例第3条に定める基本理念に基づき、「気候変動」「自然」「都市・歴史・文化」「廃棄物」「生活環境」「参加と協働」の6つの分野を計画の対象範囲としています。

■望ましい環境像

みんなで将来に受け継ぐ水とみどり豊かな まちだ

第3次計画における望ましい環境像を設定しました。

市の取組に加え、市民・事業者等の各主体が環境問題を自分ごととして捉え、行動し、目指していくものです。

望ましい環境像を達成した町田市のイメージを示しています。

市内では、太陽光発電や次世代自動車*が導入され、さまざまな場面でエネルギーを賢く利用するとともに気候変動への影響に備えています。また、みどりを活用・保全し、生物多様性*が守られることにより、さまざまないのちが輝いています。さらに、町田市バイオエネルギーセンターにおける生ごみの資源化の推進等が進み、ごみの減量・資源化が徹底されています。

市内は、きれいな大気質や水質を維持し、安全で快適な暮らしを実現しています。こうした取組について、さまざまな主体による協働が進んでいます。



図 望ましい環境像を達成した町田市のイメージ

第3次計画では、前ページで示した望ましい環境像「みんなで将来に受け継ぐ水とみどり豊かな まちだ」を実現するため、5つの基本目標を設定し、その基本目標を推進するための施策、主要な事業である重点プロジェクトを設定しました。施策に基づく市の取組のほか、環境像の達成には市民の取組、事業者の取組が必要です。

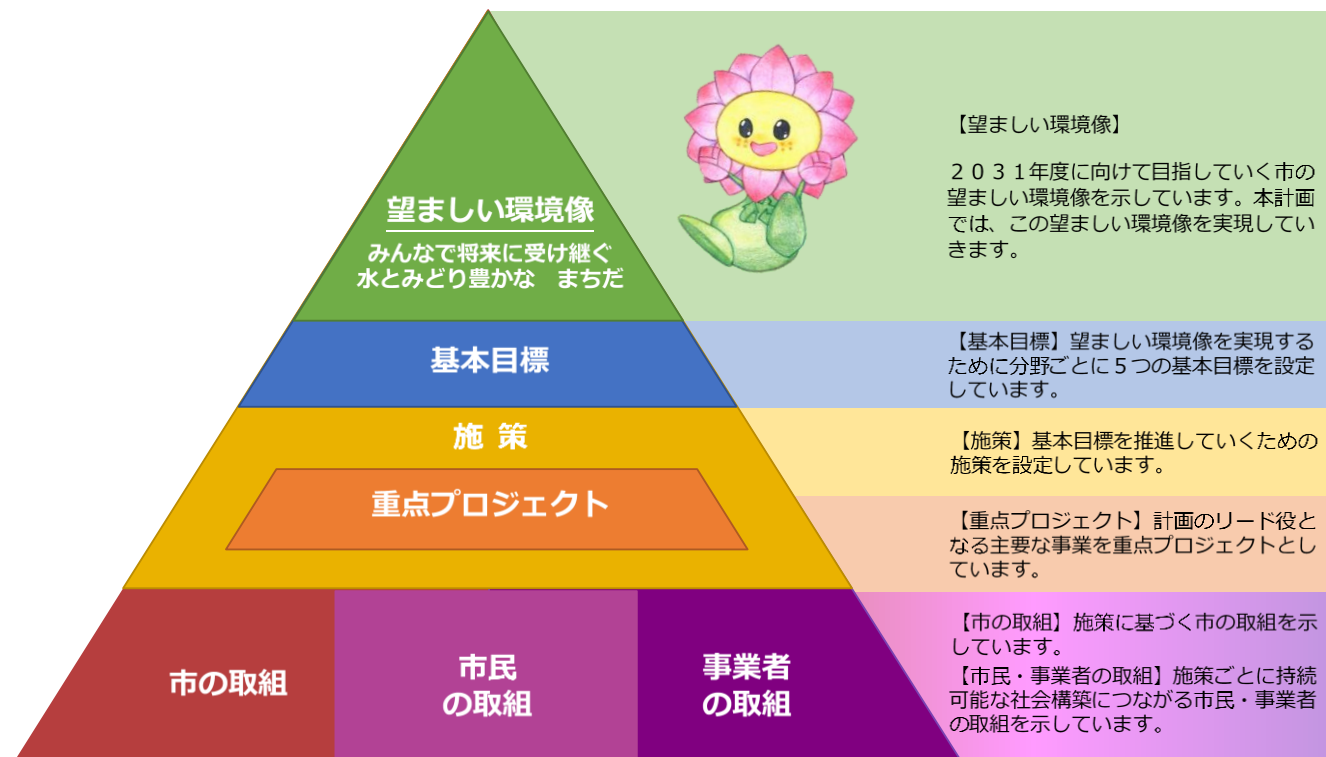


図 第3次計画の基本構成

第3次町田市環境マスタープランの施策体系

施策体系では、望ましい環境像を達成するための5つの基本目標とそれに紐づく施策、重点プロジェクトを示しています。

望ましい環境像	基本目標	施策	重点プロジェクト	包含する分野別個別計画
みんなで将来に受け継ぐ水とみどり豊かなまちだ	1 エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち	[1] 省エネルギーの普及・導入を進めます	重点プロジェクト1： 再生可能エネルギー等の利用拡大 重点プロジェクト2： 次世代自動車等の積極的な導入と多面的な活用 重点プロジェクト4： 地産地消の推進	地球温暖化対策 実行計画 (区域施策編) 1-[1]～[3] 地域気候変動 適応計画 1-[4]
		[2] 再生可能エネルギーの普及・導入を進めます		
		[3] 将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます		
		[4] 身近な気候変動の影響への適応を進めます		
	2 源流から里山、都市が織りなすいのち輝くまち	[1] 生きものの多様性を守ります	重点プロジェクト3： 里山環境の活用と保全	生物多様性 地域戦略 2-[1]～[3]
		[2] 水とみどりを守り活用します		
		[3] 歴史的・文化的環境を守ります		
	3 徹底したごみ減量、資源化を進めるまち	[1] ごみの減量を進めます	重点プロジェクト5： フードドライブ*による食品ロス*の削減	整合を図る分野別 個別計画 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画 3-[1]～[3]
		[2] 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます		
		[3] 社会的課題への対応を強化します		
	4 安全で快適な暮らしを実現するまち	[1] 誰もが快適に安心して暮らせる環境を守ります		
		[2] 美しく快適なまちを維持します		
	5 環境について、みんなで学び、協働を進めるまち	[1] さまざまなエコ市民の育成と協働のネットワーク構築を進めます		
		[2] 誰にとってもわかりやすい環境情報を発信します		

基本目標1は、区域施策編と地域気候変動適応計画として位置づけ。
基本目標2は生物多様性地域戦略として位置づけ。
基本目標3は第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画と整合を図る。

第3次町田市環境マスタープランの成果指標

第3次計画の進捗を評価する目安として、各施策に関連する成果指標を設定しました。
成果指標には基準値と目標値が設定しており、毎年度進捗状況を確認します。

施策	成果指標	基準値	目標値
[1-1] 省エネルギーの普及・導入を進めます	●市内のエネルギー消費量	13,953TJ*(2013年度)	9,365TJ(2030年度)約33%削減
	●家庭のエネルギー消費量(世帯数当たり)	32.8GJ*/世帯(2013年度)	22.8GJ/世帯(2030年度)約31%削減
	●事業者のエネルギー消費量(延床面積当たり)	0.84GJ/㎡(2013年度)	0.57GJ/㎡(2030年度)約32%削減
[1-2] 再生可能エネルギーの普及・導入を進めます	●市内の再生可能エネルギー導入量(累計)	37,378kW(2019年度)	48,313kW(2030年度)約29%増加
[1-3] 将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます	●市内の温室効果ガス排出量	1,489千t-CO ₂ (2013年度)	998千t-CO ₂ (2030年度)約33%削減
	●市内乗用車の登録台数に占めるEV、FCVの割合	0.99%(2019年度)	4.57%(2030年度)
[1-4] 身近な気候変動の影響への適応を進めます	●気候変動の影響に備えている市民の割合	18.5%(2022年度)	28.5%(2030年度)
[2-1] 生きものの多様性を守ります	●市民協働による生きもの調査への参加者数(延べ人数)	4,340人(2020年度)	10,000人(2031年度)
	●生きものに関心のある市民の割合	70%(2020年度)	80%(2031年度)
[2-2] 水とみどりを守り活用します	●みどりとのふれあいに満足している市民の割合	52%(2020年度)	62%(2031年度)
	●水辺とのふれあいに満足している市民の割合	48%(2020年度)	58%(2031年度)
	●みどり率*	45.8%(2018年度)	現状維持(2031年度)
[2-3] 歴史的・文化的環境を守ります	●歴史・文化とのふれあいに満足している市民の割合	29%(2020年度)	39%(2031年度)
[3-1] ごみの減量を進めます	●1人1日当たりのごみ排出量	768 g/人日(2019年度)	714g/人日(2030年度)
[3-2] 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます	●総資源化率*	31%(2019年度)	40%(2030年度)
	●ごみの焼却による温室効果ガス排出量	約34,000 t-CO ₂ (2019年度)	約24,000 t-CO ₂ (2030年度)
[3-3] 社会的課題への対応を強化します	●大気環境、水環境、騒音に関する環境基準の達成割合	78%(2019年度)	現状維持(2031年度)
	●居住地の周辺環境(大気、水質、騒音など)に満足している市民の割合	67%(2020年度)	77%(2031年度)
[4-2] 美しく快適なまちを維持します	●まち並みや景観に満足している市民の割合	43%(2020年度)	53%(2031年度)
[5-1] さまざまなエコ市民の育成と協働のネットワーク構築を進めます	●環境に配慮した行動を行っている市民の割合	39%(2022年度)	49%(2031年度)
	●エコ宣言事業者*数	93店・事業所(2020年度)	120店・事業所(2031年度)
[5-2] 誰にとってもわかりやすい環境情報を発信します	●SNS等のフォロワー数	1,138(2020年度)	10,000(2031年度)

第3次町田市環境マスタープランの成果指標

成果指標の評価方法は、分かりやすさや評価の妥当性などの観点から、以下の方法としました。

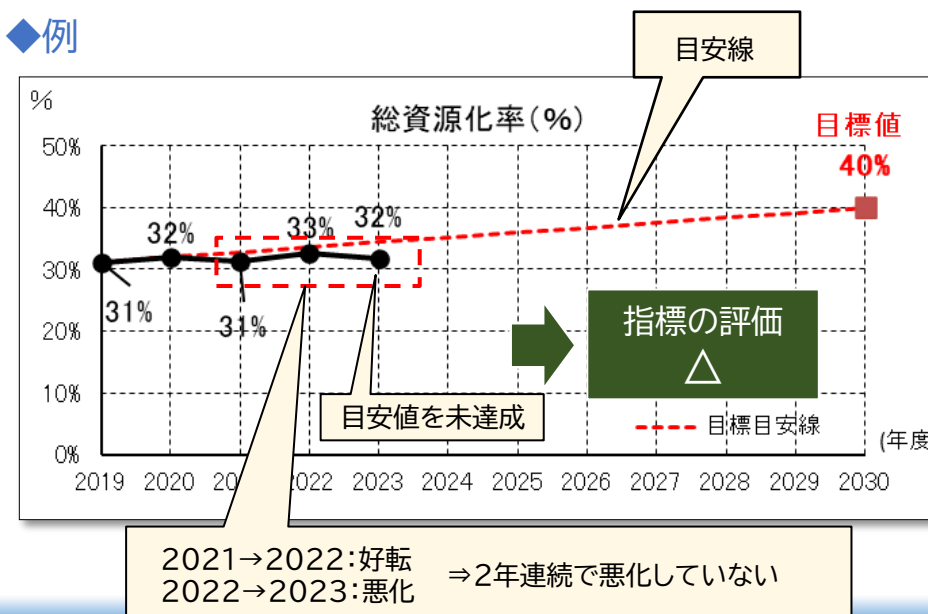
単年度における目安値の達成、未達成だけでなく、2か年の推移も反映させることで評価結果を踏まえた施策への反映をしやすいものとした。

- ・ 基準年度の基準値から目標年度の目標値へ直線的に目安線を引き、各年度の達成すべき目安値とします。
- ・ 目安値と比較した実績値の達成(又は未達成)、かつ前々年度からの推移で評価します。

◆進捗評価方法

指標の推移			指標の 評価
目安値を達成した場合	かつ	2年連続で悪化していない	○
		2年連続で悪化している	△
目安値が未達成の場合		2年連続で悪化していない	△
		2年連続で悪化している	×

◆例



第3次町田市環境マスタープランの重点プロジェクト

第3次計画では、望ましい環境像を実現するために優先的に取り組み、市民と共有する計画のリード役となる主要な事業を重点プロジェクトとして位置づけています。

重点プロジェクトは、以下に示す視点に基づき設定しました。

- 環境課題の解決に大きく貢献する

地域特性に起因する環境課題や社会的に強く要請される環境課題に対し、市が優先的に取り組み、課題解決を図るべきもの。

- SDGs*の視点から環境、経済、社会を統合的に向上する

環境側面からアプローチすることで、市の環境課題だけではなく、経済面、社会面における地域課題に対しても、相乗的・副次的な効果が期待されるもの。

■進捗管理方法

重点プロジェクトは、将来への展望として市の基本計画である「まちだ未来づくりビジョン2040」とも内容の整合を取りつつ、関連する成果指標とともに、10年間で取り組む工程を落とし込んだロードマップで進捗を図ります。

各プロジェクトは、5年を目途に事業の見直しを行い、方向性等を確認していきます。

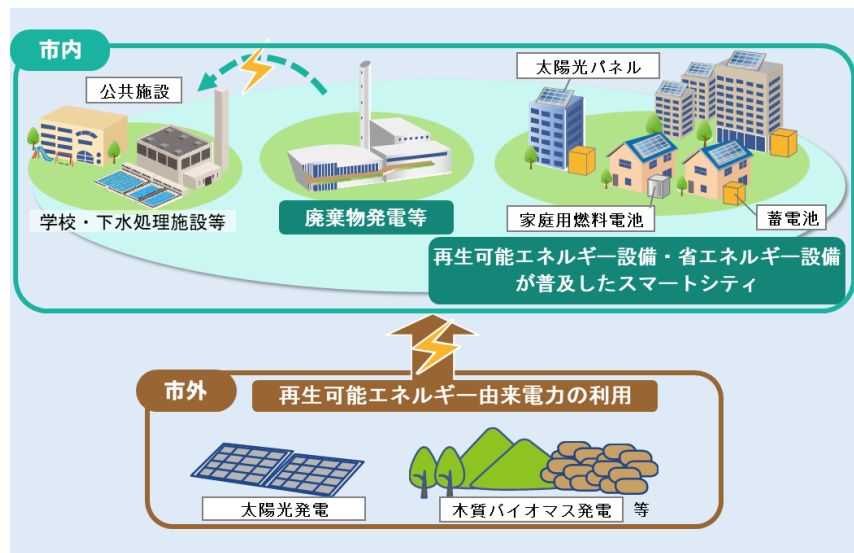
■重点プロジェクト

	重点プロジェクト名
重点プロジェクト1	再生可能エネルギー等の利用拡大
重点プロジェクト2	次世代自動車等の積極的な導入と多面的な活用
重点プロジェクト3	里山*環境の活用と保全
重点プロジェクト4	地産地消の推進
重点プロジェクト5	フードドライブによる食品ロスの削減

◆重点プロジェクト1 再生可能エネルギー等の利用拡大

更なる再生可能エネルギー等の利用拡大に向け、市内の再生可能エネルギー等の普及拡大を行うとともに、市外から再生可能エネルギー由来のクリーンな電力を調達・利用する方法について、調査・検討などを行います。

プロジェクトイメージ



ロードマップ

	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
ロードマップ			スマートシティのモデル構築の可能性検討・実証実験							
				スマートシティのモデル運用						
					成果を活かした市内での再生可能エネルギー等の導入					
					廃棄物発電等の活用方法の調査・検討・実証実験					
						廃棄物発電等の活用				
					再生可能エネルギー由来電力の利用方法の調査・検討・実証実験					
						利用制度の設計				
							利用制度の運用			
								5年目以降に事業を見直し後、方向性等を確認		

2023年度までの
進捗予定

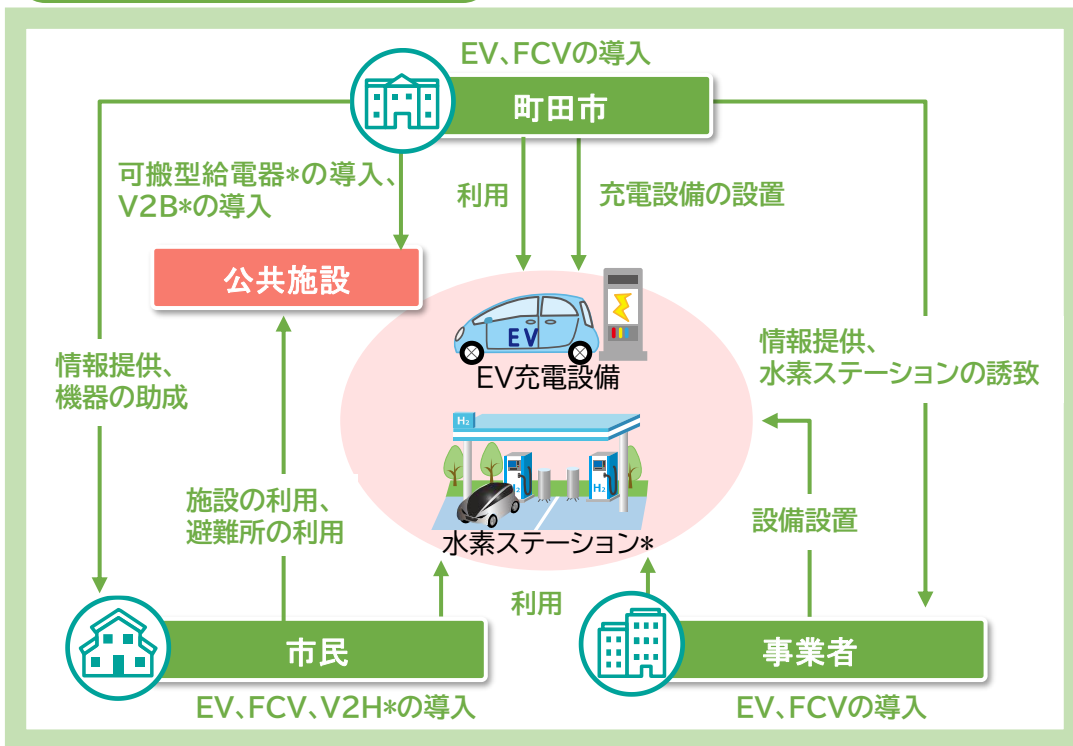
関連する課

- 市有財産活用課 ●営繕課 ●防災課 ●環境政策課 ●施設課 ●循環型施設管理課
- 循環型施設整備課 ●水再生センター

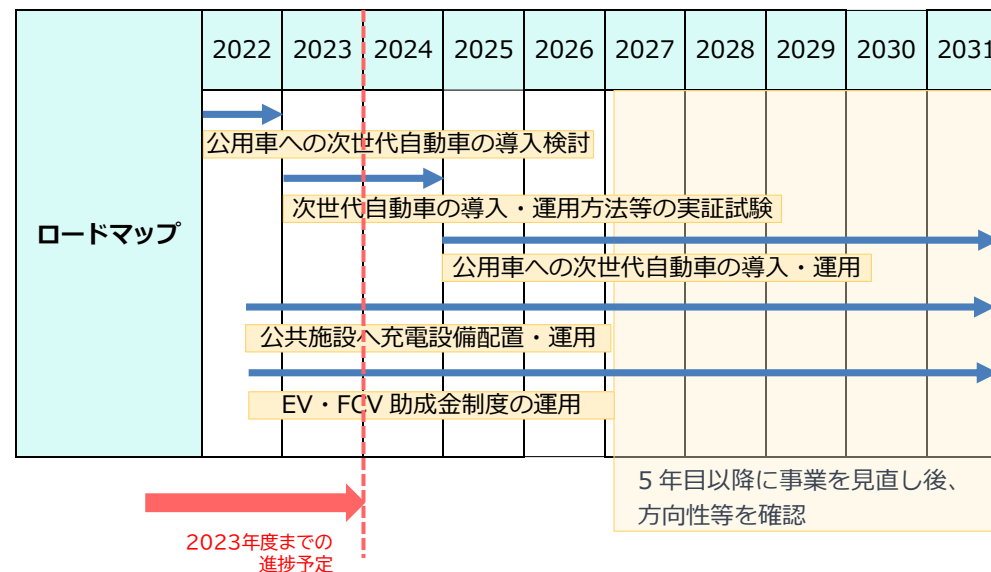
◆重点プロジェクト2 次世代自動車等の積極的な導入と多面的な活用

市内のEVやFCV普及のための取組を行うとともに、導入したEVやFCVの多面的な活用の仕組みを構築します。

プロジェクトイメージ



ロードマップ



関連する課

●市有財産活用課 ●環境政策課 ●交通事業推進課

◆重点プロジェクト3 里山環境の活用と保全

里山環境を地域の社会基盤(グリーンインフラ*)として捉え、多様な主体による連携・協働により時代に即した新たな循環サイクルを構築し、持続可能な保全につながる里山環境の活用を推進します。

プロジェクトイメージ



ロードマップ

	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
ロードマップ										

2023年度までの進捗予定

5年目以降に事業を見直し後、方向性等を確認

関連する課

●農業振興課 ●観光まちづくり課 ●環境共生課 ●公園緑地課 ●地区街づくり課

◆重点プロジェクト4 地産地消の推進

生鮮食品EC(電子商取引)を活用した「地域生産物の販促・流通構築パッケージ」による課題解決方法を検討します。

プロジェクトイメージ



関連する課

●農業振興課

ロードマップ

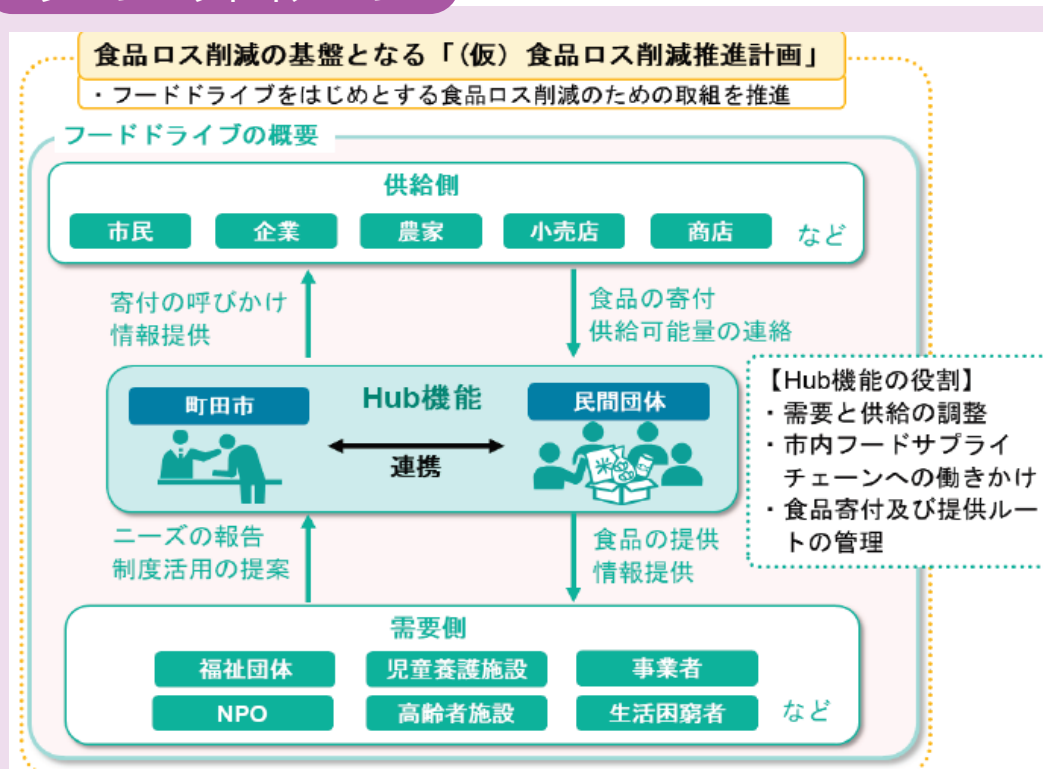
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
ロードマップ	地産地消の情報発信									
	受け取りボックス増設									
	出荷登録者拡充				実施事業の検証（継続・拡充）					
							5年目以降に事業を見直し後、方向性等を確認			

2023年度までの進捗予定

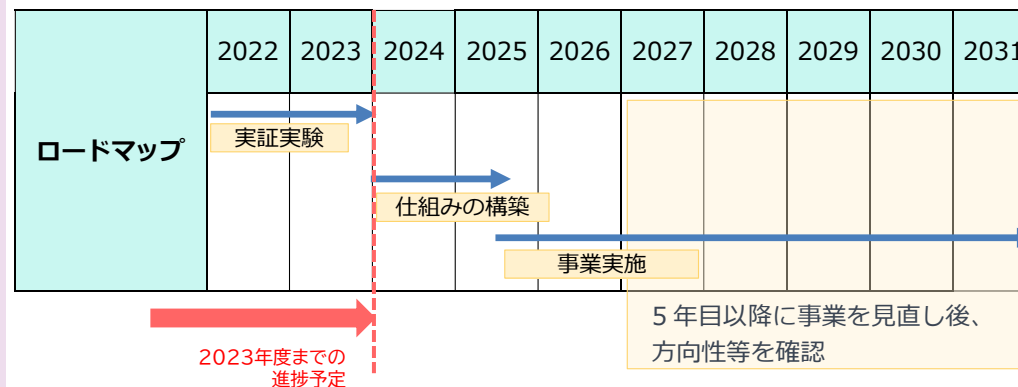
◆重点プロジェクト5 フードドライブによる食品ロスの削減

フードドライブの取組として、市や民間団体がつなぎ役となり、食品が余っているところ(供給側)と食品を必要としているところ(需要側)を結びつける仕組みを構築し、廃棄される食品をできる限り有効活用することで、食品ロスの削減を図ります。

プロジェクトイメージ



ロードマップ



関連する課

●環境政策課 ●福祉総務課

第六次環境基本計画の閣議決定(2024年5月)

第六次環境基本計画の概要

政府の第一次環境基本計画が策定されてからちょうど30年という節目に策定され、「現在及び将来の国民一人ひとりのウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げています。

第六次環境基本計画の狙い・ミッション

すべての環境分野を統合する最上位の計画として、目指すべき文明・経済社会の在り方を提示し、「環境政策を起点として、様々な経済・社会的課題をカップリングして同時に解決していく」ことを掲げています。

発展の方向性

「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指すこと、地下資源依存から地上資源基調の経済社会システムへの転換を図り、基盤である自然資本への大投資を通じて、市場価値と非市場価値を引き上げる「新たな成長」の実践・実装を計画しています。

第五次環境基本計画（現行）

・ 第一次計画以来の長期的目標である「循環」と「共生」を軸に、**環境・経済・社会の統合的向上を目指す持続可能な「循環共生型社会」（環境・生命文明社会）を打ち出す**

・ 経済社会システム、ライフスタイル、技術のあらゆる観点からイノベーションを創出することによる**「新たな成長」の概念を提唱**

・ **経済・社会的課題の同時解決**

・ 相互に関連し合う**横断的・重点的な枠組**を戦略的に設定
・ **「持続可能な開発目標」（SDGs）**の考え方の活用

・ 「循環」と「共生」を軸として、**自立・分散型**の社会を形成しつつ、近隣地域等と**地域資源を補完し支えあう**考え方として打ち出す

出典：第六次環境基本計画の概要

点検結果を踏まえ

第六次環境基本計画（発展の方向性）

- ・ **「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指す**
- ・ 「環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる」文明。**環境負荷の総量削減**と良好な環境の創出
- ・ 地下資源依存から**地上資源基調の経済社会システム**への転換
- ・ 市場価値と非市場価値を引き上げる**「新たな成長」**を示す
- ・ **基盤である自然資本とそれを支える資本・システムへの大投資、****「環境価値」**を活用した**経済全体の高付加価値化**
- ・ 科学に基づく取組の**スピードとスケール**の確保
- ・ ネットゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブ等の**統合・シナジー**
- ・ **政府、市場、国民（市民社会・地域コミュニティ）の共進化**
- ・ 世界の**バリューチェーン全体**での環境負荷低減
- ・ 地域の目指すべき姿として位置付け。**「新たな成長」の実践・実装の場**

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額の概要

2026年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事が行われ、要件をすべて満たす場合、申告により固定資産税が減額されます。(都市計画税は減額されません)

減額要件

住宅の要件

1. 2014年4月1日以前に建築された住宅であること。
2. 人の居住の用に供する部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であるもの。貸家部分以外の、人の居住の用に供する部分があるもの。
3. 改修後の住宅の床面積が50m²以上280m²以下であること。

工事の要件

1. 補助金等を除く自己負担額が60万円を超えること。
2. 窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)又は窓の断熱改修工事と併せて行う床、天井又は壁の断熱改修工事であること。
3. 改修工事により当該部位が新たに現行の省エネ基準に適合すること。

※太陽光発電装置設置工事は対象外。

減額範囲

一戸当たり120m²の床面積相当分を上限として、固定資産税の3分の1が減額されます。

長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類を添付して申告した場合は、固定資産税の3分の2が減額されます。

※本制度による減額の適用は一戸につき1回のみです。
※バリアフリー改修と省エネ改修を行った場合、各々の申告により同時に減額を受けることができますが、耐震改修工事による減額と同時の適用はありません。

減額期間

改修工事完了の翌年度1年分

申告方法

改修工事完了後3カ月以内に、提出書類を町田市資産税課家屋・償却資産係へ提出。

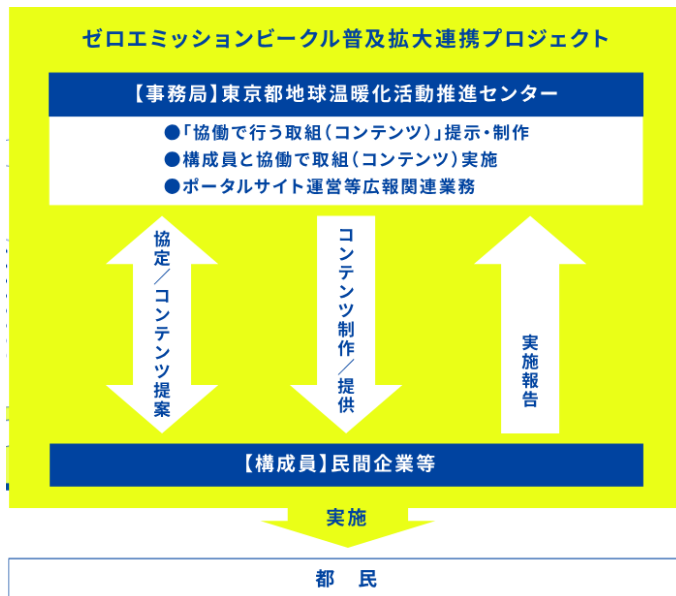
環境にやさしい車・バイク(ZEV)事業の概要

東京都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向け、都内で新車販売される自動車の100%非ガソリン化を目指しています。(乗用車:2030年、二輪車:2035年)

本目標の達成に向けて、車両のZEV化の推進や社会インフラ整備を加速度的に進めるべく、燃料電池自動車、電気自動車や水素ステーション等の助成を行っています。

制度スキーム

事務局である東京都地球温暖化防止活動推進センターが保有するネットワークと、構成員である民間企業が保有するアイデア等を結びつけ、都民に対してZEVの普及啓発を行うことを目的としています。



チャレンジZEV 2030



出典:東京都地球温暖化防止活動推進センター「ZEVポータルTOP」

町田市食品ロス削減推進計画

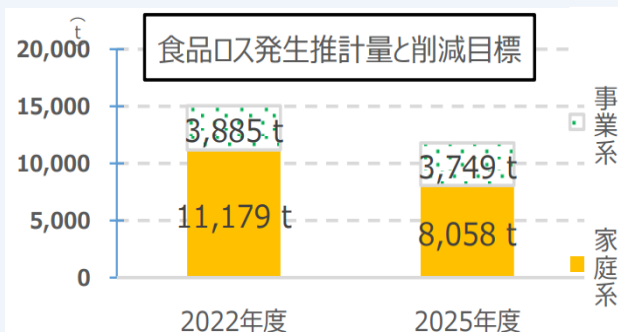
町田市食品ロス削減推進計画の概要

食品ロス削減の取組を通し、ごみの減量や温室効果ガスの削減、資源の有効活用を図るために推進していく施策を示した計画です。(2023年8月策定)

削減目標(2022→2025年度)

市民から出る食品ロス **3,121t削減**
 ➡年間1世帯当たり **15.21kg削減**
 ・手つかず 6.54kg
 ・食べ残し 6.54kg
 ・過剰除去 2.12kg

事業者から出る食品ロス **136t削減**



出典:町田市食品ロス削減推進計画 概要版

推進施策

重点事業① フードドライブの拡大【家庭系】

食品ロスの削減と食品の有効活用を目的として、公共施設での未利用食品の受付(フードドライブ)を拡大する。受付けした食品は、「フードバンクまちだ(町田市社会福祉協議会)」から子ども食堂・地域活動団体や、関係機関を通して食品を必要としている世帯へ提供する。

目標値 2025年度までに公共施設での受け取り窓口を7か所に拡大

重点事業② フードシェアリングサービスの開始【事業系】

消費期限が迫っている食品など食品ロスになってしまいそうな食品を販売したい事業者と、購入を希望する消費者をウェブサイト上で橋渡しするマッチングサービスを導入する。事業系の食品ロスの削減を図りながら、市民が気軽に食品ロスの取組に参加できる仕組みを構築する。

目標値 フードシェアリングサービスの導入(年間1,200食マッチング)

重点事業③ 食品リサイクル施設の活用【家庭系】

家庭から出される可燃ごみのうち、「生ごみのみ」を分別収集し、食品リサイクル施設でたい肥化する仕組みを構築する。製造したたい肥は市民へ配布するなどして、資源の地産地消を目指す。

目標値 モデル地区での実証事業の開始

里山へGO！の概要

初心者から経験者向けまで、森林や緑地での多様なボランティア情報を発信しています。センターへの登録者には希望の活動エリアや活動内容に応じた情報をメール配信するほか、初心者向けの保全地域体験プログラム等も紹介しています。

里山活動

里山活動では、里山環境への理解を深めるべく、森（雑木林）の手入れ、田んぼの活動、自然観察、クラフト体験といった活動に参加することができます。

里山マップ

体験内容や活動受け入れ状況、難易度・最寄り駅などの情報が記載された東京里山マップを公開しており、自身の希望に沿って応募することができます。

3つのエリア（北多摩エリア、南多摩エリア、西多摩エリア）に応じ、里山が設定されています。



出典：東京の自然にタッチ 里山へGO！



出典：東京の自然にタッチ 里山へGO！

活動レポート

活動はレポートとして公開され、過去の活動内容を確認することができます。



出典：東京の自然にタッチ 里山へGO！

3. 町田市における 環境施策の実施状況

3.1 第3次町田市環境マスタープランの進捗評価	25
3.2 重点プロジェクトの進捗評価	49
3.3 町田市の取組	63
3.4 事業者の取組	69
3.5 市民の取組	73
3.6 町田市第5次環境配慮行動計画	75
(地球温暖化対策実行計画「事務事業編」)	
3.7 町田市環境マネジメントシステムの取組	78

3.1 第3次町田市環境マスタープランの進捗評価

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

成果指標の評価方法は、P12に掲載しています。

3.1 第3次町田市環境マスタープランの進捗評価

3. 町田市における環境施策の実施状況

◆進捗状況◆

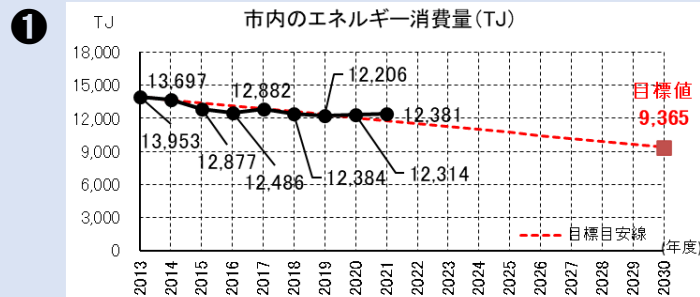
基本目標1

◆成果指標

指標	基準値(年度)	目標値(目標年度)	現状	
			現状値(年度)	評価
市内のエネルギー消費量(TJ)	13,953 TJ (2013年度)	9,365 TJ (2030年度) 約33%削減	12,381TJ (2021年度) 約11%削減	×
家庭のエネルギー消費量(世帯数当たり)(GJ/世帯)	32.8 GJ/世帯 (2013年度)	22.8 GJ/世帯 (2030年度) 約31%削減	31.1 GJ/世帯 (2021年度) 約5%削減	×
事業者のエネルギー消費量(延床面積当たり)(GJ/m ²)	0.84 GJ/m ² (2013年度)	0.57 GJ/m ² (2030年度) 約32%削減	0.67GJ/m ² (2021年度) 約20%削減	○
市内の再生可能エネルギー導入量(累計)(kW)	37,378 kW (2019年度)	48,313 kW (2030年度) 約29%増加	51,302kW (2022年度) 約37%増加	○
市内の温室効果ガス排出量(千t-CO ₂)	1,489千t-CO ₂ (2013年度)	998千t-CO ₂ (2030年度) 約33%削減	1,275千t-CO ₂ (2021年度) 約14%削減	×
市内乗用車の登録台数に占めるEV、FCVの割合(%)	0.99% (2019年度)	4.57% (2030年度)	1.92%(2022年度)	△
気候変動の影響に備えている市民の割合(%)	18.5% (2022年度)	28.5%(2030年度)	19.6% (2023年度)	—

◆各成果指標の評価

- ①市内のエネルギー消費量は概ね目安線通りに進捗していますが、2年連続増加しました。



3.1 第3次町田市環境マスタープランの進捗評価

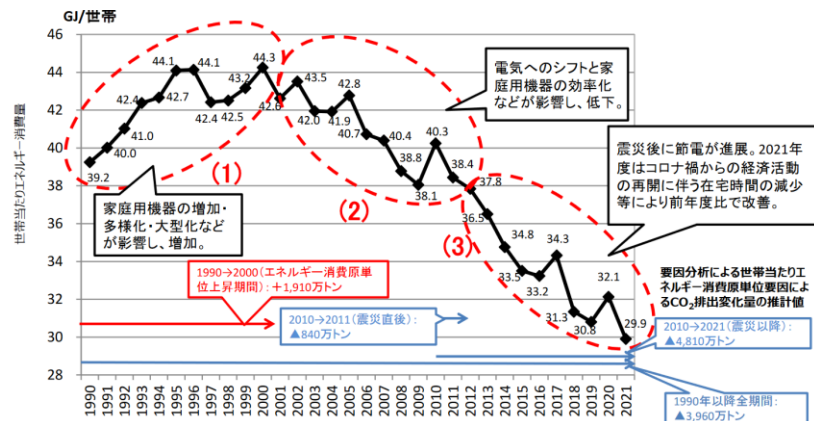
◆進捗状況◆

基本目標1

- ②家庭のエネルギー消費量(世帯数当たり)は2017年度と同水準まで増加しました。新型コロナウイルス感染症以降のテレワークの定着化による在宅時間の増加の影響等と考えられます(2017年度は全国的な厳冬により暖房需要・給湯需要が増えたことでエネルギー消費量が増加しました)。
- ③事業者のエネルギー消費量(延床面積当たり)は目安線を下回って推移しています。
- ④市内の再生可能エネルギー導入量は既に2030年度の目標値を達成しています。家庭用太陽光発電機器の導入や、町田市バイオエネルギーセンターの稼働等により大幅に増加しました。

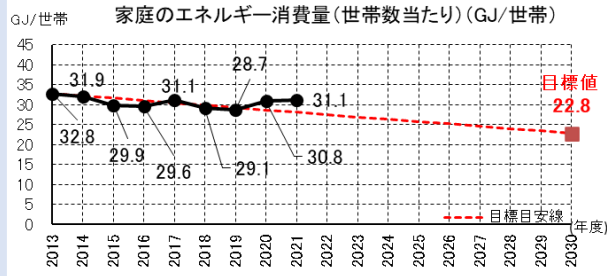
3. 町田市における環境施策の実施状況

◆【参考】全国のエネルギー消費原単位 世帯数当たりエネルギー消費量の推移(全国)

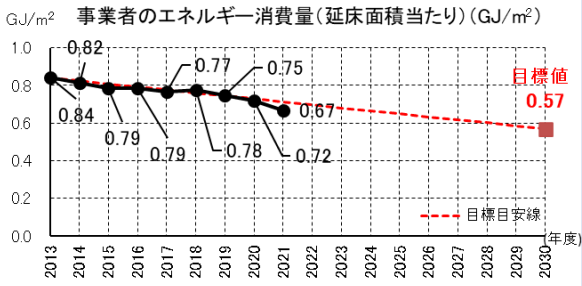


出典:2021年度(令和3年度)温室効果ガス排出量(環境省)

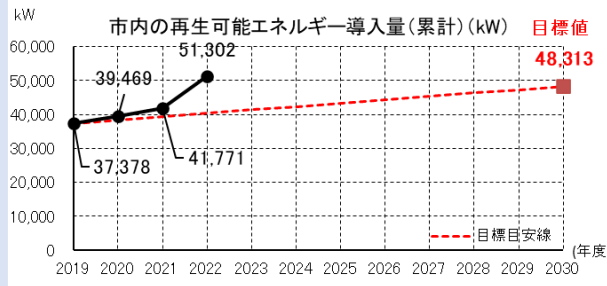
②



③



④



❖進捗状況❖

基本目標1

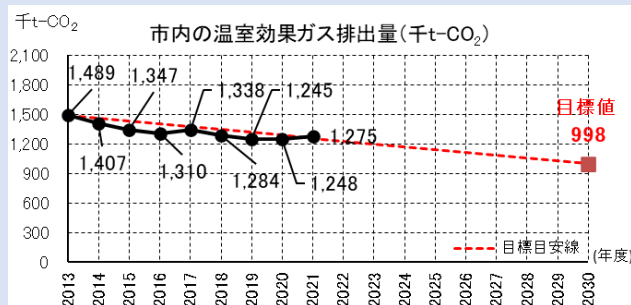
⑤市内の温室効果ガス排出量は概ね目標値を達成していますが、2年連続増加しました。特に町田市の排出量の約4割を占める民生(家庭)部門の増加を受け、総量も増加しています。

※ 町田市のエネルギー消費量および温室効果ガス排出量は 4.2(P85)を参照してください。

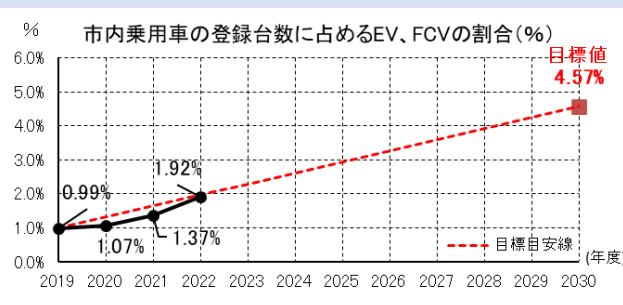
⑥市内乗用車の登録台数に占めるEV、FCVの割合は概ね目安線通りに進捗しており、2年連続増加しました。

⑦気候変動に備えている市民の割合は、第3次計画の策定に合わせたアンケート調査内容の更新に伴い2022年度実績を基準値としています。気候変動の影響に備えている市民の割合はやや増加しました。

⑤

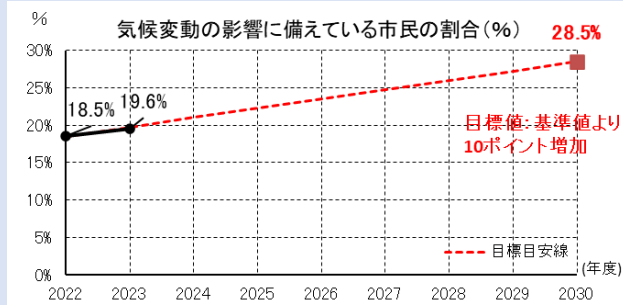


⑥



⑦

2022年度の実績を調査する、2023年4月実施アンケートから調査項目を一部変更しています。



❖進捗状況❖

基本目標1

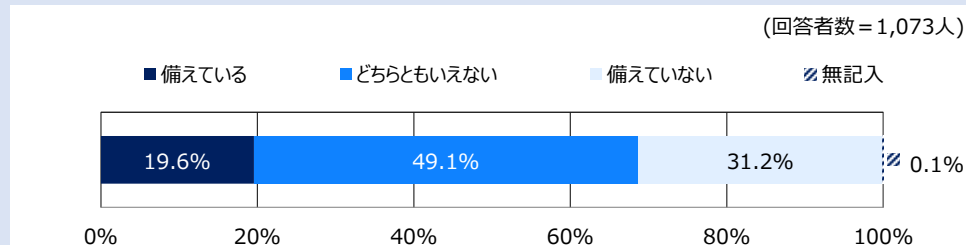
【参考】アンケート結果

(1)19.6%の市民が気候変動の影響に「備えている」と答えています。一方、49.1%の市民が「どちらともいえない」、31.2%の市民が「備えていない」と答えています。

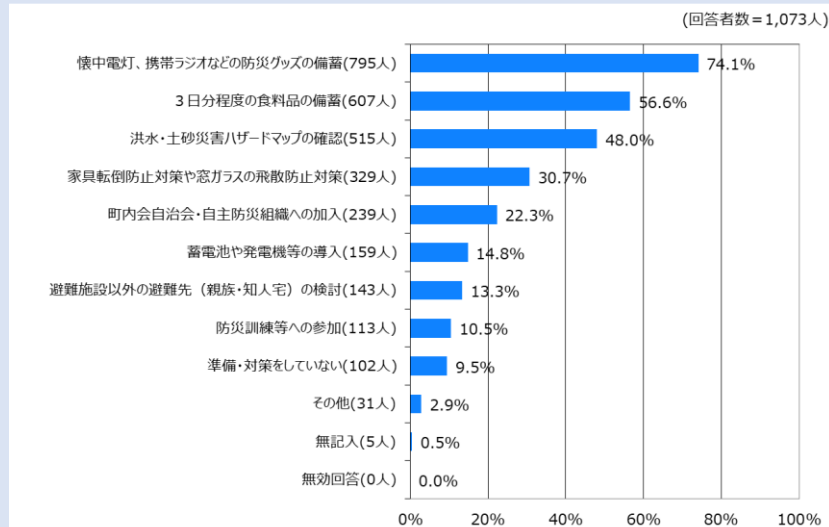
(2)「災害への準備・対策」の具体的な内容として、74.1%の市民が「懐中電灯、携帯ラジオなどの防災グッズの備蓄」を選んでしています。次いで「3日分程度の食料品の備蓄」(56.6%)、「洪水・土砂災害ハザードマップの確認」(48.0%)が多く選ばれています。

(3)62.6%の市民が熱中症の予防や対策を「している」と答えています。

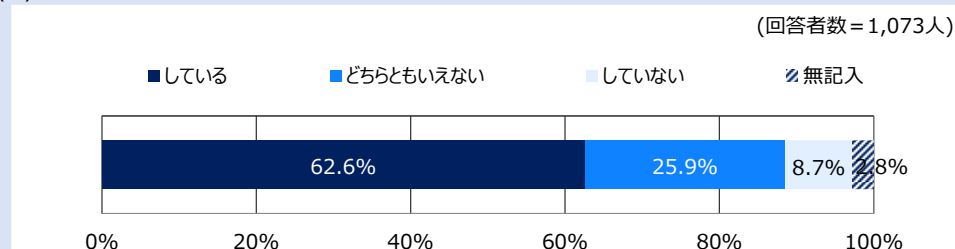
(1)【気候変動に備えている市民の割合】



(2)【災害への準備・対策】



(3)【熱中症の予防や対策をしている市民の割合】



❖進捗状況❖

基本目標2

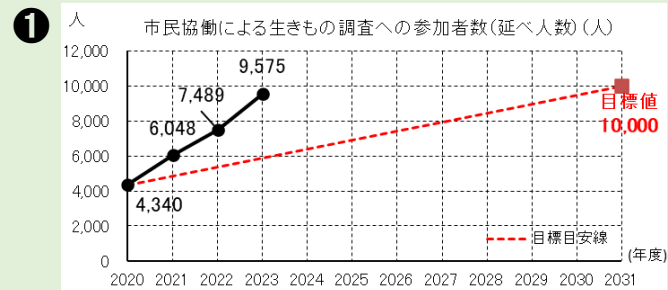
◆成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	現状	
			現状値 (年度)	評価
市民協働による生きもの調査への参加者数(延べ人数) (人)	4,340人 (2020年度)	10,000人 (2031年度)	9,575人 (2023年度)	○
生きものに関心のある市民の割合(%)	70% (2020年度)	80% (2031年度)	66% (2023年度)	△
みどりとのふれあいに満足している市民の割合(%)	52% (2020年度)	62% (2031年度)	51% (2023年度)	△
水辺とのふれあいに満足している市民の割合(%)	48% (2020年度)	58% (2031年度)	43% (2023年度)	△
みどり率(%)	45.8% (2018年度)	現状維持(2031年度)	—※	—
歴史・文化とのふれあいに満足している市民の割合(%)	29% (2020年度)	39% (2031年度)	21% (2023年度)	×

※みどり率は5年毎に東京都が調査を行っており、その結果を受け市の値を算出します。2023年度の値は2025年度に算出し公表する予定です。

◆各成果指標の評価

- ①市民協働による生きもの調査への参加者数は目安線を上回って推移しています。



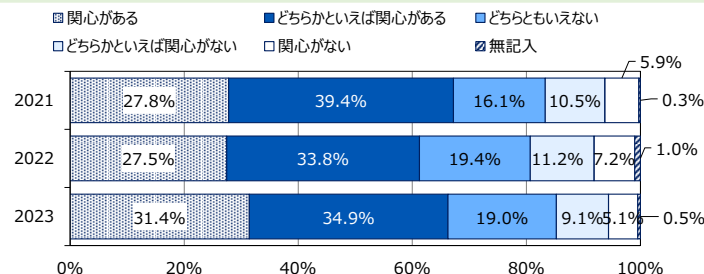
3.1 第3次町田市環境マスタープランの進捗評価

❖進捗状況❖

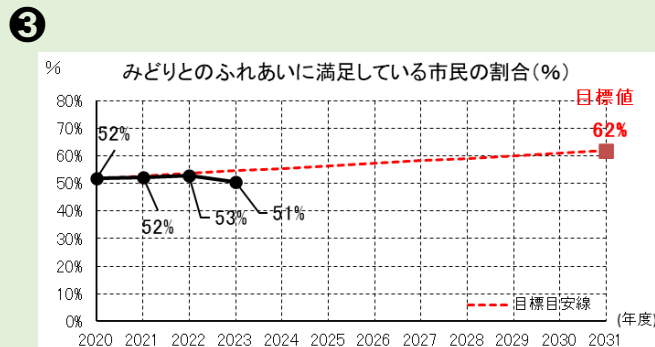
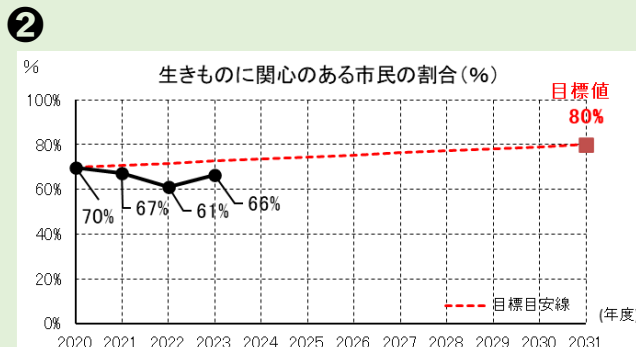
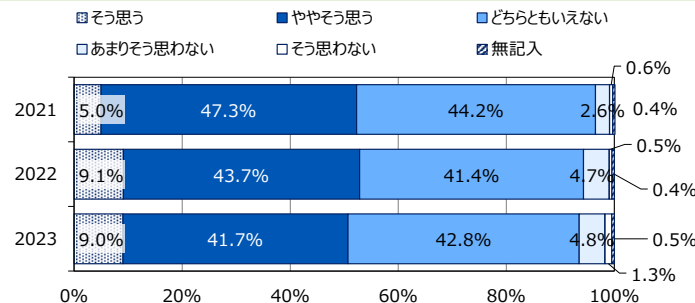
基本目標2

- ❷生きものに関心のある市民の割合は目安線を下回っているものの、2022年度から値が増加しました。
- ❸みどりとのふれあいに満足している市民の割合は目安線を下回りました。

【参考】生きものに関心のある市民の割合の推移



【参考】みどりとのふれあいに満足している市民の割合の推移

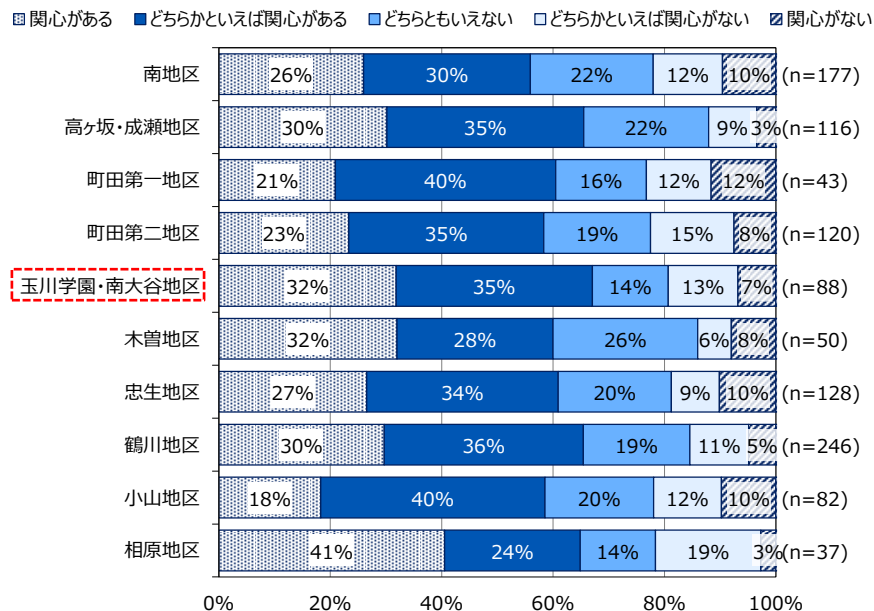


❖進捗状況❖

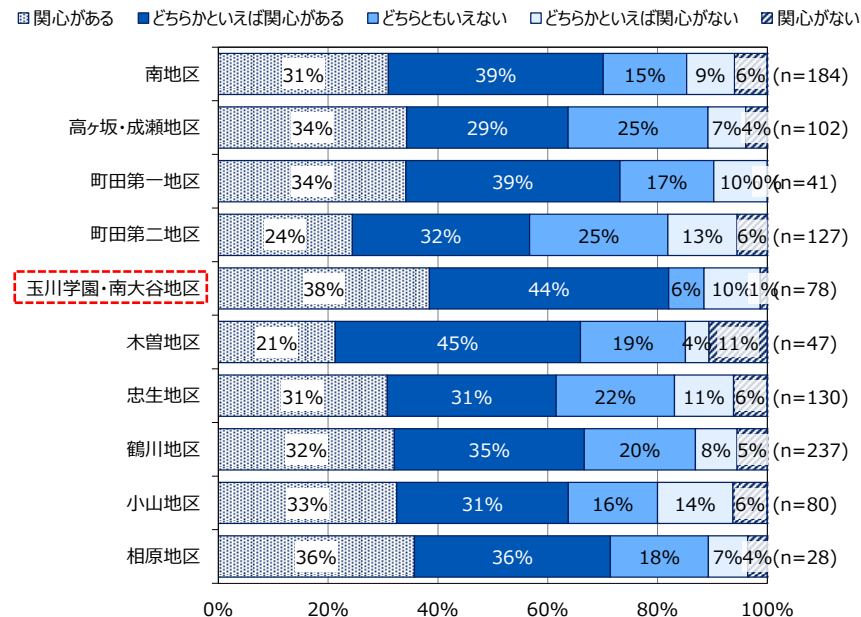
基本目標2

【参考】生きものに関心のある市民の割合(地区別)

【2022年度】



【2023年度】



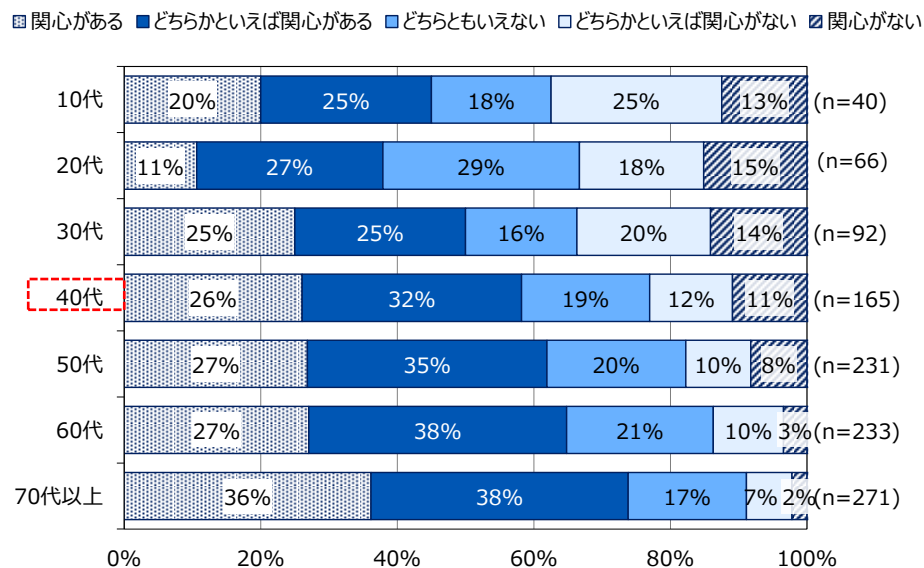
生きものに関心のある市民の割合(「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」の合計)を地区別でみると、玉川学園・南大谷地区で増加しています。

❖進捗状況❖

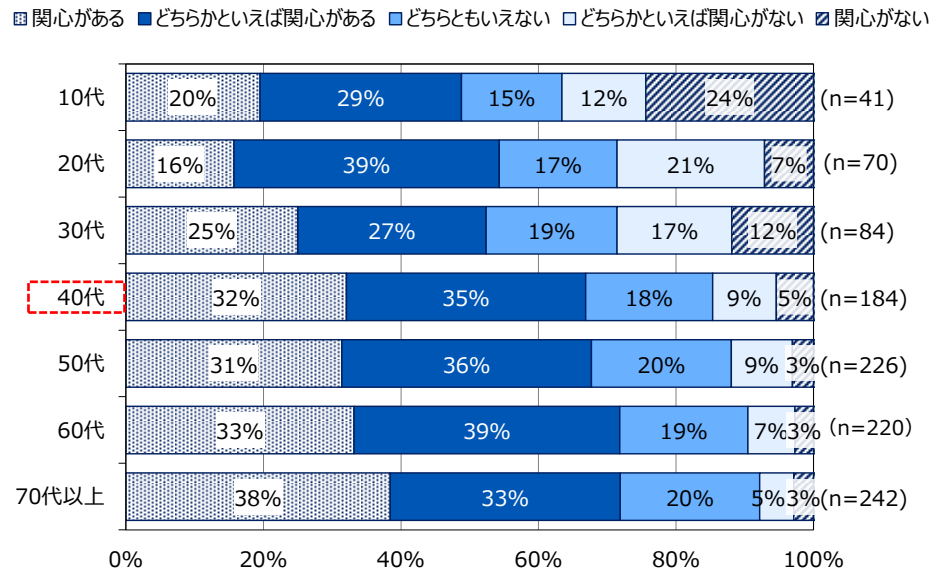
基本目標2

【参考】生きものに関心のある市民の割合(年代別)

【2022年度】



【2023年度】

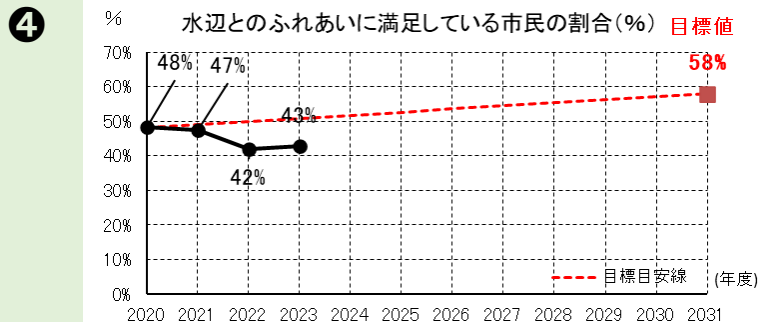


生きものに関心のある市民の割合(「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」の合計)を年代別でみると、40代で、9ポイント増加しています。
年代が上がるほど関心度合いが高くなる傾向は変わっていません。

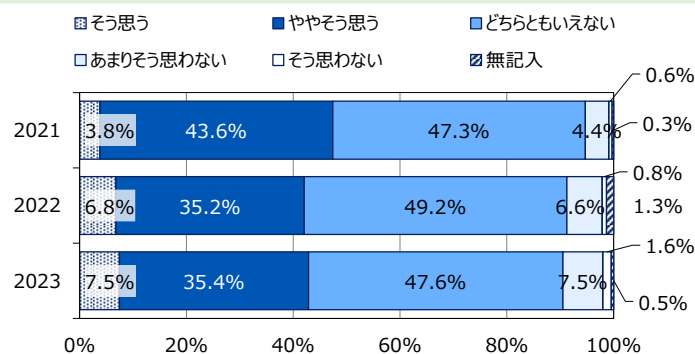
❖進捗状況❖

基本目標2

④水辺とのふれあいに満足している市民の割合は2022年度と同水準で、目安線を下回っています。

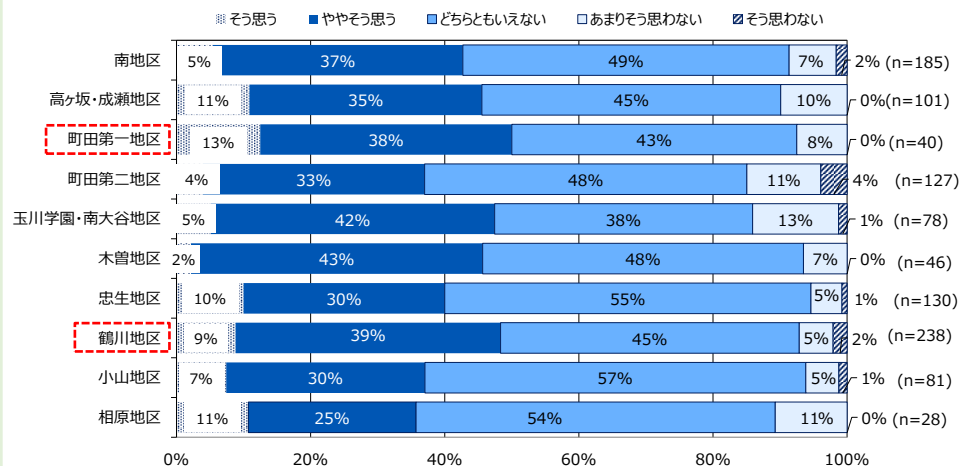


【参考】水辺とのふれあいに満足している市民の割合の推移



【参考】水辺とのふれあいに満足している市民の割合(地域別)

【2023年度】



水辺とのふれあいに満足している市民の割合は、「町田第一地区」「鶴川地区」が高くなっており、一方で「町田第二地区」「小山地区」「相原地区」が低くなっています。

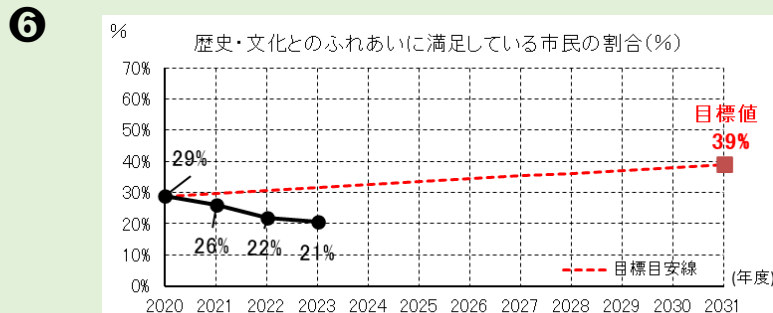
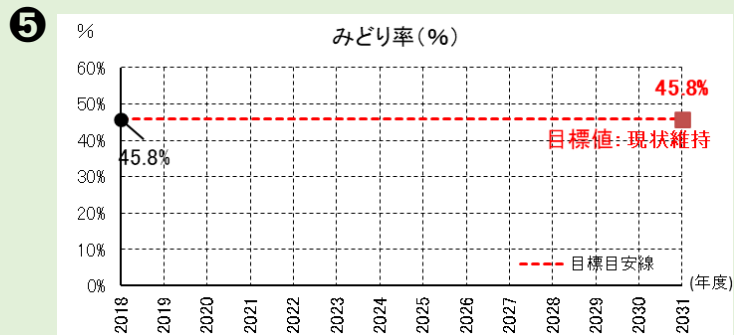
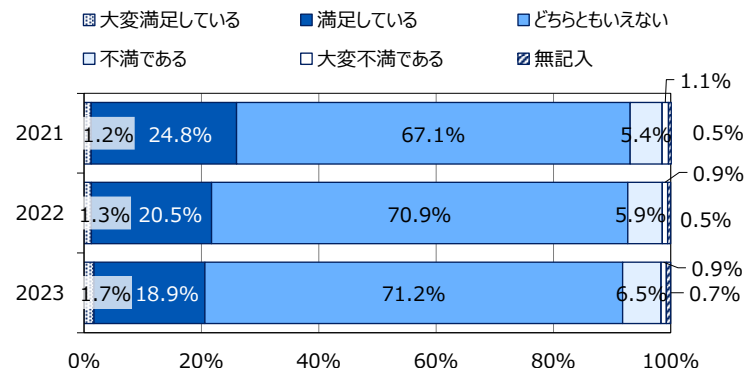
3.1 第3次町田市環境マスタープランの進捗評価

❖進捗状況❖

基本目標2

- ⑤2023年度のみどり率は、2025年度に公表する予定です。
- ⑥歴史・文化とのふれあいに満足している市民の割合は、2年以上連続して低下しています。

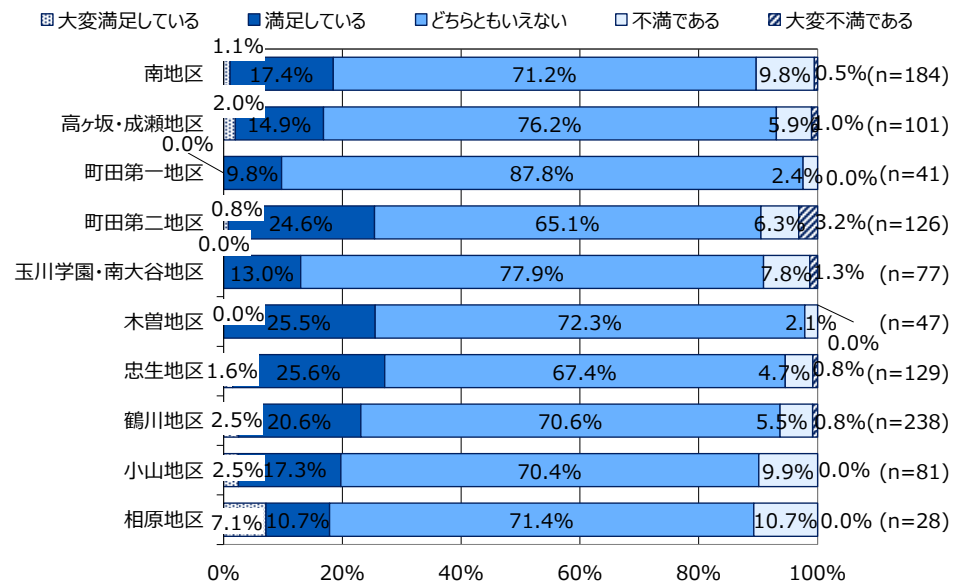
【参考】歴史・文化とのふれあいに満足している市民の割合の推移



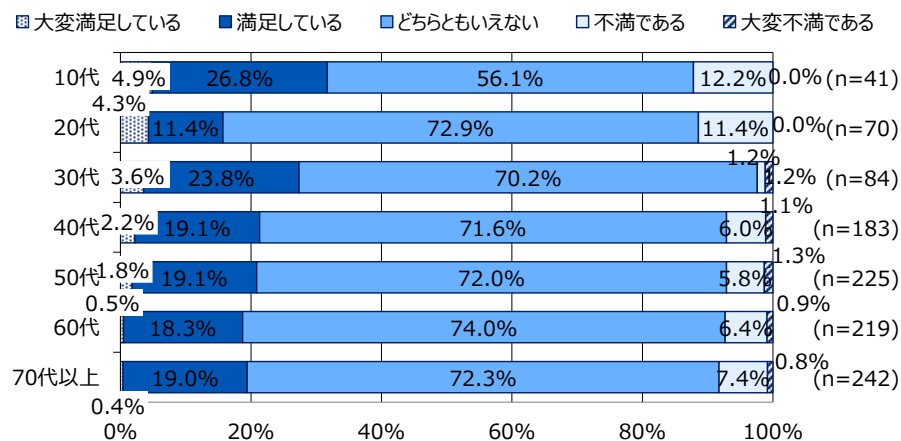
❖進捗状況❖

基本目標2

【参考】歴史・文化とのふれあいに満足している市民の割合(地域別)



【参考】歴史・文化とのふれあいに満足している市民の割合(年代別)



歴史と文化とのふれあいに満足している市民の割合は、地域別・年代別共に大きな偏りはありません。

❖進捗状況❖

基本目標3

◆成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	現状	
			現状値 (年度)	評価
1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)	768 g/人日 (2019年度)	714g/人日 (2030年度)	717g/人日 (2023年度)	○
総資源化率(%)	31% (2019年度)	40% (2030年度)	32% (2023年度)	△
ごみの焼却による温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	約34,000 t-CO ₂ (2019年度)	約24,000 t-CO ₂ (2030年度)	41,431 t-CO ₂ (2023年度)	△

◆指標の算出方法

※ 1人1日当たりのごみ排出量 = (総ごみ量(資源を含む) + 集団回収) ÷ 人口 ÷ 日数

※ 総資源化率 = 資源化量合計 ÷ (総ごみ量(資源を含む) + 集団回収)

資源化量合計には焼却灰をエコセメント化する量も含む。

※ 温室効果ガス排出量 = 一般廃棄物* (プラスチックごみおよび合成繊維)の焼却に伴い排出される非エネルギー起源CO₂(二酸化炭素)
+ 一般廃棄物に伴い排出されるCH₄(メタン)およびN₂O(一酸化二窒素)

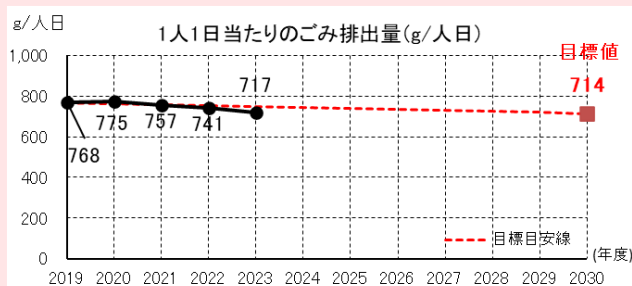
❖進捗状況❖

基本目標3

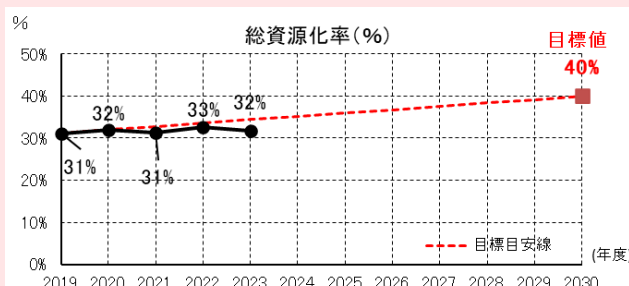
◆各成果指標の評価

- ❶ 1人1日当たりのごみ排出量は概ね目安線通りに進捗しています。
- ❷ 総資源化率は目安線を下回っており、2022年度から微減しました。
- ❸ ごみの焼却による温室効果ガス排出量は2022年度から減少したものの、目安線には届いていません。

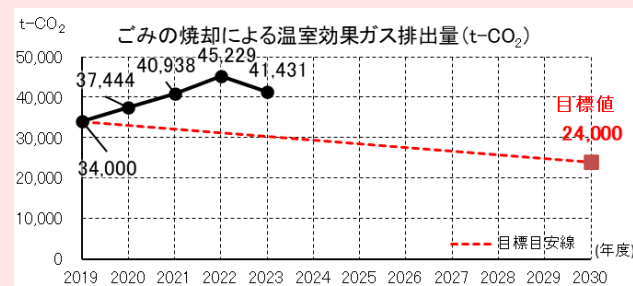
❶



❷



❸



❖進捗状況❖

基本目標3

【参考】ごみ量等の推移

(1)ごみの焼却による温室効果ガス排出量のガス種別推移を示します。ごみの焼却に伴う温室効果ガス排出量のうち、「プラスチックごみおよび合成繊維」の焼却に伴い排出される非エネルギー起源CO₂が9割以上を占め、残り1割が「プラスチックごみおよび合成繊維」以外のごみを含む一般廃棄物から排出される温室効果ガスです。

(2)総ごみ量(資源を含む)+集団回収量は減少傾向にあります。

(1)

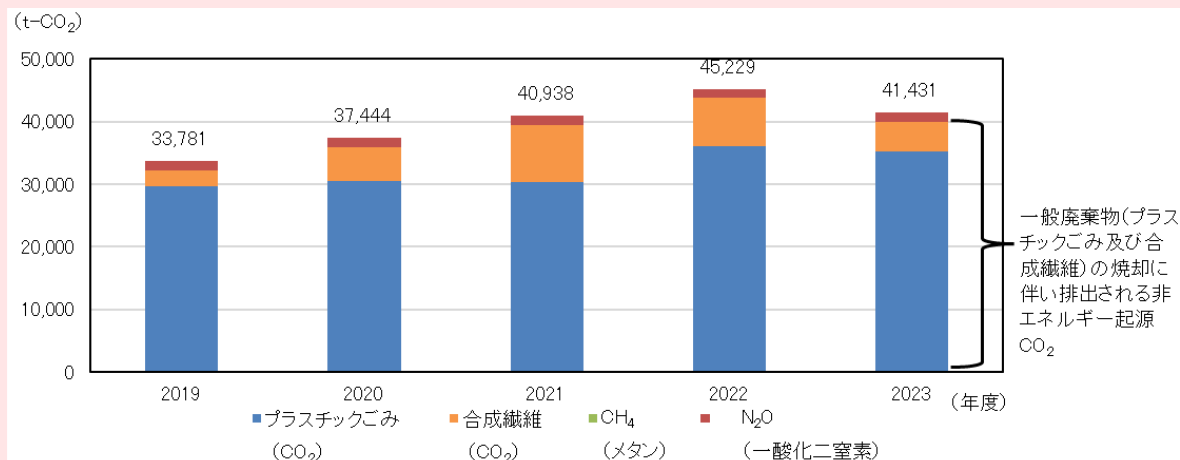


図 ごみの焼却による温室効果ガス排出量のガス種別推移

(2)

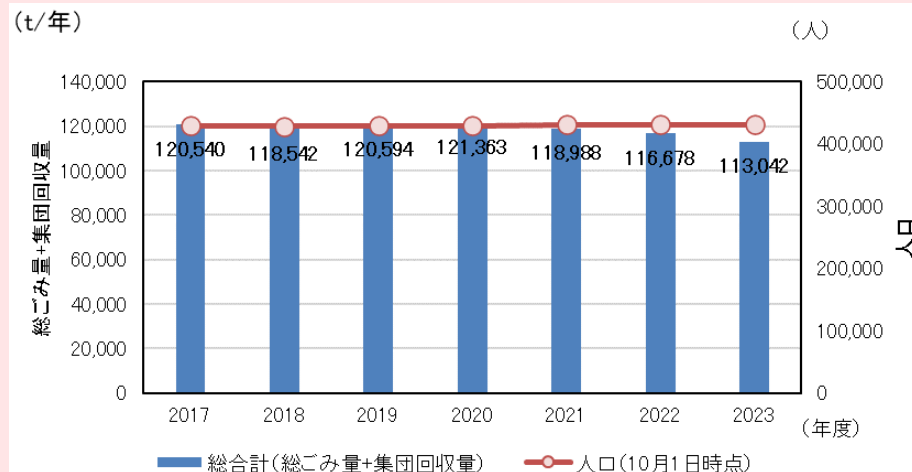


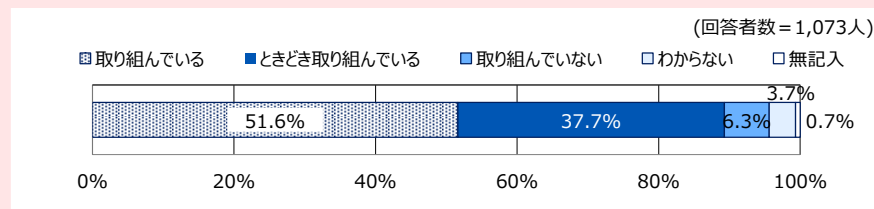
図 総ごみ量(資源を含む)+集団回収量および人口の推移

❖進捗状況❖

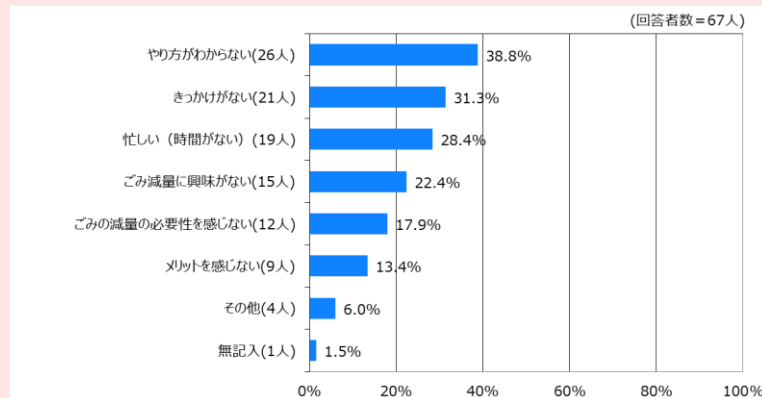
基本目標3

◆【参考】アンケート結果

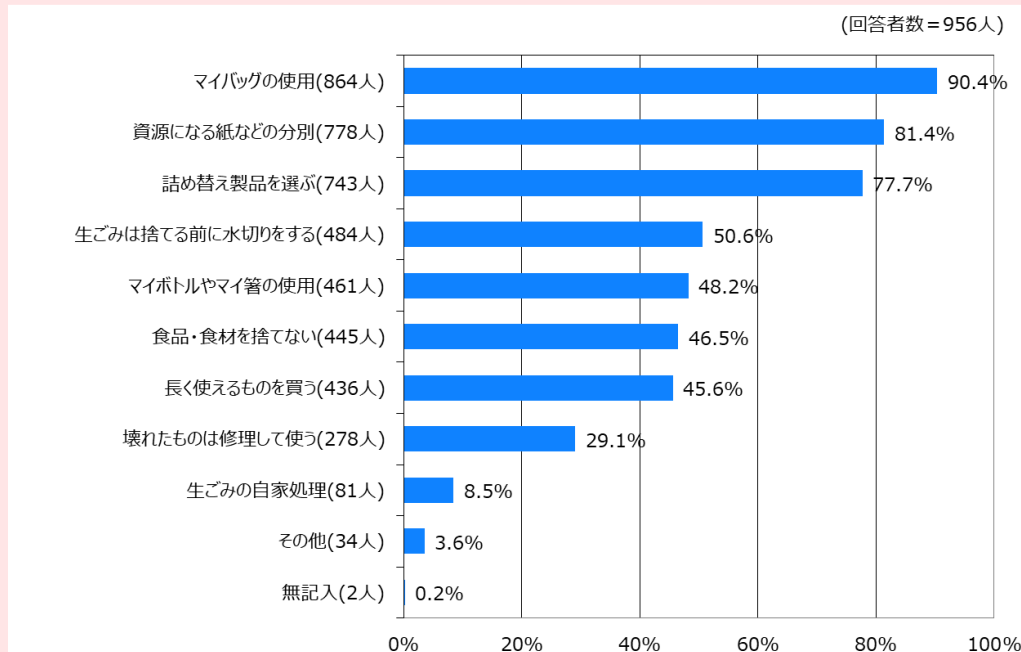
(1)【ごみ減量の取組について】



(2)【ごみの減量に取り組んでいない理由】



(3)【ごみの減量に有効な取組について】



(1) 9割近くの市民がごみ減量に取り組んでおり、ごみ減量への意識が高いことが分かります。

(2) 一方で取り組んでいない理由として「やり方がわからない」「きっかけがない」「忙しい(時間がない)」が多く挙げられています。

(3) ごみの減量に有効な取組として「マイバッグの使用」「資源になる紙などの分別」「詰め替え製品を選ぶ」が多く挙げられています。

❖進捗状況❖

基本目標4

◆成果指標

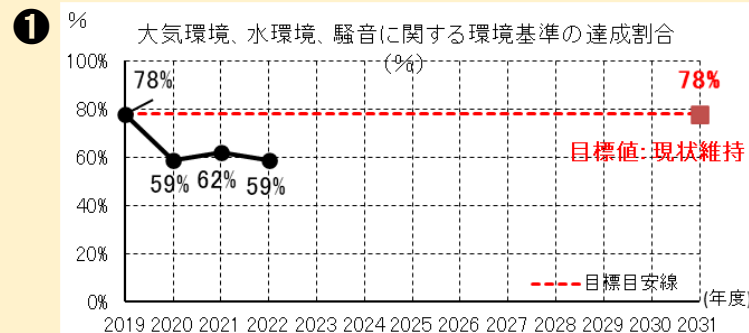
指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	現状	
			現状値 (年度)	評価
大気環境、水環境、騒音に関する環境基準の達成割合(%)	78% (2019年度)	現状維持 (2031年度)	59% (2022年度)	△
居住地の周辺環境(大気、水質、騒音など)に満足している市民の割合(%)	67% (2020年度)	77% (2031年度)	54% (2023年度)	△
まち並みや景観に満足している市民の割合(%)	43% (2020年度)	53% (2031年度)	47% (2023年度)	○

◆各成果指標の評価

❶大気環境、水環境、騒音に関する環境基準の達成割合は目安線を下回っており、また2021年度から減少しました。

※【算出方法】

大気環境、水環境、騒音に関する環境基準の達成割合 = 大気環境、水環境、騒音に関する環境基準を達成している数の合計数 ÷ 全項目数



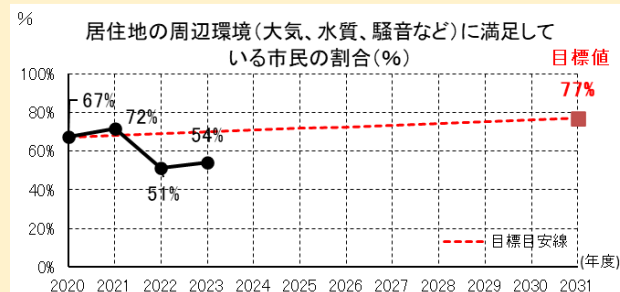
3.1 第3次町田市環境マスタープランの進捗評価

❖進捗状況❖

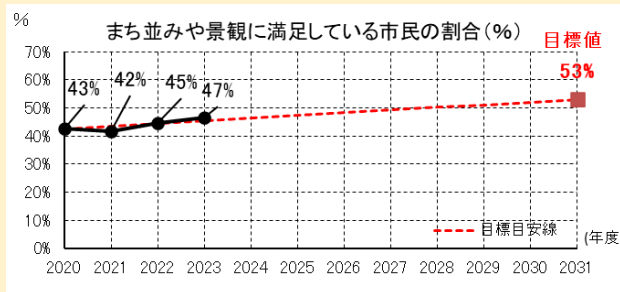
基本目標4

- ②居住地の周辺環境(大気、水質、騒音など)に満足している市民の割合は、2022年度から増加したものの、目安線を下回っています。
- ③まち並みや景観に満足している市民の割合は概ね目安線通りに進捗しています。

②

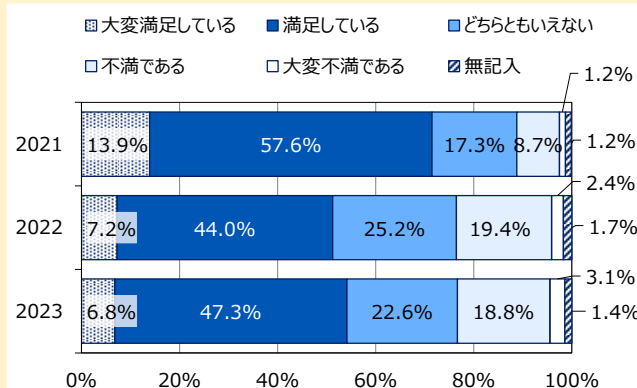


③

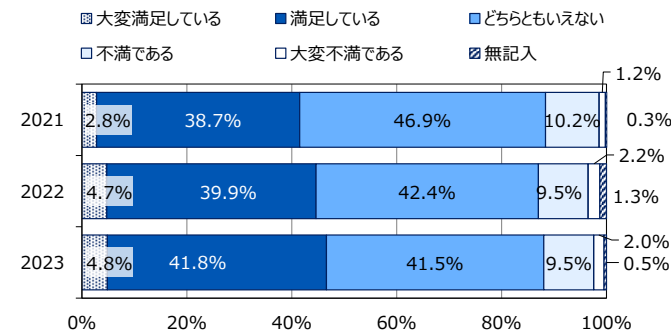


【参考】アンケート結果

(1)【居住地の周辺環境について】



(2)【まち並みや景観について】

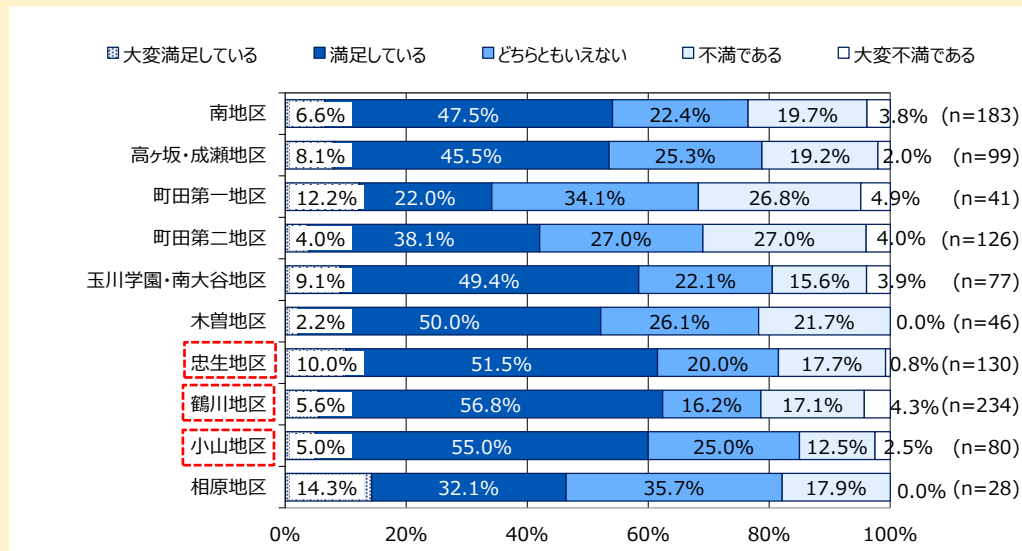


❖進捗状況❖

基本目標4

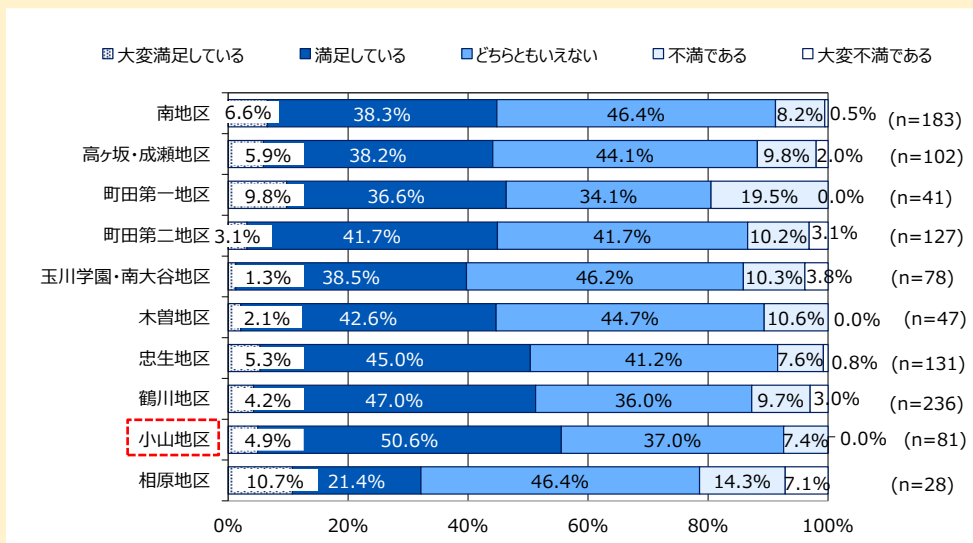
【参考】アンケート結果

(1)【周辺環境への満足度について】



(1)周辺環境への満足度は「町田第一地区」「町田第二地区」「相原地区」で5割を下回っています。一方、「鶴川地区」「忠生地区」「小山地区」が高く、は6割以上となっています。

(2)【まち並みや景観への満足度について】



(2)まち並みや景観への満足度は「小山地区」が最も高く、「相原地区」が低くなっています。

❖進捗状況❖

基本目標5

◆成果指標

指標	基準値 (年度)	目標値 (目標年度)	現状	
			現状値 (年度)	評価
環境に配慮した行動を行っている市民の割合(%)	39% (2022年度)	49% (2031年度)	37% (2023年度)	—
エコ宣言事業者数(店・事業所)	93店・事業所 (2020年度)	120店・事業所 (2031年度)	113店・事業所 (2023年度)	○
SNS等のフォロワー数	1,138 (2020年度)	10,000 (2031年度)	3,036 (2023年度)	△

1

2

3

4

5
資料編

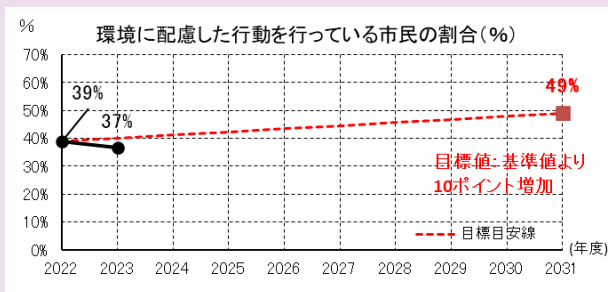
❖進捗状況❖

基本目標5

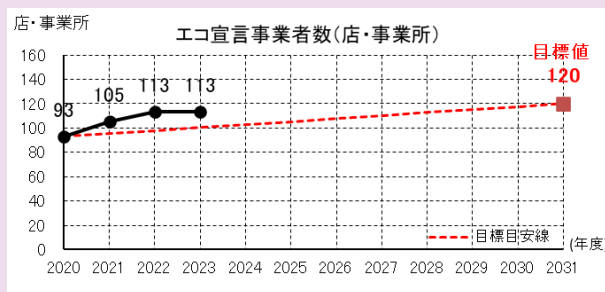
◆各成果指標の評価

- ❶環境に配慮した行動を行っている市民の割合は、2022年度から低下し、目安線を下回っています。
- ❷エコ宣言事業者数は概ね目安線通りに進捗しています。
- ❸SNS等のフォロワー数は増加しているものの、目安線を下回っています。

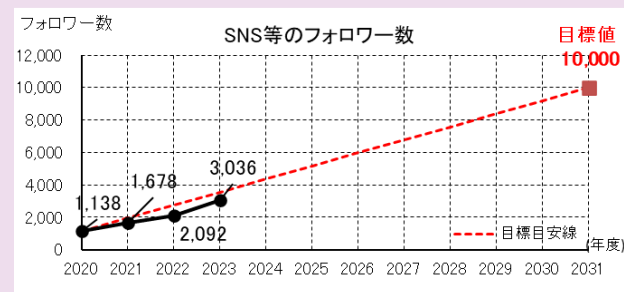
❶



❷



❸



エコ宣言事業者
ステッカー

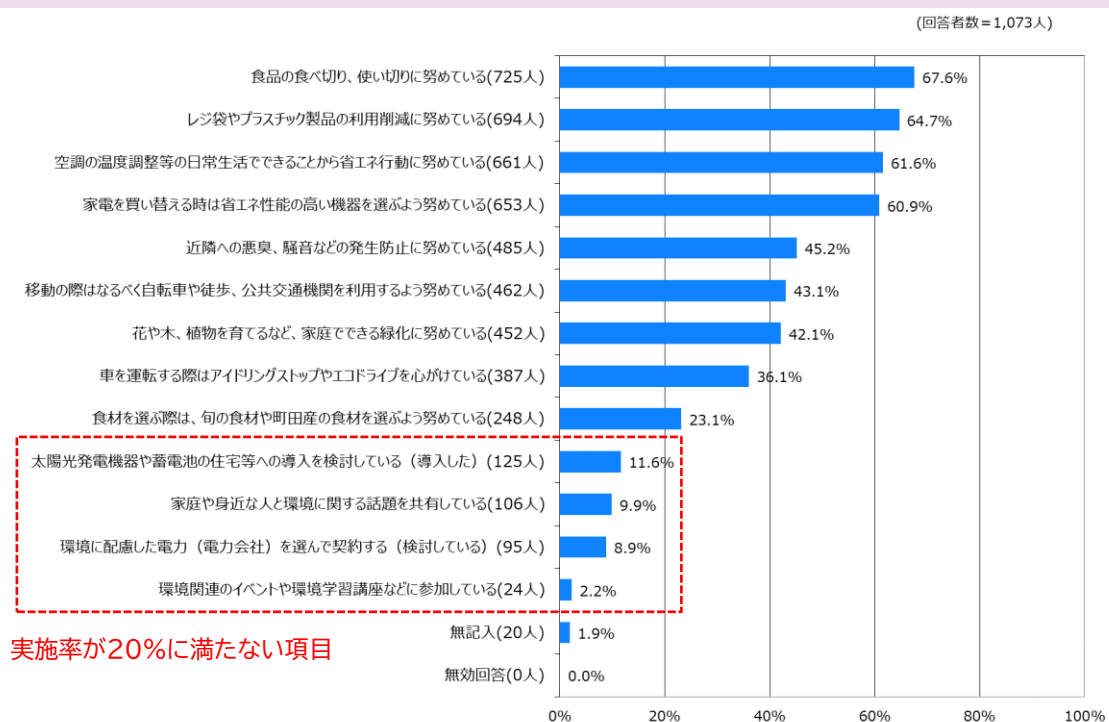
❖進捗状況❖

基本目標5

◆【参考】アンケート結果

(1)環境に配慮した行動について、日常生活の中で行いやすい取組の実施率が高くなっています。
イベントや環境学習*講座などへの参加や、太陽光発電機器の導入などは実施率が低くなっています。

【環境に配慮した行動について】



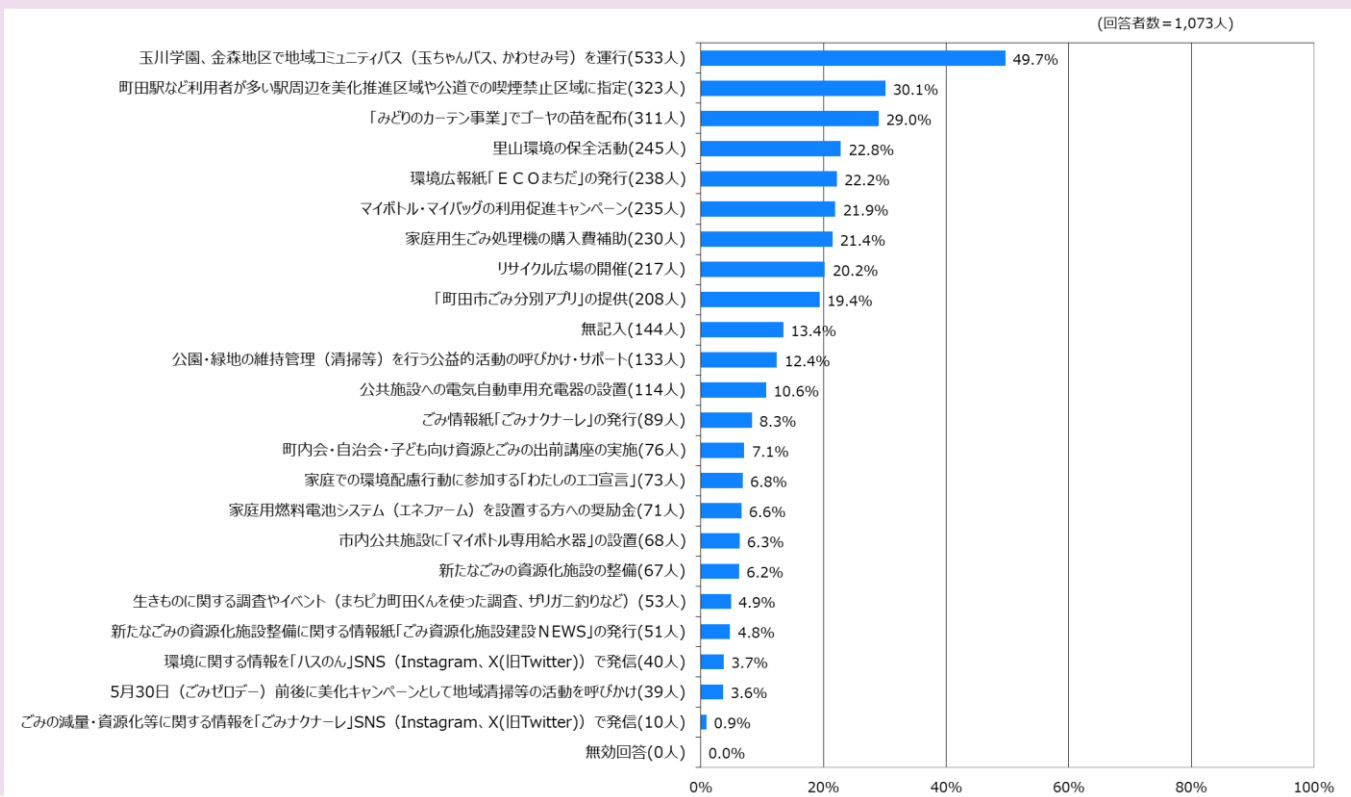
❖進捗状況❖

基本目標5

◆【参考】アンケート結果

(2)49.7%の市民が、市の取組として「玉川学園、金森地区で地域コミュニティバス(玉ちゃんバス、かわせみ号)を運行」について知っていると答えています。その他「町田駅など利用者が多い駅周辺を美化推進区域や公道での喫煙禁止区域に指定」(30.1%)、「みどりのカーテン事業」でゴーヤの苗を配布(29.0%)が知られています。

【市の取組について知っているもの】



❖総合評価❖

基本目標1

市内のエネルギー消費量や温室効果ガス排出量等について、評価が低い結果となりました。2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響等によって、家庭のエネルギー消費量が増加したため、今後の進捗状況を注視していきます。

基本目標2

アンケート結果による成果指標の評価が低い結果となりました。次年度以降のアンケート結果を注視するとともに、引き続き市民への啓発活動を続けていきます。

基本目標3

ごみ排出量は目安値を達成して減少していますが、ごみの焼却による温室効果ガス排出量は目安値を大きく上回っています。プラスチック、合成繊維由来の製品がごみにならないような取組を推進する必要があります。

基本目標4

環境基準の達成割合及び居住地の周辺環境への満足割合は低下しています。居住地の周辺環境の向上に向けて、事業者等への働きかけを推進していきます。

基本目標5

概ね目安線通りに進捗しています。SNS等のフォロワー数はアンケート結果によると認知度が低い状況にあるため、広報や内容の充実など市民の方に活用してもらえるように取組を進めていきます。

3.2 重点プロジェクトの進捗評価

重点プロジェクト1

重点プロジェクト2

重点プロジェクト3

重点プロジェクト4

重点プロジェクト5

1

2

3

4

5
資料
編

❖進捗評価方法❖

2023年度 of 取組

2023年度 of 課題

2023年度に取り組んだ内容と、今後の取組にあたっての課題を掲載しています。

指標 of 評価

参考データ

重点プロジェクトごとに関連する成果指標を紐づけており、P26～P44で評価した成果指標を再掲しています。ただし、関連する成果指標だけでは重点プロジェクトの成果を定量的に把握することが難しいため、一部の重点プロジェクトについては、参考として関連する統計データを掲載しています。

ロードマップ of 進捗評価

重点プロジェクトごとにロードマップを設定しており、ロードマップと比較した進捗状況を確認します。

総合コメント

取組、指標、ロードマップなどを総合的に評価したコメントを記載しています。

重点プロジェクトのプロジェクトイメージは、P14～P18を参照ください。

3.2 重点プロジェクトの進捗評価

◆重点プロジェクト1 再生可能エネルギー等の利用拡大

2023年度の取組

関連
する課

- 市有財産活用課 ●営繕課 ●防災課
- 環境政策課 ●施設課 ●循環型施設管理課
- 循環型施設整備課 ●水再生センター

【再生可能エネルギーや省エネルギーの導入実績】

鶴見川クリーンセンターにおいて、町田市バイオエネルギーセンターで発電した温室効果ガス排出係数の低い電力を2022年度から利用しています。

家庭用燃料電池システム(エネファーム)の設置奨励金について、2023年度は118名の対象者に対して奨励金の交付決定を行いました。

市内の小中学校等の63施設で再生可能エネルギー100%の電力を導入することができました。

災害時における給電車両貸与に関する協定を5社と締結することができました。

【再生可能エネルギーや省エネルギーの導入に向けた検討内容】

市庁舎に既存の太陽光パネルで発電した電力を、電気自動車等に活用できるような環境整備に向けた検討を行っています。

鶴見川クリーンセンターにおいて、従来の焼却炉と比較して消費電力20%以上削減、かつ熱回収率40%以上を達成できる過給式流動焼却炉の導入に向け、工事に着手しました。

鶴川ポンプ場で使用する電力について、町田市バイオエネルギーセンターで発電した温室効果ガス排出係数ゼロの電力を利用する検討をしました。

町田市バイオエネルギーセンターで発電した電力を直接供給する「自己託送」の導入に向けて関係部署と調整し、鶴見川クリーンセンターおよび鶴川ポンプ場で使用する電力の一部として利用するための事務手続きの準備を行いました。

下水処理施設の屋上利用として、太陽光発電設備導入に向けた検討を開始しました。

旧境川クリーンセンター管理棟の建替えに当たり、ZEB化の検討を行っています。

2022年度に策定した「町田市公共施設脱炭素化推進ガイドライン」において、さらなる温室効果ガス削減のために、「温室効果ガスの排出がゼロとなる電力(再生可能エネルギー由来の電力)の調達について」文言を追加する改定を行いました。

2023年度の課題

【再生可能エネルギー、省エネルギーの導入や利用拡大に向けた課題】

資源エネルギー庁「自己託送に係る指針」の改訂が2024年2月にあり、自己託送の適用要件が変更となったため、申請方法についてあらためて確認・検討する必要があります。

太陽光発電について、設備への影響を含めて試算したところ、採算が合わない施設があります。引き続き調査を行い、採算性の取れる方法を検討する必要があります。

ZEB化にあたり、現在想定している国の補助金に採択されない可能性が高い施設があるため、別の補助金についても検討の必要があります。

※省エネ機器の更新

【空調】

小学校1校、中学校1校で特別教室や管理諸室のGHP空調を高効率の機器に更新しました(計11台)。原油換算値で33.2kL、CO₂換算値で87t削減。更新前後で概ね37.2%のCO₂排出量削減試算。

【給湯器】

小学校2校で4台の給食用給湯器を更新しました。更新前後で概ね13%のCO₂排出量削減試算。

【照明】

小学校2校128台、中学校5校127台で普通教室等の照明器具をLED器具に更新しました。更新した器具は51%のCO₂排出量削減と試算。

◆重点プロジェクト1 再生可能エネルギー等の利用拡大

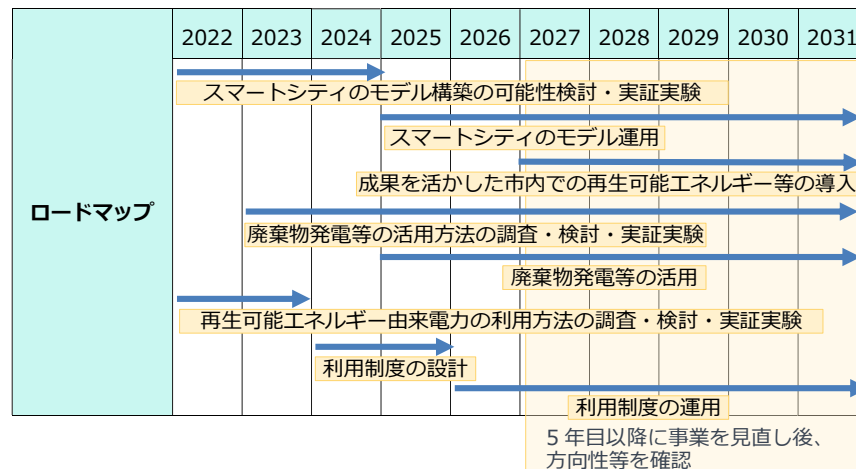
指標の評価

関連する成果指標	評価(再掲)
市内のエネルギー消費量(TJ)	×
家庭のエネルギー消費量(世帯数当たり)(GJ/世帯)	×
事業者のエネルギー消費量(延床面積当たり)(GJ/m ²)	○
市内の再生可能エネルギー導入量(累計)(kW)	○
市内の温室効果ガス排出量(千t-CO ₂)	×

総合コメント

- 再生可能エネルギー由来電力については、小・中学校等において導入が進みました。
- 太陽光発電機器の導入やZEB化などについては検討を進めましたが、設備面や採算面で課題がある施設があるため、オフサイトPPAや他の有用な補助金活用の検討などを進めていく必要があります。
- 市内の再生可能エネルギー導入量は、家庭用太陽光発電機器の普及や、町田市バイオエネルギーセンターでの廃棄物発電の導入等によって成果指標としては目標達成しています。
- スマートシティのモデル構築に向けては、引き続き可能性検討とモデル運用に向けた検討を進めます。

ロードマップの進捗評価



再生可能エネルギー由来電力の導入が進みました。

◆重点プロジェクト2 次世代自動車等の積極的な導入と多面的な活用

関連
する課

- 市有財産活用課 ●環境政策課
- 交通事業推進課

2023年度の取組

【公用車への次世代自動車導入に向けた検討内容】

公用車に次世代自動車を段階的に導入していく方針を策定しました。

次世代自動車メーカーから、意見交換やイベントを通じて、最新情報を収集し、関係部署と共有しました(5月、7月、1月)。

燃料電池ごみ収集車の導入にかかる実証実験について、最新情報を収集し、意見交換など関係部署と共有しました(8月、11月)。

【公共施設への充電設備等の配置・運用について行った取組】

市庁舎にEV充電器を設置するなど、環境整備をします。

市庁舎に設置している普通充電器の老朽化にともない、急速充電器に変更することを検討し関係部署と意見交換など共有しました。(5月、6月、7月、11月、1月)

【EV・FCV助成金制度の運用に向けた検討状況】

国や都の補助制度(EVやFCVへの助成)についてHPで市民や事業者向けに紹介を行いました。

2023年度の課題

【次世代自動車等の積極的な導入と多面的な活用に向けた課題】

EVでは充電器、FCVでは水素ステーションの整備、普及が課題であり、次世代自動車の燃料の供給インフラが確保されていない限り市内でのEV、FCVの普及は進まないと考えます。

1

2

3

4

5
資料
編

◆重点プロジェクト2 次世代自動車等の積極的な導入と多面的な活用

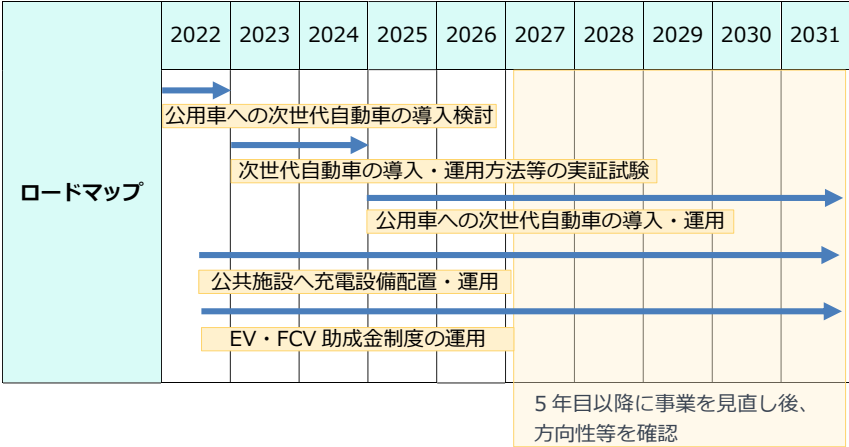
指標の評価

関連する成果指標	評価(再掲)
市内の温室効果ガス排出量(千t-CO ₂)	×
市内乗用車の登録台数に占めるEV、FCVの割合(%)	△
大気環境、水環境、騒音に関する環境基準の達成割合(%)	△
居住地の周辺環境(大気、水質、騒音など)に満足している市民の割合(%)	△

総合コメント

- ロードマップ上は、概ね順調に進捗しています。
- 公用車については次世代自動車を段階的に導入していく方針を策定し、市庁舎へのEV充電設備整備を具体化しました。
- 燃料電池ごみ収集車の実証実験について都や関係部署と調整を進め、2024年夏の実施につなげました。
- 次世代自動車への切り替えはインフラ整備の面で依然として課題が多く、引き続き検討が必要です。

ロードマップの進捗評価



「公用車への次世代自動車の導入検討」に取り組んでおり、概ねロードマップ通りに進捗しています。

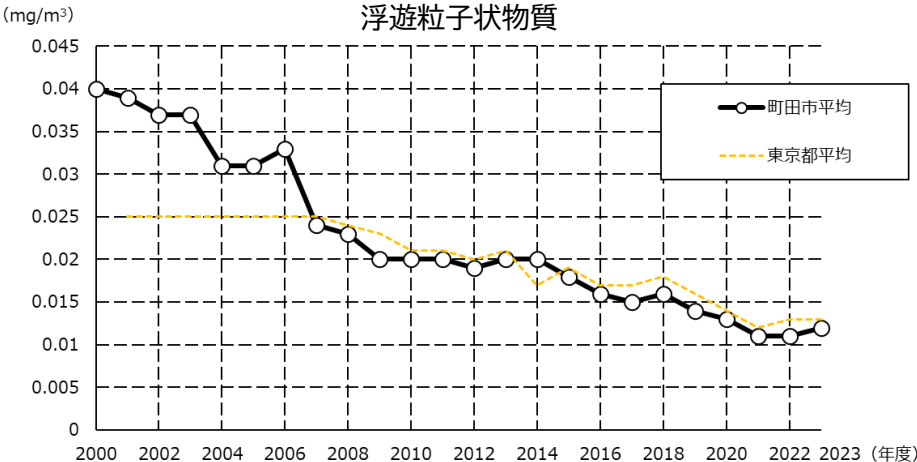
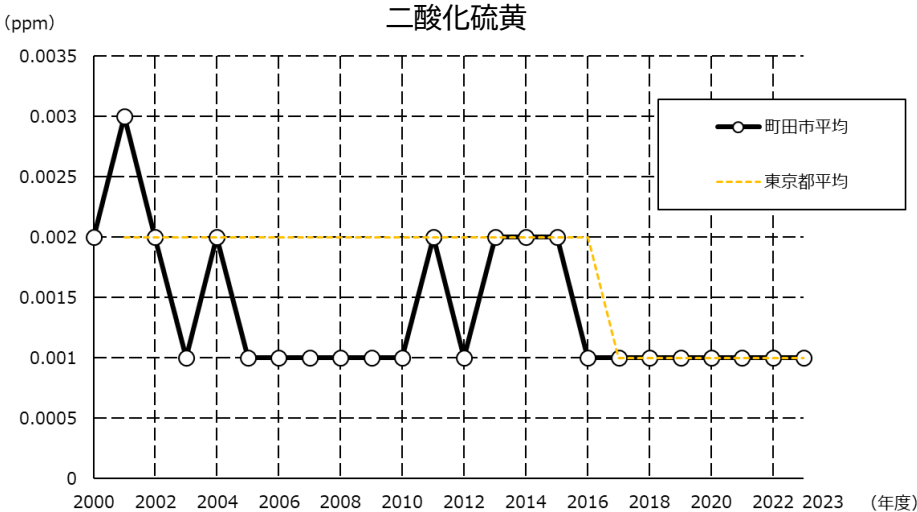
◆重点プロジェクト2 次世代自動車等の積極的な導入と多面的な活用

参考データ

年度/単位	二酸化硫黄*(SO ₂)		浮遊粒子状物質*(SPM)	
	町田市平均 ppm	東京都平均 ppm	町田市平均 mg/m ³	東京都平均 mg/m ³
2000	0.002	-	0.040	-
01	0.003	0.002	0.039	0.025
02	0.002	0.002	0.037	0.025
03	0.001	0.002	0.037	0.025
04	0.002	0.002	0.031	0.025
05	0.001	0.002	0.031	0.025
06	0.001	0.002	0.033	0.025
07	0.001	0.002	0.024	0.025
08	0.001	0.002	0.023	0.024
09	0.001	0.002	0.020	0.023
10	0.001	0.002	0.020	0.021
11	0.002	0.002	0.020	0.021
12	0.001	0.002	0.019	0.020
13	0.002	0.002	0.020	0.021
14	0.002	0.002	0.020	0.017
15	0.002	0.002	0.018	0.019
16	0.001	0.002	0.016	0.017
17	0.001	0.001	0.015	0.017
18	0.001	0.001	0.016	0.018
19	0.001	0.001	0.014	0.016
20	0.001	0.001	0.013	0.014
21	0.001	0.001	0.011	0.012
22	0.001	0.001	0.011	0.013
23	0.001	0.001	0.012	0.013

出典：東京都大気汚染常時測定結果報告および東京都ホームページ

※平均値は時間値の年平均値を示す。測定地点は2012年度に中町から金森に移転。



◆重点プロジェクト3 里山環境の活用と保全

2023年度の取組

【里山の情報の集約や魅力の発信】

「まちだの里山」をメインニュースとした広報を発行し、様々な世代へ里山の魅力や価値を発信しました。

複数のメディアに小野路エリアで活動する団体が実施する放置竹林に対する取組(メンマづくりワークショップなど)が取り上げられました。

小野路宿里山交流館にまつわる情報は市ホームページや市報、指定管理者のSNSで紹介しました。

雑木林で入手できるどんぐりなどを活用した工作や遊び体験するイベントを開催し、里山環境や生物多様性を身近に感じる場を提供しました。イベント終了後は、その様子をホームページで紹介しました。

【里山環境の整備や事業運営の下地作り】

拠点施設の整備に向け、事業者へのヒアリングを実施し事業採算性などの課題を洗い出すとともに、地域住民と事業者を交え、地域課題の解決につながる施設の役割について意見交換を実施しました。

地域住民や団体、企業などと協働し、里山クリーンアップキャンペーンと称し、清掃活動を行うとともに、里山に触れ楽しむ機会を提供しました。

小野路宿里山交流館の開館10周年を記念し、8月に記念展示、10月に記念式典を実施しました。

参考)町田市里山環境活用保全計画における達成指標(2023年度実績値)

【重点事業1 山林と農地の再生と活用】新たな山林再生に着手した面積:約17,000m²(累計約42,000m²)

【重点事業2 活動に参画する団体や企業・個人など、担い手の確保と支援】活動に参画する団体数:9団体

【重点事業3 「まちだの里山」の戦略的な情報発信】まちだの里山の来訪者数:33,804人

2023年度の課題

【里山環境の活用と保全に向けた課題】

町田市里山環境活用保全計画の推進委員会において、里山で行われている活動によって、里山の環境が良くなっていることをどのように見せていくか、今後の課題になってくるとの指摘を受けました。

フットパスコースの環境を守るため、マナー啓発の看板や道標の管理を行います。また、経年劣化により破損した道標があるため対応が必要です。

緑地保全を行っている「公益的活動団体」の高齢化が進んでいます。

里山環境や生物多様性の保全に対する興味・関心を高めることが挙げられます。

関連
する課

- 農業振興課
- 環境共生課
- 地区街づくり課
- 観光まちづくり課
- 公園緑地課

1

2

3

4

5
資料
編

◆重点プロジェクト3 里山環境の活用と保全

指標の評価

関連する成果指標	評価(再掲)
市内の温室効果ガス排出量(千t-CO ₂)	×
市民協働による生きもの調査への参加者数(延べ人数)(人)	○
生きものに関心のある市民の割合(%)	△
みどりとのふれあいに満足している市民の割合(%)	△
水辺とのふれあいに満足している市民の割合(%)	△
みどり率(%)	—

総合コメント

- ロードマップ上は、概ね順調に進捗しています。
- 2023年度までは里山情報の発信やイベント等を中心に取り組んできました。今後は拠点整備と合わせて里山情報を集約して発信できるようにしていく必要があります。
- 市民協働による生きもの調査なども活用しながら、引き続き、里山環境や生物多様性の保全に関連する取組も進めていきます。

ロードマップの進捗評価

	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
ロードマップ										

5年目以降に事業を見直し後、方向性等を確認

「里山の情報集約・魅力発信」「里山環境の整備や事業運営の下地作り」に取り組んでおり、ロードマップ上概ね順調に進捗しています。

関連
する課

●農業振興課

◆重点プロジェクト4 地産地消の推進

2023年度の取組

【地産地消の情報発信】

- ・夏、秋、冬の3回(計6か月)、市内を走行するバスやタクシー、ターミナルプラザや子どもセンター等のデジタルサイネージでPR動画等を配信しました。
- ・まち☆ベジBOOKを市内関連施設や小学校、イベント等で配布し、地産地消のPRを行いました。

【最新の町田市内の受け取りボックスの設置数】

設置数は0です。
※協定先の事情により事業の継続が不可能になったため、受け取りボックス設置に関する取組は行っていません。

【出荷登録者の拡充に向けて行った取組】

※協定先の事情により事業の継続が不可能になったため、出荷登録者の拡充に関する取組は行っていません。

2023年度の課題

【地産地消を推進していく上での課題】

生鮮宅配ボックス設置に関する事業が継続不可となったため、新たな市内産農産物流通促進にかかる取組として、特に買い物の時間が取れない共働き世帯や子育て世帯をターゲットとして、鮮度の高い市内産農産物を購入しやすい販売方法を検討する必要があります。
そのため、まずは子育て世帯が市内5か所にある直売所へ継続的に来ていただけるよう、町田市農業協同組合と連携し、アグリハウス鶴川や子どもセンターつるっこで子ども向けの取組を試験的に実施し、直売所や市内産農産物をPRしました。2024年度以降は特定のエリアから取組を本格的に開始し、順次市内全域で展開します。

◆重点プロジェクト4 地産地消の推進

指標の評価

関連する成果指標	評価(再掲)
市内のエネルギー消費量(TJ)	×
市内の温室効果ガス排出量(千t-CO ₂)	×
みどり率(%)	—

ロードマップの進捗評価

	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
ロードマップ										
	地産地消の情報発信									
	受け取りボックス増設									
						実施事業の検証（継続・拡充）				
	出荷登録者拡充									
						5年目以降に事業を見直し後、 方向性等を確認				

「受け取りボックスの増設」は事業継続不可となったため、ロードマップの見直しが必要です。

総合コメント

- 受け取りボックスは事業継続不可となったため、見直しが必要です。
- 地産地消のPRについては引き続きデジタルサイネージやまち☆ベジBOOKを活用していきます。
- 新たな市内産農産物流通促進にかかる取組として、直売所の活用やPRなどを展開していきます。

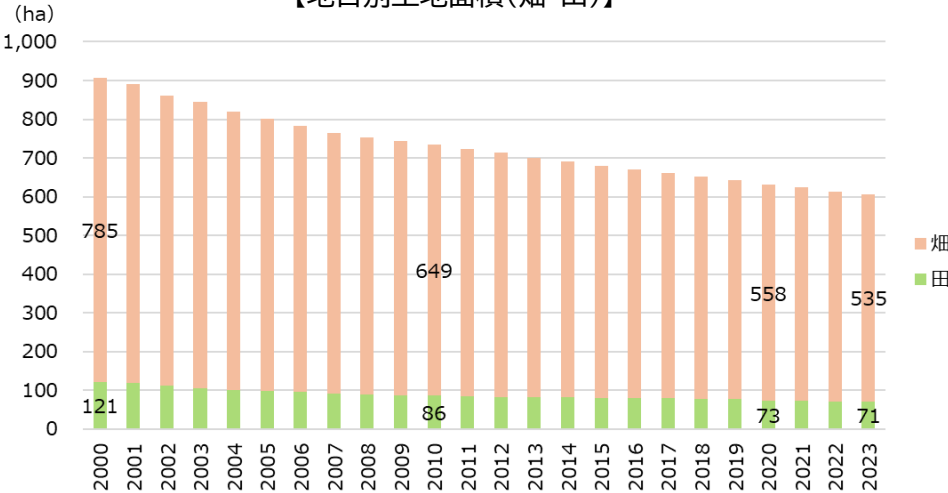
◆重点プロジェクト4 地産地消の推進

参考データ

参考データ	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
地目別土地面積 田 (ha)	121	120	112	105	101	98	95	91	89	87	86	84	83	83	82	80	80	80	78	78	73	73	71	71
地目別土地面積 畑 (ha)	785	771	748	739	718	703	688	673	664	656	649	640	631	618	609	599	591	581	573	565	558	551	542	535

【地目別土地面積(畑・田)】

出典:町田市統計書(財務部資産税課)



◆重点プロジェクト5 フードドライブによる食品ロスの削減

関連
する課

●環境政策課
●福祉総務課

2023年度の取組

【食品ロス削減に向けて行った取組】

市の外郭団体である町田市社会福祉協議会の事業、「フードバンクまちだ」を支援しました。家庭や企業で余っている食品を寄付いただき、主に食に困っている家庭や子ども食堂、地域福祉コーディネーターなどからの依頼を受け、町田市社会福祉協議会で配付しました。

2023年8月に町田市食品ロス削減推進計画を策定しました。

2023年12月にフードシェアリングサービス「TABETE」を導入しました。導入にあたり「TABETE」の運営会社である株式会社コークッキングと協定締結しました。

【フードドライブに関連した取組】

2023年12月にフードドライブの市内施設での受付窓口を新たに2か所(南市民センター、成瀬コミュニティセンター)開設し、受付窓口は計5か所となりました。

2023年度の課題

【フードドライブによる食品ロスの削減に向けた課題】

受付窓口が一部地域に限られています。

1

2

3

4

5
資料
編

◆重点プロジェクト5 フードドライブによる食品ロスの削減

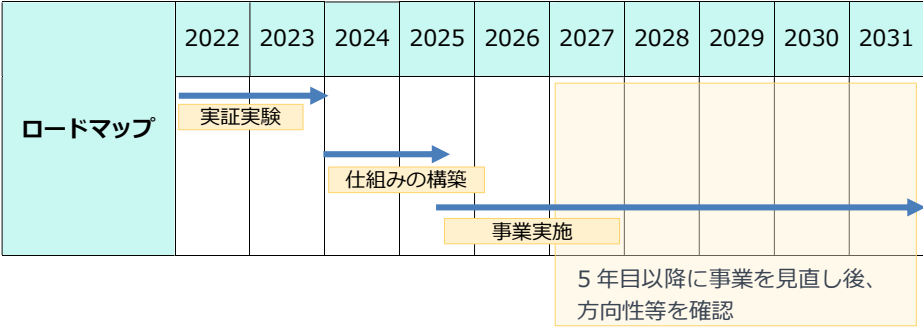
指標の評価

関連する成果指標	評価(再掲)
市内の温室効果ガス排出量(千t-CO ₂)	×
1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)	○
ごみの焼却による温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	△

総合コメント

- ロードマップ上は、概ね順調に進捗しています。
- 今後は、フードドライブのほかフードシェアリングについても拡大していきます。

ロードマップの進捗評価



フードドライブの取組は町田市社会福祉協議会と協力して事業を実施しており、予定していたロードマップを前倒して進行しています。

3.3 町田市の取組

1

2

3

4

5
資料編

町田市の取組

P49～P62で記載している重点プロジェクトの他にも、町田市は様々な環境に関する取組を実施しています。

町田市が2023年度に実施した環境に関する代表的な取組を紹介します。

○次世代自動車等の導入と多面的な活用

- ・町田薬師池公園四季彩の杜におけるグリーンスローモビリティの運行開始
- ・未利用地を活用したEVバイクバッテリーシェアサービス
- ・まちっこEVバスの運行開始

○町田市立小・中学校等63施設へ再生可能エネルギー100%の電力を導入

○生きもの探しキャンペーン「まちだ秋の生きもの調査！」の実施

○生ごみの発生抑制に関する取組

- ・親子向け食育イベント
- ・「かわいいレシピ」の発行
- ・フードドライブの受付場所拡大
- ・株式会社コークッキングとの食品ロス削減に向けた連携協定(TABETE)

○自転車の活用に関する取組

- ・「町田市自転車ネットワーク計画」の策定
- ・5月は「自転車月間」！

○「まちだECOtoフェスタ(まちだいいことふえすた)」の開催

町田市の取組

町田薬師池公園四季彩の杜におけるグリーンスローモビリティの運行開始

グリーンスローモビリティとは	時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス・その車両を含めた総称のことです。環境への負荷が少なく狭い路地も通行が可能で、観光客の周遊に資する「新たなモビリティ」として期待されています。
2023年度の活動内容	町田薬師池公園四季彩の杜内の回遊性を向上させるため、グリーンスローモビリティを2台導入し、西園にて実験的に運行開始しました。また、導入に先立ち、西園内の広場でお披露目式とメディア向け試乗会を実施しました。
2024年度以降の展開	乗車された方に実施したアンケートや「町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画～ver.2～」に基づき、運行エリアや利用方法等について検討していきます。
観光まちづくり課からのメッセージ	町田薬師池公園四季彩の杜内の回遊性向上を目指すとともに、町田薬師池公園四季彩の杜をより快適に楽しんでもらえるように、検討していきます。 

グリーンスローモビリティ

未利用地を活用したEVバイクバッテリーシェアサービス

2023年度の活動内容	EVバイクバッテリーシェアサービスを推進するために、バッテリー交換機の設置場所として、市内の未利用地(計2か所)を貸し出しました。 ※EVバイクバッテリーシェアサービスとは、ユーザーが専用アプリを用いて、月額利用料を支払うことで、定額で各所に設置されたバッテリー交換機を利用できるサービスです。
2024年度以降の展開	EVバイクバッテリー交換機が各所に設置されることで、利用者の都合の良いタイミングでバッテリー交換ができるといった利便性向上が図れることから、EVバイクの普及に繋がります。このことから、引き続きバッテリー交換機を増設します。

道路管理課からのメッセージ

バイクをEVバイクに切り替えた場合の温室効果ガス削減効果は350kg-CO₂/年(杉の木39.7本分の吸収量に相当)となります。環境施策の推進のみならず、未利用地の活用、およびEVバイクユーザーの利用環境向上のためにも、引き続きバッテリー交換機の設置を進めてまいります。



EVバイクバッテリー交換機

まちっこEVバスの運行開始

2023年度の活動内容	町田市民バス「まちっこ」公共施設巡回ルートにおいて、市内で初めてとなるEV(電気)バスを1台導入しました。バスの乗車定員は36名で、航続距離は220kmです。本取組による温室効果ガス削減効果は10,165kg-CO ₂ (杉の木1,155本/年分の吸収量に相当)となります。新しく導入するEVバスを披露する「『まちっこ』EVバスお披露目イベント」を運行開始前日の2024年3月24日(日)に開催し、約300人の来場がありました。
2024年度以降の展開	他の路線も含めてEVバスの導入について検討していくとともに、「まちっこ」の新しい車両や市の環境に対する取組に広く関心を持っていたけるよう、啓発活動を実施していきます。
交通事業推進課からのメッセージ	新しいデザインのEVバスになった「まちっこ」、ぜひ乗車してみてください！  イベント開催時の様子  (左)神奈中マスコットキャラクター「かなみん」、(右)町田市エコキャラクター「ハスのん」

町田市の取組

町田市立小・中学校等63施設へ再生可能エネルギー100%の電力を導入

2023年度の活動内容	小・中学校62校および教育センターにおいて、再生可能エネルギー100%電力の利用を開始しました。再エネ100%電力の利用は市内の公共施設で初めての取組であり、市の公共施設で使用している電力のうち、約4分の1が再エネ100%電力となります。また、本取組による温室効果ガス排出量の削減効果は約6,750kg-CO ₂ となります。
2024年度以降の展開	今後も再生可能エネルギー100%電力を利用できるように環境配慮に優れた事業者を選定していきます。

生きもの探しキャンペーン「まちだ秋の生きもの調査！」の実施

2023年度の活動内容	市内の生物多様性の保全に関する意識啓発と、野生の生きものや自然環境の豊かさを市の魅力として発信することを目的に、一年を通して市民通報アプリを活用した市民参加型の生きもの調査を実施しました。その調査の一環として、10/3～11/15に、生きもの探しを楽しむキャンペーン「まちだ秋の生きもの調査！」を実施しました。
今後の展開	生きもの調査等のイベントを通して生きものに興味を持つ市民を増やしていきます。
環境共生課からのメッセージ	生きもの調査以外にも生きものに興味を持ってもらえるイベントを開催していきます。



報告ポスター

親子向け食育イベント

2023年度の活動内容	野菜料理・まち☆ベジ・食品ロス・子どもの食事について、気軽に楽しく学ぶことのできる親子向け食育イベントを他部署と共催し開催しました。
2024年度以降の展開	2023年度以降も他部署と連携しながら、食品ロス削減の啓発を継続します。
環境政策課からのメッセージ	他部署と連携して、イベント等で食品ロス削減の啓発を行っていきます。



ポスター

「かわいいレシピ」の発行

2023年度の活動内容	食べられる部分の過剰除去等による食品ロス削減の普及啓発のため、「皮つきだからおいしい」、「手間が省けて食品ロス削減ができる」料理レシピを掲載した、「かわいいレシピ」を発行・配布しました。スーパーや公共施設等で10,500部を無料で配布しました。
2024年度以降の展開	引き続き「かわいいレシピ」の紹介を継続していきます。
環境政策課からのメッセージ	これからも、食べられる部分の過剰除去等による食品ロス削減の普及啓発のため、レシピの紹介等を行っていきます。



かわいいレシピ

町田市の取組

■フードドライブの受付場所拡大

フードドライブとは	フードドライブとは、家庭や会社で余っている食品を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動のことです。
2023年度の活動内容	フードドライブの受付場所を新たに2か所(南市民センター、成瀬コミュニティセンター)開設しました。受け付けた食品は「フードバンクまちだ(町田市社会福祉協議会)」から子ども食堂や関係機関などを通して食品を必要としている世帯へ提供されます。
2024年度以降の展開	受付窓口の少ない地域に受付窓口を新しく開設します。
環境政策課からのメッセージ	燃やせるごみの中には「食品ロス」といって本来食べられたはずなのに捨てられてしまった食品がたくさんあります。「食品ロス」削減の取組としてご活用ください。  集まった食品

■株式会社コークッキングとの食品ロス削減に向けた連携協定(TABETE)

「TABETE」とは	飲食店等で、まだおいしく安全に食べられるのに「食品ロス」となってしまう危機に面している食べものとユーザーをマッチングするアプリです。現在のユーザー数約87万人、登録店舗数は全国で約2,700店舗。ユーザーが「TABETE」を利用してお得にお買い物をするすることで、お店の「売り切り」を応援することになり、食品ロスの削減につながります。
2023年度の活動内容	市内飲食店等から発生する食品ロス削減を目的に、フードシェアリングサービス「TABETE」を運営する株式会社コークッキングと「町田市における食品ロス削減に向けた連携協定」を締結しました。協定を締結した12～3月の4ヶ月間で、810人のユーザーと町田市内の登録店舗から出品された1,610食がマッチングしました。
2024年度以降の展開	アプリ利用者を増やすため、参加者の多いイベントで利用を促す周知を行います。
環境政策課からのメッセージ	食品ロスの削減のため、ぜひご活用ください。  利用の流れ

町田市の取組

「町田市自転車ネットワーク計画」の策定

2023年度の活動内容	誰もが安全安心に通行できる空間の整備を計画的に実施するため、自転車通行空間整備の方向性を示す「町田市自転車ネットワーク計画」を策定しました。計画では、将来的に整備を進める「自転車ネットワーク路線」を選定し、そのうち今後10年間で優先的に整備を進める「優先整備区間」を設定しました。
2024年度以降の展開	2024年度は町田駅前通りの町田総合高校付近の整備を実施します。
道路政策課からのメッセージ	ネットワーク計画に基づき優先整備区間の整備を進めていきます。

5月は「自転車月間」！

2023年度の活動内容	自転車に乗ることによる健康面や環境面等へのメリットを広く知ってもらうとともに、市の自転車利用に関する取組についても関心を抱いてもらうことを目的に、自転車利用促進に関するイベントを初めて開催しました。
2024年度以降の展開	今後も市の自転車利用に関する取組について関心をもってもらえるよう、積極的な啓発活動を実施していきます。
交通事業推進課からのメッセージ	シェアサイクルサービス「HELLO CYCLING(ハローサイクリング)」など、環境にやさしい自転車をぜひご利用ください！



イベントポスター



ポスター展示の様子

「まちだECOtoフェスタ(まちだいいことふえすた)」の開催

「まちだECOtoフェスタ(まちだいいことふえすた)」とは	「まちだECOtoフェスタ(まちだいいことふえすた)」とは、楽しく学んで、見て、聞いて、触れて、体験して、新たな気づきが喜びになる！をテーマに、市民・企業・学校・市等が一体となった環境イベントです。
2023年度の活動内容	「ごみを減らして、地球にECO to(いいこと)しよう！」をテーマに、環境について楽しく学べる催しを実施しました。具体的には、回収したプラスチック製筆記具のアップサイクル体験(使用済みペンをリサイクルして、世界に1つの定規を作るワークショップ)、スタンプラリー、フリーマーケット、水素バスの運行等を行いました。
2024年度以降の展開	2024年度以降も規模や開催手法を工夫しながら、環境資源部主催のイベントの取組を継続します。
環境政策課からのメッセージ	これからも、多くの方が参加できる環境イベント「まちだECO to フェスタ」を実施していきます。



ポスター



イベント開催時の様子

3.4 事業者の取組

- (1) FC町田ゼルビア
- (2) 町田市農業協同組合

事業者の取組

「まちだエコ宣言」は、環境に配慮した活動を行うことを宣言した市内事業者の取組を、市が広く市民の皆さんに紹介し、さらなる活動の広がりを応援していく制度です。

今回は、まちだエコ宣言登録事業者の中から、「FC町田ゼルビア」と、「町田市農業協同組合」の取組を紹介します。

- (1) FC町田ゼルビア
- (2) 町田市農業協同組合

(1) FC町田ゼルビア

環境に関する取組実績

- 町田市環境資源部と連携し各種啓発活動の実施及びイベントハマスコットの派遣
- ホームゲーム会場大型ビジョンを活用した啓発告知
- 再生資源回収業者と協力し、古紙の回収を継続
- NPO団体と連携し清掃活動を実施
- クールビズの実施
- 不要な照明の消灯
- ごみの分別を徹底
- エコドライブの実施
- ウォーキングイベントの開催
- 地域活動団体と連携した里山での環境保全活動

取組事例① 町田市環境資源部と連携し各種啓発活動の実施及びイベントハマスコットの派遣

1人でも多くの方に正しい認識を身に付けていただくことを目指し、クラブからの情報発信や活動への参加をしています。また、ご参加いただいた方に活動内容や活動の本質を意識していただくためにハマスコットを派遣し印象づけています。

取組事例② 地域活動団体と連携した里山での環境保全活動

小野路竹倶楽部を中心に地域の方々と取組を実施しています。
2024年からは新たにメンマづくりを開始しています。

■2023年度実績

- ①竹林探索ツアー:整備された竹林と放置された状態の竹林を実際に歩きながら見学しお話を聞くツアー
- ②竹灯籠づくり:一節サイズの竹を使用し、電動ドリルなどを活用してオリジナルの竹灯籠を制作
- ③竹灯り:イベントに向けて制作した竹灯籠や地域の方々がお持ちの竹灯籠を持ち寄り、8月のホームゲームにて展示
- ④竹チップづくり:竹灯籠を制作した際の廃竹などを活用し竹チップをつくり、FC町田ゼルビアクラブハウス内で散布

工夫点:制作工程はとにかく楽しむことを意識しながらも、しっかりと里山保全や環境への配慮といった本質を理解いただけるようなプログラム構成を意識するとともに、1つのサイクルができるように伐採→制作→活用→土へ返す(竹チップづくり)ことにチャレンジしています。



出典:FC町田ゼルビアホームページ



出典:FC町田ゼルビアホームページ

(2) 町田市農業協同組合

環境に関する取組実績

- 環境負荷軽減を目的としてエコ農産物認証制度を農家の方々に推進
- クールビズを実施し、過度のエアコン使用の抑制
- 使用済み切手の回収・ペットボトルキャップの回収
- 環境に優しい生分解可能な農業資材を農家の方々に推進
- 営業車を低燃費車へ入れ替え
- レジ袋有料化によるレジ袋削減の取組
- ごみ分別による可燃ごみの削減
- 環境に配慮した店舗建設

今後の取組展開

今後、電気自動車を導入し、太陽光パネルで発電した電気を有効活用することで、環境に配慮した事業活動を展開していきます。

取組事例① 環境負荷軽減を目的としてエコ農産物認証制度を農家の方々に推進

各地区でエコ農産物認証者の増加推進活動を実施し、2023年度の認証生産者は44名となりました。

取組事例② 環境に配慮した店舗建設

環境配慮のため、新たに建築した店舗に太陽光パネル及び蓄電池を設置しました。支店で使用する電力の一部を賄うほか、災害等により停電した際には蓄電池に蓄えた電気により事業継続できるようにしています。

取組事例③ 使用済み切手の回収・ペットボトルキャップの回収

JA町田市の助け合い組織すずらの会を通じ、これらを回収している団体に持ち込み有効活用しています。



忠生支店蓄電池



上空から見た屋上ソーラーパネル



屋上ソーラーパネル

3.5 市民の取組

(1) 市立忠生小学校6年生が不要なペットボトルキャップでお風呂の桶を制作・販売 ～民間リサイクル業者の支援で取り組むエコ活動～

(1) 市立忠生小学校6年生が不要なペットボトルキャップでお風呂の桶を制作・販売 ～民間リサイクル業者の支援で取り組むエコ活動～

取組内容

2023年度に、市立忠生小学校6年生が不要になったペットボトルのキャップを集め、業者に委託してお風呂の桶(まちおけ)を作ってもらい、販売することを企画しました。「まちおけ」には、SDGsの「17」の取組にかけて、町田市の良い所を表した「17」のマークをデザインしました。水色とクリームイエローの全2種、1つ1,000円で販売しています。

取組の効果

売上金の一部は、SDGsに関する事業に役立ててもらえるよう町田市に寄付されました。



桶制作・販売の取組の様子

3.6 町田市第5次環境配慮行動計画 (地球温暖化対策実行計画「事務事業編」)

1

2

3

4

5
資料
編

3.6 町田市第5次環境配慮行動計画 (地球温暖化対策実行計画「事務事業編」)

計画の目的

町田市では、市役所における 2022 年度から 2031年度の 10 年間の地球温暖化対策実行計画(事務事業編)として、「町田市第5次環境配慮行動計画(以下、第5次行動計画という)」を策定しました。

第5次行動計画では、温室効果ガスの継続的な排出抑制のための新たな目標を掲げるとともに、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量等に関わる推進すべき取組を部門別に示すことにより、温室効果ガス排出量を削減することを目指しています。

2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標

町田市の温室効果ガスの排出要因としては職員の日々の行政活動におけるエネルギー使用(電気・ガス等)や町田市バイオエネルギーセンターにおける一般廃棄物の処理、下水処理場における下水処理等が挙げられます。第5次行動計画では、温室効果ガスの総排出量削減目標を次のとおり設定しました。

町田市役所における【温室効果ガス総排出量削減目標】

2030年度までに2013年度比で、46%削減

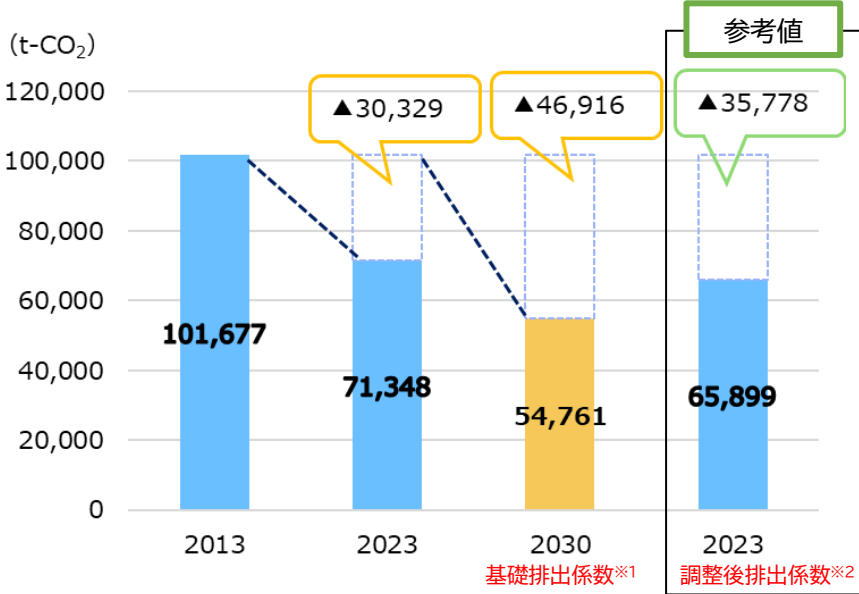
(2013年度排出量から46,916t-CO₂削減)

3.6 町田市第5次環境配慮行動計画 (地球温暖化対策実行計画「事務事業編」)

温室効果ガス総排出量の推移

環境配慮契約*による電力排出係数の改善や、廃棄物焼却量の削減、照明のLED化等の対策により、2030年度の温室効果ガス総排出量を2013年度比で46%削減することを目標として掲げています。

	2013年度 (実績値)	2023年度 (実績値)	2030年度 (推計値)
温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	101,677	71,348	54,761
2013年度比 削減率(%)	-	▲29.8%	▲46%
2013年度比 削減量(t-CO ₂)	-	▲30,329	▲46,916



【温室効果ガス総排出量の推移】

その他の目標

市庁舎(本庁舎)から排出される事業系ごみについて、2019年度比で15%削減を目指します。

年度	2019年度 (実績値)	2023年度 (実績値)	2025年度※4 (目標値)	2030年度 (目標値)
事業系ごみ※3排出量(t)	147	127	125	-
2019年度比 削減率(%)	-	▲13.6%	▲15%	-

取組内容

市で管理している施設から排出される事業系ごみの削減に向け、全職員を対象とした研修を実施します。また、全庁的なエコオフィス活動の推進や庁内向けの広報誌等による啓発を行い、ごみの排出量削減に取り組みます。ごみの排出状況等を調査分析し、効果的なごみ減量の啓発を行います。

※1:基礎排出係数:電力会社が発電時に排出するCO₂量を電力の単位で表した値
※2:調整後排出係数:再生可能エネルギーや非化石電源からの調達量などを考慮して修正された値

※3:資源物・溶解分を含む
※4:2025年度の目標値は第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン

3.7 町田市環境マネジメントシステムの取組

1

2

3

4

5
資料編

町田市環境マネジメントシステム 1/2

町田市では、第5次行動計画に基づく環境に関する取組を適切に進行管理するシステムとして、「町田市環境マネジメントシステム（以下、町田市EMS）」を運用しています。

町田市EMSは各部署の取組状況を内部環境監査や外部評価で点検・評価し、市長総括による見直しを行う仕組みになっています。

Step 1 職員が学びます

各職場における適切な環境マネジメントシステムを推進するため、以下のとおり職場研修及びeラーニングを実施しています。

【職員研修の実施】

・町田市環境マネジメントシステム研修

全職員を対象とした動画配信による研修です。

・内部環境監査員研修

内部環境監査員に選任された職員を対象とした研修です。

・新入職員研修

新たに入庁した職員を対象とした研修です。

【eラーニングの実施】

・環境に関する問題に各自がパソコンで回答するeラーニングを実施しています。



職員研修の様子

Step2 職員が取り組みます

【エコオフィス活動の実施】

- ・節電や資源の再利用
- ・資源の分別 など



注意喚起ポスター

【市役所全体の紙購入量の削減】

紙購入量の削減について、目標値は設定しないものの、市役所全体の紙購入量について、実績を把握・管理し、削減に努めています。

【環境法令の遵守】

町田市の多くの施設で該当する環境法令を対象として、遵守事項をまとめた「環境法令遵守チェックシート」を作成して遵守事項の確認を行うとともに、遵守状況の自己点検を実施します。



リサイクル*ボックス

町田市環境マネジメントシステム 2/2

Step 3 取り組んだ結果を確認します

〔内部環境監査〕

内部環境監査では、職員が監査員となり、活動状況、環境法令遵守状況、エネルギー使用量の監査を行います。年1回監査を行い、改善すべき点があった場合は速やかな改善策を実施します。例年、出先機関や学校などを対象に行っています。

〔外部評価〕

外部評価委員が市役所の環境への取組を評価します。外部評価委員会は、市民、事業者、学識経験者で構成しています。外部評価委員の方々には、委員会での議論や現地確認を通して、前年度の取組結果を評価していただいています。

〔市長総括〕

前年度の実績、内部環境監査、外部評価を踏まえ、市長が総括を行います。

Step 1-4を繰り返し行うことで、さらなる改善につなげます。

Step4 確認した結果を話し合います

〔町田市省エネルギー等対策会議〕

STEP3 の市長総括の結果を受け、さらなる温室効果ガス削減の推進に必要な措置等を諮る会議です。

結果を次年度の取組や研修の内容に活かします。

1

2

3

4

5
資料編

4. 町田市の環境の概要 (環境測定結果および統計データ)

4.1 気温、降水量.....	82
4.2 エネルギー消費量、二酸化炭素排出量.....	84
4.3 自動車保有台数、公共交通機関利用者数.....	86
4.4 土地利用状況、緑地面積.....	91
4.5 ごみ量、資源.....	96
4.6 大気環境.....	104
4.7 水環境.....	106
4.8 騒音.....	109

4.1 気温、降水量

1

2

3

4

5
資料編

4.1 気温、降水量

◆気温・降水量の推移

	最高 気温	平均 気温	最低 気温	猛暑日* 日数	熱帯夜* 日数	年降水量
年/単位	℃	℃	℃	日/年	日/年	mm
2000	37.8	14.9	-5.7	4	4	1,686
01	38.4	14.4	-6.7	11	8	1,562
02	37.7	14.7	-4.3	8	6	1,872
03	36.0	14.2	-5.8	3	0	2,028
04	37.8	15.4	-5.2	11	0	1,779
05	36.3	14.3	-5.8	6	6	1,456
06	36.7	14.6	-6.1	5	1	1,645
07	38.7	15.1	-3.9	10	3	1,390
08	36.2	14.7	-5.5	7	1	2,103
09	35.7	14.9	-5.4	2	1	1,414
10	37.3	15.2	-5.5	25	13	1,720
11	36.7	14.6	-6.5	11	7	1,672
12	37.5	14.4	-6.1	12	4	1,505
13	37.7	15.0	-7.1	14	5	1,468
14	37.7	14.5	-5.5	10	5	1,798
15	37.5	15.2	-6.0	14	7	1,740
16	38.0	15.3	-6.2	4	0	1,487
17	36.7	14.6	-5.9	2	4	1,515
18	39.3	15.7	-8.7	20	22	1,436
19	37.0	15.3	-4.8	15	11	1,966
20	39.3	15.4	-5.4	19	3	1,605
21	39.0	15.3	-6.3	5	4	1,449
22	38.5	15.2	-7.0	17	11	1,474
23	39.1	16.3	-7.6	23	14	1,250

出典: 気象庁データ(八王子地域気象観測所)

◆人口の推移

	人口	世帯数	世帯当たり人口	人口の前年度 との差
年度/単位	人	世帯	人/世帯	人
2000	379,147	149,594	2.53	6,548
01	385,689	153,755	2.51	6,542
02	393,666	158,536	2.48	7,977
03	401,672	163,325	2.46	8,006
04	406,281	166,583	2.44	4,609
05	409,017	169,364	2.42	2,736
06	413,176	173,085	2.39	4,159
07	416,693	176,197	2.36	3,517
08	419,816	179,290	2.34	3,123
09	422,700	181,847	2.32	2,884
10	424,828	183,836	2.31	2,128
11	425,380	185,258	2.30	552
12	425,762	185,300	2.30	382
13	426,222	186,820	2.28	460
14	426,648	188,406	2.26	426
15	426,937	190,100	2.25	289
16	428,572	192,320	2.23	1,635
17	428,742	194,121	2.21	170
18	428,685	195,643	2.19	-57
19	428,821	197,711	2.17	136
20	429,152	200,182	2.14	331
21	430,385	202,985	2.12	1,233
22	430,831	205,310	2.10	446
23	430,380	206,953	2.08	-451

出典: 住民基本台帳町丁別世帯と人口
(データは外国人登録を含む値。各年度は翌年1月1日現在
(例: 2023年度は2024年1月1日現在))

4.2 エネルギー消費量、二酸化炭素排出量

1

2

3

4

5
資料編

4.2 エネルギー消費量、二酸化炭素排出量

4. 町田市の環境の概要(環境測定結果および統計データ)

◆エネルギー消費量実績の推移

年度/単位	産業部門	民生(家庭)部門	民生(業務)部門	運輸部門	合計
	TJ	TJ	TJ	TJ	TJ
2005	1,095.8	5,909.4	3,880.5	5,184.2	16,069.9
11	964.2	6,094.7	3,490.6	3,788.3	14,337.8
12	976.6	6,031.7	3,658.3	3,603.4	14,270.0
13	799.5	6,138.3	3,619.2	3,396.5	13,953.5
14	800.7	6,025.7	3,473.2	3,396.9	13,696.5
15	738.5	5,584.9	3,349.2	3,203.9	12,876.6
16	748.8	5,585.3	3,389.4	2,762.8	12,486.2
17	938.3	5,923.6	3,302.4	2,717.5	12,881.8
18	819.7	5,588.1	3,323.5	2,652.4	12,383.7
19	749.8	5,584.8	3,200.9	2,670.5	12,206.1
20	735.5	5,917.2	3,100.1	2,560.8	12,313.7
21	775.8	6,066.5	2,980.9	2,557.4	12,380.5

出典:町田市環境政策課資料

◆二酸化炭素排出量実績の推移

年度/単位	産業部門	民生(家庭)部門	民生(業務)部門	運輸部門	廃棄物部門	合計
	千t-CO ₂	千t-CO ₂	千t-CO ₂	千t-CO ₂	千t-CO ₂	千t-CO ₂
2005	80.2	448.5	340.9	356.2	42.1	1,268.0
11	74.7	547.9	361.6	266.8	48.8	1,299.8
12	77.0	590.8	420.3	259.4	61.6	1,409.1
13	70.8	600.3	416.4	250.1	68.0	1,405.6
14	69.7	563.6	383.2	247.7	50.6	1,314.9
15	64.4	528.6	366.9	233.9	53.6	1,247.5
16	64.5	518.8	363.3	201.1	55.7	1,203.5
17	80.8	539.7	346.9	197.0	53.8	1,218.2
18	70.3	508.6	350.5	192.8	37.6	1,159.9
19	63.8	492.1	326.9	192.8	40.4	1,116.1
20	60.7	510.1	312.1	184.3	47.8	1,115.1
21	68.8	526.9	303.3	184.7	50.1	1,133.8

出典:町田市環境政策課資料

1

2

3

4

5
資料編

4.3 自動車保有台数、公共交通機関利用者数

1

2

3

4

5
資料編

4.3 自動車保有台数、公共交通機関利用者数

4. 町田市の環境の概要(環境測定結果および統計データ)

◆自動車保有台数および一人当たりの保有台数（1/2）

年度/単位	登録自動車 台数	貨物自動車	普通車	小型車	被けん引車	乗用車	普通車	小型車	乗合自動車	特殊用途 車	大型特殊 車	乗用車の 占める割 合	一人当 り保有台 数	世帯当 り保有台 数	一人当 り保有台 数(乗用 車のみ)	世帯当 り保有台 数(乗用 車のみ)
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	%	台	台	台	台
2000	134,518	11,569	3,134	8,413	22	119,117	44,980	74,137	508	3,068	256	88.6	0.35	0.90	0.31	0.80
01	135,231	11,274	3,054	8,220	22	120,196	47,708	72,492	477	3,028	256	88.9	0.35	0.88	0.31	0.78
02	136,319	10,916	2,986	7,930	-	121,830	49,872	71,958	485	2,837	251	89.4	0.35	0.86	0.31	0.77
03	136,452	10,241	2,801	7,440	-	122,854	52,038	70,816	493	2,619	245	90.0	0.34	0.84	0.31	0.75
04	137,342	10,003	2,740	7,263	-	124,071	53,618	70,453	539	2,481	248	90.3	0.34	0.82	0.31	0.74
05	137,458	9,745	2,631	7,088	26	124,566	54,474	70,092	556	2,341	250	90.6	0.34	0.81	0.30	0.74
06	135,902	9,456	2,546	6,886	24	123,377	54,287	69,090	561	2,253	255	90.8	0.33	0.79	0.30	0.71
07	134,964	9,493	2,540	6,935	18	122,394	54,866	67,528	598	2,230	249	90.7	0.32	0.77	0.29	0.69
08	132,580	9,070	2,476	6,580	14	120,591	54,521	66,070	618	2,056	245	91.0	0.32	0.74	0.29	0.67
09	132,329	9,004	2,552	6,438	14	120,391	55,058	65,333	623	2,072	239	91.0	0.31	0.73	0.28	0.66
10	131,698	9,000	2,542	6,441	17	119,707	55,279	64,428	680	2,068	243	90.9	0.31	0.72	0.28	0.65
11	131,572	9,008	2,609	6,385	14	119,558	56,338	63,220	693	2,071	242	90.9	0.31	0.71	0.28	0.65
12	131,100	9,067	2,720	6,333	14	119,048	56,769	62,279	680	2,060	245	90.8	0.31	0.71	0.28	0.64
13	130,697	9,080	2,767	6,299	14	118,643	57,664	60,979	659	2,066	249	90.8	0.31	0.70	0.28	0.64
14	129,408	9,110	2,788	6,308	14	117,291	57,819	59,472	687	2,070	250	90.6	0.30	0.69	0.27	0.62
15	129,143	9,081	2,720	6,346	15	117,044	58,584	58,460	723	2,047	248	90.6	0.30	0.68	0.27	0.62
16	129,513	9,127	2,801	6,306	20	117,305	59,625	57,680	741	2,093	247	90.6	0.30	0.67	0.27	0.61
17	128,929	9,107	2,739	6,344	24	116,707	60,287	56,420	750	2,118	247	90.5	0.30	0.66	0.27	0.60
18	128,704	9,185	2,770	6,389	26	116,354	61,118	55,236	782	2,134	249	90.4	0.30	0.66	0.27	0.59
19	128,172	9,386	2,931	6,423	32	115,568	62,042	53,526	802	2,167	249	90.2	0.30	0.65	0.27	0.58
20	127,594	9,445	2,962	6,451	32	114,921	62,604	52,317	783	2,192	253	90.1	0.30	0.64	0.27	0.57
21	127,585	9,624	3,044	6,542	38	114,704	63,512	51,192	782	2,222	253	89.9	0.30	0.63	0.27	0.57
22	127,556	9,754	3,093	6,627	34	114,620	64,515	50,105	667	2,264	251	89.9	0.30	0.62	0.27	0.56

出典：市町村別自動車保有車両数(一般財団法人 自動車検査登録情報協会編)
※各年度は翌年3月末現在(例：2022年度は2023年3月末現在)

4.3 自動車保有台数、公共交通機関利用者数

4. 町田市の環境の概要(環境測定結果および統計データ)

◆自動車保有台数および一人当たりの保有台数 (2/2)

年度/単位	原動機付き 自転車等の 登録台数	原動機付き 自転車	第一種 (50ccま で)	ミニカー	第二種乙 (51～ 90cc)	第二種甲 (91～ 125cc)	軽自動車	二輪車	三輪車	四輪乗用	四輪貨物	小型特殊自 動車	農耕作業車	その他	二輪の小型 自動車
	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
2000	61,334	30,847	27,931	13	1,510	1,393	26,120	4,992	6	10,502	10,620	467	291	176	3,900
01	62,481	30,675	27,555	13	1,501	1,606	27,262	5,076	5	11,616	10,565	470	294	176	4,074
02	63,694	30,874	27,514	10	1,474	1,876	28,260	5,247	5	12,674	10,334	461	291	170	4,099
03	68,825	32,077	28,007	35	1,601	2,434	31,792	5,737	5	15,422	10,628	457	291	166	4,499
04	70,979	32,561	28,207	55	1,615	2,684	33,365	6,033	5	16,491	10,836	458	297	161	4,595
05	73,907	33,330	28,536	93	1,631	3,070	35,394	6,331	4	18,024	11,035	457	296	161	4,726
06	75,459	33,507	28,349	153	1,574	3,431	36,822	6,557	3	19,371	10,891	460	305	155	4,670
07	77,021	33,701	28,157	188	1,556	3,800	38,063	6,768	3	20,435	10,857	452	305	147	4,805
08	78,722	33,517	27,556	210	1,578	4,173	39,816	6,794	4	22,116	10,902	446	306	140	4,943
09	79,285	32,991	26,666	232	1,517	4,576	40,804	6,610	4	23,281	10,909	433	299	134	5,057
10	79,567	33,023	26,695	234	1,522	4,572	41,035	6,663	4	23,292	11,076	433	299	134	5,076
11	79,804	32,058	24,970	256	1,377	5,455	42,266	6,420	4	25,104	10,738	422	301	121	5,058
12	79,058	32,022	24,934	256	1,378	5,454	41,568	6,413	4	24,562	10,589	421	300	121	5,047
13	79,774	31,608	24,167	272	1,285	5,884	42,622	6,346	4	25,754	10,518	420	300	120	5,124
14	81,033	31,190	23,474	254	1,244	6,218	44,195	6,310	4	27,398	10,483	410	295	115	5,238
15	81,908	30,644	22,660	258	1,226	6,500	45,604	6,135	4	29,037	10,428	417	299	118	5,243
16	81,909	29,813	21,732	284	1,163	6,634	46,460	6,047	5	30,058	10,350	418	295	123	5,218
17	81,879	29,125	20,807	299	1,099	6,920	47,055	5,996	6	30,806	10,247	457	299	158	5,242
18	81,680	28,337	19,852	301	1,092	7,092	47,647	5,984	6	31,401	10,256	453	292	161	5,243
19	82,118	27,804	19,098	312	1,072	7,322	48,549	5,920	7	32,194	10,428	454	294	160	5,311
20	82,148	27,084	18,229	315	1,025	7,515	49,180	5,949	6	32,773	10,452	453	292	161	5,431
21	84,101	26,980	17,380	335	1,002	8,263	50,896	6,200	6	34,934	9,756	456	295	161	5,769
22	86,618	26,822	16,932	357	1,009	8,524	53,328	6,463	6	35,727	11,132	456	294	162	6,012

出典：市町村別自動車保有車両数(一般財団法人 自動車検査登録情報協会編)
※各年度は翌年3月末現在(例：2022年度は2023年3月末現在)

4.3 自動車保有台数、公共交通機関利用者数

4. 町田市の環境の概要(環境測定結果および統計データ)

◆公共交通機関利用者数(1/2)

年度/単位	小田急電鉄小田原線						東京急行電鉄田園都市線						京王電鉄相模原線		JR東日本横浜線		
	鶴川		玉川学園前		町田		つくし野		すずかけ台		南町田 グランベリーパーク		多摩境		成瀬	町田	相原
	乗車 千人	降車 千人	乗車 千人	降車 千人	乗車 千人	降車 千人	乗車 千人	降車 千人	乗車 千人	降車 千人	乗車 千人	降車 千人	乗車 千人	降車 千人	乗車 千人	乗車 千人	乗車 千人
2000	11,238	10,934	8,481	8,181	51,064	50,152	2,475	2,437	2,190	2,242	3,990	3,125	1,021	1,147	6,904	36,720	3,901
01	11,337	11,095	8,446	8,206	51,553	50,528	2,422	2,437	2,171	2,149	3,988	3,955	1,305	1,434	6,936	37,315	3,916
02	11,477	11,212	8,392	8,171	51,435	50,583	2,429	2,324	2,169	2,159	4,187	4,231	1,530	1,641	6,970	37,555	3,911
03	11,796	11,531	8,429	8,279	52,090	51,405	2,463	2,382	2,207	2,190	4,559	4,636	1,887	1,998	7,012	38,770	3,904
04	12,003	11,677	8,402	8,496	51,635	50,852	2,415	2,321	2,218	2,160	4,852	4,930	2,115	2,223	6,981	38,264	3,842
05	12,311	12,015	8,458	8,582	51,727	50,941	2,398	2,340	2,178	2,133	5,113	5,096	2,572	2,711	6,999	38,125	3,801
06	12,710	12,396	8,580	8,710	51,936	51,167	2,398	2,340	2,154	2,110	5,573	5,567	2,727	2,905	7,060	38,170	3,751
07	13,138	12,860	8,813	8,923	52,956	52,560	2,407	2,336	2,180	2,119	5,732	5,688	2,921	2,968	7,098	38,680	3,771
08	12,720	12,499	8,916	9,016	53,375	53,189	2,351	2,296	2,142	2,101	5,802	5,803	2,977	3,002	7,091	39,498	3,710
09	12,633	12,444	8,959	9,052	52,931	52,781	2,284	2,251	2,128	2,100	5,739	5,761	3,010	3,024	7,053	39,347	3,686
10	12,515	12,373	8,895	8,976	53,079	52,999	2,255	2,223	2,118	2,096	5,749	5,771	3,105	3,110	7,010	39,813	3,727
11	12,366	12,231	8,827	8,928	52,893	52,839	2,221	2,194	2,118	2,093	5,822	5,854	3,110	3,110	6,905	39,909	3,696
12	12,510	12,377	8,894	9,012	53,227	53,236	2,212	2,189	2,111	2,090	5,975	6,007	3,184	3,176	6,975	40,459	3,721
13	12,757	12,614	8,962	9,063	53,420	53,445	2,270	2,250	2,168	2,148	6,184	6,226	3,341	3,339	7,069	40,493	3,803
14	12,512	12,439	8,687	8,777	52,697	52,792	2,205	2,196	2,098	2,076	6,130	6,162	3,429	3,423	6,957	40,231	3,702
15	12,704	12,646	8,781	8,860	53,364	53,476	2,227	2,215	2,106	2,080	6,216	6,239	3,575	3,565	7,020	40,938	3,767
16	12,645	12,614	8,758	8,841	53,217	53,291	2,231	2,218	2,101	2,077	6,245	6,277	3,664	3,651	6,920	41,043	3,873
17	12,637	12,600	8,773	8,858	53,354	53,437	2,187	2,176	2,132	2,112	5,373	5,363	3,710	3,697	6,986	41,139	3,886
18	12,657	12,616	8,714	8,803	53,559	53,595	2,159	2,148	2,140	2,126	5,519	5,507	3,728	3,716	7,001	41,077	3,875
19	12,635	12,616	8,484	8,565	52,929	52,999	2,117	2,108	2,138	2,116	7,327	7,344	3,722	3,708	6,989	40,589	3,809
20	8,483	8,445	4,887	4,922	36,659	36,626	1,502	1,497	1,422	1,407	6,249	6,281	2,929	2,911	5,214	28,369	2,112
21	9,455	9,422	6,271	6,293	40,348	40,351	1,720	1,716	1,652	1,632	6,912	6,944	3,277	3,253	5,564	31,473	2,745
22	10,491	10,520	7,237	7,236	44,884	45,074	1,874	1,871	1,816	1,781	7,749	7,797	3,552	3,524	5,975	34,680	3,251
23	10,922	10,982	7,467	7,457	46,416	46,724	1,937	1,935	1,909	1,879	8,236	8,269	3,739	3,716	6,177	35,882	3,520

出典:町田市市政情報課資料

4.3 自動車保有台数、公共交通機関利用者数

4. 町田市の環境の概要(環境測定結果および統計データ)

◆公共交通機関利用者数(2/2)

年度/単位	神奈川中央交通(株)		小田急バス(株)		京王バス(株)		京王電鉄バス(株)		合計	
	輸送 人員数	延 キロ数	輸送 人員数	延 キロ数	輸送 人員数	延 キロ数	輸送 人員数	延 キロ数	輸送 人員数	延 キロ数
年度/単位	千人	千km	千人	千km	千人	千km	千人	千km	千人	千km
2000	-	-	-	-	-	-	-	-	37,782	11,327
01	-	-	-	-	-	-	-	-	37,218	11,275
02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
03	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
04	35,108	10,810	2,519	900	-	-	-	-	37,627	11,710
05	35,645	10,718	3,252	982	-	-	-	-	38,897	11,700
06	34,944	10,738	3,206	982	-	-	-	-	38,150	11,720
07	35,536	10,793	3,135	982	-	-	-	-	38,671	11,775
08	35,126	10,758	3,103	982	-	-	-	-	38,229	11,740
09	34,244	10,766	3,142	982	-	-	-	-	37,386	11,748
10	33,663	10,669	3,141	982	-	-	-	-	36,804	11,651
11	33,637	10,786	3,432	982	-	-	-	-	37,069	11,768
12	33,795	10,620	3,541	982	-	-	-	-	37,336	11,602
13	34,650	10,504	3,575	982	-	-	-	-	38,225	11,486
14	33,772	10,427	3,691	982	-	-	-	-	37,463	11,409
15	33,708	10,054	3,766	982	-	-	-	-	37,474	11,036
16	34,543	10,240	3,880	982	-	-	-	-	38,423	11,222
17	36,149	9,677	2,928	982	-	-	-	-	39,077	10,659
18	36,117	9,647	1,859	691	178	88	135	39	38,289	10,465
19	35,399	9,520	1,856	680	175	92	131	46	37,561	10,338
20	25,753	8,917	1,343	663	167	96	40	27	27,302	9,703
21	27,086	8,756	1,381	629	218	102	49	25	28,733	9,512
22	28,510	8,391	1,558	660	257	118	59	22	30,384	9,190
23	30,717	8,333	1,534	662	233	110	44	18	32,528	9,123

※京王バスと京王電鉄バスについては2018年度以降のデータを掲載しています。

出典:町田市市政情報課資料

1

2

3

4

5
資料編

4.4 土地利用状況、緑地面積

1

2

3

4

5
資料編

4.4 土地利用状況、緑地面積

4. 町田市の環境の概要(環境測定結果および統計データ)

◆地目別土地利用面積

	市域面積							構成比							自然的 土地利用
年/単位	ha	宅地	田	畑	山林	雑種地	その他	%	%	%	%	%	%	%	%
2000	7,162	2,633	121	785	1,067	426	2,130	100.0	36.8	1.7	11.0	14.9	5.9	29.7	27.5
01	7,162	2,652	120	771	1,065	419	2,135	100.0	37.0	1.7	10.8	14.9	5.9	29.8	27.3
02	7,162	2,678	112	748	1,036	416	2,172	100.0	37.4	1.6	10.4	14.5	5.8	30.3	26.5
03	7,162	2,706	105	739	1,042	413	2,157	100.0	37.8	1.5	10.3	14.5	5.8	30.1	26.3
04	7,162	2,809	101	718	930	395	2,209	100.0	39.2	1.4	10.0	13.0	5.5	30.8	24.4
05	7,163	2,862	98	703	909	389	2,202	100.0	40.0	1.4	9.8	12.7	5.4	30.7	23.9
06	7,163	2,895	95	688	891	379	2,215	100.0	40.4	1.3	9.6	12.4	5.3	30.9	23.4
07	7,163	2,915	91	673	884	378	2,222	100.0	40.7	1.3	9.4	12.3	5.3	31.0	23.0
08	7,163	2,933	89	664	872	371	2,234	100.0	40.9	1.2	9.3	12.2	5.2	31.2	22.7
09	7,162	2,941	87	656	869	372	2,237	100.0	41.1	1.2	9.2	12.1	5.2	31.2	22.5
10	7,163	2,952	86	649	861	374	2,241	100.0	41.2	1.2	9.1	12.0	5.2	31.3	22.3
11	7,163	2,963	84	640	858	374	2,244	100.0	41.4	1.2	8.9	12.0	5.2	31.3	22.1
12	7,164	2,971	83	631	850	377	2,252	100.0	41.5	1.2	8.8	11.9	5.3	31.4	21.8
13	7,164	2,983	83	618	846	378	2,256	100.0	41.6	1.2	8.6	11.8	5.3	31.5	21.6
14	7,164	2,993	82	609	849	381	2,250	100.0	41.8	1.1	8.5	11.9	5.3	31.4	21.5
15	7,164	3,005	80	599	851	380	1,479	100.0	41.9	1.1	8.4	11.9	5.3	20.6	21.4
16	7,180	3,016	80	591	847	381	1,484	100.0	42.0	1.1	8.2	11.8	5.3	20.7	21.1
17	7,155	3,029	80	581	843	382	1,487	100.0	42.3	1.1	8.1	11.8	5.3	20.8	21.0
18	7,155	3,044	78	573	839	382	1,491	100.0	42.5	1.1	8.0	11.7	5.3	20.8	20.8
19	7,155	3,052	78	565	839	381	1,494	100.0	42.7	1.1	7.9	11.7	5.3	20.9	20.7
20	7,155	3,069	73	558	837	381	1,496	100.0	42.9	1.0	7.8	11.7	5.3	20.9	20.5
21	7,155	3,076	73	551	833	382	1,505	100.0	43.0	1.0	7.7	11.6	5.3	21.0	20.4
22	7,155	3,101	71	542	832	383	1,494	100.0	43.3	1.0	7.6	11.6	5.4	20.9	20.2
23	7,155	3,109	71	535	832	382	1,497	100.0	43.5	1.0	7.5	11.6	5.3	20.9	20.1

出典:固定資産税概要調書から作成

※ 2015年から集計方法の変更により、各地目面積の合計は市域面積と異なる。2015年以降の市域面積は国土地理院全国都府県市区町村別面積調に基づく値。

4.4 土地利用状況、緑地面積

4. 町田市の環境の概要(環境測定結果および統計データ)

◆町田市立公園※2等

	都市公園									合計	都市公園以外の公園			合計
	都市計画公園						広場公園	都市緑地	緑道		広場・遊び場・緑地	特別緑地保全地区※3	町田市ふるさとの森※4	
	住宅基幹公園			都市基幹公園		特殊公園								
	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	風致公園等								
年度/単位	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
2008	60	40	29	21	9	29	0	53	1	270	6	-	-	6
09	61	40	29	68	9	29	0	55	1	290	7	-	-	7
10	62	40	29	68	9	29	0	55	1	292	7	-	-	7
11	62	40	29	68	9	29	0	55	1	293	6	-	-	6
12	63	40	29	68	9	29	0	57	1	296	6	-	-	6
13	63	40	29	70	9	33	0	57	1	303	6	-	-	6
14	63	40	29	71	9	33	0	57	1	304	6	-	-	6
15	64	40	34	71	9	28	0	60	1	307	6	-	-	6
16	64	40	34	71	9	28	0	60	1	306	6	-	-	6
17	64	40	34	71	9	28	0	60	1	307	6	-	-	6
18	65	40	34	71	8	28	0	60	1	306	6	-	-	6
19	65	40	34	71	8	28	0	60	1	306	7	33	5	45
20	65	40	34	71	10	39	0	60	1	320	7	33	5	45
21	65	40	34	71	10	39	0	60	1	320	7	33	5	45
22	65	40	34	71	10	39	0	60	1	321	7	33	5	45
23	64	43	34	73	10	39	0	74	1	338	7	31	5	43

※1 各年度は各年4月1日時点(例:2023年度は2023年4月1日時点)

※2 町田市立公園:町田市立公園条例で定義された「都市公園」および「都市公園以外の公園」

※3 特別緑地保全地区:都市緑地法に基づき設置されたもの

※4 町田市ふるさとの森:町田市ふるさとの森設置要領に基づき設置されたもの

出典: 町田市公園緑地課資料(公園緑地等一覧表2023年度)

◆市立公園以外の施設

	都営住宅との協定広 場	特別緑地保全地区※ ² (市立公園に指定したものを除く)	町田市ふるさとの森※ ³ (市立公園に指定したものを除く)	合計
年度/単位	ha	ha	ha	ha
2008	-	-	96	96
09	-	-	88	88
10	-	-	90	90
11	-	-	90	90
12	-	-	97	97
13	-	35	61	96
14	-	40	62	102
15	2	43	57	102
16	2	43	57	102
17	2	44	56	102
18	2	48	54	104
19	2	15	49	66
20	2	15	49	66
21	2	15	49	66
22	2	15	50	67
23	2	15	50	67

出典：町田市公園緑地課資料(公園緑地等一覧表2023年度)

※1 各年度は各年4月1日時点(例:2023年度は2023年4月1日時点)

※2 特別緑地保全地区:都市緑地法に基づき設置されたもの

※3 町田市ふるさとの森:町田市ふるさとの森設置要領に基づき設置されたもの

4.4 土地利用状況、緑地面積

4. 町田市の環境の概要(環境測定結果および統計データ)

◆その他の緑

	生産緑地		東京都保全地域		民有緑地保全協定		一人当たりの都市公園面積	町田市面積
	箇所数等	面積等	箇所数等	面積等	箇所数等	面積等		
年度/単位	箇所	ha	箇所	ha	団体	ha	m ² /人	ha
2008	1,178	267.98	5	51.53	27	16.53	6.58	7,163
09	1,169	263.33	5	51.53	29	18.47	6.99	7,163
10	1,158	259.66	5	51.53	29	18.47	6.99	7,163
11	1,146	255.82	5	51.53	29	18.47	6.97	7,163
12	1,132	251.80	5	51.53	27	14.38	7.04	7,163
13	1,119	245.68	5	51.53	26	14.88	7.11	7,164
14	1,107	241.43	5	51.53	20	12.88	7.12	7,164
15	1,088	236.90	5	51.53	17	10.13	7.18	7,164
16	1,079	232.14	5	51.53	14	8.14	7.17	7,164
17	1,066	225.87	5	51.53	11	6.88	7.15	7,180
18	1,049	221.40	5	51.53	4	2.7	7.14	7,180
19	1,042	217.31	5	51.53	2	1.2	7.14	7,155
20	1,023	212.68	5	51.53	2	1.2	7.45	7,155
21	1,012	208.33	5	51.53	2	1.2	7.44	7,155
22	995	203.04	5	51.53	2	1.2	7.44	7,155
23	977	197.92	5	51.53	2	1.2	7.85	7,155

※各年度は各年4月1日時点(例:2023年度は2023年4月1日時点)

出典: 町田市公園緑地課資料(公園緑地等一覧表2023年度)

1

2

3

4

5
資料編

4.5 ごみ量、資源

1

2

3

4

5
資料編

4.5 ごみ量、資源

◆収集・持込量(1/2)

項目	人口(10月1日時点)	収集・持込量												
		ごみ												
		燃やせるごみ				燃やせないごみ			粗大			有害	土砂・瓦礫	ごみ量小計
		収集分	持込分	事業系持込分	計	収集分	持込分	計	収集分	持込分	計			
年度/単位	人	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
2017	429,070	63,282	429	19,645	83,356	6,478	50	6,528	1,374	1,492	2,866	144	0	92,894
18	428,589	62,692	469	18,831	81,992	6,771	46	6,817	1,475	1,356	2,831	149	0	91,789
19	429,058	63,665	705	19,315	83,685	7,209	49	7,258	1,586	1,647	3,233	133	0	94,309
20	429,200	65,795	601	16,816	83,212	7,995	75	8,070	1,576	1,705	3,281	156	0	94,719
21	430,607	64,086	588	17,116	81,790	7,418	39	7,457	1,595	1,903	3,498	143	0	92,888
22	431,153	62,802	652	17,660	81,114	6,810	36	6,846	1,541	1,978	3,519	156	0	91,635
23	430,685	60,908	638	17,370	78,916	6,677	35	6,712	1,575	1,889	3,464	150	0	89,242
前年度比	99.9%	97.0%	97.9%	98.4%	97.3%	98.0%	97.2%	98.0%	102.2%	95.5%	98.4%	96.2%	-	97.4%
総ごみ量に占める割合	-	58.12%	0.61%	16.58%	75.30%	6.37%	0.03%	6.41%	1.50%	1.80%	3.31%	0.14%	-	85.16%

◆収集・持込量(2/2)

項目	収集・持込量															
	資源															
	収集分											持込分			資源量小計	合計(総ごみ量)
	古紙※1	古着・古布	発泡トレイ※2	紙パック※2	小型家電※2	ペットボトル	容器包装プラスチック※3	剪定枝	ビン	カン	計	リサイクル広場まちだ	剪定枝	計		
年度/単位	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
2017	8,149	1,031	9	13	5	1,012	415	601	2,900	951	15,086	100	1,076	1,176	16,262	109,156
18	7,800	1,034	8	15	7	1,058	438	594	2,764	921	14,639	99	1,073	1,172	15,811	107,600
19	7,681	1,099	8	15	6	1,048	408	574	2,721	933	14,493	107	993	1,100	15,593	109,902
20	8,127	1,296	8	15	7	1,094	429	619	2,914	1,058	15,567	89	994	1,083	16,650	111,369
21	7,929	1,200	7	14	9	1,144	828	491	2,774	1,048	15,444	86	1,138	1,224	16,668	109,556
22	7,847	1,114	13	15	10	1,182	849	473	2,664	995	15,162	96	931	1,027	16,189	107,824
23	7,420	1,066	12	15	11	1,203	845	475	2,555	950	14,552	99	904	1,003	15,555	104,797
前年度比	94.6%	95.7%	92.3%	100.0%	110.0%	101.8%	99.5%	100.4%	95.9%	95.5%	96.0%	103.1%	97.1%	97.7%	96.1%	97.2%
総ごみ量に占める割合	7.08%	1.02%	0.01%	0.01%	0.01%	1.15%	0.81%	0.45%	2.44%	0.91%	13.89%	0.09%	0.86%	0.96%	14.84%	-

※1 古紙の内訳は、集積所に排出される新聞、段ボール、雑誌・雑紙、紙パック。 ※2 発泡トレイ・紙パック・小型家電は、拠点回収したもの。
※3 容器包装プラスチックは2020年度まで資源化量としていたが、2021年度からは収集量(不適物も含む)としている。

出典:町田市環境政策課資料

4.5 ごみ量、資源

4. 町田市の環境の概要(環境測定結果および統計データ)

◆1人1日当たり ごみ・資源排出量(1/2)

項目	人口(10月1日時点)	収集・持込量												
		ごみ												
		燃やせるごみ				燃やせないごみ			粗大			有害	持込土砂・瓦礫	ごみ量小計
年度/単位	人	収集分	持込分	事業系持込分	計	収集分	持込分	計	収集分	持込分	計			
		g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日
2017	429,070	404.1	2.7	125.4	532.3	40.3	1.4	41.7	8.8	9.5	18.3	0.9	0.0	593.2
18	428,589	400.8	3.0	120.4	524.1	43.3	0.3	43.6	9.4	8.7	18.1	1.0	0.0	586.8
19	429,058	405.4	4.5	123.0	532.9	45.9	0.3	46.2	10.1	10.5	20.6	0.8	0.0	600.5
20	429,200	420.0	3.8	107.3	531.2	51.0	0.5	51.5	10.1	10.9	20.9	1.0	0.0	604.6
21	430,607	407.7	3.7	108.9	520.4	47.2	0.2	47.4	10.1	12.1	22.3	0.9	0.0	591.0
22	431,153	399.1	4.1	112.2	515.4	43.3	0.2	43.5	9.8	12.6	22.4	1.0	0.0	582.3
23	430,685	386.4	4.0	110.2	500.6	42.4	0.2	42.6	10.0	12.0	22.0	1.0	0.0	566.1

◆1人1日当たり ごみ・資源排出量(2/2)

項目	収集・持込量															
	資源															
	収集分											持込分			資源量小計	合計(総ごみ量)
年度/単位	古紙	古着・古布	発泡トレイ	紙パック	小型家電	ペットボトル	容器包装プラスチック	剪定枝	ビン	カン	計	リサイクル広場まちだ	剪定枝	計		
	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日
2017	52.0	6.6	0.1	0.1	0.0	6.5	2.6	3.8	18.5	6.1	96.3	0.6	6.9	7.5	103.8	697.0
18	49.9	6.6	0.1	0.1	0.0	6.8	2.8	3.8	17.7	5.9	93.6	0.6	6.9	7.5	101.1	687.8
19	48.9	7.0	0.1	0.1	0.0	6.7	2.6	3.7	17.3	5.9	92.3	0.7	6.3	7.0	99.3	699.9
20	51.9	8.3	0.1	0.1	0.0	7.0	2.7	4.0	18.6	6.8	99.4	0.6	6.3	6.9	106.3	710.9
21	50.4	7.6	0.0	0.1	0.1	7.3	5.3	3.1	17.6	6.7	98.3	0.5	7.2	7.8	106.0	697.0
22	49.9	7.1	0.1	0.1	0.1	7.5	5.4	3.0	16.9	6.3	96.3	0.6	5.9	6.5	102.9	685.2
23	47.1	6.8	0.1	0.1	0.1	7.6	5.4	3.0	16.2	6.0	92.3	0.6	5.7	6.4	98.7	664.7

※1人1日当たりのごみ排出量=(総ごみ量+集団回収量)÷人口÷日数

出典:町田市環境政策課資料

4.5 ごみ量、資源

◆ 1人1日当たり 家庭系収集分 ごみ・資源排出量

項目	家庭系 収集分のみ		
	ごみ	資源	合 計
年度/単位	g/人日	g/人日	g/人日
2017	454	96	550
18	454	94	548
19	462	93	555
20	482	99	581
21	466	98	564
22	453	96	549
23	440	92	532

出典:町田市環境政策課資料

◆ 集団回収量(収集・持込量)

	集団回収量(町内会・子ども会などの回収)						総合計(総ごみ量 +集団回収量)
	回収団体数 単位: 団体	ビン	カン	古紙	古着・古布	合計	
年度/単位	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
2017	374	227	258	10,263	636	11,384	120,540
18	371	214	257	9,817	654	10,942	118,542
19	371	208	253	9,539	692	10,692	120,594
20	353	205	242	8,871	676	9,994	121,363
21	340	197	237	8,370	628	9,432	118,988
22	331	187	225	7,873	569	8,854	116,678
23	317	180	221	7,305	539	8,245	113,042
前年度比	95.8%	96.3%	98.2%	92.8%	94.7%	93.1%	96.9%

出典:町田市環境政策課資料

◆集団回収量(1人1日当たり ごみ・資源排出量)

	集団回収量(町内会・子ども会などの回収)						総合計(総ごみ量+集団回収量)	目標値※ (2030年度)	目標値(基準 年度比) (2030年度)
	回収団体数 単位:団体	ビン	カン	古紙	古着・古布	合計			
年度/単位	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	g/人日	-
2017	374	1.4	1.6	65.5	4.1	72.7	769.7	-	-
18	371	1.4	1.6	62.8	4.2	69.9	757.8	-	-
19	371	1.3	1.6	60.7	4.4	68.1	767.9	-	-
20	353	1.3	1.5	56.6	4.3	63.8	774.7	-	-
21	340	1.3	1.5	53.3	4.0	60.0	757.1	714.0	7%の削減
22	331	1.2	1.4	50.0	3.6	56.3	741.4	714.0	7%の削減
23	317	1.1	1.4	46.3	3.4	52.3	717.1	714.0	7%の削減

※第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の全体目標1

出典:町田市環境政策課資料

4.5 ごみ量、資源

4. 町田市の環境の概要(環境測定結果および統計データ)

◆資源化(1/2)

項目	施設内資源化(ごみとして搬入した量)													
	金属類	古紙類	廃プラスチック	蛍光管・乾電池・ライター	ガラス・陶磁器	木質家具類	小型家電(広場、拠点を除く)	布団類、衣類	し尿脱水土泥	固形類(石など)	その他	再利用品(家具など)	バイオガス*化	合計
計算式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
年度/単位	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
2017	2,411	16	104	144	19	500	123	103	-	-	7	67	-	3,494
18	2,437	15	100	149	30	484	122	85	-	-	1	74	-	3,497
19	2,611	14	112	133	22	317	132	65	197	-	0	74	-	3,677
20	3,017	15	118	156	36	129	147	25	192	27	0	53	-	3,915
21	2,460	6	104	144	16	84	145	21	169	18	0	57	245	3,469
22	1,947	17	91	156	9	163	149	23	157	72	2	76	1,065	3,927
23	2,031	18	192	150	15	240	197	37	155	76	1	83	651	3,846
前年度比	104.3%	105.9%	211.0%	96.2%	166.7%	147.2%	132.2%	160.9%	98.7%	105.6%	50.0%	109.2%	61.1%	97.9%

◆資源化(2/2)

項目	分別収集(集積所および拠点場所から回収した物を資源化している量)											エコセメント化	合計
	ビン	カン	古紙	古着	ペットボトル	トレイ	小型家電(拠点)	リサイクル広場まちだ※	容器包装プラスチック	合計	剪定枝	小計	
計算式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	【a】	【b】
年度/単位	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
2017	2,900	951	8,162	1,026	984	9	5	100	415	14,552	1,677	19,723	7,797
18	2,764	921	7,815	1,023	1,027	8	7	99	438	14,102	1,667	19,266	7,646
19	2,721	933	7,696	1,089	1,016	8	6	107	408	13,984	1,567	19,228	7,744
20	2,914	1,058	8,142	1,257	1,058	8	7	89	429	14,962	1,613	20,490	8,176
21	2,774	1,016	7,943	1,176	1,114	7	9	86	663	14,788	1,629	19,886	7,967
22	2,664	963	7,862	1,110	1,174	13	10	96	657	14,549	1,404	19,880	9,315
23	2,555	918	7,435	1,065	1,196	12	11	99	663	13,954	1,379	19,179	8,590
前年度比	95.9%	95.3%	94.6%	95.9%	101.9%	92.3%	110.0%	103.1%	100.9%	95.9%	98.2%	96.5%	92.2%

※陶磁器・ガラス食器・廃食用油・紙容器・家庭金物・洗剤の計量スプーン・ペットボトルのふた・パン袋の留め具・ビデオテープ・インクカートリッジ・小型家電を回収

出典:町田市環境政策課資料

◆資源化率

項目	集団回収量合計[①収集量から]	市搬入量合計(総ごみ量)[①収集量から]	ごみ資源化率(エコセメントを含み集団回収を含めない)	ごみ資源化率(エコセメントを含みず集団回収を含む)	総資源化率(エコセメントと集団回収を含む) ※1※2	総資源化率(エコセメントと集団回収を含む) 目標値(2030年度)
計算式	【c】	【d】	【(a+b)/d】	【(a+c)/(c+d)】	【(a+b+c)/(c+d)】	
年度/単位	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	%
2017	11,384	109,156	25.2%	25.8%	32.3%	-
18	10,942	107,600	25.0%	25.5%	31.9%	-
19	10,692	109,902	24.5%	24.8%	31.2%	-
20	9,994	111,369	25.7%	25.1%	31.9%	-
21	9,432	109,556	25.4%	24.6%	31.3%	40.0%
22	8,854	107,824	27.1%	24.6%	32.6%	40.0%
23	8,245	104,797	26.5%	24.3%	31.9%	40.0%
前年度比	93.1%	97.2%	97.9%	98.5%	97.7%	-

◆市域の温室効果ガス排出量

出典:町田市環境政策課資料 ※1 総資源化率=資源化量合計÷(総ごみ量+集団回収量)

※2 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の全体目標2

項目	ごみの焼却に伴う温室効果ガス排出量※1※2	基準年度との増減率(%)	目標値(2030年度)
年度/単位	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
2017	44,656	-	-
18	29,348	-	-
19	※基準年度 約34,000	0.0%	-
20	37,444	10.1%	-
21	40,938	20.4%	約24,000
22	45,229	33.0%	約24,000
23	41,431	21.9%	約24,000

※1 温室効果ガス排出量

=一般廃棄物(プラスチックごみおよび合成繊維)の焼却に伴い排出される非エネルギー起源CO₂+一般廃棄物の焼却に伴い排出されるCH₄およびN₂O

※2 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の全体目標3

出典:町田市環境政策課資料

1

2

3

4

5
資料編

◆市域の温室効果ガス排出量(内訳)

項目	ごみの焼却に伴う温室効果ガス排出量					ごみの焼却に伴う温室効果ガス排出量				
	一般廃棄物(プラスチックごみおよび合成繊維)の焼却に伴い排出される非エネ起CO ₂		一般廃棄物の焼却に伴い排出されるCH ₄ およびN ₂ O		合計	一般廃棄物(プラスチックごみおよび合成繊維)の焼却に伴い排出される非エネ起CO ₂		一般廃棄物の焼却に伴い排出されるCH ₄ およびN ₂ O		合計
	プラスチックごみ(CO ₂)	合成繊維(CO ₂)	CH ₄ (メタン)	N ₂ O(一酸化二窒素)		プラスチックごみ(CO ₂)	合成繊維(CO ₂)	CH ₄ (メタン)	N ₂ O(一酸化二窒素)	
年度/単位	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	%	%	%	%	%
2017	30,639	12,490	2	1,525	44,656	69%	28%	0%	3%	100%
18	22,517	5,322	2	1,507	29,348	77%	18%	0%	5%	100%
19	29,608	2,624	2	1,547	33,781	88%	8%	0%	5%	100%
20	30,502	5,386	2	1,554	37,444	81%	14%	0%	4%	100%
21	30,341	9,085	2	1,510	40,938	74%	22%	0%	4%	100%
22	36,078	7,708	2	1,441	45,229	80%	17%	0%	3%	100%
23	35,234	4,778	2	1,417	41,431	85%	12%	0%	3%	100%

出典:町田市環境政策課資料

4.6 大気環境

1

2

3

4

5
資料編

◆大気質の推移

年度/単位	二酸化硫黄 (SO ₂)		二酸化窒素* (NO ₂)		浮遊粒子状物質 (SPM)		光化学 スモッグ 注意報 発令回数
	町田市 平均	東京都平均	町田市 平均	東京都平均	町田市 平均	東京都平均	
	ppm	ppm	ppm	ppm	mg/m ³	mg/m ³	回
2000	0.002	-	0.025	-	0.040	-	11
01	0.003	0.002	0.026	0.023	0.039	0.025	11
02	0.002	0.002	0.024	0.023	0.037	0.025	10
03	0.001	0.002	0.023	0.023	0.037	0.025	4
04	0.002	0.002	0.022	0.023	0.031	0.025	12
05	0.001	0.002	0.021	0.023	0.031	0.025	10
06	0.001	0.002	0.020	0.023	0.033	0.025	14
07	0.001	0.002	0.019	0.023	0.024	0.025	15
08	0.001	0.002	0.018	0.021	0.023	0.024	11
09	0.001	0.002	0.018	0.021	0.020	0.023	2
10	0.001	0.002	0.017	0.020	0.020	0.021	9
11	0.002	0.002	0.016	0.019	0.020	0.021	3
12	0.001	0.002	0.015	0.018	0.019	0.020	2
13	0.002	0.002	0.014	0.018	0.020	0.021	9
14	0.002	0.002	0.014	0.017	0.020	0.017	4
15	0.002	0.002	0.013	0.017	0.018	0.019	4
16	0.001	0.002	0.012	0.016	0.016	0.017	2
17	0.001	0.001	0.012	0.016	0.015	0.017	0
18	0.001	0.001	0.011	0.015	0.016	0.018	2
19	0.001	0.001	0.010	0.014	0.014	0.016	1
20	0.001	0.001	0.010	0.013	0.013	0.014	1
21	0.001	0.001	0.010	0.012	0.011	0.012	3
22	0.001	0.001	0.010	0.012	0.011	0.013	1
23	0.001	0.001	0.009	0.012	0.012	0.013	2

注1: 平均値は時間値の年平均値を示す。測定地点は2012年度に中町から金森に移転。

出典: 東京都大気汚染常時測定結果報告および東京都ホームページ

4.7 水環境

1

2

3

4

5
資料編

◆BOD*の推移

年度/単位	境川 (鶴間一 号橋)	恩田川 (都橋)	鶴見川 (麻生橋)	環境基準	
				恩田川	境川、鶴 見川
	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
2000	4.3	2.5	5.5	5.0	8.0
01	5.1	2.2	5.3	5.0	8.0
02	2.5	1.1	2.8	5.0	8.0
03	3.6	1.4	2.6	5.0	8.0
04	2.8	1.9	2.0	5.0	8.0
05	2.8	1.3	8.8	5.0	8.0
06	1.5	1.0	11	5.0	8.0
07	2.6	1.5	11	5.0	8.0
08	2.4	2.4	7.6	5.0	8.0
09	1.8	1.4	2.9	5.0	8.0
10	2.5	2.8	4.2	5.0	8.0
11	2.0	1.1	4.5	5.0	8.0
12	1.9	1.3	4.2	5.0	8.0
13	1.6	1.9	8.4	5.0	8.0
14	1.4	1.7	7.1	5.0	8.0
15	1.6	1.1	3.6	5.0	8.0
16	1.5	1.4	6.0	5.0	8.0
17	1.2	1.4	5.4	2.0	8.0
18	1.0	1.1	6.1	2.0	8.0
19	1.3	1.5	4.8	2.0	8.0
20	1.2	1.0	1.9	2.0	8.0
21	0.8	0.8	7.8	2.0	8.0
22	1.9	1.7	4.7	2.0	8.0
23	1.1	1.2	6.6	2.0	8.0

出典:町田市環境共生課資料(年度75%値)

◆SS*の推移

年度/単位	境川 (鶴間一 号橋)	恩田川 (都橋)	鶴見川 (麻生橋)	環境基準	
				恩田川	境川、鶴 見川
	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
2000	4	2	7	50	100
01	5	3	7	50	100
02	3	2	5	50	100
03	3	3	5	50	100
04	5	4	4	50	100
05	5	3	4	50	100
06	3	2	3	50	100
07	3	2	3	50	100
08	2	2	5	50	100
09	2	1	3	50	100
10	3	3	3	50	100
11	2	2	4	50	100
12	3	2	4	50	100
13	2	2	2	50	100
14	2	2	2	50	100
15	3	2	4	50	100
16	2	2	3	50	100
17	3	2	3	25	100
18	2	2	4	25	100
19	1	1	1	25	100
20	3	3	4	25	100
21	2	2	3	25	100
22	2	3	3	25	100
23	2	3	3	25	100

出典:町田市環境共生課資料(年度平均値)

◆DO*の推移

年度/単位	境川 (鶴間一 号橋)	恩田川 (都橋)	鶴見川 (麻生橋)	環境基準	
				恩田川	境川、鶴 見川
	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
2000	9.7	12.2	11.3	5.0	2.0
01	10	12	11	5.0	2.0
02	9.1	12	11	5.0	2.0
03	10	12	11	5.0	2.0
04	10	12	12	5.0	2.0
05	10	13	10	5.0	2.0
06	10	12	10	5.0	2.0
07	10	11	9.4	5.0	2.0
08	11	12	10	5.0	2.0
09	10	11	10	5.0	2.0
10	11	12	10	5.0	2.0
11	11	12	9.3	5.0	2.0
12	10	11	8.7	5.0	2.0
13	11	12	10	5.0	2.0
14	11	12	10	5.0	2.0
15	11	11	9.2	5.0	2.0
16	11	12	9.2	5.0	2.0
17	11	11	10	7.5	2.0
18	10	12	10	7.5	2.0
19	11	11	10	7.5	2.0
20	12	12	11	7.5	2.0
21	12	12	9.4	7.5	2.0
22	12	12	9.7	7.5	2.0
23	12	12	9.6	7.5	2.0

出典:町田市環境共生課資料(年度平均値)

◆下水道普及率の変化

	人口普及率	面積普及率
年度/単位	%	%
2000	77.5	47.1
01	79.3	50.6
02	80.7	53.0
03	81.9	55.3
04	82.4	56.4
05	82.6	57.3
06	83.2	58.3
07	84.4	60.0
08	92.9	60.9
09	94.2	63.2
10	95.7	65.4
11	97.1	66.8
12	97.6	67.6
13	98.2	68.2
14	98.4	68.3
15	98.5	68.5
16	98.6	68.5
17	98.7	69.4
18	98.8	69.9
19	98.8	70.1
20	98.9	70.4
21	98.9	71.4
22	99.0	70.0
23	99.1	70.1

出典:町田市下水道整備課資料

4.8 騒音

1

2

3

4

5
資料編

4.8 騒音

◆道路騒音(2023年度面的評価*による環境基準の達成状況)

調査対象道路 (2023年度調査)	時間帯	面的評価(全体)		
		環境基準 非達成 戸数	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率
		戸	戸	%
一般国道16号	昼間	13	291	96
	夜間	28	276	91
府中町田線	昼間	0	132	100
	夜間	0	132	100
八王子町田線 (原町田)	昼間	0	1,153	100
	夜間	1	1,152	100
八王子町田線 (木曽西)	昼間	0	599	100
	夜間	0	599	100
八王子町田線 (森野)	昼間	0	1,595	100
	夜間	0	1,595	100
目黒町町田線	昼間	46	1,346	97
	夜間	51	1,341	96
町田日野線	昼間	1	387	100
	夜間	1	387	100
全体	昼間	60	5,503	99
	夜間	81	5,482	99

出典:町田市環境共生課資料

※1 騒音発生回数は、70dB(デシベル)以上の騒音が5秒以上継続した回数です。
 ※2 Ldenは2013年4月から航空機騒音に係る環境基準の評価指標として採用されており、単位はdB(デシベル)で表します。夕方・夜間など静かな時間帯に重み付けをおこない算出しています。

◆航空機騒音

測定者	測定場所	年度	測定日数 (日)	騒音発生回数(回)※1					最大騒音 レベル (dB)	Lden※2	
				70~79 dB	80~89 dB	90~99 dB	100 dB以上	合計		測定結果 (年平均値)	環境基準
町田市	本町田東 小学校	2017	365	1,760	506	99	15	2,380	106.4	53	57以下
		18	365	1,049	87	6	0	1,142	95.1	42	
		19	366	1,058	69	1	0	1,128	90.6	41	
		20	365	1,141	46	1	0	1,188	90.6	41	
		21	365	1,063	70	10	2	1,145	105.5	43	
		22	365	1,085	65	4	0	1,154	97.4	42	
		23	253	980	75	2	0	1,057	93.7	44	
	小山小学校	2017	360	3,129	323	8	1	3,461	100.9	49	指定なし
		18	361	3,024	174	3	0	3,201	97.6	48	
		19	366	3,293	148	6	0	3,447	99.4	48	
		20	365	3,139	130	4	0	3,273	96.5	47	
		21	365	2,901	113	4	0	3,018	96.5	47	
		22	365	3,064	155	9	0	3,228	98.4	48	
		23	366	2,644	108	5	0	2,757	97.9	46	
	町田第五 小学校	2017	362	2,257	463	124	17	2,861	105.0	54	57以下
		18	365	1,578	168	5	2	1,753	104.7	45	
		19	366	1,471	209	0	0	1,680	89.0	45	
		20	365	1,567	216	0	0	1,783	86.2	45	
		21	365	1,493	180	10	1	1,684	101.6	45	
		22	365	1,648	195	6	0	1,849	97.6	46	
		23	366	1,688	205	3	1	1,897	101.5	46	
	忠生第三 小学校	2017	365	1,339	628	98	0	2,065	99.3	51	57以下
		18	357	723	55	16	0	794	94.2	42	
		19	366	849	43	18	0	910	96.6	43	
		20	365	819	26	1	0	846	93.5	39	
		21	365	809	50	12	0	871	97.9	43	
		22	365	955	35	14	0	1,004	97.2	45	
		23	366	858	54	12	0	924	95.4	43	
	南中学校	2017	363	1,232	736	22	0	1,990	99.3	49	57以下
		18	360	538	72	5	0	615	99.5	41	
		19	366	449	39	1	0	489	91.0	39	
		20	354	465	29	1	0	495	97.0	37	
		21	360	527	63	5	0	595	98.4	39	
		22	365	531	35	4	0	570	93.2	39	
		23	366	447	57	6	0	510	97.4	40	

出典:町田市環境共生課資料

5. 資料編

5.1 町田市環境基本条例.....	112
5.2 環境基準.....	117
5.3 主な関係法等とその解説.....	127
5.4 環境施策の進捗状況.....	131
5.5 エコ(環境)に関する市民アンケート結果.....	189
5.6 用語解説.....	214

5.1 町田市環境基本条例

1

2

3

4

5
資料編

目次

前文

第一章 総則(第1条－第8条)

第二章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策(第9条－第 19 条)

第三章 環境管理の推進(第 20 条－第 22 条)

第四章 環境パートナーシップ*による環境の保全、回復及び創造の推進(第 23 条－第 26 条)

附則

前文

私たちの町田市は、多摩丘陵の北部に位置し、緑豊かな丘陵地と、境川や鶴見川などの源流を有しており、また数多くの縄文遺跡の発見にみられるように、生活の場としての永い歴史を有している。それは、先人たちが、太古からその豊かな自然の恩恵を享受しながら生活してきたことを物語っている。

現代社会での生活、あるいは経済活動は、私たちの暮らしを豊かにする一方、資源の過剰な消費や膨大な廃棄物の排出等、環境に対する多大な負荷を伴い、私たちを取り巻くあらゆる環境を悪化させる原因となっている。このことは、首都圏で有数の商業都市、住宅 都市として発展し続けている町田市でも例外ではなく、先人たちから引き継いだ環境を、次の世代へ引き継ぐことはもちろん、維持することさえ困難な状況に立ち至っている。このような環境の悪化は、私たちのまわりだけではなく、地球全体に広がっている。

地球規模での環境問題への早急な対応が迫られている現代社会においては、私たちは良好な環境を単に自然から与えられるものとしてではなく、すべての者による保全、回復及び創造の努力によってはじめて享受できるものとして考えなければならなくなっている。

私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境を享受する権利、すなわち環境権*を有している。同時に、私たちには環境をより恵み豊かなものとして次の世代へと継承していく責任と義務がある。良好な環境は、私たちの世代だけに与えられるものではない。将来の世代も享受する権利を有しているのである。

私たちは、かけがえのない生命と自然を守るために、すべての者の総意として、良好な環境を保全、回復及び創造するとともに、環境への負荷*の少ない持続的発展が可能な循環型社会*の実現を目指して、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造についての基本理念を定め、町田市(以下「市」という。)、事業者、市民、在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者(以下「すべての者」という。))の責務を明らかにするとともに、地域の特性に即した環境の保全、回復及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を市民参画の下に総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 現在及び将来のすべての人々が、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる、生活環境、自然環境及び歴史的文化的環境*をいう。
- (2) 歴史的文化的環境 歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要因となっているものをいう。
- (3) 環境への負荷 行政の施策、事業活動、日常生活等(以下「すべての活動」という。)により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 公害 環境への負荷のうち、すべての活動に起因する生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁(雨水及び地下水の汚染を含む。)、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等によって、良好な環境が損なわれることをいう。
- (5) 循環型社会 すべての活動において、資源及びエネルギーの一層の循環、効率化並びに廃棄物の発生抑制、適正な処理等を図るなど、経済社会システムにおける物質の循環を確保することにより、最終的な排出物を低減し、自然環境の物質循環に戻すことができる社会をいう。
- (6) 地球環境の保全 すべての活動に起因する地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境の確保に寄与するものをいう。

- (7) 環境監査 市又は事業者が、すべての施策又は事業活動について環境の保全、回復及び創造の見地から自ら点検及び評価を行い、以後、その結果を反映させていくことをいう。
- (8) 環境パートナーシップ 市及び事業者並びに市民、在勤在学者及び主にこれらの者により組織される民間の団体(以下「市民等」という。)が、環境の保全、回復及び創造を目的として、相互に促し、励まし、支え合う関係をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全、回復及び創造は、良好な環境及び環境権の確保を図るとともに、このことが将来にわたって継続されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全、回復及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、循環型社会を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちを構築することを目的として推進されなければならない。
- 3 自然環境及び歴史的・文化的環境の保全及び回復は、生物多様性(生物種、遺伝子及び生物生息環境の多様性を含む。以下同じ。)が適切に保全及び回復されるよう行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、そのすべての活動において国際的な認識及び協力の下に積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、地域の自然的・社会的条件に応じた次に掲げる環境施策を策定し、これを推進する責務を有する。

- (1) 公害の防止及び快適環境の創造
- (2) 生物多様性を含めた自然環境及び歴史的・文化的環境の保全及び回復
- (3) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化の促進
- (4) 環境への負荷の少ない役務、資源、製品等の利用の促進
- (5) 環境パートナーシップによる環境への負荷を低減するための行動の促進
- (6) 地球環境の保全
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に寄与すること。

- 2 市は、基本理念にのっとり、施策に伴う環境への負荷の低減に自ら取り組む責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

- (1) 事業活動に伴う環境への負荷の低減、公害その他環境汚染を防止するために、必要な措置を講ずること。
- (2) 事業活動に係る製品の販売、使用又は廃棄による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。
- (3) 事業活動に係る役務の提供及び利用による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。
- (4) 市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に参加又は協力すること。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

- (1) 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全、回復及び創造に自ら取り組むこと。
- (2) 市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に参加又は協力すること。

(在勤在学者等の責務)

第7条 在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者は、基本理念にのっとり、市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に協力する責務を有する。

(環境配慮)

第8条 すべての者は、基本理念にのっとり、そのすべての活動において、次に掲げる環境配慮に努めなければならない。

- (1) 公害を発生させないこと。
- (2) 自然を大切にすること。
- (3) 歴史と文化を大切にすること。
- (4) まちをきれいにすること。
- (5) ごみを減らすこと。
- (6) 資源及びエネルギーを大切にすること。
- (7) 環境にやさしい製品及びサービスを選ぶこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること。

- 2 すべての者は、前項に規定する環境配慮を行うに当たっては、地球環境への影響についても考慮するものとする。
- 3 前二項の規定は、市民の市外における活動について準用する。

第二章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、町田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定する。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全、回復及び創造に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全、回復及び創造に関する総合的な施策の大綱
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、町田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、推進するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境行動指針)

- 第11条 市長は、事業者及び市民等が、環境への負荷の低減に寄与する行動を取るための規範となる環境行動指針を策定する。
- 2 市長は、環境行動指針の策定に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、町田市環境審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 市長は、環境行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
 - 4 前二項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(規制措置)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

- 2 市は、生物多様性を含めた自然環境の保全を図るため、必要な規制の措置を講ずることができる。
- 3 市は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化を促進するため、必要な規制の措置を講ずることができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、市は、環境への負荷を低減するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

(誘導的措置)

第13条 市は、事業者及び市民等が率先して環境への負荷を低減することを促進するため、適正な優遇、助成その他の必要な誘導的措置を講ずることができる。

- 2 市は、事業者及び市民等の自らの活動による環境への負荷を低減するため、経済的負担を課す等の誘導的措置を講ずることができる。

(財政措置)

第14条 市は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずよう努めなければならない。

(調査、監視及び測定の実施)

第15条 市は、環境の状況の把握及び環境の変化の予測並びに環境の保全、回復及び創造に関する施策を策定及び推進するために必要な調査、監視及び測定を実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策を適正に実施するため、必要な監視及び測定の体制を整備するものとする。

(施策等の報告)

第16条 市長は、毎年、環境の状況及び環境施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市民意見の反映)

第17条 市長は、環境施策の策定及び推進に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする。

(調整の体制)

第18条 市は、環境の保全、回復及び創造に関する施策について、総合的に調整及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(国等との協力)

第19条 市は、環境の保全、回復及び創造に関する施策のうち、広域的な取組を必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第三章 環境管理の推進

(環境監査の実施)

第20条 市及び事業者は、環境監査を行うよう努めるものとする。

2 市長は、特に必要と認めたときは、事業者に対して環境監査の結果についての報告を求める等、必要な措置を講ずることができる。

(環境影響評価の促進)

第21条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある施策又は事業を行う者が、当該施策又は事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、当該施策又は事業の実施に際し、環境の保全上の見地から適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業情報の公表)

第22条 市又は事業者は、施策又は事業が与える環境への負荷の情報について、公表するよう努めなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報のうち、市が保有するものについては、公表するよう努めなければならない。

第四章 環境パートナーシップによる環境の保全、回復及び創造の推進

(環境学習の推進)

第23条 市、事業者及び市民等は、環境の保全、回復及び創造についての理解を深め、適切な取組が推進され、互いに環境の保全、回復及び創造に関する学習の機会の提供及び広報活動の充実が図られるよう努めるものとする。

(自発的活動の推進)

第24条 市、事業者及び市民等は、自発的に行う環境の保全、回復及び創造に関する活動を推進するため、互いに支援するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第25条 市、事業者及び市民等は、環境の状況その他の環境の保全、回復及び創造に関する情報を適切に共有できるよう、情報の提供に努めるものとする。

(広域的協力)

第26条 事業者及び市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全、回復及び創造を行うに当たっては、他の地域の人々とも協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

1

2

3

4

5
資料編

5.2 環境基準

- (1) 大気
- (2) 河川
- (3) 地下水
- (4) ダイオキシン*類
- (5) 騒音
- (6) 光化学スモッグ*

5.2 環境基準

(1) 大気

◆大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	対象区域
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所以外の地域
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	
光化学オキシダント*(Ox)	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	

◆光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度指針

物 質	環境上の条件	対象区域
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの3時間平均値は0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある	

(2) 河川

◆人の健康の保護に関する環境基準一覧

対象水域：全公共水域		
項 目	基準値	単位
カドミウム	0.003	mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01	mg/ℓ以下
六価クロム	0.02	mg/ℓ以下
砒素	0.01	mg/ℓ以下
総水銀	0.0005	mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB*	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02	mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002	mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1	mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1	mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	mg/ℓ以下

対象水域：全公共水域		
項 目	基準値	単位
トリクロロエチレン	0.01	mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01	mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002	mg/ℓ以下
チウラム	0.006	mg/ℓ以下
シマジン	0.003	mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02	mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01	mg/ℓ以下
セレン	0.01	mg/ℓ以下
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10	mg/ℓ以下
ふっ素	0.8	mg/ℓ以下
ほう素	1	mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	0.05	mg/ℓ以下

(2) 河川

◆生活環境の保全に関する環境基準 ①

類型	市内該当 水域	利用目的の適応性	基準値				
			pH*	BOD	SS	DO	大腸菌数
AA		水道 1 級 自然環境保全およびA 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	20CFU/100mℓ 以下
A	恩田川	水道 2 級 水産 1 級 水浴および B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	300CFU/ 100mℓ 以下
B		水道 3 級 水産 2 級およびC 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	1,000CFU/ 100mℓ 以下
C		水産 3 級 工業用水 1 級 およびD 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	
D	境川 鶴見川	工業用水 2 級 農業用水および E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	
E		工業用水 3 級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2mg/ℓ以上	

備考 1:基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90％水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。))とする。

2:農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0以上 7.5以下、溶存酸素量5mg/L 以上とする。

3:水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。))については、大腸菌数 100CFU/100mℓ以下とする。

4:大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mℓ とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

自然環境保全:自然探勝等の環境保全

水道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級および水産 3 級の水産生物用

水産 2 級:サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産 3 級の水産生物用

水産 3 級 :コイ、フナ等、β -中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。))において不快感を生じない限度

(2) 河川

◆生活環境の保全に関する環境基準 ②

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物およびこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下	0.001 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下	0.0006 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物およびこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下
生物特 B	生物A又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ以下	0.002 mg/ℓ以下	0.04 mg/ℓ以下

備考1: 町田市では類型指定されている水域はありません。環境基準は参照としてご確認ください。

備考2: 基準値は年間平均値とする。

(3) 地下水

◆地下水の環境基準値一覧

項目名	環境基準値		項目名	環境基準値	
カドミウム	0.003	mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1	mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと		1,1,2-トリクロロエタン	0.006	mg/ℓ以下
鉛	0.01	mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.01	mg/ℓ以下
六価クロム	0.02	mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01	mg/ℓ以下
砒素	0.01	mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002	mg/ℓ以下
総水銀	0.0005	mg/ℓ以下	チウラム	0.006	mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと		シマジン	0.003	mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと		チオベンカルブ	0.02	mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02	mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01	mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002	mg/ℓ以下	セレン	0.01	mg/ℓ以下
クロロエチレン※	0.002	mg/ℓ以下	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10	mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/ℓ以下	ふっ素	0.8	mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1	mg/ℓ以下	ほう素	1	mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05	mg/ℓ以下

※別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

(4) ダイオキシン類

◆ダイオキシン類による大気・水質の汚濁および土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l 以下	日本産業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパーラジオキシンをいう。以下同じ。))及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)

備考 1:基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパーラジオキシンの毒性に換算した値とする。

2:大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

3:土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

4:土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

(5) 騒音

◆騒音に係る環境基準値一覧

単位:デシベル

地域の類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域これらに接する地先、水面	一般地域	55 以下	45 以下
		2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55 以下	45 以下
		2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先、水面	一般地域	60 以下	50 以下
		車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

備考

1:車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注)地域の類型

A:専ら住居の用に供される地域

B:主として住居の用に供される地域

C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

この基準は航空機騒音、鉄道騒音および建設作業騒音には適用しない。

(5) 騒音

◆幹線交通を担う道路に近接する空間における基準

昼間(6 時～22 時)	夜間(22 時～6 時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

◆騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度*

区域の区分		車線等	時間の区分	
			昼 間(6 時～22 時)	夜 間(22 時～6 時)
a区域	第 1 種低層住居専用地域	1 車線	65	55
	第 2 種低層住居専用地域	2 車線以上	70	65
	第 1 種中高層住居専用地域	近接区域	75	70
	第 2 種中高層住居専用地域			
b区域	第 1 種住居地域	1 車線	65	55
	第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	2 車線以上近接区域	75	70
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1 車線 2 車線以上近接区域	75	70

備考

- 1:「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および市町村道(市町村道にあっては4 車線以上の区間に限る)等を表す。「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲内を特定する。
- ・2 車線以下の車線を有する道路 15 メートル
 - ・2 車線を超える車線を有する道路 20 メートル
- 2:個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。

単位:デシベル

備考 1:車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
2:近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道および 4 車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が 2 車線以下の車線を有する道路は 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路は 20 メートルの範囲とする。

(6) 光化学スモッグ

◆光化学スモッグ緊急時基準および措置

段 階	地 域	発令の基準	措 置		
			協力工場等	自動車等を使用する者	一 般
予報	区 東部 北部 西部 南部 多摩 北部 中部 西部 南部 の 8 地域	気象条件からみて高濃度汚染が予想されるとき	燃料使用量の削減協力要請	不要不急の目的により、自動車等を使用しないように協力を求める。	
注意報		オキシダント濃度が0.12ppm以上	通常の燃料使用量 20% 程度の削減勧告	当該地域を通過しないように協力を求める。	都民へ以下のことに注意するよう周知する。 注)屋外になるべく出ないようにする。 注)屋外運動はさしひかえるようにする。 注)光化学スモッグの被害を受けた人は、最寄りの保健所に連絡する。
警報		オキシダント濃度が0.24ppm以上	通常の燃料使用量 40% 程度の削減勧告		
重大緊急報		オキシダント濃度が0.40ppm以上	通常の燃料使用量 40% 以上の削減命令	東京都公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を要請する。	
学校情報		オキシダント濃度が0.10ppm以上			

5.3 主な関係法等とその解説

1

2

3

4

5
資料
編

5.3 主な関係法等とその解説

◆1/3

関係法令名	解 説
環境基本法	多様化・複雑化した国の環境問題や、地球環境問題への取り組みの必要性の高まりなどに対処するため、環境の保全についての基本理念、国や事業者、国民等の各主体の責務、基本的施策等、環境の保全に関する施策の基本的な枠組みを定めた法律で、公害対策基本法に代わり、1993年11月に施行された。
循環型社会形成推進基本法	「廃棄物処理法」、「再生資源の利用促進に関する法律」、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」などの上位に位置付けられる、循環型社会を形成するための基本法。2000年6月に施行された。
地球温暖化対策の推進に関する法律	通常「地球温暖化対策推進法*」と呼ばれる。同法により、全ての地方公共団体には、事務・事業に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(地方公共団体実行計画(事務事業編))の策定が義務づけられている。また、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画(地方公共団体実行計画(区域施策編))の策定も、地方公共団体(中核市未満の市町村)に努力義務として定められている。 2015年にCOP21で採択されたパリ協定*、第203回臨時国会の首相所信表明演説において「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言されたことを踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現等の基本理念が新設され、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業(地域脱炭素化促進事業)の実施に関する認定制度の創設、温室効果ガス算定排出量の報告制度の見直し等が行われた。
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	通常「フロン排出抑制法」と呼ばれる。2002年に制定された「フロン回収・破壊法」で進められてきた業務用冷凍空調機器の整備時・廃棄時のフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な漏えい対策が取られるよう改正し、名称を改めた法律。2015年4月に施行された。また、フロン回収率向上の仕組みを取り入れた改正が、2020年4月に施行された。
エネルギー政策基本法	エネルギー需給に関する基本的な方針を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにしたもの。①エネルギーの安定供給の確保、②環境への適合、③市場原理の活用といった基本理念を掲げている。2002年6月に施行された。
国等による環境配慮物品等の調達の推進等に関する法律	通常「グリーン購入*法」と呼ばれる。国や地方公共団体などの大口需要者である公的機関が率先して低環境負荷*型の製品等を調達することによって、環境物品等の流通を促進し、価格を下げ、民間のグリーン購入を促進させることを狙いとしている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	通常「容器包装リサイクル法」と呼ばれる。容器・包装ごみについて、消費者、自治体、事業者がそれぞれの立場で、ビン・缶・飲料用紙パック、ペットボトルなどのリサイクルを推進し、ごみの減量化とリサイクルの実現を図るために1997年4月に施行された。2000年4月からは、ダンボールなどの紙容器とプラスチック容器などにも対象が拡大された。また、一定量以上の容器包装を利用する事業者に対し、レジ袋対策等の取組状況の報告が義務化された。
特定家庭用機器再商品化法	通常「家電リサイクル法」と呼ばれる。テレビ、冷蔵庫、洗濯機、ルームエアコンの4品目を対象に、メーカーが有料で回収し、リサイクルすることを義務づける法律。1998年6月公布、2001年4月より施行された。

5.3 主な関係法等とその解説

◆2/3

関係法令名	解 説
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	通常「食品リサイクル法」と呼ばれる。食品製造業などから排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化を行い、飼肥料などの原材料として利用を進めることを目的としている。
使用済自動車の再資源化等に関する法律	通常「自動車リサイクル法」と呼ばれる。使用済自動車のシュレッダー・ダスト、フロン類、エアバッグ類のリサイクルの促進を進めることによって、最終処分量の減少と、不法投棄・不適正処理の抑制を図るもの。2002年7月に公布され、段階的に施行された。
資源の有効な利用の促進に関する法律	通常「リサイクル法」「資源有効利用促進法」と呼ばれる。廃棄物の発生抑制(リデュース*)、部品等の再使用(リユース*)、原材料としての再利用(リサイクル)の「3R」を新たに導入し、資源の有効利用を総合的に体系づけた。
自然再生推進法	自然再生を総合的に進め、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図ることを目的とし、自然再生事業を専門家やNPOなど地域主導で進めていくことを狙いとしている。2003年1月より施行された。
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	通常「自動車NOx・PM法」と呼ばれる。自動車から排出される窒素酸化物と粒子状物質について、その汚染が著しい特定地域(町田市も含まれる)での大気汚染の改善を図ることを目的としている。2001年12月より施行された。
ダイオキシン類*対策特別措置法	1999年7月公布。ダイオキシン類による環境汚染の防止や汚染の除去を図り、国民の健康を保護することを目的とし、耐容一日摂取量、大気・水質・土壌の環境基準、廃棄物焼却炉等の特定施設の排出基準、土壌汚染に係る措置などが定められている。
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	通常「PRTR法」と呼ばれる。PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)とは、「環境汚染のおそれのある化学物質の、環境中への排出量又は廃棄物としての移動量を、登録し公表する仕組み」で、事業者は、同法により、化学物質の排出量又は廃棄物としての移動量の把握・報告が義務づけられており、行政はデータの整理・公表することとなっている。
土壌汚染対策法	企業の工場跡地等の再開発等に伴う、重金属、揮発性有機化合物*等による土壌汚染の顕在化などを背景に、同法では、土壌汚染の状況を把握する調査の実施、汚染による人の健康被害の防止に向けた措置(汚染の除去等)について定められている。
水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制し、工場及び事業場から排出される污水及び廃液によって健康被害が生じた場合、事業者が損害賠償を行うことについて定められている。
環境教育*等による環境保全の取組の促進に関する法律	通常「環境教育等促進法」と呼ばれる。環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働の重要性が増していることや、環境教育をなお一層充実させる必要が高まったことから、旧法環境教育推進法を改正し、2012年10月に施行された。

5.3 主な関係法等とその解説

◆3/3

関係法令名	解 説
食育基本法	国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育(様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること)を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、2005年7月に施行された。 同法第18条において、地方公共団体は、内閣府に設置された食育推進会議が作成する食育推進基本計画を基本として、その地域における食育推進計画を作成することが求められる。
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	通常「省エネ法」と呼ばれる。1979年に施行された。化石エネルギーの使用の合理化を目的としてきたが、2050年カーボンニュートラル実現に向けて非化石エネルギーを含むエネルギー全体の使用の合理化及び非化石エネルギーの導入拡大を促進していく必要があることから、2023年4月に「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」から「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改正された。改正により、非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化を促す法律となる。
生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することで、生物多様性の恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としている。保全や利用に関する基本原則、国が講ずべき13の基本的施策等、生物多様性施策を進める上での基本的な考え方が示されている。2008年6月より施行された。
ポリ塩化ビフェニル*廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	通常「PCB特別措置法」と呼ばれる。人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として、PCB廃棄物の適正な処理を推進し、特に高濃度PCB使用製品の確実な使用廃止と高濃度PCB廃棄物の処理促進について定める法律。2016年に「PCB措置法」から改正された。
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	通常「プラスチック資源循環促進法」と呼ばれる。プラスチック製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、3R+Renewable(再生素材・再生可能資源への切替え)の原則に則り、あらゆる主体のプラスチック資源循環等の取組を促進する法律。2022年4月に施行された。
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	東京都公害防止条例を全面的に改正し、2001年4月より段階的に施行された。現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境の確保を目的に、化学物質の適正管理、建築物の環境負荷低減、自動車公害対策等を強化した。

1

2

3

4

5
資料編

5.4 環境施策の進捗状況

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5

1

2

3

4

5
資料
編

基本目標 1
エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち

基本目標	施策
1 エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち	[1] 省エネルギーの普及・導入を進めます
	[2] 再生可能エネルギーの普及・導入を進めます
	[3] 将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます
	[4] 身近な気候変動の影響への適応を進めます

施策[1] 省エネルギーの普及・導入を進めます

温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の「見える化」を進めます

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
市の施設からの温室効果ガス排出量、エネルギー使用量の公表	市の施設からの温室効果ガス排出量、エネルギー使用量を調査し、調査結果をHP等で公表しました。 調査結果を委員会等で報告し、意見等をいただくことで、市の環境施策の参考にすることができました。	引き続き、温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の公表・報告を行います。	環境政策課
家庭でのエネルギーの見える化やエネルギー削減報告等による省エネ効果を競い合う仕組みの検討	わたしのエコ宣言を通じ、家庭での取組によるCO ₂ 削減効果を示し、その効果を市のHP等で周知しました。 家庭における地球温暖化対策の取組を具体的に示すことで、市民の意識啓発を行うことができました。	エネルギー削減報告等による省エネ効果を競い合う仕組みについては引き続き検討を行っていきます。	環境政策課

家庭・事業所での省エネ機器等の導入を支援します

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
家庭・事業所への省エネ機器等の導入支援の検討、情報提供	パンフレットの配布、HP等による地球温暖化対策の取組や国・都・市の助成制度等の情報提供を行いました。 地球温暖化対策の取組の情報を分かりやすく発信することができました。	引き続き、地球温暖化対策の取組の情報を分かりやすく発信していきます。	環境政策課
事業活動における省エネ促進のための融資に係る利子の一部補助	省エネ促進に係る融資の利子補助など、市の融資制度について周知しました。 環境に配慮した設備整備を進めたい中小企業者に対し、市の取組支援を発信することができました。	引き続き、省エネ促進に係る融資の利子補助について、周知に努めます。	産業政策課
家庭用燃料電池の設置の支援	地域での地球温暖化の防止等に向け、家庭用燃料電池システムを導入し118名の対象者に対し、奨励金の交付決定を行いました。家庭用燃料電池システム設置に関する奨励金制度により、省エネの普及・導入を進めることができました。	奨励金制度を継続するとともに、家庭用燃料電池システム以外の省エネ機器等の導入支援も検討していきます。	環境政策課

施策[1] 省エネルギーの普及・導入を進めます

公共施設の率先的な省エネ機器の導入を推進します

取組内容	2023年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
公共施設への省エネ機器の導入推進	照明設備及び空調設備の機器について、省エネルギー機器の導入を行いました。施設運営において、利便性を損なわずにランニングコストの低減を図りました。	引き続き省エネ機器の情報収集を行い、公共施設への導入を検討していきます。	営繕課
	老朽化した空調機・給湯器・照明を省エネ機器に更新しました。機器更新により、環境負荷を低減し、光熱費を削減することができました。 【空調】小学校1校、中学校1校で特別教室や管理諸室のGHP空調を高効率の機器に更新しました(計11台)。原油換算値で33.2kL、CO ₂ 換算値で87t削減。更新前後で概ね37.2%のCO ₂ 排出量削減試算。 【給湯器】小学校2校で4台の給食用給湯器を更新しました。更新前後で概ね13%のCO ₂ 排出量削減試算。 【照明】小学校2校128台、中学校5校127台で普通教室等の照明器具をLED器具に更新しました。更新した器具は51%のCO ₂ 排出量削減試算。	引き続き、老朽化した空調機・給湯器・照明の更新時に省エネ機器を導入します。	施設課

地球温暖化対策の取組の情報を分かりやすく発信します

取組内容	2023年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
パンフレットの配布、ホームページ等による地球温暖化対策の取組や国・都・市の助成制度等の情報提供	パンフレットの配布、ホームページ等による地球温暖化対策の取組や国・都・市の助成制度等の情報提供を行いました。地球温暖化対策の取組の情報を分かりやすく発信することができました。	引き続き、地球温暖化対策の取組の情報を分かりやすく発信していきます。	環境政策課
地球温暖化対策の具体的な取組の周知	環境広報紙ECOまちだで、家庭でできる省エネのヒント等を紹介しました。市民、事業者の省エネへの関心を高めることができました。	取組を継続します。	環境政策課
町田市のエネルギー利用の現状や、地球温暖化に関する学習機会の提供	著名な気象予報士を講師に招き、地球温暖化に関する講演会を開催しました(参加者118人)。地球温暖化問題や身近でできる環境配慮行動について、関心を高めることができました。	取組を継続します。	環境政策課

施策[2] 再生可能エネルギーの普及・導入を進めます

新たな再生可能エネルギー導入の仕組みづくりを進めます

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
公共施設等でのPPA等による太陽光発電機器の導入検討	公共施設のZEB化にあたり太陽光発電機器を導入した自治体への視察や機器に関する情報収集を進め、これらをもとに再生可能エネルギーの導入検討を行いました。 2023年度の検討結果を参考に、他の施設への導入検討に応用していきます。	既存施設への太陽光発電機器の導入は、設置スペースや構造体の耐荷重、蓄電池起因の火災発生リスクなどの課題があります。 再生可能エネルギーの導入に向けて、引き続き設置条件等の整理を行います。	営繕課
新電力等を活用した再生可能エネルギー利用方法の検討	町田市バイオエネルギーセンターで発電した電力を、鶴見川クリーンセンターおよび鶴川ポンプ場に、直接供給する「自己託送」の検討を行いました。 再生可能エネルギー100%の電力を、市立小・中学校全校や教育センターに導入しました。 約6,500t-CO ₂ の温室効果ガスの排出量を削減することができました。	改定した「町田市公共施設脱炭素化推進ガイドライン」に基づき、他の市有施設への再生可能エネルギー由来の電力調達を推進していきます。	環境政策課

家庭・事業所での再生可能エネルギーの導入を支援します

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
事業活動における再生可能エネルギーの導入のための融資に係る利子の一部補助	再生可能エネルギー導入に係る融資の利子補助など、市の融資制度について周知しました。 環境に配慮した設備整備を進めたい中小企業者に対し、市が支援していることを発信することができました。	引き続き、再生可能エネルギーの導入に係る融資の利子補助について、周知に努めます。	産業政策課

公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進します

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
公共施設の電力調達の改善	2022年度に策定した「町田市公共施設脱炭素化推進ガイドライン」において、さらなる温室効果ガス削減のために、「温室効果ガスの排出がゼロとなる電力(再生可能エネルギー由来の電力)の調達について」文言を追加する改定を行いました。また電力排出係数の低い電気事業者について他課に情報提供を行っています。 市内の小中学校等の63施設で再生可能エネルギー100%の電力を導入することができました。	ガイドラインの改定内容を実効性の高いものとするため、今後の電力契約における競争入札・随意契約の具体的な方法について、2024年度中に検討・見直しを行ったうえで、再生可能エネルギー由来の電力契約を推進していきます。	環境政策課

施策[3] 将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます

次世代自動車の普及促進等を図ります

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車等)の普及促進	市内のイベントに、市の燃料電池車を出展しました。 次世代自動車について、イベント来場者に周知することで、認知や関心を高めることができました。	水素ステーションや充電スタンドの整備を推進すること、次世代自動車や住宅用の充電関係設備の購入を支援することで、普及は進むと見込まれますが財源の確保が課題です。	環境政策課
次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車等)の公用車としての導入検討・実施	2025年度のリース契約の更新に合わせて、6台分(26台→20台)のガソリン車を減車した上で、更新する車両数の半分に当たる10台をガソリン車から電気自動車に置き換える計画を策定しました。 2023年度末時点で4%(174台中7台)の次世代自動車化率は、2025年度末までに10%(168台中17台)まで増加する見込みとなりました。	電気自動車の増加に対応するため、充電器を増設する必要があります。 高額な次世代自動車の導入コストを抑えるため、国や都の補助金を積極的に活用する必要があります。	市有財産活用課
市民バス「まちっこ」へのEVバス導入	市民バス「まちっこ」公共施設巡回ルートにおいて、2024年3月25日からEVバスによる運行を開始しました。 市民バス「まちっこ」公共施設巡回ルートの走行時に排出する二酸化炭素量が、年間で約10,165kg削減(杉の木が1年間に吸収する二酸化炭素量約1,155本に相当)されました。	EVバスによる運行を継続するとともに、より多くの方に利用していただけるよう啓発活動を行います。	交通事業推進課
脱炭素の実現及び防災力強化の観点から、給電車両の供給協定を締結	日産東京販売株式会社及び日産自動車株式会社、株式会社S&D多摩ホールディングス株式会社、トヨタS&D西東京株式会社、飛鳥交通カンツリー株式会社と協定を締結しました。 災害時に電力不足が想定される避難施設等への給電手段の多角化が図られました。	災害時の避難施設設備に必要な電力供給や避難者のスマートフォン等の充電等のほか、地域の防災訓練等での活用を検討しています。	防災課

施策の取組状況

1
2
3
4
5 資料編

施策[3] 将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます

新たな交通サービスを形成します

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
多摩都市モノレール、小田急多摩線延伸の実現に向けた検討	学識経験者、町田市、多摩市で構成する「多摩都市モノレール町田方面延伸沿線まちづくり検討会」を3回開催し、2024年3月に「モノレール沿線まちづくり構想」を策定しました。 沿線まちづくりに関する現況や課題について関係者と共有しました。	東京都、多摩市、多摩都市モノレール株式会社と事業性の検証に向けて協議を進めます。また、「モノレール沿線まちづくり構想」に基づき、沿線地域のまちづくりの事業化に向けた検討を多摩市と進めていきます。	都市政策課
	小田急多摩線の延伸実現に向け、相模原市と連携して関係者会議や作業部会を開催し、調査方針及び収支採算性等の検討を行いました。 検討結果を関係者間で共有し、今後の課題の抽出につなりました。	小田急多摩線の延伸実現に向け、引き続き関係者と事業化に向けた収支採算性向上等に関する検討・協議を行います。	交通事業推進課

自転車の活用を、総合的かつ計画的に進めます(1/2)

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
自転車の活用の推進	2022年3月に策定した「自転車活用推進計画」に基づいた取組を行いました。 5月の「自転車月間」に合わせて市庁舎や中央図書館でイベントを実施し、約250名の来場者に市の自転車利用に関する取組について啓発活動を行いました。 シェアサイクル事業の共同運営事業者及び施設管理者と協議しながらサイクルポートの増設を進めました。 シェアサイクルについては、1年間で市内のサイクルポート数が57か所から71か所に、月平均の利用回数は前年度の約4,400回から約10,000回に増加し、自転車の利用が促進されました。	自転車利用による環境面や健康面での好影響を広く周知するための啓発活動を行います。 また、シェアサイクル利用回数の増加に向けた啓発活動及びサイクルポートの新設・増設の検討を進めます。	交通事業推進課
自転車通行空間の検討・整備	自転車通行空間整備の方向性を示す「町田市自転車ネットワーク計画」を策定しました。 自転車通行空間の整備を約0.5km実施しました。 計画に基づき、より効果的で効率的な自転車通行空間整備を進めることが可能となりました。 整備済延長が、4.7kmになりました。	「町田市自転車ネットワーク計画」において優先整備区間に設定した路線で、自転車ネットワーク計画の推進を図ります。 2024年度から自転車ネットワーク計画に基づき自転車通行空間の整備を進めます。	道路政策課 道路整備課

施策の取組状況

1

2

3

4

5 資料編

施策[3] 将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます

自転車の活用を、総合的かつ計画的に進めます(2/2)

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
市職員の近隣移動時の自転車利用の推進	全庁掲示板に掲示するハスのんだよりに、庁用自転車の貸出方法や、他の交通手段とのCO ₂ 排出量比較を取り上げ、近距離移動時の庁用自転車の利活用を促しました。 全庁掲示板への掲示のため、庁用自転車の利用増加が期待されます。	e-ラーニングや全庁向けの掲示板などを通じて、庁用自転車の周知、利用促進をしていきます。	環境政策課

自家用自動車の利用を控え、公共交通利用を進めます

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
地域コミュニティバス等の運行	地域協議会や交通事業者と協働して地域コミュニティバス「玉ちゃんバス」「かわせみ号」を運行するとともに、地域の担い手による移動支援の取組に対して技術的・財政的サポートを行いました。 「玉ちゃんバス」は年間約49万人、「かわせみ号」は年間約14万人の利用があり、地域の担い手による移動支援の取組は新規1か所を含めて市内10か所での実施に広がるなど、身近な地域での移動を支えることができました。	地域コミュニティバスの運行を継続するとともに、地域の担い手による移動支援の取組へのサポート拡充を検討します。	交通事業推進課
市が主催するイベント開催時における公共交通利用の促進	環境資源部主催のまちだECO to フェスタ(2024年3月3日)では、公共交通機関の利用を呼びかけるとともに、市庁舎と会場の間で水素バスを運行しました。 まちだECO to フェスタにおいて、水素バスは125人の利用がありました。来場者の環境に対する意識向上につながるとともに、事業者との連携が深まりました。	今後も環境資源部主催のイベントでは、公共交通機関利用を促進するとともに、市民・事業者に対する周知を継続していきます。	環境政策課

施策[3] 将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます

地域の事業者等との連携による脱炭素型ライフスタイルを推進します

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
パンフレットの配布、ホームページ等による地球温暖化対策の取組や国・都・市の助成制度等の情報提供	市HPで次世代エネルギー奨励金とあわせて東京都等の支援制度を周知しました。また、部内職員に省エネに関するパンフレットを配布しました。 市民・事業者・職員に対して普及啓発を行い、環境に関して関心を高めることができました。	取組を継続します。	環境政策課
シェアオフィスやコワーキングスペースの立地促進	シェアオフィスやコワーキングスペースの立地に係る東京都等の支援制度を周知しました。 市内に20か所以上のシェアオフィスやコワーキングスペースが設置されていることを確認しました。	引き続き動向を注視しながら、必要とする方への情報提供を行います。	産業政策課
テレワークや在宅ワークの推進	テレワークや在宅ワーク等の多様な働き方に係る東京都等の支援制度を周知しました。 アフターコロナにおいて、テレワークや在宅ワーク等の多様な働き方が浸透しました。	引き続き動向を注視しながら、必要とする方への情報提供を行います。	産業政策課

施策[3] 将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます

町田の農産物の地産地消を推進します

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
学校給食での地場産農産物の利用推進	年間を通じて保健給食課や町田市農業協同組合とも連携し、小学校給食への地場産農産物の供給を行いました。また、中学校給食については、保健給食課と町田市農業協同組合と検討を行った結果、中学校給食センターで使用する地場産農産物の作付けに関する覚書を取り交わしました。継続して学校給食で地場産農産物を使用することで、地産地消を推進することができました。	引き続き、小学校給食への地場産農産物を供給を行うとともに、中学校給食においても地場産農産物の活用を促進していきます。	農業振興課
	地場野菜の使用については、年間を通じて、農業振興課や町田市農協とも連携を取り、地場農産物を学校に提供する生産者を増やすとともに、地場野菜の使用量が少ない学校には生産者を紹介し、各小学校の使用量の増加につなげました。 2023年度の地場農産物利用率(上位10品目)は15.2%で、前年比1ポイント高めることができました。地場農産物の使用量が増えたことで、輸送中に発生する温室効果ガスの排出を削減することができました。	学校給食での地場農産物の使用をより一層拡充するために町田市農業協同組合と連携協定を締結し、「生産者が学校給食に地場農産物を提供しやすい納入の仕組みづくり」に取り組むことで、更なる、輸送中に発生する温室効果ガスの排出を削減します。	保健給食課
まち☆ベジBOOK(町田の農に関する情報誌)の配布による地産地消のPR	市内関連施設や小学校、イベント等で配布しました。また、内容に一部変更が生じたため、修正して増刷しました。 様々な場所で配布したことで、ひろく市民にまち☆ベジをPRし、地産地消を推進することができました。	引き続き、まち☆ベジをPRするため、2024年度は内容をバージョンアップして、第3弾となるまち☆ベジBOOKを作成します。	農業振興課
農産物直売所の開設支援	市内関連施設や小学校、イベント等で配布し、直売所情報をPRしました。 ひろく市民に直売所情報をPRすることで地産地消を推進し、まち☆ベジの購入を促進しました。	引き続き、より多くの方にまち☆ベジの購入を促進し、農産物直売所の開設支援につながるよう、まち☆ベジBOOKを活用しPRしていきます。	農業振興課

施策の取組状況

1
2
3
4
5 資料編

施策[3] 将来的なゼロカーボンに向けたまちづくりを進めます

みどりを活用・保全します

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
自然観察会の開催、里山整備活動を体験できる場の提供	里山環境を保全・活用する団体へ支援を行いました。また、奈良ばい谷戸において、公募により協定を締結したNPO団体が主体となり、地域の伝統農法による谷戸環境の再生や散策路の管理を行いました。	引き続き、里山環境を保全・活用する団体の支援を行い、里山の環境を整えます。	農業振興課
	里山環境を保全・活用する団体の活動が円滑に行われたことで、市民等へ里山に親しむための体験等の機会を提供することができました。		
	忠生公園・かしのき山自然公園で自然観察会を開催しました。公園ボランティアの協力もあり、参加者に楽しんでいただきました。	指定管理者制度導入後も引き続き開催いたします。	公園緑地課
特別緑地保全地区等の指定の検討	新たに特別緑地保全地区に指定する方針としている緑地2か所について、測量等を行いました。 原町田三丁目と山崎町の緑地を特別緑地保全地区に指定するための準備を進めました。	特別緑地保全地区への指定をすることで、貴重なみどりの保全に努めます。	公園緑地課
街路樹の適正な維持管理	枯損等で欠損した植樹帯等に、計690株の低木と、計3本の高木を植栽しました。市内のみどりの量を維持しました。	今後も緑量の確保に努めます。	道路維持課
みどりのカーテン等の普及啓発	2023年5月に610人の市民、83の団体・施設に対し、計4,625のゴーヤの苗を配布しました。 身近な環境配慮行動への関心を高めるとともに、みどりのカーテンづくりという具体的な環境配慮行動の実践につなげることができました。	多くの方が行動実践できるよう取組を継続していきます。	環境政策課

施策[4] 身近な気候変動の影響への適応を進めます

市民生活や健康への影響に関する対策を推進します

取組内容	2023年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
みどりのカーテン等の普及啓発【再掲】	2023年5月に610人の市民、83の団体・施設に対し、計4,625のゴーヤの苗を配布しました。 身近な環境配慮行動への関心を高めるとともに、みどりのカーテンづくりという具体的な環境配慮行動の実践につなげることができました。	多くの方が行動実践できるよう取組を継続していきます。	環境政策課
熱中症予防のためのチラシ・ポスターの配布	民間協定事業者と連携して、熱中症予防のチラシ2,000枚・ポスター500枚を作成し、配布しました。 市の施設だけでなく、町内会・自治会の掲示板などにも掲示してもらうことで、多くの人に普及啓発を行うことができました。	熱中症特別警戒情報等、国が示す新しい制度内容についても、広く周知していく必要があります。	健康推進課
気候変動の影響によって発生する可能性のある感染症への対策	年間を通じて感染症の予防や市内における感染症発生動向などについて情報発信を行った他、季節ごとに流行しやすい感染症対策について発信しました。 市民や関係機関などの職員が感染症予防について関心が高まり、正しい知識を持ち、自ら適切な予防や感染拡大防止策を取ることに一助となりました。	気候変動は、節足媒介感染症の流行地域や、水系・食品媒介性感染症などの感染症の流行パターンを変化させる可能性を指摘されています。今後も国や都、専門団体等の関係機関から情報収集し、市民への情報提供に努めます。	保健予防課

施策[4] 身近な気候変動の影響への適応を進めます

風水害、土砂災害への対策を推進します

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
都市計画道路、市街地道路での無電柱化工事の実施	<町田623号線(消防署前)> 電線共同溝及び道路改良工事の実施をしました。 鎌倉街道から消防署に向かって約280mの区間の歩道を拡幅し、電線共同溝を整備したことや、町田835号線の電線共同溝の整備を進めました。	2024年度も引き続き町田623号線の整備を進めることや、町田835号線の電線共同溝工事を進めます。	道路整備課
宅地開発・中高層建築物の雨水貯留・浸透施設設置の指導	2023年度は、71件の宅地開発事業と27件の中高層建築事業に対して、雨水浸透施設設置の指導をしました。宅地開発事業71件と中高層建築事業27件の雨水浸透施設の設置ができました。	今後も、雨水浸透施設設置の指導を行います。	土地利用調整課
宅地開発・中高層建築物の雨水貯留・浸透施設設置の指導及び個人住宅の雨水浸透設備設置補助事業の普及促進	宅地開発・中高層建築物の雨水貯留施設設置の際に、指導を行いました。 個人住宅に対して雨水浸透設備の設置補助を実施しました。 雨水浸透設備設置補助を11件に対して実施しました。	引き続き、雨水浸透貯留施設の指導及び雨水浸透設備の設置を促進し、浸水対策を推進します。	下水道管理課
洪水・土砂災害ハザードマップの作成・配布	洪水・土砂災害ハザードマップの転入者や希望者への配布を行いました。 防災意識の向上や風水害時における避難行動の普及・啓発を行いました。	土砂災害警戒区域等の指定・解除に伴いハザードマップに反映する必要がありますが、指定のタイミング等によりどうしてもタイムラグが生じてしまいます。 東京都と連携を図り、早期に反映できるよう取り組んでいきます。	防災課
自主防災リーダー育成事業	アウトドア防災イベント、東京マイ・タイムラインセミナーや風水害VR体験会などを開催しました。 幅広い分野と絡めた防災情報の発信により、子育て世代の参加者数が増えました。	アンバサダー制度を活用して、未来の担い手となる若年層など、より幅広い年齢層に向けて、これまで以上に伝わる手法による情報発信をします。	防災課

施策[4] 身近な気候変動の影響への適応を進めます

農業および自然環境への影響に関する対策を推進します

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
農業生産に被害を及ぼす外来生物の防除・情報収集	有害鳥獣による農作物被害の減少に向けた対策に取り組みました。 増加傾向にある有害鳥獣の捕獲・処分の委託業務を行い、農作物被害の減少に努めました。	引き続き、有害鳥獣による農作物被害の減少に向けた対策に取り組みます。	農業振興課
生態系に被害を及ぼす外来生物の防除・情報収集	アライグマ・ハクビシン防除事業を実施して、個体数の削減に取り組みました。 また、小学生以下の子どもを対象にザリガニを釣り、水辺の生きものについて学ぶイベントを実施しました。ザリガニを釣るイベントは、町田総合高校と協力して実施しました。 アライグマ・ハクビシン防除事業やザリガニを釣るイベントを通じて、外来生物の防除対策を進めました。また、市民に、外来生物が生態系に様々な影響を与えることを周知しました。	引き続き、アライグマ・ハクビシン防除事業を通じて、個体数の削減に取り組んでいく必要があります。また、他の外来生物についても、情報を収集して動向を注視していきます。	環境共生課

基本目標 2
源流から里山、都市が織りなす いのち輝くまち

基本目標	施策
2 源流から里山、都市が織りなす いのち輝くまち	[1] 生きものの多様性を守ります
	[2] 水とみどりを守り活用します
	[3] 歴史的・文化的環境を守ります

施策[1] 生きものの多様性を守ります

生物多様性保全の取組を推進します

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
環境保全団体との協働による、生物の保全推進	環境保全団体の活動をホームページで周知しました。 周知の結果、活動に興味を持つ方と環境保全団体をつなぐなど、保全の取り組みを推進しました。	今後も支援を継続していきます。	環境共生課
	公益的活動団体による希少動植物の保全を推進しました。 希少動植物の保全が図られました。	引き続き広く市民にビオトープの理解を深める機会を設けることを検討します。	公園緑地課
NPO団体との協働による、貴重な生物の保全促進	里山環境を保全・活用する団体の支援を行いました。また、鶴見川源流保水の森及び奈良ばい谷戸において、公募により協定を締結したNPO団体が主体となり、里山環境の保全や希少種モニタリング等を実施しました。 里山環境を保全・活用する団体の活動が円滑に行われたことにより、貴重な生物の保全を促進することができました。	引き続き、里山環境を保全・活用する団体の支援を行い、里山の環境を整えます。	農業振興課
ビオトープ創出のための普及啓発	市内の生態系やビオトープに詳しい専門家によるイベント「家のビオトープに来る野鳥クラフトづくり」を実施しました。 野鳥やクラフトづくりに興味を持つ方が多く参加しました。市内の自然や生態系に興味を持ったり、ビオトープをやってみようという感想がありました。	引き続き、広く市民にビオトープの理解を深める機会を設けることを検討します。	環境共生課

施策[1] 生きものの多様性を守ります

市内の生きものの生育・生息状況を把握・公表します

取組内容	2023年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
市民協働による生きもの調査の実施	アプリ「まちピカ町田くん」を使った市民協働による生きもの調査を行い、10～11月にキャンペーンを実施しました。希少種を含め通年で約2,000件を確認しました。調査結果は市ホームページなどで公開しました。	引き続き、市民協働の生きもの調査の実施方法を検討し、調査の周知を図ります。また、結果の蓄積を進めます。	環境共生課
まちだの生きものリスト等の作成・公表	子ども向け「(仮)まちだの生きものかるた」の作成を検討し、着手しました。市内の大学、小学校などの協力を得ながら制作を進めています。 市民協働の生きもの調査で集まった生きものを登場させるなど、調査結果を活用しました。	2024年度中の完成を目指しています。	環境共生課

外来生物対策を進めます

取組内容	2023年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
生態系に被害を及ぼす外来生物の防除・情報収集【再掲】	アライグマ・ハクビシン防除事業を実施して、個体数の削減に取り組みました。 また、小学生以下の子どもを対象にザリガニを釣り、水辺の生きものについて学びイベントを実施しました。ザリガニを釣るイベントは、町田総合高校と協力して実施しました。 アライグマ・ハクビシン防除事業やザリガニを釣るイベントを通じて、外来生物の防除対策を進めました。また、市民に、外来生物が生態系に様々な影響を与えることを周知しました。	引き続き、アライグマ・ハクビシン防除事業を通じて、個体数の削減に取り組んでいく必要があります。また、他の外来生物についても、情報を収集して動向を注視していきます。	環境共生課
農業生産に被害を及ぼす外来生物の防除・情報収集【再掲】	有害鳥獣による農作物被害の減少に向けた対策に取り組みました。増加傾向にある有害鳥獣の捕獲・処分の委託業務を行い、農作物被害の減少に努めました。	引き続き、有害鳥獣による農作物被害の減少に向けた対策に取り組めます。	農業振興課
外来生物の適正な飼育・管理の普及啓発	イベント、チラシ、ホームページ等を使い、外来生物の適正な飼育・管理の普及啓発を行いました。 外来生物が町田市の生態環境に及ぼす影響を知る機会を提供できました。	2023年6月1日に条件付き特定外来生物に指定されたアメリカザリガニやミシシッピアカミミガメに関する適切な情報を周知する必要があります。	環境共生課

施策[1] 生きものの多様性を守ります

施策の取組状況

生物多様性に関する情報を発信します			
取組内容	2023年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
生物多様性の確保や外来生物対策に関する市の方針、取組状況の発信、啓発活動の実施	市ホームページ、広報まちだ、ECOまちだ、生きもの情報コーナー、市庁舎での展示の機会などを活用して、生物多様性の保全の大切さや、外来生物対策に関する市の方針、取組状況、啓発活動の実施に関する情報を発信しました。 様々な機会を通じて、情報を発信しました。	引き続き、様々な機会を通じて、情報発信を続ける必要があります。	環境共生課
自然観察会、学習会等の開催	里山環境を保全・活用する団体へ支援を行いました。また、11月に鶴見川源流保水の森において「ヤブカンゾウの苗植え体験」を実施しました。また、公募によって協定を締結したNPO団体主催による植樹会や自然環境学習会を実施しました。 里山環境を保全・活用する団体の活動が円滑に行われたことで、市民等へ里山に親しむための体験学習等の機会を提供することができました。	引き続き、里山環境を保全・活用する団体の支援を行い、里山の環境を整えます。	農業振興課
	忠生公園自然観察センター、かしの木山自然公園において四季おりおりの植物、昆虫、野鳥などを題材とした観察会を開催しました。 大人から子供まで幅広い世代に楽しんでいただけたました。	指定管理者制度導入後も引き続き開催をしてまいります。	公園緑地課
生物多様性に関わる多様な主体の交流の場づくり	「生きもの共生フォーラム」の開催にあたり、生物多様性に関わる環境保全団体に声掛けを行うなど、交流の場づくりを行いました。 また、ホームページ等で環境保全団体の生物多様性保全に関わる活動を紹介しました。 環境保全団体に交流の場を提供しました。また、市のホームページを活用することで、市民に生物多様性保全に関わる活動を周知することができました。	環境保全団体の高齢化がすすんでいるため、活動を継続するためにも、若い世代が興味を持つような周知啓発が必要です。	環境共生課

1
2
3
4
5 資料編

施策[2] 水とみどりを守り活用します

里山の環境を活用・保全します

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
東京都への保全地域指定の要請の検討	保全地域の新規指定(三輪町)に向けて区域等検討し、東京都との調整・情報共有、関係部署調整等を行いました。 保全地域の区域の検討を進めました。東京都から、指定後の用地買収・管理に関する方針が示されました。	保全地域指定に向けたスケジュール調整や、指定後の管理方針・方法等の検討が必要です。	公園緑地課
自然環境学習会や市民協働による里山環境の活用・保全	里山環境を保全・活用する団体の支援を行いました。また、鶴見川源流保水の森及び奈良ばい谷戸において、公募により協定を締結したNPO団体が主体となり、里山環境の保全や自然環境学習会を実施しました。 里山環境を保全・活用する団体の活動が円滑に行われたことで、市民等へ里山に親しむための体験学習等の機会を提供することができました。	引き続き、里山環境を保全・活用する団体の支援を行い、里山の環境を整えます。	農業振興課
森林インストラクター養成の支援	一般社団法人日本森林インストラクター協会に依頼し、まちだECO to フェスタに、樹木の香りを当てるクイズなどのブースを出展してもらいました。また、生きもの共生フォーラムでは森林インストラクター協会の取組について講演してもらいました。 森林インストラクターの活動に関連する展示や講演を通して、参加者が森林インストラクターに興味を持つ機会を提供しました。	若い世代が興味を持つような周知啓発が必要です。	環境共生課

施策[2] 水とみどりを守り活用します

市民が農とふれあえる機会の充実を図ります

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
農業体験機会の提供	薬師池公園四季彩の杜西園では野菜の収穫体験ができる農園を活用したワークショップ等、ふるさと農具館ではなたね油しぼりを実施しました。 様々な場所において市民が農に触れ合える機会を作ることで、農を身近に感じるきっかけを創出することができました。	引き続き、庁内関係部署や指定管理と連携し、農業体験イベントを実施します。	農業振興課
	健康的な食生活のあり方を考え、食べ物を栽培する人などに感謝する気持ちをもったり、地域で取れる農作物を知るため、小学校低学年を中心に野菜作りなどの体験活動を行いました。 町田の自然環境を実感する中で、それぞれの地域で栽培される農産物を知ることができ、また実際に農業体験をする中で、野菜作りの楽しさや難しさを実感することができました。	環境教育を教科横断的な視点で計画していくことが課題です。そのために、各教科や総合的な学習の時間に環境についての項目を位置づけ、意図的に取り組める教育活動を計画します。	指導課
米作り農業体験の実施	米作り農業体験事業を実施し、参加者に農とふれあう機会を提供しました。 15組38名が参加し、田植え、稲刈りなどの農作業を体験しました。 来年度も継続実施予定しています。	本事業における指導者の確保および事業形態について見直しを行います。	農業委員会

多面的効果を発揮するグリーンインフラの保全・整備を促進します

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
遊休農地のあっせん	2024年1月に農地バンクに登録されている農地を公開し、あっせん事業を行いました。 2024年4月1日付けの農地の貸借が4件成立しました。	引き続き、休耕している農地を耕作希望者にあっせんすることで、遊休農地の活用を図ります。	農業振興課
特別緑地保全地区等の指定の検討	新たに特別緑地保全地区に指定する方針としている緑地2か所について、測量等を行いました。 原町田三丁目と山崎町の緑地を特別緑地保全地区に指定するための準備を進めました。	特別緑地保全地区への指定により、貴重なみどりの保全に努めます。	公園緑地課
都市計画公園の用地取得・整備	整備予定である、蓮田緑地、薬師池北緑地、大戸広場の用地取得を行いました。 用地取得の結果、用地取得率は蓮田緑地は99.7%、薬師池北緑地は97.1%、大戸広場は57.3%となりました。	引き続き、公園整備に向けて用地取得を進めていきます。	公園緑地課

施策[2] 水とみどりを守り活用します

水辺環境を保全します			
取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
鶴見川・境川・恩田川等の水源涵養域にある樹林地等の保全	鶴見川源流域の上小山田みつやせせらぎ公園において、公益的活動団体が外来種の駆除を行っています。外来種の駆除、ノカンゾウ等の栽培を行いました。外来種の増殖を抑制することができました。	今後も公益的活動団体の活動を支援していきます。	公園緑地課
東京都環境確保条例に基づく地下水の揚水量の把握、必要に応じた地下水利用者への指導	地下水利用者に対し、地下水の揚水量の報告および指導を行いました。地盤沈下の未然防止を図ることができました。	引き続き地下水利用者に対し、揚水量の報告および指導を行います。	環境共生課
湧水調査の継続、湧水地の保全	湧水に関する情報や湧水地の保全に関する取組をホームページ等に掲載しています。 東京都発行の湧水マップの更新のために、現地確認を行いました。 湧水の保全の周知啓発をすることができました。	引き続き、湧水の周知啓発を進めます。	環境共生課

施策の取組状況

1
2
3
4
5 資料編

施策[3] 歴史的・文化的環境を守ります

歴史的・文化的環境を保全します

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
フットパスの普及促進	小野路宿里山交流館でフットパスコースを通るウォーキングツアーのイベントを実施しました。 秋のフットパスガイドウォークのほかウォーキングイベントを合計8件実施し、町田市の自然や歴史、文化の魅力発信につながりました。	継続してイベントを実施する必要があります。また、フットパスコースに設置している道標の経年劣化へ対応する必要があります。	観光まちづくり課
国・都・市指定史跡・有形文化財の整備事業の実施	民有文化財修繕事業（都指定史跡青木家屋敷、都指定有形文化財妙福寺祖師堂、市指定有形文化財妙福寺本堂など）に対する補助金の交付や市有文化財（国指定史跡高ヶ坂石器時代遺跡、都指定史跡小山田1号遺跡）の整備を実施しました。 貴重な文化財を保全することができました。市有文化財については、整備によって、来訪者が更に訪れやすい環境となりました。	文化財の適切な保全のため、計画的に修繕・整備を行っていく必要があります。	生涯学習総務課
文化財保護の一環として国・都・市指定史跡・有形文化財の広報活動の実施	東京文化財ウィーク、高ヶ坂石器時代遺跡見学会、文化財防火デーなどのイベントを通じて文化財の魅力を発信しました。また、「スマホと歩こう！まちだウォーキングラリー」（観光まちづくり課主催）では、多くの文化財がウォーキングスポットとなり、PRにつながりました。 町田デジタルミュージアム（インターネット上で、いつでもどこでも町田市の文化財を見ることができるデジタルアーカイブ）について、小中学校向けの出張授業で活用したり、展示・イベントでの周知や二次元コードを遺跡マップに掲載するなどしてPRを行いました。 町田デジタルミュージアムの閲覧数は、対前年比48%増の約55万件となり、更に多くの方に町田の歴史に触れていただくことができました。	引き続き、効果的なPR方法を検討しながら文化財の魅力を発信していきます。	生涯学習総務課

基本目標 3
徹底したごみ減量、資源化を進めるまち

基本目標	施策
3 徹底したごみ減量、資源化を進めるまち	[1] ごみの減量を進めます
	[2] 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます
	[3] 社会的課題への対応を強化します

施策[1] ごみの減量を進めます

生ごみの減量を推進します(1/4)

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
食品ロス削減、水切り等の啓発	幼児向け出前講座については、申し込み・実施方法の期間を限定しましたが、昨年度と同等の申し込みがありました。“ものをたいせつにしよう”や“ごはんを残さず食べよう”などをテーマに紙芝居や歌で楽しく学ぶ講座を実施しました。 小学校向け出前講座では、DVDやスライドを使用して“3Rをキーワードにごみを減らそう”をテーマに、町内会・自治会向けでは、講話を中心に“分別してごみを削減”などをテーマに実施し、前年同様の実施数となりました。また、市内の高等学校にも案内文を送付したことで、新たに都立山崎高校、都立町田総合高校、都立成瀬高校で実施することができ、加えて町田第二中学校でも新たに実施することができました(小学校35回、幼稚園・保育園66回、学童保育6回、町内会・自治会9回、中学校1回、高校3回)。 3R公開講座は、イベント主催者と調整し、イベント参加者の世代やイベントの主旨に合わせた内容で、食品ロスの削減、ごみの分別、リサイクルをテーマにした講座を実施しました。 イベント出展は、来場者が多いイベントを中心に、生ごみの水切り体験や、指定収集袋の中から資源化できる物を分別して袋のサイズダウンに挑戦するゲーム等を実施しました。 主催イベントは、10月の3R月間に合わせて実施しました。ごみ減量に興味がない方にも啓発できるよう、ごみ収集車や消防車などの「働く車」の展示や乗車体験等とあわせてごみ減量の周知を実施しました。 キャンペーンは、夏の暑い時期や秋のスポーツシーズンに水分補給やペットボトル削減のためのマイボトルキャンペーンを行い、マイボトル持参者へステッカーの配布を行いました。また、10月には、スーパーマーケットで食品ロス削減キャンペーンを行い、チラシや景品の配布を行いました。 町田市バイオエネルギーセンターでの3R公開講座は、誰にでもできる簡単な行動事例や食品ロス削減の講話、ダンボールコンポストの紹介等ごみの削減・資源化について、清掃工場運営事業者のSPCと協力して開催しました。	幼児や小学生の保護者に向けより効果的な啓発ができるよう内容の検討をします。また、容器包装プラスチック全市収集開始に向けて効果的に周知していきます。 市内各地で開催できるよう調整を行い、来場者の年齢層や地域の特性等を考慮した内容で啓発を行います。 実施内容や効果を精査して実施します。季節や時期に合わせた内容のキャンペーンを年間を通じて実施します。 事業者と協働して効果的な3R公開講座を実施します。 市民、事業者向けに食品ロス、プラスチック、ファッションロス、エシカル消費等のテーマを設けて実施します。	環境政策課

施策[1] ごみの減量を進めます

施策の取組状況

生ごみの減量を推進します(2/4)			
取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
食品ロス削減、水切り等の啓発	リサイクル推進店と協働して行うキャンペーンとしては、味の素株式会社及び株式会社三和と連携し、皮までおいしく食べきる「かわいいレシピ」を発行し、7月からスーパー三和等の店頭や公共施設で配布しました。また、10月の食品ロス削減月間では、市内5か所の店舗と協働し、食品ロス削減キャンペーンとして、チラシや景品の配布を行いました。年末年始には「まちだ☆おいしい食べきりキャンペーン」を行い、リサイクル推進店等でポスターの掲示を行いました。 食べきり協力店の制度の認知度の向上のため、新規に登録いただいた2店舗を、X(旧Twitter)、Instagram、YouTubeで紹介しました。	引き続き、リサイクル推進店と協働した効果的な食品ロス削減のキャンペーンや容器包装プラスチック分別回収に向けた周知等の手法について検討していきます。また、新たに登録いただいた店舗を中心に市民の方々に認知していただけるようSNSやごみ情報誌「ごみナクナーレ」で周知します。	環境政策課
	新たに協定を結んだフードシェアリングサービス「TABETE」の登録店舗へ働きかけを行い、食べきり協力店を6店舗増やすことができました。これにより、登録店舗は16店舗になりました。	-	環境政策課
	季節に応じた内容(今日は何の日になんだごみ減量内容)や協力団体(食べきり協力店)のPRなど継続的な情報発信を行いました。また、庁内で連携し、保険予防課のInstagramにおいても、食品ロス削減について情報発信を行いました。	市民の方々がごみの減量・資源化について、具体的な方法や身近な内容等、関心を持てるような内容の発信を引き続き行います。 2023年度は、市民から応募された「もったいないことしま川柳」について、ごみ減量・資源化のコメントを添えて1件ずつSNSで紹介していましたが、投稿が多くなりすぎてしまい、他の情報が埋もれてしまったため、内容別に分類してまとめて投稿するなどより効果的な発信となるよう方法を見直します。 市民の方々に「紙面を手にとってもらえること」を意識した紙面構成を図ります。ごみの減量・資源化の記事に加え、その時々々の環境行政に応じた情報を伝えられるよう柔軟な紙面作成をいたします。	環境政策課

1
2
3
4
5 資料編

施策の取組状況

施策[1] ごみの減量を進めます

生ごみの減量を推進します(3/4)			
取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
食品ロス削減、水切り等の啓発	8月に「町田市食品ロス削減推進計画」を策定しました。 12月にフードドライブの市内施設での常設窓口を新たに2か所(南市民センター、成瀬コミュニティセンター)開設し、計5か所になりました。 12月からフードシェアリングサービス「TABETE」を導入しました。導入にあたって「TABETE」の運営会社である株式会社コークッキングと協定締結しました。	家庭で発生した食品ロスの種類や量などを一定期間記録することで、家庭で発生する食品ロスの量が見える化し、食品ロスがなくなった場合のCO ₂ 削減量や捨ててしまった食材を購入するのに掛かった食費の計算ができる「食品ロス削減ダイアリー」を作成し配布いたします。これまで啓発が行き届いていない若年層に向けて、食品ロスの削減やプラスチックの資源循環等を啓発するイベントを実施します。	環境政策課
	環境月間の取組として、6月19日から23日までの期間、市庁舎イベントスタジオにて、食品ロス削減に関する展示を実施しました。 バスでのデジタルサイネージは、12月から1月の期間に、家庭や飲食店で忘・新年会での作りすぎや食べ残しの削減を呼びかける動画を放映しました。 民間の企業との協働として、味の素株式会社及びスーパー三和と連携し、皮までおいしく食べきる「かわいいレシピ」を発行し、スーパー三和等の店頭や公共施設にて配布しました。 家庭用生ごみ処理機等購入補助制度の利用促進のため、イベント出展時の啓発やSNSでの周知を行いました。 家庭用生ごみ処理機等購入補助制度やダンボールコンポストの紹介、講習会案内を「ECOまちだ」6月15日号で周知しました。家庭用生ごみ処理機等からできる一次生成物の市による回収について検討しましたが、引き取り先が確定できず実現していません。 生ごみ処理機の減量効果を数値化し、ホームページで公表しました(4人家族で乾燥式の生ごみ処理機を使用した場合、年間約174kgのごみ減量)。補助金を申請した家庭用生ごみ処理機の利用台数は、300台の申請があり、昨年度より53台多くなっています。	引き続き、食品ロス削減について、バスでのデジタルサイネージでの広告を行います。 家庭用生ごみ処理機等購入費補助制度について、生ごみ処理機取扱い店舗の情報を収集し、引き続き、周知協力店を増やしてPRを強化することで、家庭用生ごみ処理機等購入費補助制度の利用を推進します。 生ごみ処理機等購入補助制度利用者からいただいたアンケートの結果によると、購入者の多くが電動式を購入し、生ごみを乾燥・減量させて、燃やせるごみとして出しています。生ごみ処理で出た一次生成物を燃やせるごみに出さずに、市で回収及びたい肥化する方法を引き続き検討します。 家庭用生ごみ処理機やダンボールコンポストでどのくらいごみの減量になるか数値化し、引き続きホームページなどで公表します。	環境政策課

施策[1] ごみの減量を進めます

生ごみの減量を推進します(4/4)

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
生ごみ処理機等の利用促進、一次生成物の活用方法の検討・広報	家庭用生ごみ処理機等購入補助制度の利用促進のため、イベント出展時の啓発やSNSでの周知を行いました。 家庭用生ごみ処理機等購入補助制度やダンボールコンポストの紹介、講習会案内を「ECOまちだ」6月15日号で周知しました。 家庭用生ごみ処理機等からできる一次生成物の市による回収について検討しましたが、引き取り先が確定できず実現していません。 生ごみ処理機の減量効果を数値化し、ホームページで公表しました(4人家族で乾燥式の生ごみ処理機を使用した場合、年間約174kgのごみ減量)。補助金を申請した家庭用生ごみ処理機の利用台数は、300台の申請があり、昨年度より53台多くなっています。	家庭用生ごみ処理機等購入費補助制度について、生ごみ処理機取扱い店舗の情報を収集し、引き続き、周知協力店を増やしてPRを強化することで、家庭用生ごみ処理機等購入費補助制度の利用を推進します。 生ごみ処理機等購入補助制度利用者からいただいたアンケートの結果によると、購入者の多くが電動式を購入し、生ごみを乾燥・減量させて、燃やせるごみとして出しています。生ごみ処理で出た一次生成物を燃やせるごみに出さずに、市で回収及びたい肥化する方法を引き続き検討します。 家庭用生ごみ処理機やダンボールコンポストでどのくらいごみの減量になるか数値化し、引き続きホームページなどで公表します。	環境政策課

施策[1] ごみの減量を進めます

プラスチックごみの減量を推進します(1/2)

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
容器包装プラスチック資源化施設の整備・運営	2023年5月に町田市資源循環型施設整備基本計画の改定を行い、施設整備スケジュールの見直し等を行いました。 資源ごみ処理施設整備に向け、相原地区については事業用地の取得を進めました。また、当該施設の設計施工に向け、入札公告に必要な発注仕様書案を作成しました。 上小山田地区については、前提となる道路整備が現道拡幅を基本とする方針に変更となったため、庁内関係部署と調整を進めました。	2023年5月に改定した町田市資源循環型施設整備基本計画に基づき、ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等の資源ごみ処理施設を市内に分散して整備します。また、2022年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)に基づき、国や都の動向にも注視しながら容器包装プラスチック及び製品プラスチックの資源化に向けた施設整備を目指します。 資源ごみ処理施設整備に向け、相原地区については事業用地の取得完了を目指します。用地取得完了後は、設計施工を一体で行うことができる業者の選定手続き、生活環境調査等を進めます。 上小山田地区については、庁内関係部署及び上小山田地区資源循環型施設連絡会、その他関係者と調整し、施設位置の再検討を行います。	循環型施設整備課
製品プラスチック選別施設の運営	硬質プラスチックの選別精度について運営事業者と協議し、手選別要員の増員(4人→6人)やコンベア速度の調整などを行い、30%の暫定目標を目指して取り組みましたが、火災の原因になっている充電式電池を選別品目に追加し除去を行っているため、目標値を下回りました。	暫定的に目標とした選別精度30%の達成に向けて運営事業者と協議を行い、改善を進めます。	循環型施設管理課

施策の取組状況

1

2

3

4

5
資料編

施策[1] ごみの減量を進めます

プラスチックごみの減量を推進します(2/2)

取組内容	2023年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
マイバッグ、マイボトル、プラスチック代替品等の利用促進の広報	キャンペーンは、夏の暑い時期や秋のスポーツシーズンに水分補給やペットボトル削減のためのマイボトルキャンペーンを行い、マイボトル持参者へステッカーの配布を行いました。また、10月には、スーパーマーケットで食品ロス削減キャンペーンを行い、チラシや景品の配布を行いました。	-	環境政策課
	マイボトルの利用促進及びペットボトル等のプラスチックごみの削減を推進する取組として、2022年度にウォータースタンド(株)と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」を締結し、市内公共施設にマイボトル専用給水器を設置しています。2023年度は、新たに生涯学習センター(7月)及び高齢者福祉センターふれあいくぬぎ館(8月)へ給水器を設置し、市内公共施設への設置は13台となりました。 市内施設に設置したマイボトル専用給水器の2023年度の使用量(推計値)は、約64,000リットル(500mlペットボトル約12.8万本分)でした。同数のペットボトルを使用し焼却処分された場合と比較すると、CO ₂ 削減効果は約9t-CO ₂ でした。	マイボトルの利用促進およびペットボトル等のプラスチックごみの削減を推進するため、マイボトル専用給水器の使用量および温室効果ガス削減量をホームページで公開し、給水器使用による削減効果の周知を図ります。	環境政策課
海洋プラスチック等、環境への影響についての情報提供	プラスチック製品の使用削減のため、代替品に関する周知としてSNSで「ペットボトルを使わずマイボトルを持ちましょう」や「マイボトルキャンペーンの実施」という内容を発信しました。	使い捨てプラスチック代替品に関する情報発信を行います。 マイボトルを利用できる店舗については、マイボトルに提供いただける店舗だけでなく、給水スポットの情報提供も合わせて行い、マイボトルの利用促進につながる事業所等を周知していきます。	環境政策課

施策の取組状況

1
2
3
4
5 資料編

施策[1] ごみの減量を進めます

その他の家庭系ごみの減量を推進します(1/3)			
取組内容	2023年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
リデュース・リユース・リサイクルの取組、啓発の強化	リデュースに関する情報発信は、食品ロスの削減を中心に配信を行いました。 まちエコフリーマーケットの開催(3回)を支援しました。また、10月から12月にベビー用品リユースの回収会5回と配布会4回を子どもセンターや市民センターで開催しました。 更なるリユースの促進を図り、家庭から出るごみの減量を推進するため、不要品一括査定サイト「おいくら」を運営する株式会社マーケットエンタープライズとリユース事業に関する協定を2024年3月29日に締結し、新たな取組みを開始しました。家庭から出た不要品を一括査定をし、登録のリユース業者が買取することで「廃棄ではなく、リユースする」という選択肢を増やし、ごみの削減と市民のリユース意識の醸成に向けた取組みです。 粗大ごみの再生販売は、販売店舗が1か所となりましたが、日曜日の営業を開始したことやジモティー掲示板に商品を掲載したことなどで7t増加しました。また、ごみ情報誌「ごみナクナーレ(4月1日号)」とSNSにて、粗大ごみ再生販売の商品をジモティー掲示板で閲覧できることを周知しました。	計画的にテーマ別にSNS、YouTube配信を行います。 子どもリユース品事業の実施や「まちエコフリーマーケット」実施の支援を引き続き行います。 粗大ごみ再生販売については、引き続き広報誌やジモティー掲示板を利用して周知を進めます。また、更なるリユースの推進を図るため、清掃工場に持ち込まれる前にリユースする仕組みとして、不要品一括査定サイト「おいくら」の活用を積極的に市民に周知していきます。	環境政策課
	雑がみの分別に関して、SNS、出前講座、4月発行の「資源とごみの出し方ガイド」、ごみ情報誌「ごみナクナーレ」9月15日号、9月に全戸配布した「資源とごみの収集カレンダー」を活用して情報提供を行いました。また、転入手続きをされた際に、雑がみ袋の配布やイベント出展で分別の啓発を行いました。 7月21日のごみ減量サポーターを対象とした全体連絡会で、リサイクル広場について紹介しました。また、9月15日発行のまちだごみ情報誌「ごみナクナーレ」で、市民のメリットとして、対象品目を無料で持ち込めることなどを改めて紹介する記事を掲載しました。記事掲載後は、常設のリサイクル広場の来場者が、発行の前後2週間の比較で1日平均35人から45人に10人増加しました。また、パンフレットのデザイン・記載項目を精査し、回収品目の追加に加えて、地域リサイクル広場を開催する団体の募集案内を記載しました。小売店独自の店頭回収の情報提供として、ペットボトルや缶の回収機器を設置し、ポイントの付与をしている2店舗について、SNSで紹介しました。	リサイクルの推進を図るため、引き続き、各種媒体を活用して周知していきます。 リサイクル広場の周知について、来場者を増やすため、リサイクル広場のパンフレットを新たに図書館や子どもセンターをはじめとした市内の公共施設に布置します。小売店独自の取組の情報収集方法について、リサイクル推進店の回収ボックス点検報告をもとに各店舗に確認を行い、利用促進を含め市民に情報発信します。	環境政策課

施策の取組状況

施策[1] ごみの減量を進めます

その他の家庭系ごみの減量を推進します(2/3)			
取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
適正排出の推進	ごみ減量サポーターの活動支援として、以下の取組を実施しました。 ○5月：ごみの分別による火災事故防止の啓発のお願いについて、活動の参考としていただくため、チラシを送付しました。 ○7月：全体連絡会を実施し、ごみ減量サポーターがどのような活動をすればよいのかを重点に説明を行いました。また、地域の方に向けた施設見学会を企画いただくため、全体連絡会后に町田市バイオエネルギーセンターの施設見学会を実施しました。 ○9月：ごみ減量サポーターを対象に、節約アドバイザーを講師に招いて、「お財布に優しい3R講座」をテーマとした講演会を開催しました。買い物を通してできる環境問題への取り組みなど、身近にできる内容の講演会としました。 ○1月：ごみの適切な分別による火災発生防止の周知のため、ごみ情報誌「ごみナクナーレ」特別号を送付しました。 ○2月：活動報告書とアンケートを送付し、アンケートの回答では市からの必要な活動支援内容として、「ごみ減量サポーターの市民への認知度の向上」と「定期的な回覧物の送付」を、サポーターの方々が最も望んでいるという結果を得ました。 3R市民リーダーの活動支援として、「リユースフェス(4月)」、「まち2フェス(9月)」、「まちだECO to フェスタ(3月)」、「木曽山崎センターまつり(3月)」、「キンダーパーティ(3月)」の各イベントに出展し、リサイクル変身ボックスや分別釣りゲームなどのごみ減量・資源化の啓発ブースの運営を任せて、3R市民リーダー自身が自主的に啓発活動が実施できるよう支援を行いました。	【ごみ減量サポーターの活動支援】 ごみ減量サポーターがサポーターとしての活動内容について理解し、ごみの減量・資源化の情報や周知に必要な情報を町内会・自治会内等で回覧や配布していただけるように働きかける必要があります。 2023年度の活動報告書とアンケートの結果を踏まえて、2024年度はごみ減量サポーターの市民への認知度向上を図り、ごみ減量サポーターが更に誇りをもって活動できるよう動機づけを図ります。また、容器包装プラスチックの市全域での分別収集開始に向け、ごみ減量サポーターに分別収集に関する案内等の送付と周知依頼を行い、分別収集開始の市民周知の一助となるよう講じます。 【町田市3R市民リーダーの活動支援】 イベントに参加してもらうだけでなく、企画の段階から参加してもらい、自主性を持って啓発活動ができるように支援します。	環境政策課
ごみ減量アイデアの募集・紹介	家庭用生ごみ処理機等購入補助制度やダンボールコンポストの紹介、講習会案内を「ECOまちだ」6月15日号で周知しました。	-	環境政策課

1
2
3
4
5 資料編

施策[1] ごみの減量を進めます

その他の家庭系ごみの減量を推進します(3/3)

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
粗大ごみのリユース販売の強化	粗大ごみの再生販売は、販売店舗が1か所となりましたが、日曜日の営業を開始したことやジモティー掲示板に商品を掲載したことなどで7t増加しました。また、ごみ情報誌「ごみナクナーレ(4月1日号)」とSNSにて、粗大ごみ再生販売の商品をジモティー掲示板で閲覧できることを周知しました。	粗大ごみ再生販売については、引き続き広報誌やジモティー掲示板を利用して周知を進めます。また、更なるリユースの推進を図るため、清掃工場に持ち込まれる前にリユースする仕組みとして、不要品一括査定サイト「おいくら」の活用を積極的に市民に周知していきます。	環境政策課

事業系ごみの適正排出・減量を推進します(1/4)

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
公共施設から出るごみの減量	市庁舎内の課から排出された燃やせるごみ(事業系一般廃棄物)の組成調査を2回実施しました(8月15日、2月1日)。組成調査の結果から、燃やせるごみの袋の中に資源化できる紙類が多く含まれていることがわかったため、部長会議(8月29日、3月5日)及び全庁掲示板(9月13日、3月13日)にて、調査結果及び雑がみ類の分別方法を周知しました。特に、「紙を分別すれば有価売却ができ、燃やせるごみにした場合は費用が掛かる」旨を記載し、環境視点以外からも訴えを行いました。 全職員を対象としたeラーニングによる研修で、紙の分別方法及び使用量削減の啓発を行いました。	市で管理している施設から排出される事業系ごみの削減に向け、全職員を対象とした研修を実施します。また、市庁舎から排出されるごみの調査・分析を行い、効果的な啓発を検討します。また、紙の使用量削減に向け、職員に対し啓発を行います。	環境政策課

施策[1] ごみの減量を進めます

事業系ごみの適正排出・減量を推進します(2/4)			
取組内容	2023年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
食品廃棄物の減量・資源化に向けた情報提供や働きかけ	大規模事業所への立入り時や青年会議所との連携の際に、防災備蓄品等については職員への配布が主であることを確認できました。配布しきれない場合の活用先としてフードバンクを周知しました。 食べきり協力店については、新たに協定を結んだフードシェアリングサービス「TABETE」の登録店舗へ働きかけを行い、6店舗登録していただくことができました。また、今後の登録に向けて、青年会議所と連携し、情報収集することができました。	事業系ごみの削減対策として、フードバンクの活用を周知していましたが、品物によっては受入れしてもらえない物も出てきているため、ごみ削減に向けどのようなルートを活用していただくのが効果的なのか、事業所を交え検討していきます。 登録店舗数の増加に向けて、引き続き関係部署と連携し、情報収集していきます。	環境政策課
資源化できる紙類の受入検討	事業系紙類の減量・資源化については、大規模事業所への立入り時や他事業者に対する排出事業者指導時に、まちだ3R賞受賞事業者は様々な手法でペーパーレス化の取組みを行っていることや、他事業所の事業者内におけるリユース等の取り組み事例を紹介し、ごみ減量・資源化への手法についてSNS等で周知しました。周知活動は年間を通じて行いましたが、内容物検査において依然として資源化可能な紙類の混入が確認されていることから、排出事業所指導や少量排出事業者登録時にも周知を行いました。 事業系紙類の回収については、未だ資源化可能な紙類がごみとして排出されていることから、古紙再生事業者にヒアリングを行い、資源化の可能性について確認することができました。	市内事業所において、禁忌品とされていた使用済み紙コップや紙皿を資源化できる古紙再生事業所が複数あるため、これまで焼却処理されていた古紙類の資源化について、大規模事業所等への立入り検査時に周知していきます。 紙類の回収方法については、場所や時間等の課題があるため継続して検討していきます。	環境政策課

施策[1] ごみの減量を進めます

事業系ごみの適正排出・減量を推進します(3/4)

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
適正排出のための情報提供、訪問指導の実施	内容物検査で不適正排出が認められた事業者に指導を行ったところ、事業系廃棄物の出し方が理解できていないとのことであったため、9月に直接訪問して廃棄物の出し方等について説明を行いました。また、保健所で開催した食品衛生者講習会(9月、3月に2回)、一般廃棄物処理業許可業者説明会(11月)や事業系一般廃棄物講習会(1月)において、事業系ごみの適正排出についての説明を行いました。 11月2日に許可業者向け説明会を実施し、許可更新申請の説明にあわせて、事業系一般廃棄物の清掃工場適正搬入について説明しました。 1月16日に実施した排出事業者向け講習会では、58事業者が参加され、事業系一般廃棄物の減量及び再利用の促進、廃棄物の分別・適正処理、清掃工場における内容物検査等について説明しました。事後のアンケート結果から内容について概ねご理解いただきました。	内容物検査で不適正排出が認められた事業者に対して、事業系廃棄物の出し方を理解していただくために、直接訪問して廃棄物の出し方等について説明を行います。また、一般廃棄物講習会や保健所主催の食品衛生者講習会などにおいて、事業系ごみの適正排出についての説明を行います。さらに、新たな取組みとして、インターネット等を活用したオンラインでの事業所向け講習会の開催を検討します。 排出事業者、許可業者を対象とした講習会を実施します。	環境政策課
工場での搬入物検査の実施	大規模事業所への立入りとして、60事業所への訪問を行い、廃棄物処理や資源化の状況について現状確認を行いました。また、清掃工場内において、毎日内容物検査を実施しており、収集業者からのヒアリングで不適正排出が認められた事業所に対して、即日電話による指導を189回行いました。さらに、ごみ収集時や市民などからの電話による不適正排出の指摘に対する事業所に対して、電話による指導を10回、訪問による指導を23回行いました。そのほか、新規登録申請された55件の少量排出事業所に対して排出指導を行いました。	大規模事業所の立入検査を50事業所予定しており、廃棄物処理や資源化の状況について現状確認を行います。また、清掃工場内において、毎日内容物検査を実施し、収集業者からのヒアリングで不適正排出が認められた事業所に対して、電話による指導は即日、改善がみられない場合は適宜訪問指導を行います。	環境政策課

施策[1] ごみの減量を進めます

事業系ごみの適正排出・減量を推進します(4/4)			
取組内容	2023年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
優良事業者の表彰・公表	2023年度は9者からまちだ3R賞の申請をいただき、9者の全てが受賞となりました。課題となっているインセンティブについては、2022年度の受賞事業所へのヒアリングで「HPや広報誌で周知していただけで十分有難い」とのご意見をいただいていたましたが、まちだECOtoフェスタでまちだ3R賞賞状贈呈式を行い、幅広く市民へ周知することができました。 2023年度の受賞事業所は、目標値を大きく上回る9事業所となり、地道な周知活動の結果が現れてきました。その中で、2022年度に準まちだ3R賞受賞を受賞した事業所のうち2者がまちだ3R賞を受賞され、事業所にとって更なる取組み意欲を持っていただくことができました。 まちだ3R賞受賞の9者について、2024年4月15日号の広報まちだに掲載し周知するように準備をしました。	引き続き、大規模事業所立入り時などでまちだ3R賞について周知を行い、事業所にとって申請する事がインセンティブとして感じられるような取組みを行っていきます。 2024年度も各種広報誌への掲載などで周知を行い、市内の事業所の参考となる効果的な取組みができるよう検討していきます。	環境政策課

施策[2] 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます

一般廃棄物処理施設を整備・運営します

取組内容	2023年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
町田市バイオエネルギーセンターにおける、効率的なエネルギー回収の推進	安定的な運営を継続することで、指標としている発電効率(17%以上)を達成できました。引き続きモニタリングを実施し、発電効率の確認を行いました。	ごみ焼却施設の安定的な運営を継続できるようにモニタリングを行い、指標としている発電効率(17%以上)が達成されることを確認します。	循環型施設管理課
見学等の学習の場の提供	プラスチック3R講座を実施し、実際に町田市で回収した製品プラスチックやペットボトルの資源化中間処理施設を見学する機会を設け、分別の大切さを周知しました。	2026年度からの容器包装プラスチックの市全域での収集・資源化に向けて、効率的な運搬方法の検討や市民向け周知啓発の準備を進めます。	環境政策課

施策の取組状況

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5 資料編

施策[2] 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます

収集体制を整備します

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
効率的なごみ・資源の収集運搬体制の検討・構築	4月から5月にかけて、ごみ・資源の収集運搬受託事業者12社との意見交換会を順次実施しました。検討中の週5日収集への変更や、収集頻度の見直し等に対して、収集業務に従事する立場から意見や助言を頂き、検討を進める上での参考としました。 5月に町田市資源循環型施設整備基本計画を改定し、整備スケジュールを見直したため、収集体制案に新しい整備スケジュールを反映しました。 4月、7月、2月開催の町田市廃棄物減量等推進審議会で、検討状況の報告を行いました。部内の関係課と協議しながら方針決定に向けた資料の作成を行い、意思決定に向けた準備を進めました。 12月に燃やせるごみの収集運搬受託事業者7社とのヒアリングを順次、実施しました。検討した週5日収集への変更や、収集頻度の見直し等の実現性などについて、事業者としての意見を聞取りました。 これまで、JR横浜線以南地域で先行実施していた容器包装プラスチックの分別収集について、2026年度から市全域で収集する方針を12月に決定しました。	収集体制の見直しで分別収集実施地域を拡大する容器包装プラスチックについて、市民にとって分かり易い周知と、効果的な啓発の方法を検討し、準備を開始します。見直し項目の一つである「週5日収集への変更」については、「物流2024年問題」の影響を見極めつつ、引続き検討します。	ごみ収集課
新たな資源化品目拡大に向けた調査研究	落ち葉の資源化について、落ち葉搬入部署と落ち葉搬入物への異物混入状況を確認し、落ち葉の受け入れを開始しました。2023年度は、1,190kg受け入れました。	新たな資源化の取組として、リレーセンターみなみの機器保守点検で発生した廃油を再資源化できる業者へ売却します。	環境政策課・循環型施設管理課

施策[3] 社会的課題への対応を強化します

災害時等のごみ処理に関する対応力を強化します(1/2)

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
災害廃棄物処理計画及び行動マニュアルの見直し	災害廃棄物の仮置場候補地の現地調査を9か所行い、災害廃棄物の円滑な排出、処理ができるような仮置場レイアウトについて検討しました。これにより町田市地域防災計画に記載している全ての仮置場候補地についての調査が完了しました。 災害廃棄物に関する協定を締結した事業者と連携し、仮置場の開設、運営、搬入の検証を行う実動訓練を12月20日に実施しました。 訓練の結果を踏まえて、3月に職員行動マニュアルの検証を行いました。仮置場開設にあたっては、出勤前に、対策部内での役割の分担・認識共有を行うことや仮置場内の分別品目やレイアウトの事前調整が必要であることなど課題を確認できました。	町田市地域防災計画を2023年度に修正したことに伴い、町田市災害廃棄物処理計画の修正を行います。また、仮置場の現地調査の結果を計画に反映します。 災害廃棄物処理を想定した訓練を通じて、職員行動マニュアルの検証を行います。	環境政策課
迅速な初動対応のための教育・訓練の実施	災害廃棄物に関する協定を締結した事業者と連携し、仮置場の開設、運営、搬入の検証を行う実動訓練を12月20日に実施しました。 災害時のごみの適正排出について、環境広報紙「ECOまちだ」1月15日号、「資源とごみの収集カレンダー」、「資源とごみの出し方ガイド」に啓発記事を掲載しました。	引き続き、災害廃棄物処理に関する理解を深め、部署内で知識や経験を定着させるために、仮置場の開設、運営、搬入の検証を行う実動訓練を、災害廃棄物に関する協定を締結した事業者と連携して実施し、仮置場の開設手順や搬入の流れについて確認します。 災害時の資源とごみの適正排出について、環境広報紙「ECOまちだ」、「資源とごみの収集カレンダー」に啓発記事を掲載します。また、市HPに掲載した災害時のごみの出し方について、適宜、内容の見直しを行います。	環境政策課・ ごみ収集課・ 循環型施設管理課

施策[3] 社会的課題への対応を強化します

災害時等のごみ処理に関する対応力を強化します(2/2)

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
他自治体や民間事業者等との連携体制の整備	災害廃棄物の収集運搬処理が可能な市の一般廃棄物処理業許可業者等について、5月16日に27社、8月14日に1社と協定を締結しました。協定締結した一般廃棄物処理業許可業者等は29社となりました。 新たに、重機や資機材を所有している建設事業者との協定締結に向けて調整を行いました。	災害廃棄物の仮置場運営に必要な重機や資機材を所有している建設事業者との協定締結に向けた調整を行います。また、引き続き、災害廃棄物の収集運搬処理が可能な事業者の情報収集を行います。	環境政策課・ ごみ収集課・ 循環型施設 管理課
災害時等におけるごみの収集・処理体制の確保	災害廃棄物の収集運搬処理が可能な市の一般廃棄物処理業許可業者等について、5月16日に27社、8月14日に1社と協定を締結しました。協定締結した一般廃棄物処理業許可業者等は29社となりました。 新たに、重機や資機材を所有している建設事業者との協定締結に向けて調整を行いました。	災害廃棄物の仮置場運営に必要な重機や資機材を所有している建設事業者との協定締結に向けた調整を行います。また、引き続き、災害廃棄物の収集運搬処理が可能な事業者の情報収集を行います。	環境政策課・ ごみ収集課・ 循環型施設 管理課

施策の取組状況

施策[3] 社会的課題への対応を強化します

超高齢社会の到来に伴うごみに関する問題へ対応します			
取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
紙おむつなどの資源化事業の研究	紙おむつのリサイクルについて、環境省(7月31日)及び(株)ユニ・チャーム(8月7日)と意見交換を実施し、関東地方での事業化に向けては、施設整備が課題であるとの認識を共有しました。 紙おむつのリサイクルについて、環境省が発表した「使用済紙おむつの再生利用等の促進に関するプロジェクトの検討結果取りまとめ(令和5年8月)」にて町田市の事例が取り上げられました。	-	環境政策課・ ごみ収集課

不適正処理の防止対策を進めます(1/3)			
取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
環境美化活動の推進	2023年度は、美化推進重点区域に指定している駅周辺の地域の町内会や事業者等と協働して、啓発品の配布や清掃活動を行う「美化キャンペーン」5回(鶴川、多摩境、南町田グランベリーパーク、成瀬、町田駅周辺)、職員による市内各駅周辺にて啓発品の配布や清掃活動を行う「美化推進キャラバン」4回(玉川学園、相原、つくし野、すずかけ台駅)、町田駅周辺巡回指導12回、ハスのんInstagramを利用した啓発記事発信9回(ごみゼロデー周知、美化キャンペーン実施、環境教育展実施など)合わせて30回の啓発活動を行いました。	「美化キャンペーン」や「美化推進キャラバン」等を実施し、地域の町内会や事業者とともに、まちの美化への意識向上を図るとともに、キャンペーン参加者を公募するなど、幅広い方に美化活動を行ってもらえるよう検討します。 また、ハスのんInstagramへの投稿や、市のホームページを活用し、美化キャンペーンや美化推進重点区域の周知などの情報発信を行います。	環境共生課

1
2
3
4
5 資料編

施策[3] 社会的課題への対応を強化します

不適正処理の防止対策を進めます(2/3)

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
違法行為防止のためのパトロール強化	4月から3月は昼間のパトロールを150回実施、青色回転灯付車両による夜間パトロールを年間4回(1回につき6日・2台)計48回実施することで集積所の管理や不法投棄の防止と抑止を行いました。 不法投棄やルール違反の相談を受けた集積所等については、啓発看板の設置やパトロールの強化にて対応しています。 相談のあった集積所等には、啓発看板を77枚貸与し、160枚配付しました。また、不法投棄多発場所は、監視カメラや啓発看板を設置すると同時に重点的にパトロールを強化し、不法投棄の防止と抑止に努めました。不法投棄に関する相談に早期に対応することで、被害の拡大防止と未然防止につなげました。	昼間、夜間のパトロールのコースの見直しを行い、不法投棄の防止、抑止を図ります。 不法投棄多発場所に監視カメラや啓発看板を設置し、不法投棄がされにくい環境を整えます。	ごみ収集課
ごみの適正な排出方法の広報	市民が無許可の不用品回収業者とのトラブルに巻き込まれないよう、3か所の事業所への訪問指導や、チラシが入っていた地域の巡視を4回行うとともに、SNS等を活用して適宜、情報発信しました。 市民が無許可の回収業者を利用しないよう、「資源とごみの収集カレンダー」に啓発の掲載をしました。また、HPIに掲載している注意喚起の内容を見直し、不用品回収業者とトラブルになった際の相談先(町田市消費生活センター)情報などを見易くしました。 下半期は、2024年1月15日号のECOまちだに啓発の掲載をしました。	市民が無許可の不用品回収業者とのトラブルに巻き込まれないよう、市内の巡視やSNS等を活用して適宜、情報発信していきます。	環境政策課

施策の取組状況

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5 資料編

施策[3] 社会的課題への対応を強化します

不適正処理の防止対策を進めます(3/3)

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
近隣自治体との情報共有	不用品回収業者に対する指導体制については、東京都及びごみ収集課と連携して、情報共有・巡視を行う体制を確立しました。	消費生活センターとの連携や東京都、他市との情報共有を行い、不用品回収業者に対し効果的な指導ができるよう、対応していく手法や業務体制を確立していきます。 東京都やごみ収集課との連携による不用品回収業者に対してのパトロールや立入を実施して、違法回収業者の利用を未然に防止するための対策を継続して行っていきます。また、不用品回収業者はいつどこに現れるかわからないため、引続き連携を強化し体制を確立していきます。	環境政策課
東京都(産業廃棄物対策所管部署)との連携	同上	同上	環境政策課

施策の取組状況

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5 資料編

基本目標 4
安全で快適な暮らしを実現するまち

基本目標	施策
4 安全で快適な暮らしを実現するまち	[1] 誰もが快適に安心して暮らせる環境を守ります
	[2] 美しく快適なまちを維持します

施策[1] 誰もが快適に安心して暮らせる環境を守ります

施策の取組状況

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動を抑制するため、市民・事業者への働きかけを推進します			
取組内容	2023年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
大気汚染について、工場等を設置する事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導	工場等の設置を行う事業者に対し、ばい煙・粉じんの発生の未然防止の指導を行いました。 事業者への指導を行ったことで、大気汚染未然防止が図られました。	事業場の指導を引き続き行っていきます。	環境共生課
水質汚濁について、河川等へ直接排水を行う事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導	河川等へ直接排水を行う事業者への排水調査や指導を行いました。 事業者への指導を行ったことで、水質汚濁の防止が図られました。	事業場の指導を引き続き行っていきます。	環境共生課
下水処理場への市民等の施設見学受け入れ	成瀬クリーンセンターで11件(計215名)、鶴見川クリーンセンターで 5件(計67名)の施設見学を実施しました。 環境負荷の少ない汚水排水の仕方や汚水を綺麗にする下水処理の仕組みについて理解を得ることができました。	前年度に比べ施設見学者は減少しています。 今後は、下水道事業への一層の理解を広げていくために、情報発信の方法を検討します。	水再生センター
騒音・振動について、工場等を設置する事業者や工事を行う事業者に対する事前指導及び違反事業者への指導	工場等の設置者および設置予定者に対し、騒音・振動発生の防止の指導を行いました。 事業者への指導を行ったことで、騒音・振動の発生防止が図られました。	事業場の指導を引き続き行っていきます。	環境共生課

1

2

3

4

5
資料編

施策[1] 誰もが快適に安心して暮らせる環境を守ります

大気質、水質、騒音を定期的に調査し、市民へ公表します

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
市内の大気環境の把握	主要幹線道路交差点等における大気質調査を実施し、大気環境の経年変化を継続して把握しました。 各測定項目において、全ての地点で環境基準値を下回っていることを確認できました。	引き続き大気質調査を実施し、大気環境の経年変化を把握していきます。	環境共生課
光化学スモッグ注意報等発令時の周知	光化学スモッグ注意報等発令時に、市内公共施設や駅等で周知しました。 市民の光化学スモッグによる健康影響の未然防止を図りました。	引き続き光化学スモッグ注意報等発令時において、市民へ周知をしていきます。	環境共生課
主要河川である鶴見川、境川、恩田川の河川調査の実施と結果の公表	主要河川の水質調査を月1回実施し、ホームページ等で調査結果を公表しました。 河川の水質の汚濁の状況を把握できました。	引き続き河川調査の実施と結果の公表を実施していきます。	環境共生課
主要幹線道路における自動車騒音調査の実施と結果の公表	主要幹線道路における自動車騒音調査を実施し、ホームページ等で公表しました。 各測定項目において、全ての地点で環境基準および要請限度を下回っていることを確認できました。	引き続き自動車騒音調査の実施と結果の公表を実施していきます。	環境共生課

河川へ放流する下水処理水の水質向上を図ります

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
下水処理水の水質向上	成瀬クリーンセンター、鶴見川クリーンセンターの高度処理施設について、適切な運転管理を行いました。 窒素含有量とりん含有量について低い値に保つことができました。	今後の施設改修に合わせて高度処理施設の導入を進め、高度処理化率を向上させていきます。	水再生センター

施策の取組状況

1
2
3
4
5 資料編

施策[1] 誰もが快適に安心して暮らせる環境を守ります

施策の取組状況

悪臭の発生防止に努めます			
取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
悪臭について、工場等を設置する事業者に対する事前指導及び、悪臭を発生させた事業者への指導	工場等の設置を行う事業者に対し、悪臭発生の未然防止の指導を行いました。 事業者への指導を行ったことで、悪臭発生の未然防止が図られました。	事業場の指導を引き続き行っていきます。	環境共生課
ごみ処理施設等における、臭気測定の実施及び設備の適正管理による臭気の発生抑制対策の実施	脱臭設備の点検・活性炭交換等、適正管理に努めました。また、脱臭装置排出口及び敷地境界で臭気測定を実施しました。 臭気測定の結果は問題ありませんでした。	脱臭設備の点検及び活性炭交換等を実施するとともに、臭気の確認及び外部機関による臭気測定を実施し、引き続き臭気の発生抑制に努めます。	循環型施設管理課
有害化学物質*等の適正管理・処理の指導を進めます			
取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
有害化学物質の適正管理の指導	有害化学物質を取り扱う事業者に対して、指導を行うとともに、有害化学物質の使用・管理状況の把握を行いました。 有害化学物質の使用量を把握できました。	引き続き、事業者に対して、化学物質の使用量報告を指導します。	環境共生課
既存建物の解体時におけるアスベストの事前調査・届出・適正処理の指導	解体等工事の事業者に対し、法令に基づいた適切な指導・監督をしました。 適切な事前調査及び届出について指導することで、解体等工事による大気中への石綿の飛散防止が図られました。	引き続き法令に基づいた適切な指導・監督を行います。	環境共生課
	建設リサイクル法に基づく届出における調査・関係法令の手続きにかかる確認・指導をしました。環境共生課と協力しながら、現場での適正処理の確認をしました。 リサイクル法の届出について、疑義があるものは環境共生課へ報告し、協力をしながら、現場調査を行い、適正処理するよう指導しています。	建設リサイクル法に基づく届出の電子申請やアスベスト(石綿)含有建築物解体等工事に係る届出の周知をします。	建築開発審査課

施策[1] 誰もが快適に安心して暮らせる環境を守ります

その他の問題の対策を考え、安心して快適な環境の実現を図ります

取組内容	2023年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
中高層建築物を建設する事業者に対する放送電波障害の事前調査の指導	中高層建築物等計画の事前協議において、対象事業者に対し、テレビの受信障害調査を実施しその報告書を提出するよう指導しました。 対象事業者に対し、テレビの受信障害調査に関する周知が図られました。	引き続き、事業者に対して、テレビの受信障害調査の実施を指導します。	環境共生課
屋外照明を設置する事業者に対する光害未然防止の啓発	中高層建築物等計画の事前協議において、必要に応じて事業者に対し光害防止対策を講ずるよう指導しました。 対象事業者に対し、周辺への光害防止対策に関する周知が図られました。	現在の取組を引き続き行っていきます。	環境共生課
近隣騒音などのトラブル防止のためのマナー啓発	ホームページ等を通じトラブル発生防止の啓発を随時行いました。啓発活動の継続により、相談者および発生者双方の一定の理解を得ることができました。	現在の取組を引き続き行っていきます。	環境共生課
市民の生活環境の保全のための空家対策の推進	空家所有者だけでなく、自家所有者やその家族に向けて啓発のセミナーを開催しました(住宅課主催セミナー1回、共催・協力セミナー2回開催)。市主催セミナー50名(関係者含む)、共催セミナー68名の参加がありました。	長く空家状態を放置しないため、空家になる前に対策を取ってもらえるような啓発活動が続けていきます。	住宅課

施策[2] 美しく快適なまちを維持します

施策の取組状況

愛着のある景観づくりを進めます			
取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
公共事業における景観アドバイザーの活用推進	「町田市公共事業景観形成指針」に基づき、道路や公園等の公共事業に関する景観協議を行いました。 28件の景観協議を行い、地域特性や周辺環境に配慮した施設整備につなげることができました。	より実効性を高めるため、構想段階から景観協議を実施できるよう、運用改善に努めます。	地区街づくり課
屋外広告物を含めた景観づくりの推進	「町田市屋外広告物ガイドライン(景観編)」に基づき、建築物等と一体的に屋外広告物の景観誘導を図るため、事前相談を通じて、配慮事項を伝えました。 事前相談のあった32件のうち、8件について、大きさや色彩などの配慮事項を反映していただきました。	屋外広告物と建築物の一体的な景観誘導に取り組むため、町田市屋外広告物条例制定と、町田市景観条例の改正を行いました。 2024年10月から条例に基づく事前協議の運用を開始しました。	地区街づくり課
景観づくりセミナーの実施	景観づくりに関する市民向け講演会「パブリックライフが生み出す景観づくり」、職員向け講演会「まちの魅力アップにつながる公共サインの作り方」を開催しました。 市民向け講演会50名、職員向け講演会68名の参加があり、景観づくりの考え方の周知を図りました。	セミナーや講演会などを継続的に開催し、景観意識の向上を目指します。	地区街づくり課

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5 資料編

施策[2] 美しく快適なまちを維持します

快適な道路環境づくりを進めます

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
市内各駅における放置自転車対策の実施	放置自転車が多い場所や時間帯を中心に撤去等を行いました。小中学生対象に「放置自転車防止啓発ポスター」を募集し、応募作品を駅前に掲示・チラシを配布するなど放置自転車防止の啓発に努めました。町田駅周辺駐輪場MAPを作成しました。放置自転車の数が2022年度から6.3%減少しました。	あらゆる時間帯での放置自転車の撤去等の対策に加え、効果的な放置防止に関する啓発方法を検討します。	道路管理課
学校や地域での自転車や二輪車のマナー啓発	市立小学校全42校の3年生を対象に、自転車の交通ルールやマナーを学習する小学校自転車教室を実施しました。 市立中学校7校の生徒を対象に、スタントマンを活用したスケアードストレイト方式（恐怖を直視する体験型教育手法）による中学校自転車教室を実施しました。 都立高校や子どもセンター、商業施設等において、交通ルールやマナーに関する啓発活動を実施しました。 【主な啓発人数】 小学校自転車教室：3,301人 中学校自転車教室：3,607人 商業施設等での啓発活動：3,341人	若年層の自転車の事故が目立っているため、中高生に重点を置いて啓発を実施していきます。	市民生活安全課
都市計画道路、市街地道路での無電柱化工事の実施	<町田623号線(消防署前)> 電線共同溝及び道路改良工事を実施しました。 鎌倉街道から消防署に向かって約280mの区間の歩道を拡幅し、電線共同溝を整備したことや、町田835号線の電線共同溝の整備を進めました。	2024年度も引き続き町田623号線の整備を進めることや、町田835号線の電線共同溝工事を進めます。	道路整備課
市民ボランティア団体による道路の美化活動の推進	「アダプト・ア・ロード」の活動を行う新規団体の登録、活動支援を行いました。 新規に9団体が登録し、道路の美化活動を行っています。清掃イベントを行うことで、市民に道路愛護について啓発するとともに、道路の美化を保つことができました。 庁内各課と連携し、道路愛護運動「みちピカ町田」のPR活動を14回実施し、うち6回は清掃イベントを実施しました。	新規団体の登録・活動支援、既存団体の活動PRを行っています。また、道路に愛着を持ち、市民ボランティア団体が増えるように、道路愛護運動「みちピカ町田」をPRする活動を行います。	道路管理課

施策の取組状況

1
2
3
4
5 資料編

施策[2] 美しく快適なまちを維持します

ごみの不法投棄、ポイ捨ての防止に努めます

取組内容	2023年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
ごみゼロデーの周知と地域美化活動の促進	町内会掲示板に5月30日はごみゼロデーであるポスターを掲示していただくとともに、民間事業者の街頭モニターや町田市メール配信サービスなどによるごみゼロデーの周知を行いました。 また、町田・鶴川・成瀬・多摩境・南町田グランベリーパーク駅周辺で、地域の町内会や事業者等と協働して美化キャンペーンを実施しました。美化キャンペーンでは町内会や事業者など合計で約240人に参加いただき、まちの美化への意識を高めることができました。	今後もより幅広い方に街の美化意識をもってもらえるよう啓発活動について検討する必要があります。	環境共生課
美化推進重点区域(あきかん、吸い殻等のポイ捨て防止区域)の指定及び運用	区域指定をしている町田・鶴川・成瀬・多摩境・南町田グランベリーパーク駅周辺で、区域内清掃とポイ捨て防止の巡回や啓発活動をしました。 巡回等周知啓発活動を引き続き行う等、美しく快適なまちの維持に貢献しました。	現在の取組を引き続き行っています。	環境共生課
道路等喫煙禁止区域(路上喫煙禁止区域、喫煙スポット)の指定及び運用	区域指定をしている町田・鶴川・成瀬・多摩境・南町田グランベリーパーク駅周辺で、区域内清掃とポイ捨て防止の巡回や啓発活動をしました。 巡回等周知啓発活動を引き続き行う等、美しく快適なまちの維持に貢献しました。	現在の取組を引き続き行っています。	環境共生課
あき地の所有者への雑草除去指導	あき地の状況を確認し、管理不全のあき地所有者に雑草除去の依頼をしました。 あき地の雑草が除去されて清潔な生活環境を保持したことにより、美しく快適なまちの維持に貢献できました。	高齢化等に伴い適切な管理が困難になったあき地の所有者等に対する、除草等への働きかけ方を検討する必要があります。	環境共生課
不法投棄監視カメラの有効利用及び、パトロールによる再発防止対策の実施	パトロールの実施。(昼間150回・夜間48回) 継続的に不法投棄多発地域のパトロールを行いました。また、夜間パトロールは青色回転灯装着車を使用し、防犯も兼ねたパトロールを行い抑止を図りました。	昼間、夜間のパトロールのコースの見直しを行い、不法投棄の防止、抑止を図ります。	ごみ収集課

基本目標 5
環境について、みんなで学び、協働を進めるまち

基本目標	施策
5 環境について、みんなで 学び、協働を進めるまち	[1] さまざまなエコ市民の育成と協働のネットワーク構築を進めます
	[2] 誰にとってもわかりやすい環境情報を発信します

施策[1] さまざまなエコ市民の育成と協働のネットワーク構築を進めます

環境に配慮した市民・事業者を認定する制度を運用します

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
「わたしのエコ宣言」による家庭での取組支援	市のホームページ、環境広報紙「ECOまちだ」等で制度の周知を図りました。2023年度から町田市バイオエネルギーセンターの見学者への参加も追加しました。 市内の関連イベント出展等を通じて、3,540名の宣言がありました。CO ₂ 換算で652,408kgの削減効果がありました。 2022年度と比べて、参加者が約3倍に増加しました。 (2022年度:1,128名 CO ₂ 換算で209,150.5kg)	取組を継続します。	環境政策課
まちだエコ宣言制度の推進	2023年度は4事業者が新規で登録し、合計で113事業者がエコ宣言事業者として登録されました。 環境に配慮した取組を実施している事業者を認定する制度を運用することで、環境配慮行動を促しました。	取組を継続します。	環境政策課
まちだ3R賞の推進	2023年度は9事業所へ賞状を贈呈しました。2022年度受賞事業所の情報を広報等で周知しました。 2022年度受賞事業所のイベントへの出展など、受賞事業所がインセンティブと感じられる取組を実施しました。 2022年度の申請件数は4事業所でしたが、2023年度は9事業所に増えました。	取組を継続します。	環境政策課

施策[1] さまざまなエコ市民の育成と協働のネットワーク構築を進めます

環境保全活動の担い手育成制度によるエコ市民の育成、活用を図ります

取組内容	2023年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
ごみ減量サポーターの 地域活動支援	222名に委嘱し、施設見学や講習会を実施しました。また、ごみ減量や分別の啓発パンフレットやチラシを配布し、地域での啓発活動の支援を行いました。町内会・自治会に対しチラシなどの回覧や掲示板の利用による啓発を、多くのサポーターが実施し、広く周知していただきました。	取組を継続します。	環境政策課
環境保全活動団体や環境保全に取り組む市民への支援の検討、実施	地域資源回収実施団体へ奨励金や地域リサイクル広場の実施団体へ活動支援を行いました。新規に地域リサイクル広場の実施を希望する団体へ、体験実施を行いました。 ごみの減量・資源化の意識向上を図ることができました。	地域資源回収実施団体は年々減少しています。ごみ減量サポーターやごみ情報誌などでPRしていきます。	環境政策課

施策[1] さまざまなエコ市民の育成と協働のネットワーク構築を進めます

市民の環境学習や環境保全活動に参加する機会の充実を図ります

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
環境に関する学習機会の提供	消費者の視点でCO ₂ 削減、ごみ等に関する身近なテーマを取り上げ、消費生活展での展示・発表したほか、学習会等を行いました。 参加者に地球環境に関する知識を得てもらうとともに、地球環境について考えてもらうきっかけにすることができました。	引き続き消費者の視点で、より多くの方に参加していただけるよう、魅力ある学習会等を開催します。	市民協働推進課
	環境資源部主催のまちだ ECO to フェスタ(2024年3月3日)では、地球環境保全、次世代エネルギー推進、生物多様性保全、廃棄物対策など環境全般に渡る普及啓発のブース、ミニイベントを実施しました。環境問題全般について、約4,000人の来場者の認知や関心を高めることができました。 「ごみと環境の出前講座」を、町内会・自治会などで9回実施しました。また、市内のイベントに出展し26回3R講座を実施しました。ごみを減らすための3Rについて、理解を深めていただきました。	年度ごとに規模や開催手法を工夫しながら、環境資源部主催のイベントの取組を継続します。 3Rに関する取組を継続します。	環境政策課
	市民大学HATS環境講座の中で、市内の環境保全団体と連携した講座を計4回実施しました。(団体名:まちだ結の里、七国山自然を考える会、わんどの会) 環境保全団体の活動に直接触れることで、その取り組みについて受講生に興味を持っていただき、活動への参加を促進しました。	環境保護等の活動に理解を深め、団体等への参加等といった活動につながっていく必要があります。	生涯学習センター
生物多様性に関わる多様な主体の交流の場づくり 【再掲】	「生きもの共生フォーラム」の開催にあたり、生物多様性に関わる環境保全団体に声掛けを行うなど、交流の場づくりを行いました。 また、ホームページ等で環境保全団体の生物多様性保全に関わる活動を紹介しました。 環境保全団体に交流の場を提供しました。また、市のホームページを活用することで、市民に生物多様性保全に関わる活動を周知することができました。	環境保全団体の高齢化が進んでいるため、活動を継続するためにも、若い世代が興味を持つような周知啓発が必要です。	環境共生課

施策の取組状況

1
2
3
4
5 資料編

施策[1] さまざまなエコ市民の育成と協働のネットワーク構築を進めます

次世代を担う子どもの環境教育を進めます

取組内容	2023年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
各教科等における指導、環境学習、農業体験、自然体験の実施	学校林業体験や雑木林を利用した植物・野鳥の観察、地域の環境保全など、生物と環境の関わり学習を行いました。 学校林や樹木を利用した生活科や総合的な学習の時間を計画し、植物や動物との共生の必要性を実感することができました。	環境教育を教科横断的な視点で計画していくことが課題です。そのために、各教科や総合的な学習の時間に環境についての項目を位置づけ、意図的に取り組める教育活動を計画します。	指導課
ボランティアコーディネーター等を活用した環境教育の実施	地域の方々の協力を得ながら、委員会活動や生徒会活動等でごみの分別やリサイクルなどのエコ活動を行いました。また各教科等における学習などでもボランティアコーディネーターを活用しました。 次世代を担う子どもたちの将来を鑑み、環境保全を意識したごみの分別やリサイクルなどのエコ活動の積極的な推進を図ることができました。	環境教育をより充実させるために地域のボランティア人材の積極的な活用が課題です。そのために学校運営協議会やボランティアコーディネーターと連携し、学校人材バンクを設立します。地域人材から町田の環境講話等を実施し、児童生徒にとって環境保全の大切さを理解してもらえるようにします。	指導課
出前講座を活用した児童・生徒、保護者への環境教育の実施	水素エネルギー、燃料電池に関する出前授業を小学校2校に実施しました(12月)。水素エネルギー、燃料電池について、2校の5年生190人の認知や関心を高めることができました。 「ごみと環境の出前講座」を、小学校で35回、学童保育で6回、中学校1回、高校3回実施しました。中学校、高校で実施し、ごみを減らすための3Rについて、理解を深めていただきました。	対象人数を増やすために、開催方法の改善を検討しながら、取組を継続します。 3Rに関する環境教育の取組を継続します。	環境政策課
山崎高等学校「総合的な探究の時間」の参加	東京都立山崎高等学校が実施する「総合的な探究の時間」に市職員が支援員として参加し、市の環境施策をテーマとしたフィールドワーク等を生徒に行ってもらいました。 市の環境施策を生徒が主体的に考えることで、環境問題に関する関心を深めることができました。	引き続き、山崎高等学校と連携し、取組を継続していきます。	環境政策課

施策[1] さまざまなエコ市民の育成と協働のネットワーク構築を進めます

事業者の環境配慮への取組や環境保全活動を支援します

取組内容	2023年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
事業者の環境保全活動の支援	エコ宣言事業者に対し、国・都・市の環境配慮行動に関する制度等をメールマガジンで周知することで、事業者の環境保全活動の支援を行いました。事業者の環境保全活動に関する認知が進みました。 排出事業者、収集運搬許可業者向け講習会、事業系一般廃棄物講習会などを実施しました。 また、保健所主催の食品衛生講習会において、事業系ごみの適正排出の説明を行いました。廃棄物の処理・再利用計画・収集運搬・災害廃棄物処理等について、参加事業者の理解を得ることができました。	取組を継続します。	環境政策課

大学等との連携を進め、環境学習の機会を創出します

取組内容	2023年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
相模原・町田大学地域コンソーシアム*や各大学と環境学習に関する取組を連携・協働して行うための仕組みづくり	学生活動報告会「ガクマチEXPO」における環境問題に取り組む団体紹介を行いました。 学生の日ごろの地域活動を報告するイベントにおいて、環境問題に取り組む学生団体(3団体)の取組内容をPRするブースを設けました。	大学生との連携は、毎年学生が入れ替わっていくため、継続的な働きかけが必要です。	生涯学習センター
東京都ECO-TOPプログラム*インターンシップの受け入れ	東京都ECO-TOPプログラムに基づき、夏期及び冬期インターンシップに桜美林大学と東京薬科大学の実習生を受け入れました。 実習生を通じて環境学習の機会を創出しました。	取組を継続します。	環境政策課

施策[2] 誰にとってもわかりやすい環境情報を発信します

市民・事業者に向けて環境に関する情報を積極的に発信します(1/2)

取組内容	2023年度の実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
環境に関する情報の発信	ハスのんのSNSで、環境に関する情報発信を行いました。(X(旧Twitter)119回、Instagram117回)。エコ宣言事業者に対し、国・都・市の環境配慮行動に関する制度等をメールマガジンで周知することで、事業者の環境保全活動の支援を行いました。ECOまちだのメール・LINE配信をはじめ、情報発信の輪を広げました。(メール登録者302人、LINE登録者数323人)ハスのんのSNSのフォロワー数が増加しました(X(旧Twitter)657人、Instagram827人)。事業者の環境保全活動に関する認知が進みました。 ごみの減量や資源化などのSNS(454回)、動画配信(10回)、ごみ分別アプリ(27回)ごみ情報誌(2回)などによる配信を行いました。多くの情報発信を実施したことで、様々な世代の方に情報提供ができました。	取組を継続します。	環境政策課
環境に関する出版物を充実させて提供、環境をテーマにした特集コーナーを随時設置	環境に関する出版物の収集に努め、2023年度受入合計は148冊で、2023年度末の合計は6,401冊となりました。鶴川駅前図書館は、里山や身近な自然に関する資料をまとめた書架「みどりのコーナー」を、中央図書館では、児童コーナーに「小さな自然」と題したコーナーを常設しています。 また、7月14日～8月9日まで、中央図書館にて、環境政策課とのコラボ特集「すてられちゃうたべもの ごみってよばないで特集」を行い、106冊の貸出がありました。	今後も特集コーナーにおいて、環境分野の特集の申込みがあれば、積極的に取り組んでいきます。	図書館

施策[2] 誰にとってもわかりやすい環境情報を発信します

市民・事業者に向けて環境に関する情報を積極的に発信します(2/2)

取組内容	2023年度の取組実績と効果、結果	課題・今後の展望	担当課
町田市の環境の状況・取組等を、環境白書・ホームページ等で公表	第3次町田市環境マスタープランに合った環境白書へ構成等をリニューアルし、2023年12月に「町田市環境白書2023」を作成し、ホームページで公表しました。 2022年度の市の環境の状況、取組等について、市民、事業者による情報が得られるようになりました。	取組を継続します。	環境政策課
市のイベントにおける環境配慮の取組推進	イベントに参加、出展し、子どもから大人まで伝わる内容で啓発を行いました。ごみを減らすための3Rについて、理解を深めていただきました。環境資源部主催のまちだECO to フェスタ(2024年3月3日)では、公共交通機関の利用を呼びかけるとともに、市庁舎と会場の間で水素バスを臨時運行しました(水素バスは125人の利用がありました)。 イベントに参加、出展し、子どもから大人まで伝わる内容で啓発を行いました。ごみを減らすための3Rについて、理解を深めていただきました。様々な世代の方にごみを減らすための3Rの取組を啓発できました。	取組を継続します。今後も、環境資源部主催のイベントでは、公共交通機関利用を促進するとともに、他部主催のイベントにおいても同様の促進ができるよう働きかけていきます。 参加者の多いイベントなどに出展し、効果的な取組を行います。	環境政策課

施策の取組状況

1
2
3
4
5 資料編

5.5 エコ(環境)に関する市民アンケート結果

- (1) 回答者の属性
- (2) 地球温暖化への対策や気候変動の影響について
- (3) 生物多様性や水とみどりについて
- (4) ごみの減量や資源化について
- (5) 生活環境について
- (6) 環境に配慮した行動や市の取組について
- (7) 町田市が実施している取組について

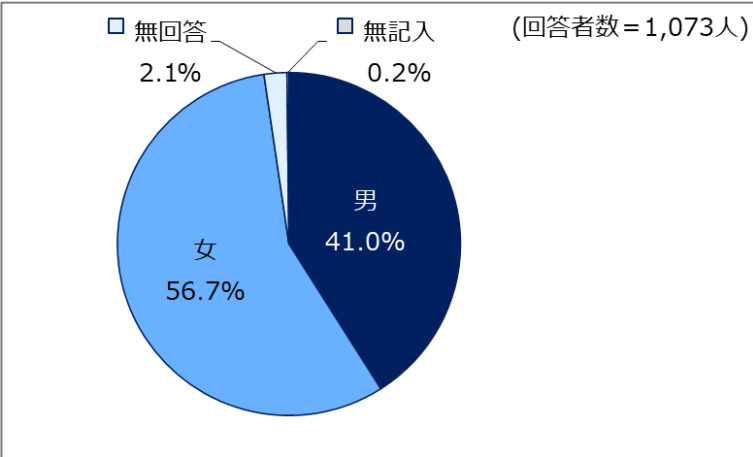
【調査の概要】

町田市民を対象に実施した環境に関するアンケート調査の結果です。

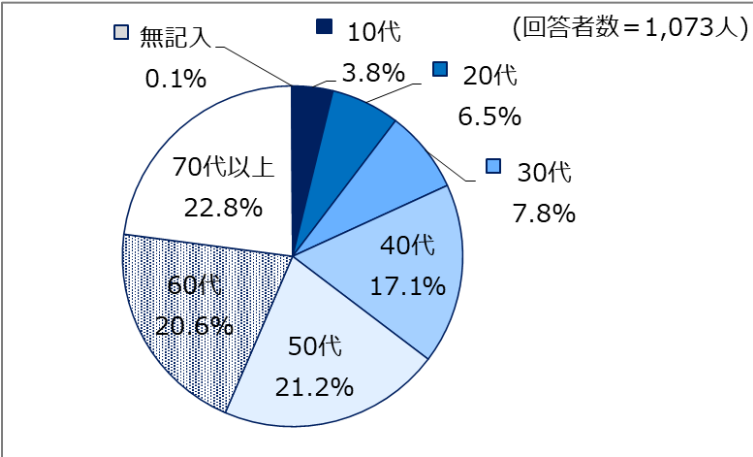
調査地域	町田市全域
調査対象	満15歳から80歳までの町田市在住者
調査方法	郵送による配布、郵送及びwebによる回収
抽出方法	住民基本台帳(2024年3月1日現在)より無作為抽出
配布数	3,000部
回収数	1,073部(うち、紙回答761部、web回答312部)
調査期間	35.8%(1,073/3,000)

(1)回答者の属性

◆性別



◆回答者の年代



(1)回答者の属性

◆回答者の居住地一覧(五十音順)

No.	町名	回答数
1	相原町	28
2	旭町	13
3	大蔵町	22
4	小川	36
5	小野路町	10
6	小山ヶ丘	28
7	小山田桜台	13
8	小山町	53
9	金井	31
10	金井ヶ丘	13
11	金井町	1
12	金森	31
13	金森東	13
14	上小山田町	10
15	木曽西	16
16	木曽東	30
17	木曽町	1
18	高ヶ坂	22
19	下小山田町	11

No.	町名	回答数
20	真光寺	11
21	真光寺町	1
22	函師町	16
23	忠生	10
24	玉川学園	45
25	つくし野	19
26	鶴川	35
27	鶴間	26
28	常盤町	10
29	中町	31
30	成瀬	27
31	成瀬が丘	15
32	成瀬台	14
33	西成瀬	15
34	根岸	7
35	根岸町	2
36	能ヶ谷	32
37	野津田町	33
38	原町田	41

No.	町名	回答数
39	東玉川学園	7
40	広袴	6
41	広袴町	1
42	藤の台1丁目、2丁目	7
43	藤の台3丁目	0
44	本町田	50
45	南大谷	26
46	南つくし野	16
47	南成瀬	24
48	南町田	29
49	三輪町	23
50	三輪緑山	13
51	森野	26
52	薬師台	7
53	矢部町	11
54	山崎	2
55	山崎町	39
-	無効回答	9
-	無記入	5
合計		1,073

※1 町名は、日本郵便株式会社の「郵便番号(町域名)」に従って整理。

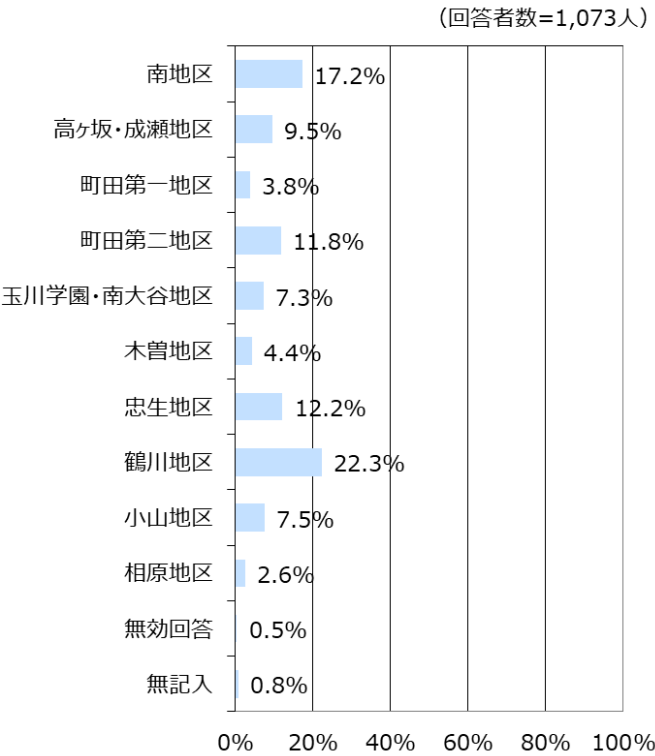
※2 無効回答は、郵便番号もしくは町名の記載間違いがあった回答者。

(1)回答者の属性

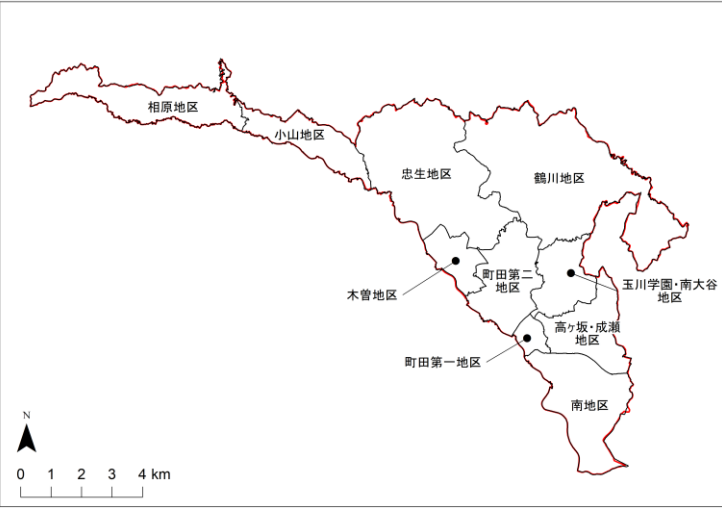
◆回答者の居住地域一覧

No.	地域	回答数
1	南地区	185
2	高ヶ坂・成瀬地区	102
3	町田第一地区	41
4	町田第二地区	127
5	玉川学園・南大谷地区	78
6	木曽地区	47
7	忠生地区	131
8	鶴川地区	239
9	小山地区	81
10	相原地区	28
-	無記入	9
-	無効回答	5
合計		1,073

10地区



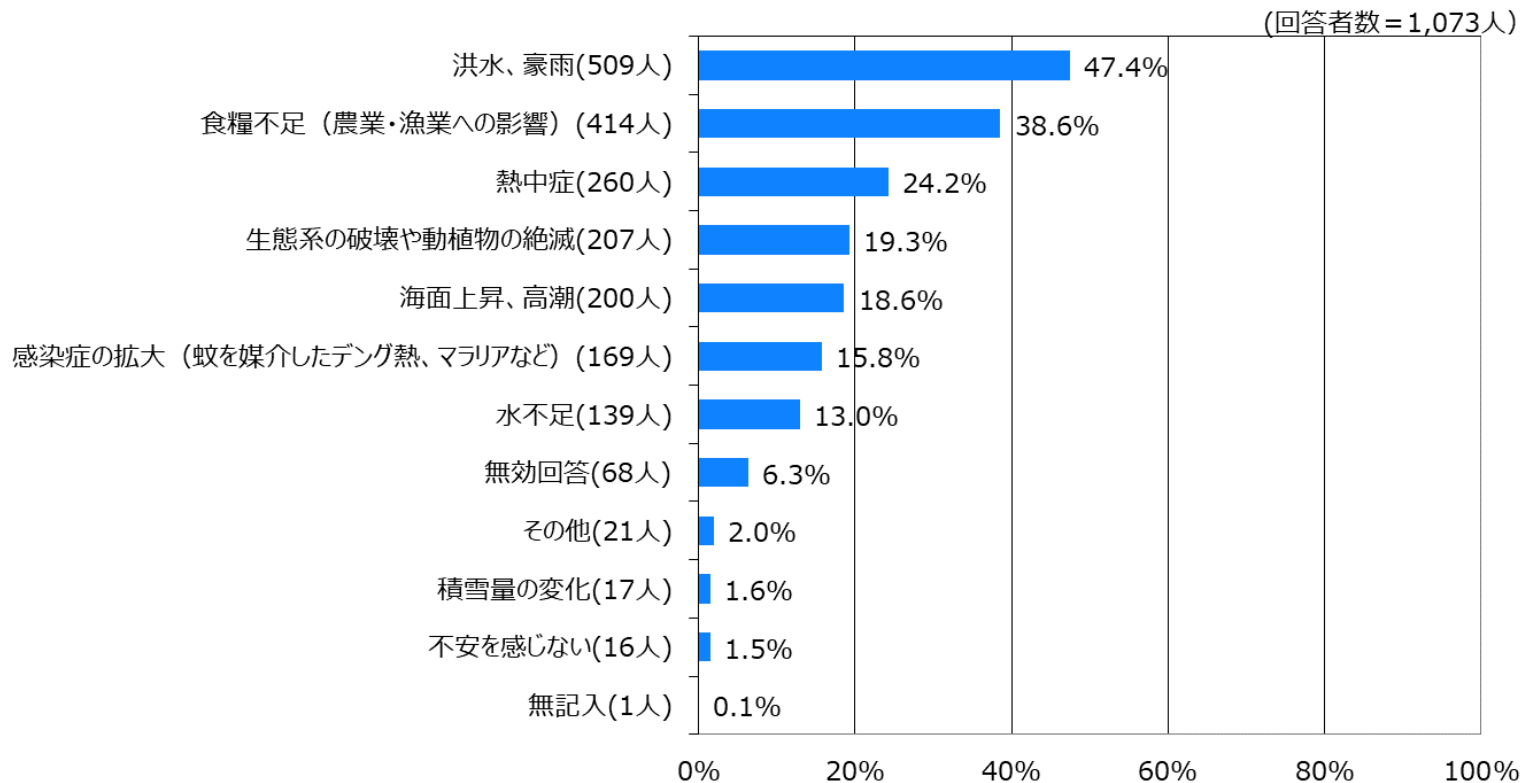
地区位置図



※1 地域は、町内会・自治会連合会の地区連合会のエリアを基本とした10地区に基づき整理。
※2 無効回答は、郵便番号もしくは町名の記載間違いがあった回答者。

(2) 地球温暖化への対策や気候変動の影響について

◆問1 地球温暖化の影響と考えられるもので、あなたが不安に感じることは何ですか(2つまで選択)。



【結果の整理】

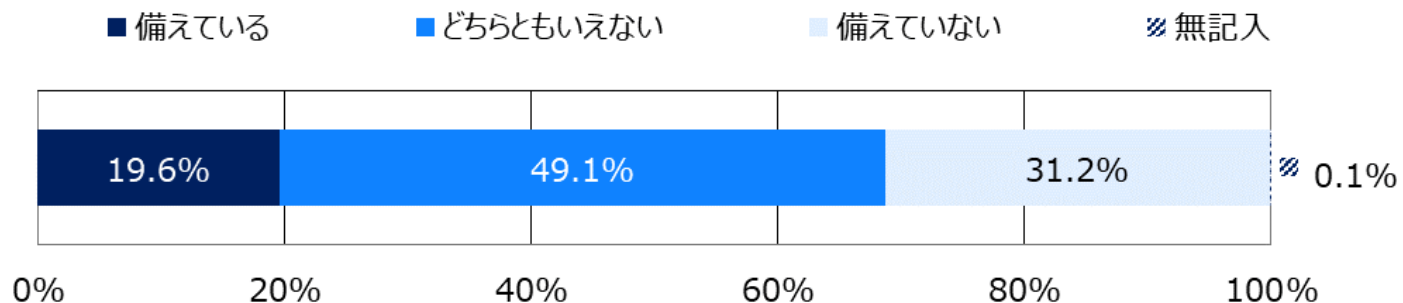
47.4%の市民が「洪水、豪雨」に不安を感じています。
次いで「食糧不足（農業・漁業への影響）」（38.6%）、「熱中症」（24.2%）が多く選ばれています。

※ 3つ以上の選択をした回答者は無効回答とした

(2) 地球温暖化への対策や気候変動の影響について

◆問2 あなたは、気候変動の影響(猛暑、集中豪雨や極端な気象現象、災害等)に備えていますか(1つ選択)。

(回答者数=1,073人)



【結果の整理】

19.6%の市民が気候変動の影響に「備えている」と答えています。一方、49.1%の市民が「どちらともいえない」、31.2%の市民が「備えていない」と答えています。

1

2

3

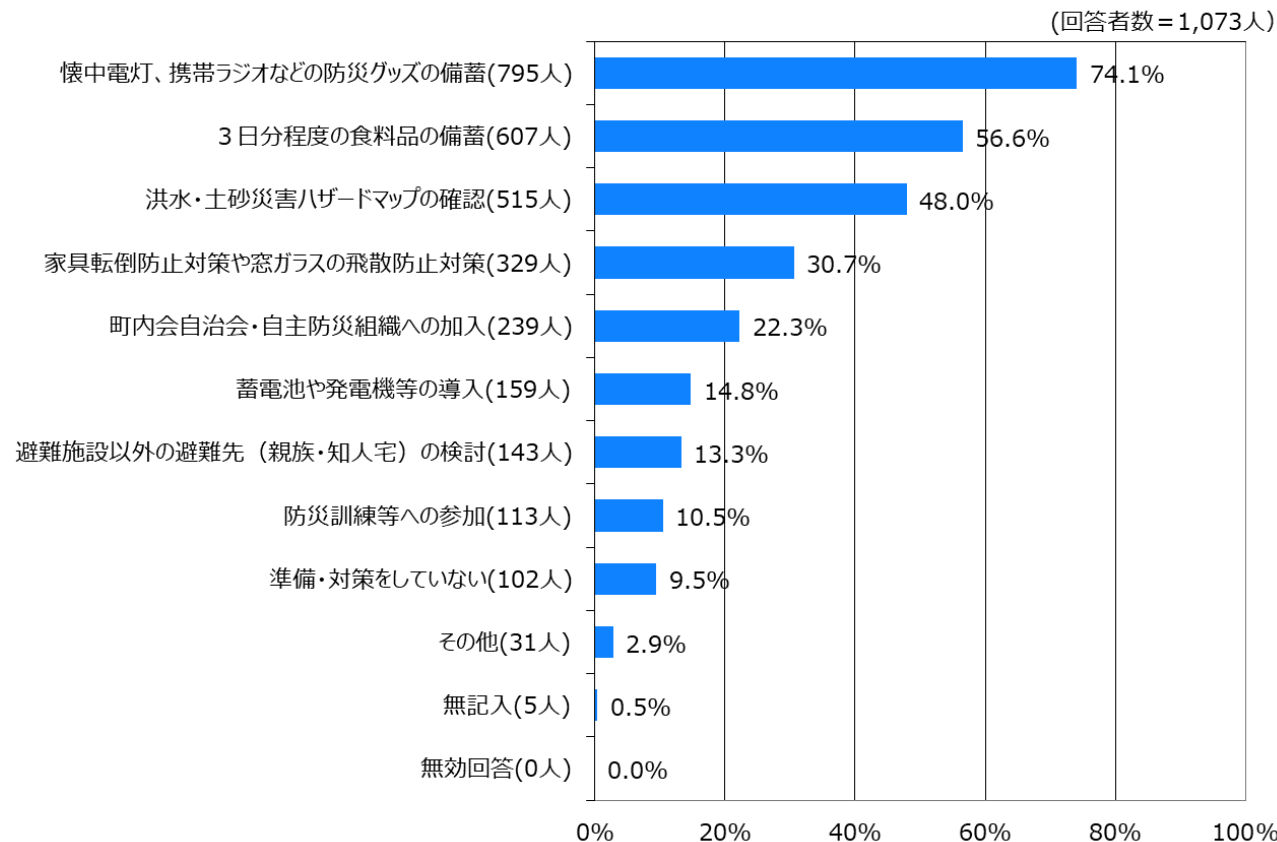
4

5

資料編

(2) 地球温暖化への対策や気候変動の影響について

◆問3 あなたは、災害等に備えるため、どのような準備・対策をしていますか(全て選択)。



【結果の整理】

74.1%の市民が「懐中電灯、携帯ラジオなどの防災グッズの備蓄」を選んでいました。

次いで「3日分程度の食料品の備蓄」(56.6%)、「洪水・土砂災害ハザードマップの確認」(48.0%)が多く選ばれています。

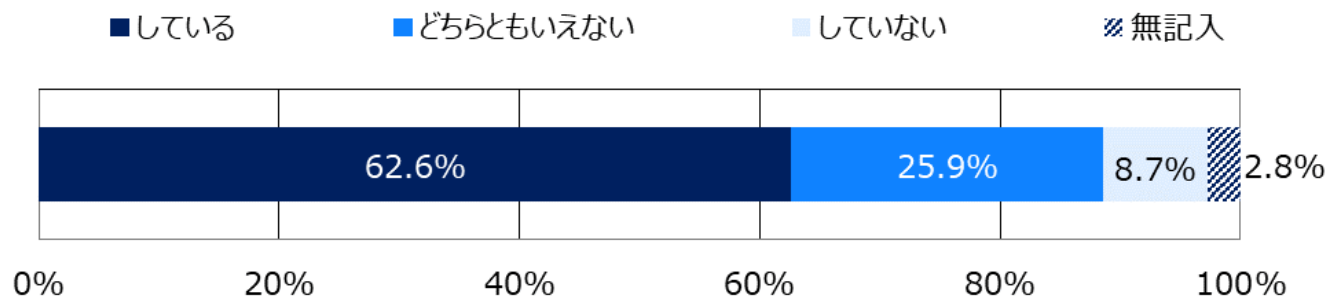
【主なその他意見】

防災グッズ、食料以外の備蓄(水・医薬品・携帯トイレ・キャンプ用品等)(16件)
 災害時インフラ確保(発電機代わりの電動車の購入等)(5件)
 日常における身近な行動・取組(災害時発生時の準備・連絡先整理等)(7件) など

(2) 地球温暖化への対策や気候変動の影響について

◆問4 あなたは、熱中症の予防や対策をしていますか(1つ選択)。

(回答者数 = 1,073人)



【結果の整理】

62.6%の市民が熱中症予防や対策を「している」と答えています。一方、「どちらともいえない」(25.9%)、「していない」(8.7%)と答えています。

1

2

3

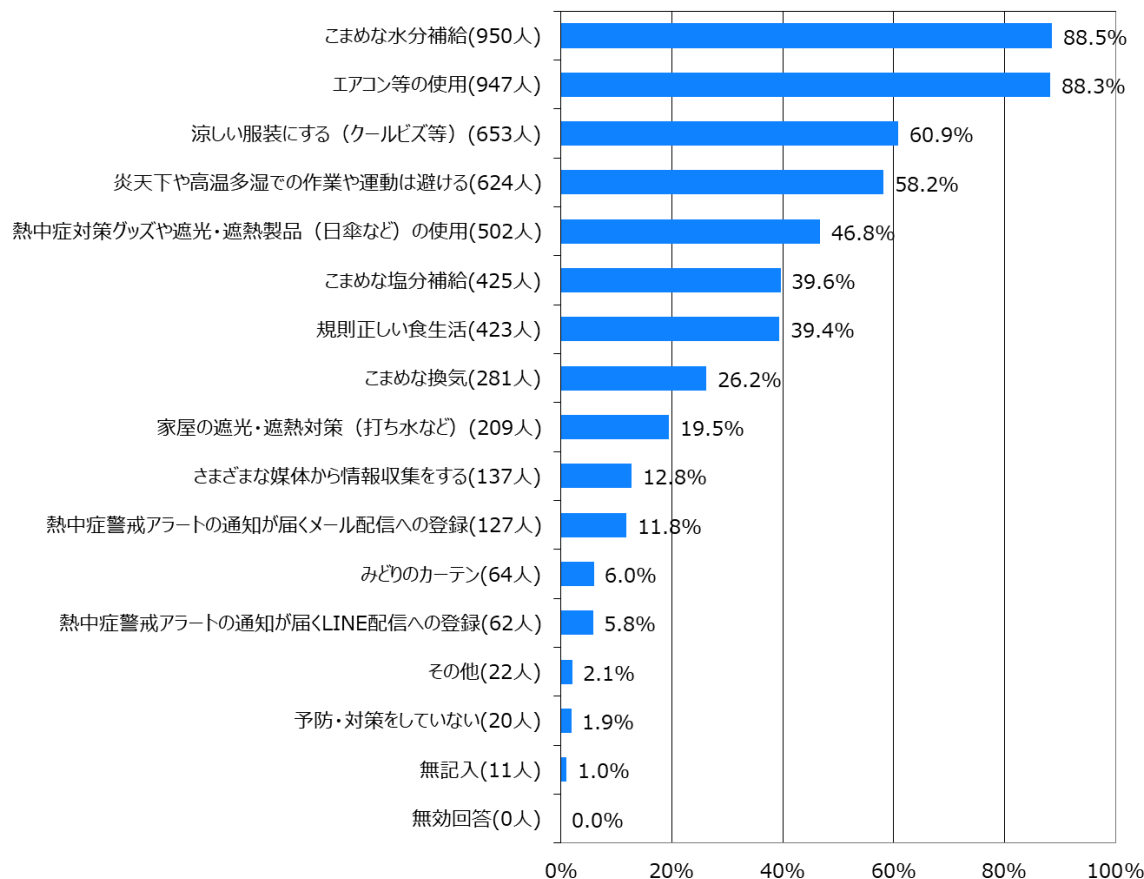
4

5
資料編

(2) 地球温暖化への対策や気候変動の影響について

◆問5 実際にあなたが行っている熱中症の予防や対策について(全て選択)。

(回答者数 = 1,073人)



【結果の整理】

・88.5%の市民が「こまめな水分補給」を実施していると答えています。次いで「エアコン等の使用」(88.3%)、「涼しい服装にする(クールビズ等)」(60.9%)、「炎天下や高温多湿での作業や運動は避ける」(58.2%)が多く選ばれています。

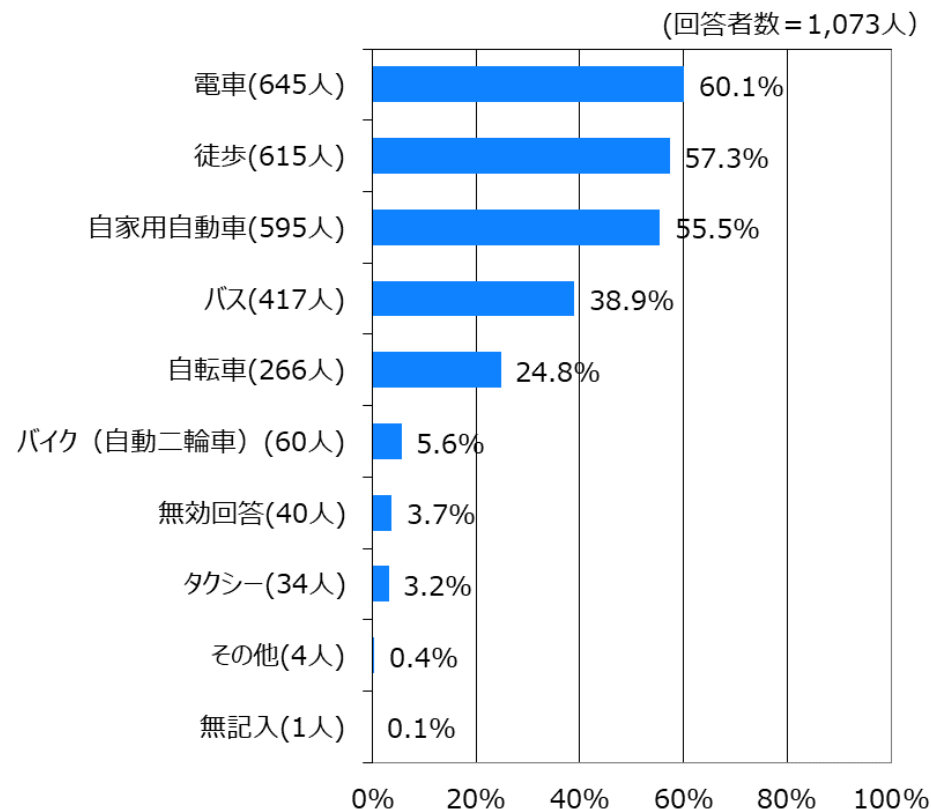
【主なその他意見】

・冷房グッズ(ファン付き作業服、保冷枕)や遮光・遮熱製品(日傘等)を使用(5件)
 ・家屋の遮光・遮熱対策(打ち水・日差し除けの植樹等)(2件)
 ・体調管理(適度な運動や水分補給等)(10件) など

5.5 エコ(環境)に関する市民アンケート結果

(2) 地球温暖化への対策や気候変動の影響について

◆問6 あなたが移動時の手段としてよく使うものについて(3つまで選択)。



【結果の整理】

60.1%の市民が「電車」と回答しています。次いで「徒歩」(57.3%)、「自家用自動車」(55.5%)、「バス」(38.9%)の順に高くなっています。

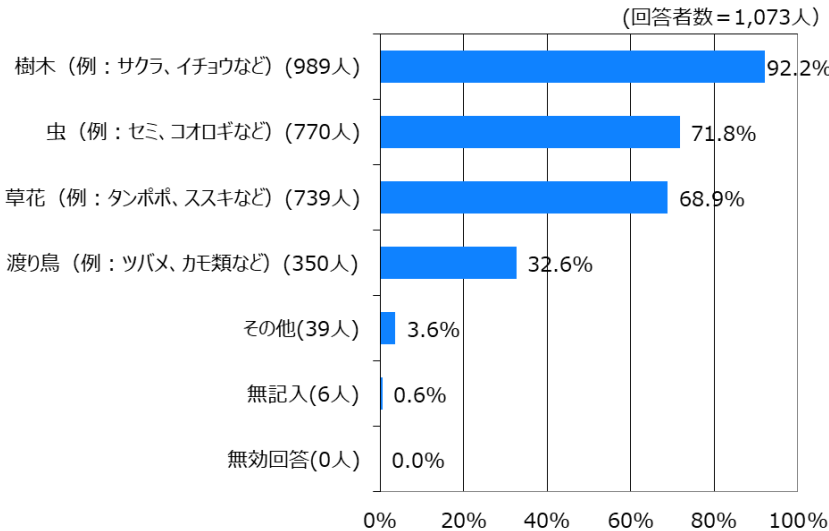
【主なその他意見】

・車椅子(1件) など
・レンタカー(1件)

※ 4つ以上の選択をした回答者は無効回答とした

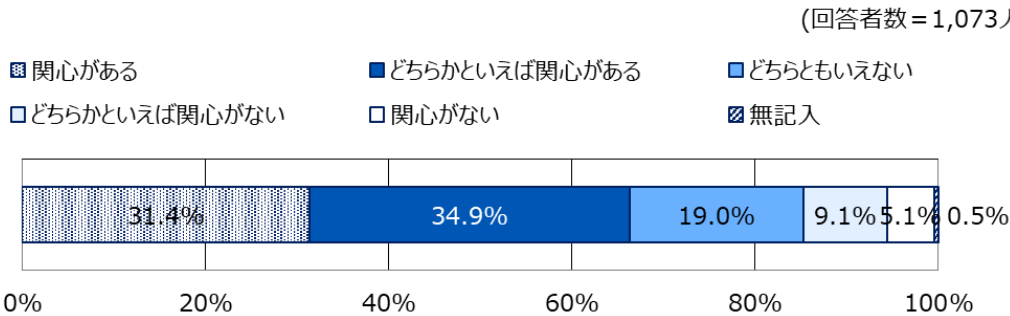
(3) 生物多様性や水とみどりについて

◆問7 町田市内で野生の生きものを見ることはありますか(全て選択)。



【結果の整理】
92.2%の市民が「樹木(例:サクラ、イチョウなど)」に季節を感じると答えています。次いで「虫(例:セミ、コオロギなど)」「草花(例:タンポポ、ススキなど)」(68.9%)が多く選ばれています。

◆問8 町田市内の生きもの(鳥、昆虫、植物等)に関心がありますか(1つ選択)。

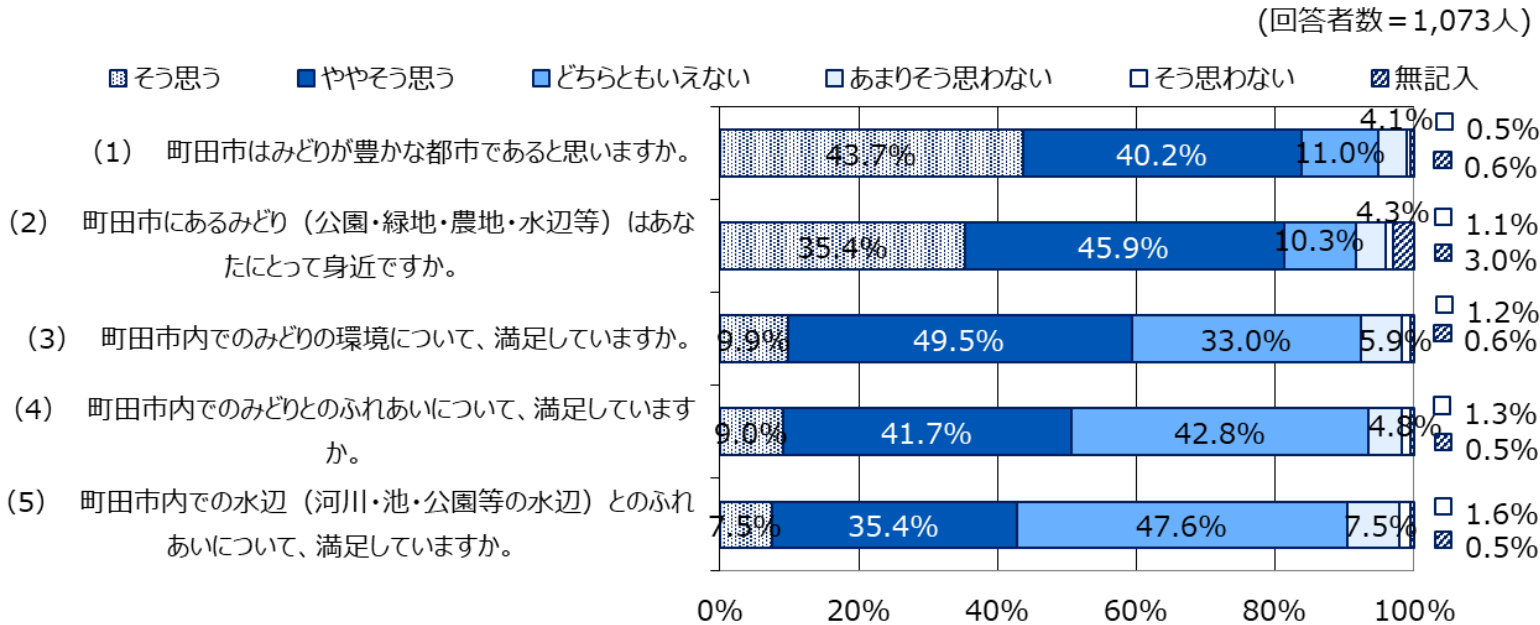


【結果の整理】
約66%の市民が生きものに「関心がある(31.4%)」「どちらかといえば関心がある(34.9%)」と答えています。一方、約15%の市民が「どちらかといえば関心がない(9.1%)」「関心がない(5.1%)」としています。

(3) 生物多様性や水とみどりについて

◆問9 ①～⑤にあげる町田市内のみどりや水辺の状況について、あなたの考えに近いものはどれですか(1つ選択)。

①町田市はみどりが豊かな都市であると思いますか。
②町田市にあるみどり(公園・緑地・農地・水辺等)はあなたにとって身近ですか。
③町田市内でのみどりの環境について、満足していますか。
④町田市内でのみどりとのふれあいについて、満足していますか。
⑤町田市内での水辺(河川・池・公園等の水辺)とのふれあいについて、満足していますか。

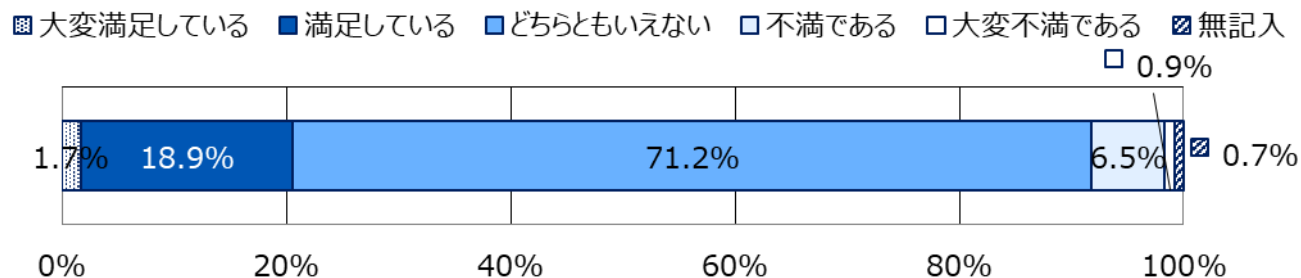


【結果の整理】
43.7%の市民が「(1)町田市はみどりが豊かな都市であると思いますか。」に対して「そう思う」と答えています。一方、「(5)町田市内での水辺(河川・池・公園等の水辺)とのふれあいについて、満足していますか。」に対して「そう思う」と答えた市民は7.5%に留まっています。

(3) 生物多様性や水とみどりについて

◆問10 町田市内での歴史や文化(史跡、古道、文化財など)とのふれあいについて満足していますか(1つ選択)。

(回答者数=1,073人)



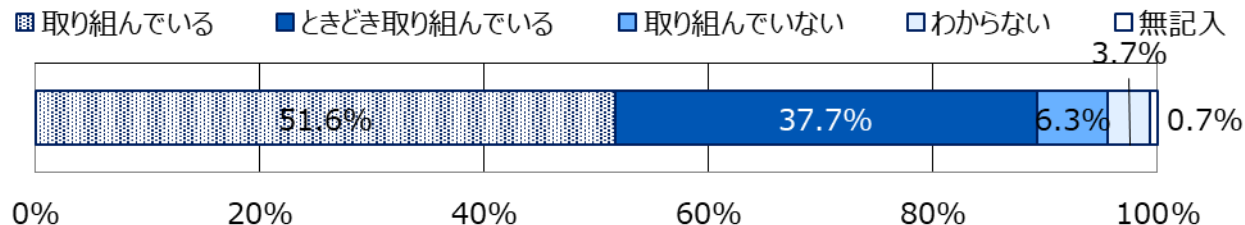
【結果の整理】

約21%の市民が歴史や文化(史跡、古道、文化財など)とのふれあいについて「大変満足している(1.7%)」「満足している(18.9%)」と答えています。

(4) ごみの減量や資源化について

◆問11-1 あなたは日頃からごみの減量に取り組んでいますか(1つ選択)。

(回答者数=1,073人)

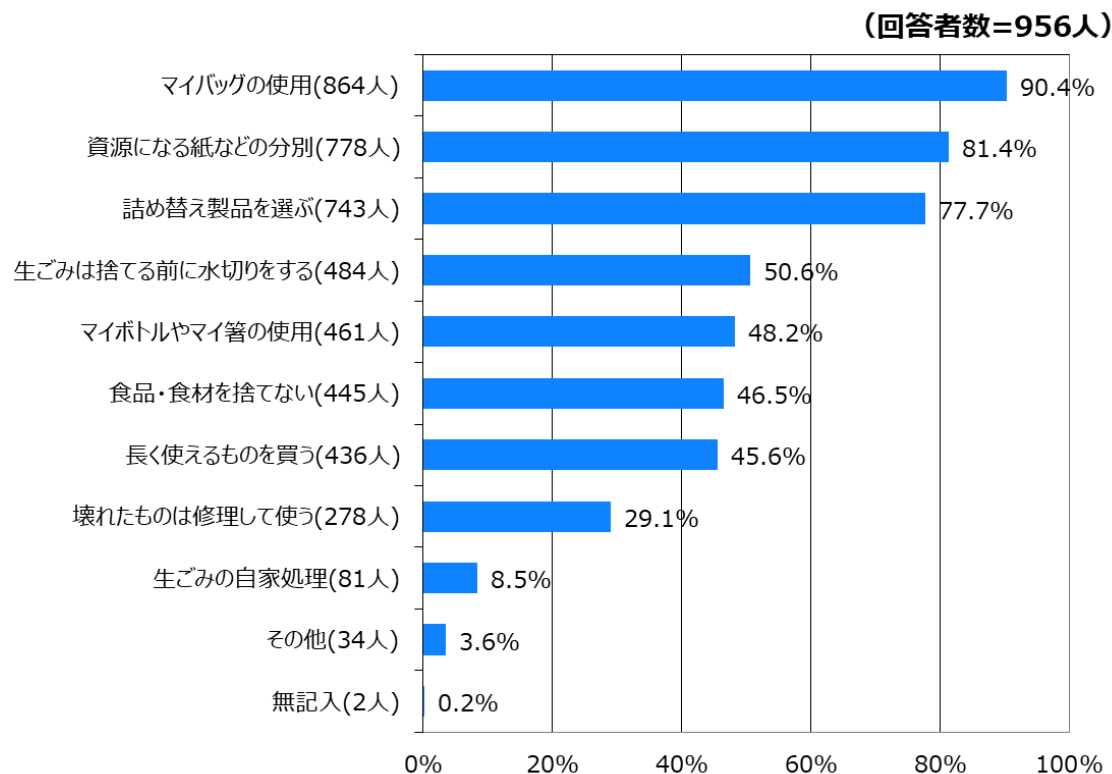


【結果の整理】

約89%の市民がごみの減量について「取り組んでいる(51.6%)」「ときどき取り組んでいる(37.7%)」と答えています。一方、6.3%の市民がごみの減量に「取り組んでいない」としています。

(4) ごみの減量や資源化について

◆問11-2 あなたがごみの減量のために行っている取組のうち、減量に有効だと感じていることを教えてください(全て選択)。



【結果の整理】

ごみの減量に取り組んでいる市民(「取り組んでいる」または「ときどき取り組んでいる」と回答した市民)のうち、90.4%がごみ減量には「マイバッグの使用」が有効と感じています。次いで「資源になる紙などの分別」(81.4%)、「詰め替え製品を選ぶ」(77.7%)が多く選ばれています。

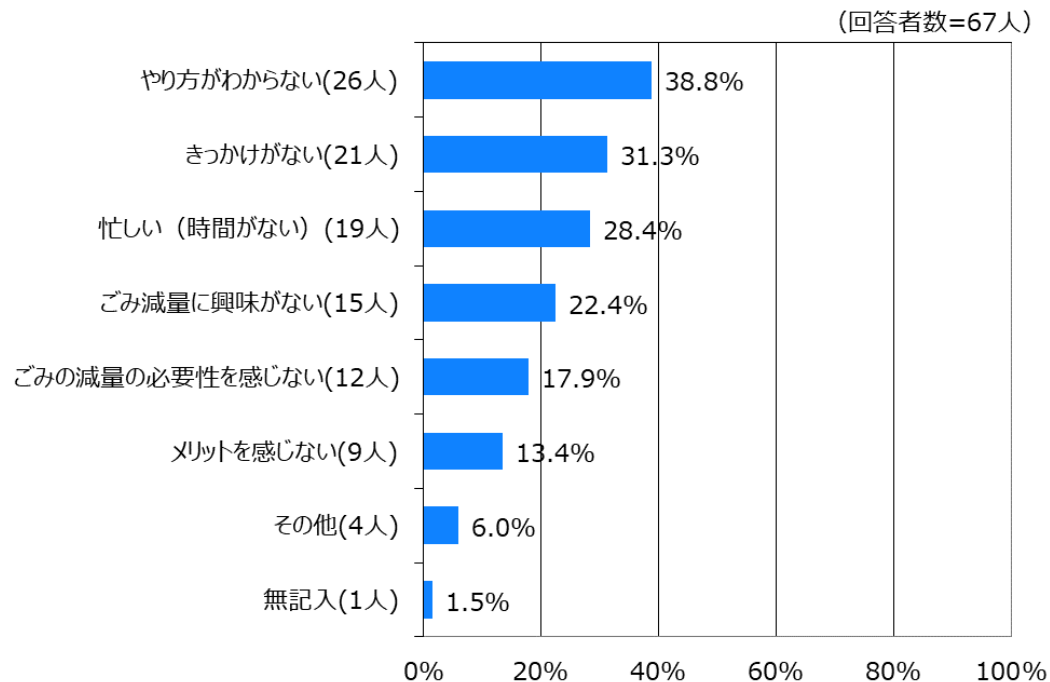
【主なその他意見】

- ・リユース、リサイクル等(13件)
- ・生ごみの肥料化(コンポスト)(3件)
- ・ごみの分別の徹底(5件)
- ・余計なものを買わない(8件) など

※問11-1でごみの減量に「取り組んでいる」、「ときどき取り組んでいる」を選択の方のみ回答。

(4) ごみの減量や資源化について

◆問11-3 あなたがごみの減量に取り組んでいない理由を教えてください(全て選択)。



【結果の整理】

ごみの減量に「取り組んでいない」を選択した方のうち、38.8%の市民が、取り組んでいない理由として「やり方がわからない」と答えています。次いで、「きっかけがない」(31.3%)、「忙しい(時間がない)」(28.4%)が選ばれています。

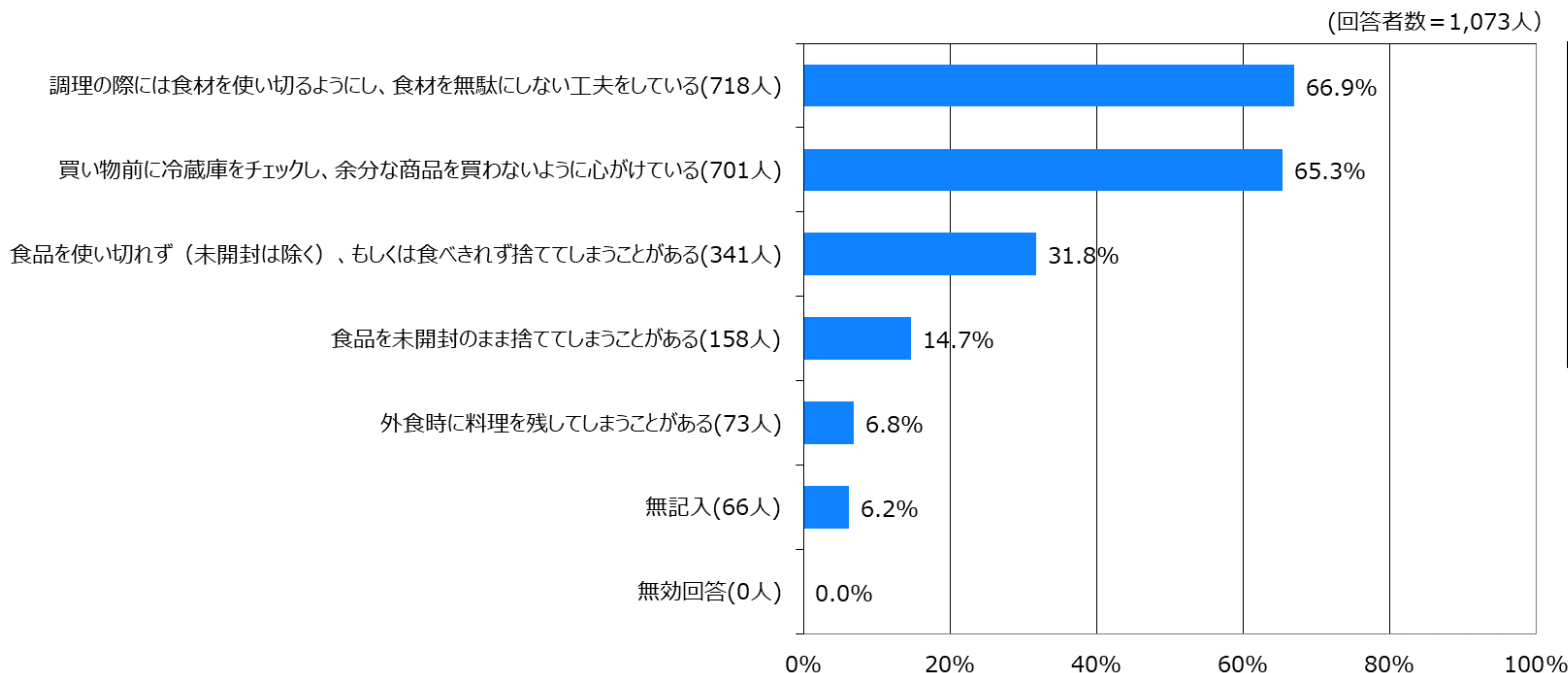
【主なその他意見】

- ・ごみの減量が面倒(1件)
- ・分別を徹底しているためこれ以上のごみ減量が難しい(1件)
- ・ごみの減量を意識していない(2件)

など ※(1)問11-1 でごみの減量に「取り組んでいない」を選択の方のみ回答。

(4) ごみの減量や資源化について

◆問12 食品とのかかわりについて教えてください(全て選択)。

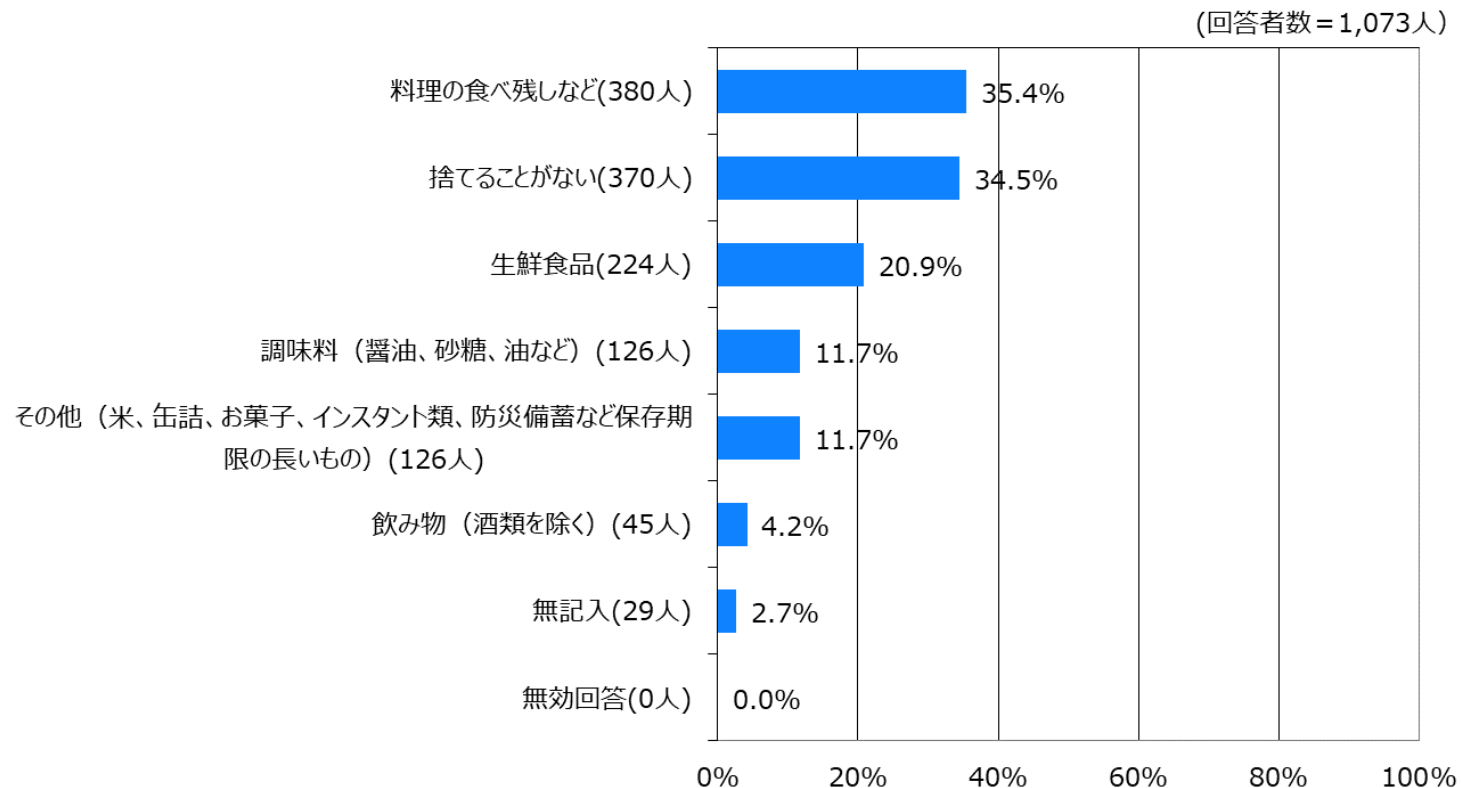


【結果の整理】

66.9%の市民が、「調理の際には食材を使い切るようにし、食材を無駄にしない工夫をしている」と答えています。次いで「買い物前に冷蔵庫をチェックし、余分な商品を買わないように心がけている」(65.3%)と答えています。

(4) ごみの減量や資源化について

◆問13 あなたが捨ててしまうことが多い食品は何ですか(全て選択)。



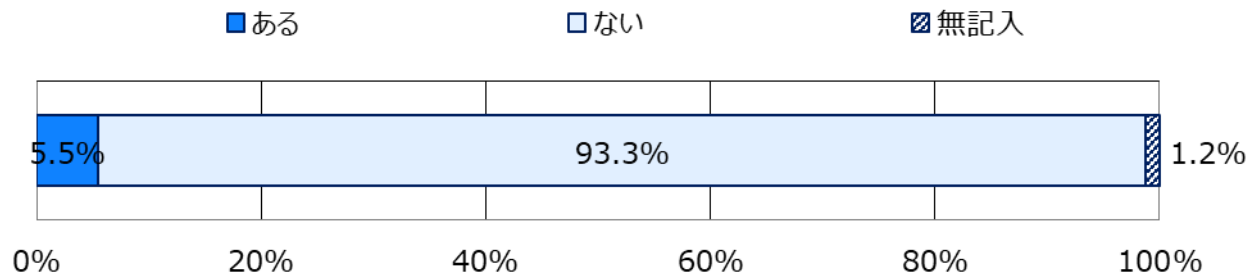
【結果の整理】

廃棄食品について、「料理の食べ残しなど」と答えた人が最も多く(35.4%)、次いで「捨てることがない」(34.5%)、「生鮮食品」(20.9%)となっています。

(4) ごみの減量や資源化について

◆問14-1 食品の寄付(フードドライブ)をしたことはありますか(1つ選択)。

(回答者数=1,073人)



【結果の整理】

93.3%の市民が、フードドライブをしたことが「ない」と答えています。フードドライブをしたことが「ある」と答えた市民は5.5%に留まっています。

1

2

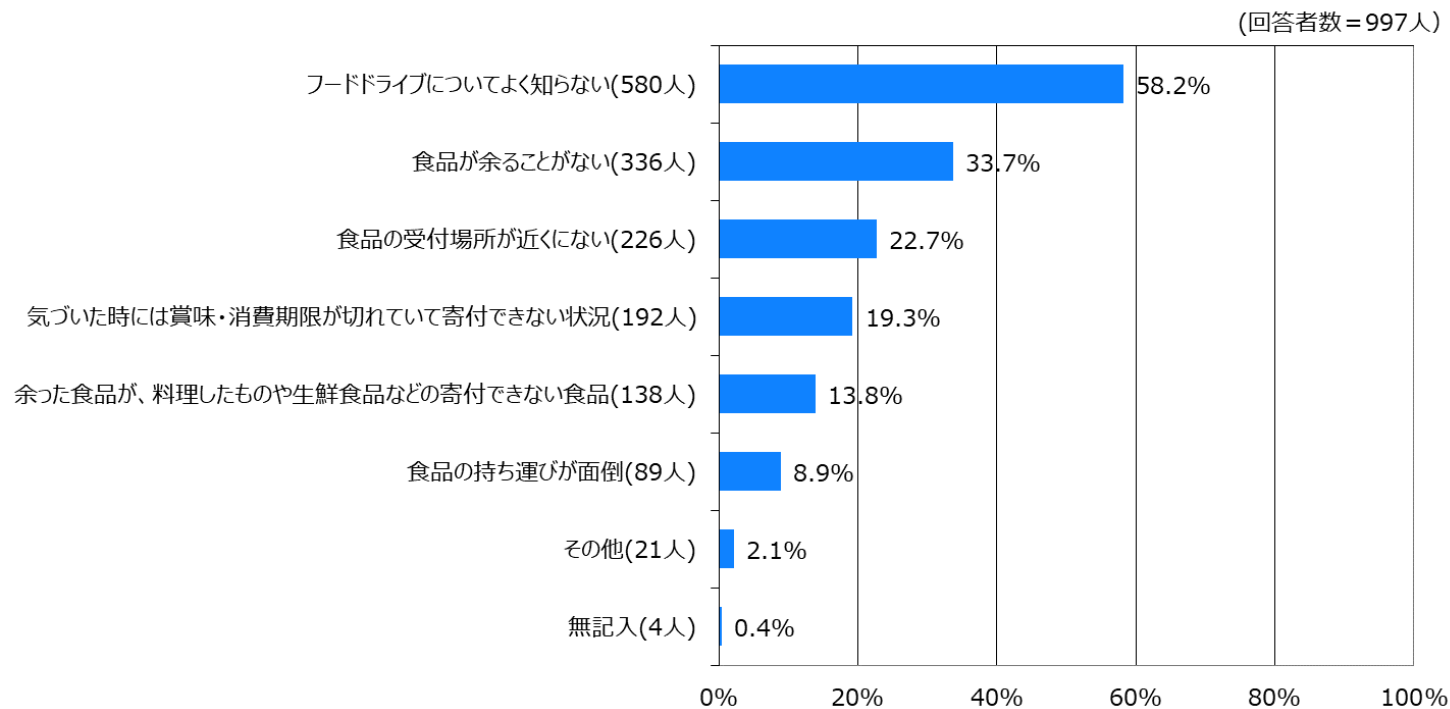
3

4

5
資料編

(4) ごみの減量や資源化について

◆問14-2 フードドライブをしたことがない理由を教えてください(全て選択)。



【結果の整理】

58.2%の市民が「フードドライブについてよく知らない」と答えています。次いで「食品が余ることがない」(33.7%)、「食品の受付場所が近くにない」(22.7%)が多く選ばれています。

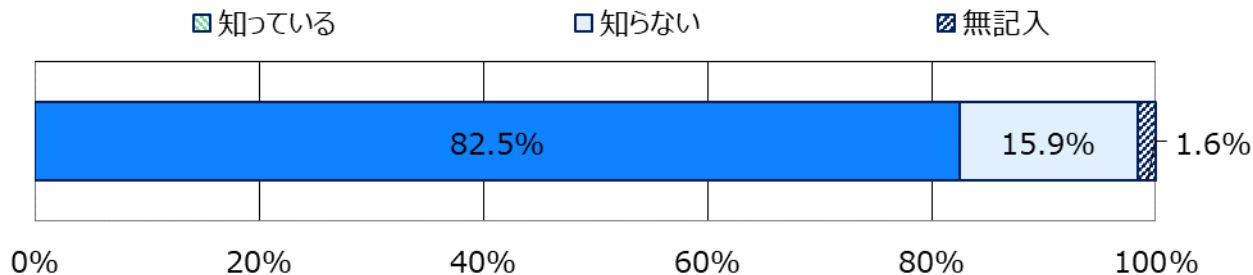
【主なその他意見】

- ・フードドライブ実施についての告知がない(8件)
- ・内々で済ませてしまう(近所でおすそ分けなど)(2件)
- ・食品の持込ルールや受付期間があり、気軽に持込できない(3件) など

(4) ごみの減量や資源化について

◆問15 リチウムイオン電池などの小型充電式電池や電池が内蔵された小型家電の捨て方について、指定収集袋(※)に入れて出すことができないのをご存じですか。(1つ選択)。 ※燃やせないごみ、燃やせるごみ、容器包装プラスチック

(回答者数 = 1,073人)

**【結果の整理】**

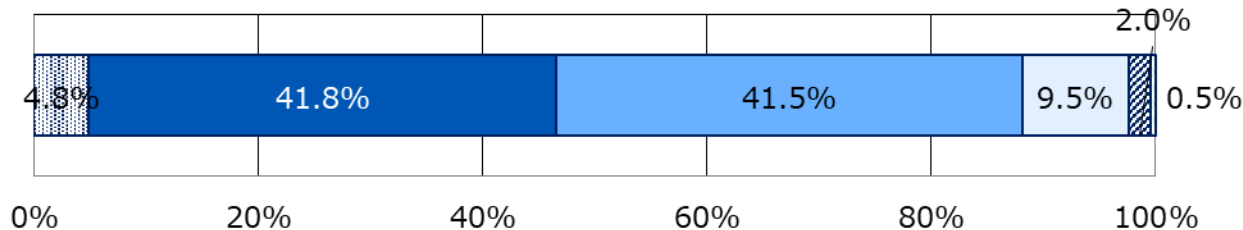
82.5%の市民が小型家電の捨て方について「知っている」と答えています。一方、15.9%の市民が捨て方を「知らない」と答えています。

(5) 生活環境について

◆問16 町田市内のまち並みや景観について満足していますか(1つ選択)。

(回答者数 = 1,073人)

☒ 大変満足している
 ☒ 満足している
 ☒ どちらともいえない
 ☒ 不満である
 ☒ 大変不満である
 ☒ 無記入



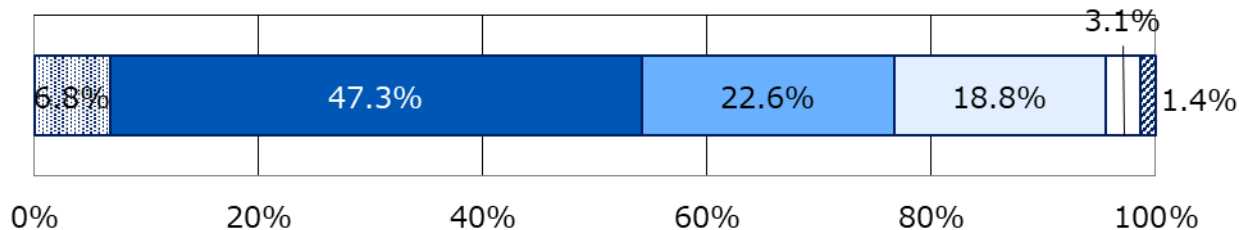
【結果の整理】

約47%の市民が、まち並みや景観について「大変満足している(4.8%)」「満足している(41.8%)」と答えています。一方、約10%程度の市民が「不満である(9.5%)」「大変不満である(2.0%)」としており、41.5%の市民は「どちらともいえない」と答えています。

◆問17-1 現在あなたがお住まいになっている周辺の環境(大気、水質、騒音など)について満足していますか(1つ選択)。

(回答者数 = 1,073人)

☒ 大変満足している
 ☒ 満足している
 ☒ どちらともいえない
 ☒ 不満である
 ☒ 大変不満である
 ☒ 無記入

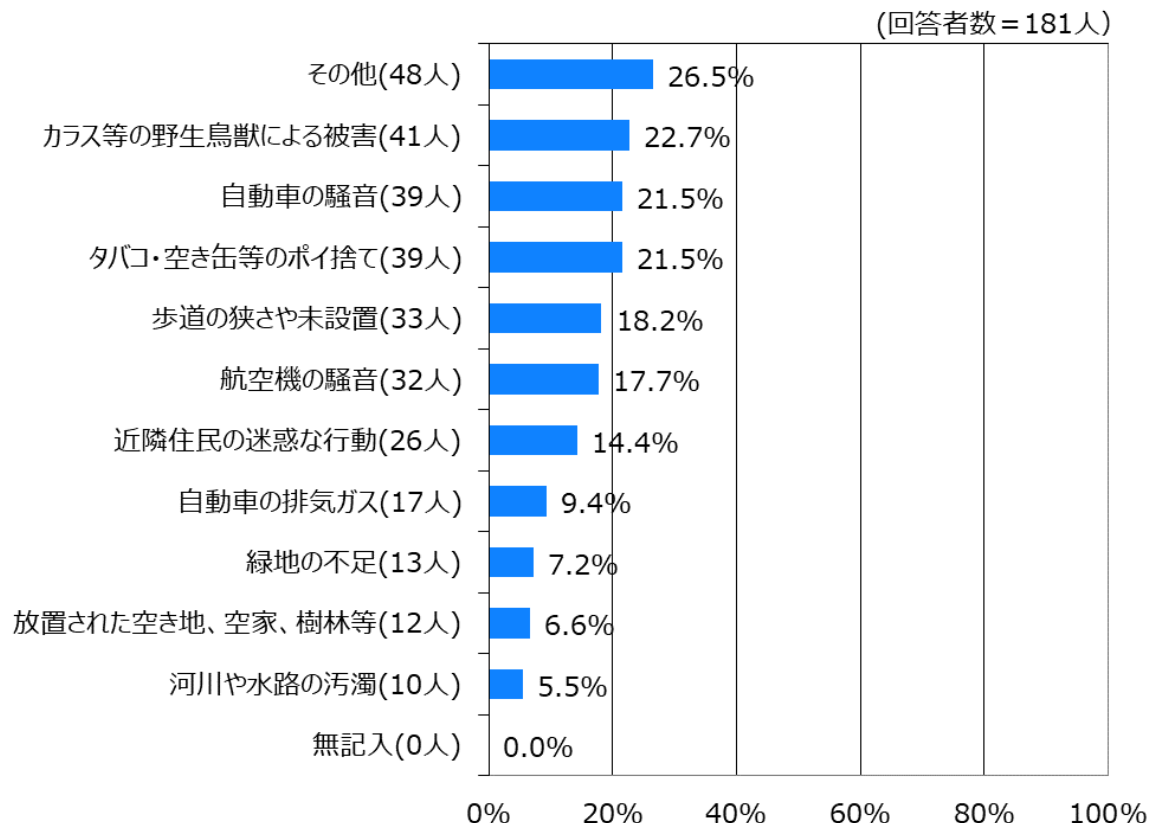


【結果の整理】

約54%の市民が、周辺の環境(大気、水質、騒音など)について「大変満足している(6.8%)」「満足している(47.3%)」と答えています。一方、約20%の市民が「不満である(18.8%)」「大変不満である(3.1%)」としており、22.6%の市民は「どちらともいえない」と答えています。

(5) 生活環境について

◆問17-2 現在、あなたがお住まいになっている周辺の環境について、気になっていることは何ですか(2つまで選択)。

**【結果の整理】**

周辺の環境について不満を感じている市民(「不満である」または「大変不満である」と回答した市民)のうち、22.7%の市民が「カラス等の野生鳥獣による被害」が気になっていると感じています。次いで「自動車の騒音」(21.5%)、「タバコ・空き缶等のポイ捨て」(21.5%)が多く選ばれています。

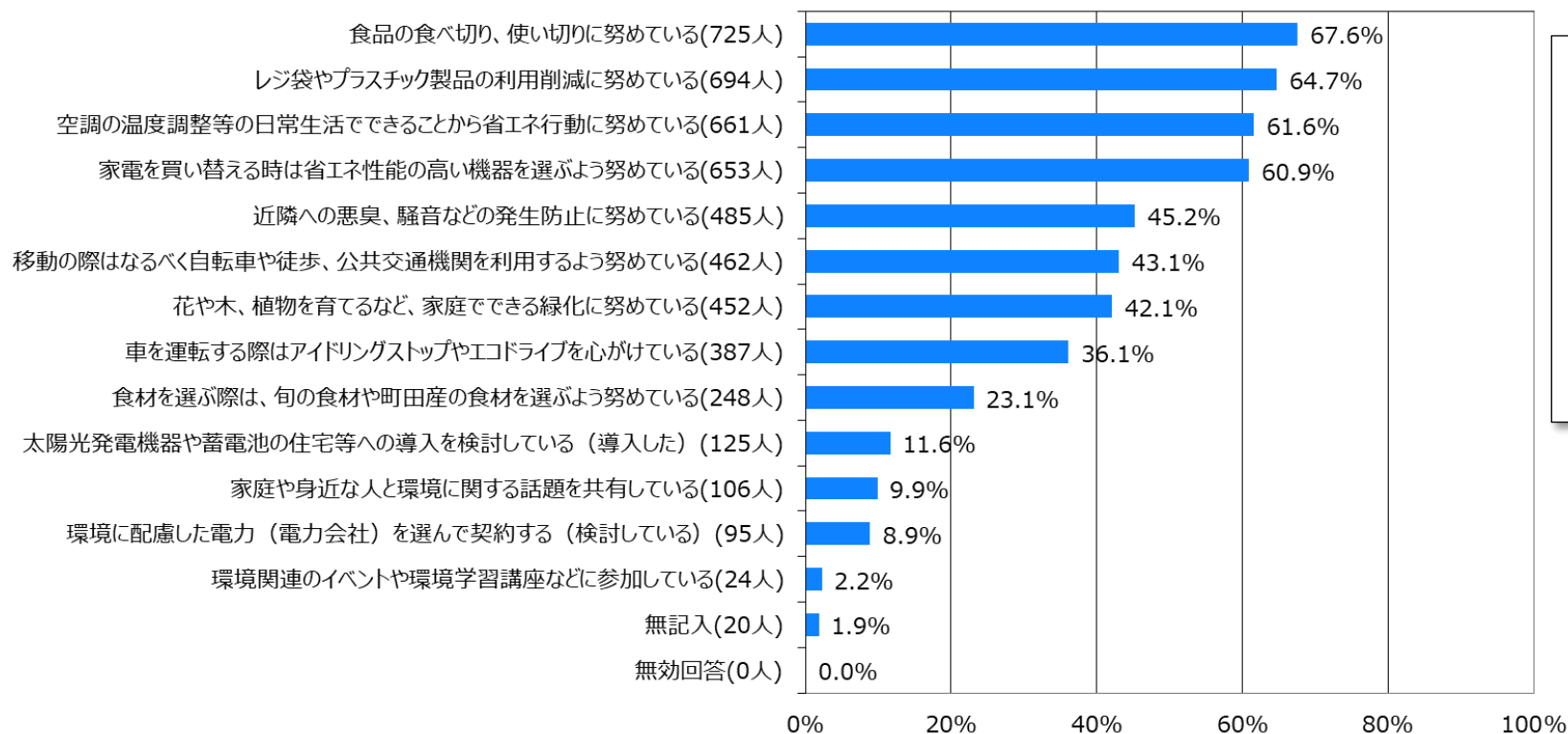
【主なその他意見】

- ・自動車(バイク、トラック等)や近隣環境の騒音(12件)
- ・公共工事等による自然環境悪化(2件) など

(6) 環境に配慮した行動や市の取組について

◆問18 あなたは環境に配慮した以下の行動をしていますか(全て選択)。

(回答者数=1,073人)



【結果の整理】

環境に配慮した行動について、67.6%の市民が「食品の食べ切り、使い切りに努めている」と答えています。次いで「レジ袋やプラスチック製品の利用削減に努めている」(64.7%)、「空調の温度調整等の日常生活でできることから省エネ行動に努めている」(61.6%)が多く選ばれています。

1

2

3

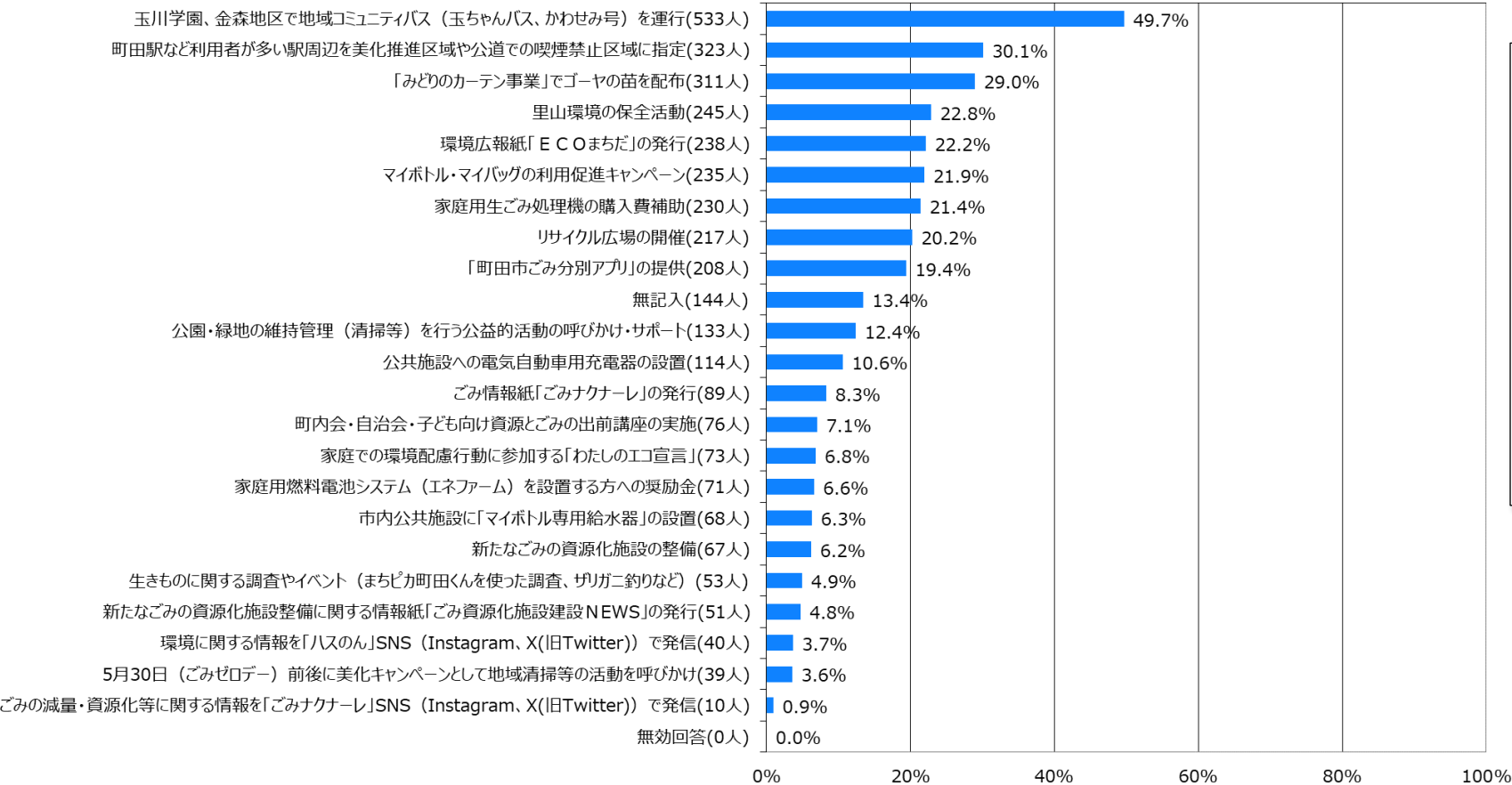
4

5 資料編

(7) 町田市が実施している取組について

◆問19 市が実施している以下の取組について、あなたが知っているもの(全て選択)。

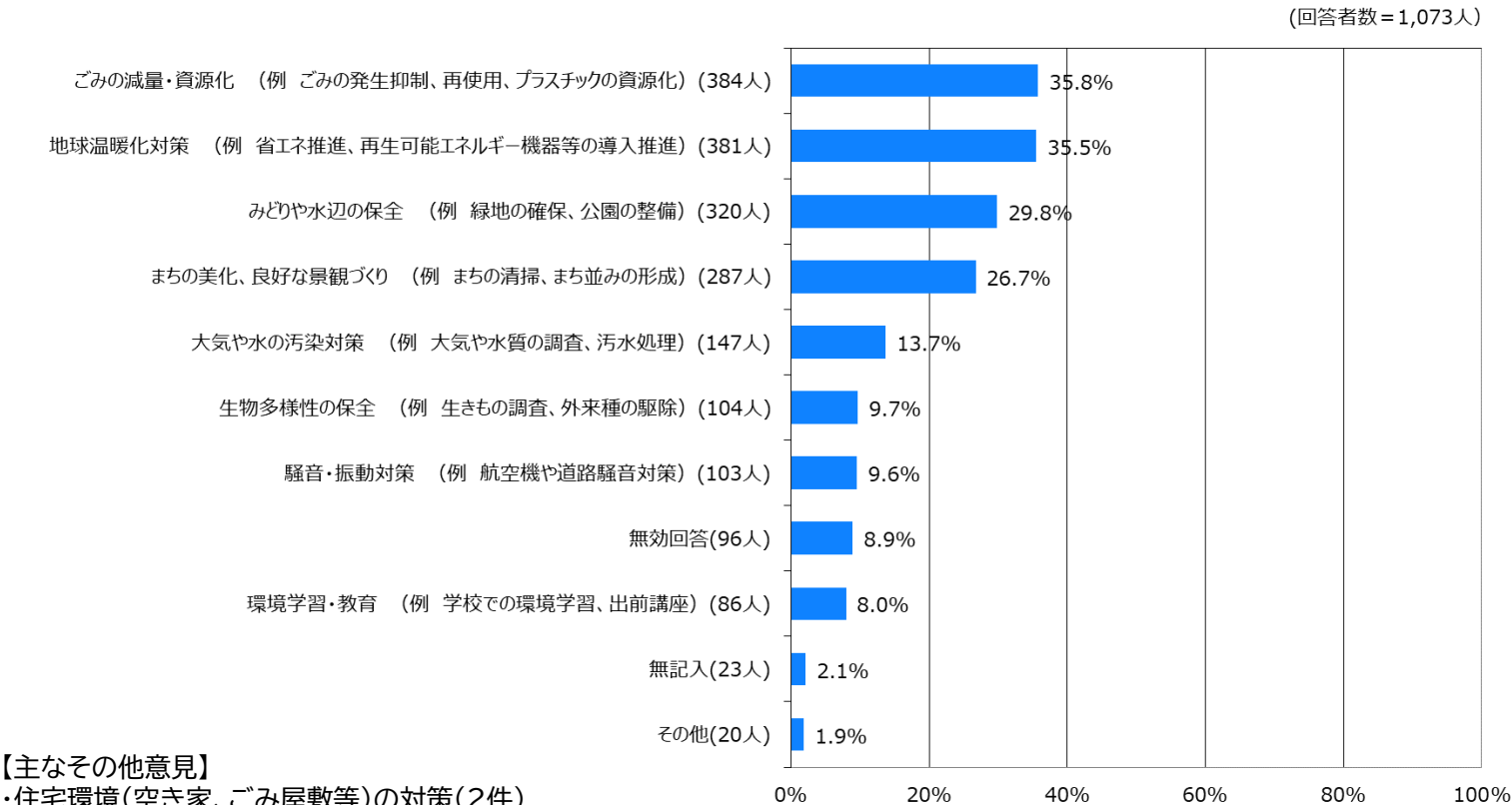
(回答者数 = 1,073人)



【結果の整理】
49.7%の市民が、市の取組として「玉川学園、金森地区で地域コミュニティバス（玉ちゃんバス、かわせみ号）を運行」について知っていると答えています。その他「町田駅など利用者が多い駅周辺を美化推進区域や公道での喫煙禁止区域に指定」（30.1%）、「みどりのカーテン事業」でゴーヤの苗を配布」（29.0%）が知られています。

(7) 町田市が実施している取組について

◆問20 町田市では環境全般に関する以下のような取組をしています。この中で今後も力をいれていくべきだと思うものについて(2つまで選択)。



【結果の整理】
市が力を入れていくべき取組について、35.8%の市民が「ごみの減量・資源化 (例 ごみの発生抑制、再使用、プラスチックの資源化)」を挙げています。次いで「地球温暖化対策 (例 省エネ推進、再生可能エネルギー機器等の導入推進)」(35.5%)、「みどりや水辺の保全 (例 緑地の確保、公園の整備)」(29.8%)が多く挙げられています。

【主なその他意見】
・住宅環境(空き家、ごみ屋敷等)の対策(2件)
・道路・河川等のインフラ整備(5件)
・地域環境(ごみのポイ捨て、歩きたばこ等)の改善(8件) など

※ 3つ以上の選択をした回答者は無効回答とした

5.6 用語解説

1

2

3

4

5
資料編

5.6 用語解説

【A～Z・数字】

●3R

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語。①廃棄物の発生抑制(Reduce:リデュース)、②資源や製品の再使用(Reuse:リユース)、③再資源化(Recycle:リサイクル)の順で重視する。

●BOD

正式には、生物化学的酸素要求量[Biochemical Oxygen Demand]という。水中の有機物が微生物のはたらきによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の水質汚濁を測定する際の指標の一つ。河川の利用目的に応じた環境基準値と、事業所等からの排出水の排水基準値が定められている。数値が大きいほど、有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

●COP

Conference of Parties(締約国会議)の略で、環境問題に限らず、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じてCOPの後に数字が入る。

●DO

溶存酸素量に記載。

●FIT制度(フィット制度)

正式には、「固定価格買取制度」。再生可能エネルギーの普及拡大を目的とし、再生可能エネルギーにより発電された電気を、一定期間、買取価格を固定して電気事業者に買い取りを義務づける制度。

●GJ(ギガジュール)

ギガ・ジュールの略号。ギガは10の9乗のこと。J(ジュール)は、仕事量を表す熱量単位のこと、エネルギー量はこの単位で統一して示すことが決められている。GJ(ギガ・ジュール)=10⁹J

●LED(LED照明器具)

発光ダイオード(Light Emitting Diode)を使用した照明機器。蛍光灯や白熱電球に比べ発光効率が良いため消費電力が少ないことや、長寿命であることから頻繁な保守交換のコストや購入コストが削減できる。

●PCB

ポリ塩化ビフェニル(PCB)に記載。

●pH

水素イオン濃度指数に記載。

●PPA

Power Purchase Agreement(電力販売契約/電力購入契約)の略で電力を購入または販売するための契約。近年では需要家と非FITの再エネ発電事業者が長期の電力購入契約を結ぶ電力調達形態(コーポレートPPA)の意味合いとして使用される場合が多い。電力需要家が所有する屋根や土地などに事業者が発電設備を設置・所有・管理する方法(第三者所有)の一つとしてPPAがある。

●SDGs

Sustainable Development Goalsの略で、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標となっている。

●SS

水中に懸濁している不溶解性物質を指し、浮遊物質量という。2mmのふるいを通し、1μmのろ過材上に残る物質として定義されている。

●TJ(テラジュール)

テラ・ジュールの略号。テラは10の12乗のこと。

●V2B

Vehicle-to-Buildingの略で、電気自動車やプラグインハイブリッド車などの車両が、建物の電力供給システムと相互に連携して電力をやり取りすること。車両のバッテリーを建物に接続し、車載バッテリーの電力を建物に供給したり、建物の電力を車載バッテリーに充電したりする。

●V2H

Vehicle to Home(車から家へ)の略で、自動車を家庭内で使用するためのシステム。自動車を家庭内で使用することで、家庭内での電力供給を可能にし、家庭内でのエネルギー管理を容易にできる。

●ZEB

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

【あ】

●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭系一般廃棄物と、会社や商店、学校や各種団体、個人事業等の事業活動によって生じた事業系一般廃棄物に分類され、基本的に自治体が処理することになっている。

●インフラ

インフラストラクチャーの略。公共施設のうち、都市活動を支える道路、橋りょうなどの交通施設や公園、上下水道などの施設の総称。

●エコセメント

私たちの生活から出るごみを清掃工場で焼却した際に発生する、焼却灰を主原料としてつくる新しいタイプのセメント。土木建築資材として、日本工業規格(JIS)に定められている。多摩地域25市1町では、日の出町の二ツ塚処分場にエコセメント化施設を建設し、各清掃工場から排出される焼却灰を搬入しており、全量エコセメントにリサイクルしている。

●エコ宣言事業者

環境配慮活動を行う町田市内のお店や事業者を「まちだエコ宣言」の登録店(事業所)として登録している。登録は無料で、節電・省エネ、ごみ減量など幅広い環境配慮活動を対象としている。年度末に、市に活動報告書を提出している。

●エコドライブ

環境に配慮して、自動車を利用すること。具体的には、アイドリングストップや急激な発進・加速を止めることにより、燃料の節約に努め、排出ガスを抑制する運転のことをいう。

●温室効果ガス

太陽放射により温められた地表からの熱(赤外線)が、宇宙空間へと放射されるのを抑え、地表面の温度を一定に保つ役割を果たしているガス。いずれも大気中で微量な成分であるが、人間活動により急激に増加しており、温暖化を引き起こしている。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄が削減対象とされている。

【か】

●海洋プラスチックごみ

ポイ捨てや放置されたプラスチックごみが、河川などを通じて海へ流出したもの。5mm未満の微細なプラスチックは「マイクロプラスチック」といわれる。

●外来生物(外来種)

人間の活動によって意図的・非意図的に関わらずそれまでその生物が生息していなかった場所に持ち込まれた生物種。

●家庭用燃料電池

一般的に都市ガスやLPGから水素ガスを生成し、空気中の酸素と反応させて電力を得るとともに、併せてその際に発生する熱を給湯などに利用する方法(コジェネレーション)が採用された燃料電池。このようなシステムの統一名称を「エネファーム」とよぶ。

●環境学習(環境教育)

自然の仕組みや環境問題に関心・知識を持ち、自分の暮らしや活動と環境との関わりについて理解と認識を深めるための学習を指し、生活環境の保全や自然保護に配慮した、良好な環境を将来世代へ引き継ぐための責任ある行動の実現を目指すもの。環境教育等促進法では、「環境教育」は、環境保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育および学習と定義されている。

●環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。環境基準を達成するため、事業所などから出る排水・排ガスには「排出基準」が設けられている。

●環境基本条例

地方公共団体において、その地域の特性に応じた環境施策を推進・展開するための基本理念、各主体の役割、環境施策の方針を定めた条例。町田市では、環境基本条例検討委員会による答申を受け、2000年12月に制定した。

●環境権

町田市環境基本条例前文において、「健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境を享受する権利」と定義している。また同条例では、良好な環境は、すべての者による保全、回復および創造の努力によってはじめて享受されるものであって、将来の世代も享受する権利があるとされている。

●環境パートナーシップ

市民、事業者、行政など、町田市に関わるすべての人々が、それぞれの立場に基づいた役割分担のもと、環境の保全に向けた取り組み・行動を相互に促し、励まし、支えあって進めることをいう。

●環境配慮

環境問題の原因が、私たちの生活により生じている環境への負荷にあることをふまえ、一人ひとりの生活や事業活動等によって環境に与える影響を低減するように行動することをいう。

●環境配慮契約(グリーン契約)

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のことをいう。グリーン購入と同様に環境配慮契約は、調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことで、経済・社会全体を環境配慮型のものに変わっていく可能性を持っている。

●環境白書

環境の現状、環境基本計画に基づく施策の進捗状況および目標達成状況などを、毎年、点検し、広く市民へ公表する年次報告書。町田市環境基本条例第16条に「施策等の報告」として規定されており、2002年12月に創刊号「町田市環境白書2002」を発行した。

●環境負荷(環境への負荷)

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう(環境基本法第2条第1項)。

●気候変動

気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があるが、気候変動枠組条約においては、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものと定義されている。

●揮発性有機化合物

大気中で気体状となる有機化合物の総称で、トルエン、テトラクロロエチレン、イソプロピルアルコールなど多種多様。塗料や印刷インキの溶剤などさまざまな分野で使用され、その多くは大気中に排出されている。自動車、ボイラーや一般家庭のほか、植物などからも排出される。窒素酸化物の光化学反応を促進し、光化学オキシダントを生成するだけでなく、光化学反応などにより大気中で粒子化し、浮遊粒子状物質(SPM)を生成する原因物質でもある。また、トルエンなど人体に有害な物質も含まれることから、環境リスク低減のためにも、使用量の適正化が必要。Volatile Organic Compounds を略してVOC とも表記される。

●クールビズ

夏のオフィスの空調を適切な温度にし、それに応じた軽装化を推奨する夏のビジネススタイルのこと。涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノー上着・冷感素材利用等がクールビズとして一般的である。

●グリーンインフラ

社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(防災・減災や地域振興、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

●グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをいう。1996 年2 月に、わが国におけるグリーン購入の取り組みを促進するために設立したグリーン購入ネットワーク(GPN)には、企業・行政・消費者が加入している。GPN では、環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与することを目的として、グリーン購入にあたっての基本原則、ガイドラインの策定、シンポジウムや研究会の開催などの活動を通じてグリーン購入に関する啓発および情報の収集、発信を行っている。

●景観アドバイザー

町田市景観アドバイザーとして市長が選任した、景観に関する専門知識、経験を有する専門家。主な業務としては、「町田市公共事業景観形成指針」に基づく景観協議において、専門的な見地から助言を行うことである。

●光化学オキシダント

窒素酸化物と炭化水素とが太陽光線を受けて光化学反応を起こし生じる、オゾンやパーオキシアシルナイトレートなどの酸化性物質(オキシダント)の総称。Oxと略す。

●光化学スモッグ

大気中に光化学オキシダントが発生し、白くモヤがかかって見通しが悪くなる状態。4 月から10 月にかけて、気温が高く、風が弱く、日差しの強い日に発生しやすい。

●コワーキングスペース

個人事業者や起業家、在宅勤務が許可されている会社員など、場所の縛りが無い環境で働ける人に向けたサービスおよび施設。経費の削減や利便性を得ることができ、さらには脱炭素型ライフスタイルを推進する手法の1つとしても考えられている。

【さ】**●再生可能エネルギー**

石油、石炭などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電などの自然エネルギーや廃棄物発電などのリサイクル型エネルギー(「再生可能エネルギー」と)、燃料電池、クリーンエネルギー自動車など「従来型エネルギーの新利用形態」の2 種類がある。

●相模原・町田大学地域コンソーシアム

「さがまちコンソーシアム」ともいい、相模原市と町田市を生活圏とする大学、NPO、企業、行政などさまざまな主体が連携し、それぞれの特性を活かした協働を通じて、魅力あふれる地域社会を創造することを目的に設立された。多彩な学びの場を市民に提供する「教育学習事業」、まちづくりの担い手を育成する「人材育成事業」、新たな文化・福祉・産業の発展に寄与する「地域発展事業」を事業の柱としている。

●里山

雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息し、又は生育する良好な自然を形成することができると認められる丘陵斜面地およびその周辺の平坦地からなる地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域をいう（東京における自然の保護と回復に関する条例第17条）。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物のこと。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

●シェアサイクル

Web やアプリ等を利用して、他の人と自転車シェア(共有)し、必要なタイミングで自転車を利用するためのサービス。国内では、特定のサイクルポート(駐輪場)から別のサイクルポートまで、備え付けの自電車を利用できるサービスが主流。

●資源化(リサイクル)率

排出されたごみの総量に対するリサイクル(再生使用)された量の割合をいう。

●次世代自動車

窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車

のこと。環境省の「次世代モビリティガイドブック2019」では、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車が挙げられている。

●持続可能(性)

環境・社会・経済などが将来にわたって適切に維持・保全され、発展できること。

●循環型社会

町田市では、すべての活動において、資源およびエネルギーの一層の循環、効率化並びに廃棄物の発生抑制、適正な処理等を図るなど、経済社会システムにおける物質の循環を確保することにより、最終的な排出物を低減し、自然環境の物質循環に戻ることができる社会をいう(町田市環境基本条例第2条)。なお、2000年4月に成立した「循環型社会形成推進基本法」においては、廃棄物等の発生抑制、循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)の循環的な利用および適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会、と定義されている。

●食品ロス

本来食べられたにもかかわらず捨てられている食品。

●森林インストラクター

森林を利用する一般の人に対して、森林や林業に関する適切な知識を伝えるとともに、森林の案内や森林内での野外活動の指導を行う者である。一般社団法人全国森林レクリエーション協会の実施する試験に合格することによってその資格を得られる。

●水源涵養域

田、畑、森林、水域など、雨水や地下水を染み込ませ蓄えておける場所。水源涵養域が減少すると、地下水の量が減るだけでなく、雨水が一気に河川に流れこむことによる水害の発生が懸念される。

5.6 用語解説

●水素イオン濃度指数

物質の酸性、アルカリ性を示す指数。pH= 7 の場合は中性と呼ばれる。pH が小さくなればなるほど酸性が強く、逆に pH が大きくなればなるほどアルカリ性が強い。

●水素ステーション

燃料電池自動車に水素を供給するための施設。

●スマートシティ

都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市又は地区。

●生態系

植物、動物、微生物と、それらを取り巻く大気、水、土壌などの環境とを統合した1つのシステムのこと。

●生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいい、生態系を健全に保全していくための基本的要素である。「生物多様性条約」及び「生物多様性基本法」に基づきわが国でも「生物多様性国家戦略」を策定し、遺伝子の多様性、種の多様性および生態系（生物生息環境）の多様性の保全と持続可能な利用を進めている。2023年3月に第六次戦略である「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定された。

●ゼロエミッション東京

2019年12月に策定・公表された「ゼロエミッション東京戦略」において、気温上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年までに、世界のCO₂排出実質ゼロに貢献するという東京都の目標。現在同戦略は改定され「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」となっている。

【た】

●ダイオキシン（ダイオキシン類）

ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン(PCDD)のことで、極めて強い毒性をもつ有機塩素化合物。ベトナム戦争中アメリカ軍が「枯れ葉作戦」で散布した除草剤に含まれており、胎児の奇形などの原因になったと考えられた。ほかにも、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)とコプラナーPCBについても似た構造と毒性をもつことから、併せてダイオキシン類と定義され、200種類以上の化合物が確認されている。

●太陽光発電

太陽光発電とは太陽電池を使った発電のことで、太陽光発電システムは、太陽の光を電気(直流)に変える太陽電池と、その電気を直流から交流に変えるインバータなどで構成されている。これまでの技術開発により、変換効率(光から電気に変える効率:現在14%~20%程度)が向上し、コストも年々下がってきている。

●地球温暖化

現代の産業化社会における二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の急激な増加により、地表の平均気温が上昇すること。海面の膨張や世界的な異常気象、生態系等への影響などが懸念されている。

●地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」ならびに、2016年5月13日閣議決定された「地球温暖化対策計画」によって地方公共団体に策定を義務づけられた計画(都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市以外は努力義務)。その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画となる。

●地球温暖化対策推進法

「地球温暖化対策の推進に関する法律」のことを指し、地球温暖化対策を推進するための法律である。国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割を明らかにしている。住民・事業者が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を目的に、温室効果ガス排出抑制のための情報の提供や必要な措置を講ずるように努めることも求められている。1999年4月に施行。

1

2

3

4

5
資料編

●電気自動車(EV)

電気エネルギーで走行する自動車にEV(=Electric Vehicle)ともいう。動力装置は、電気モーター、バッテリー、動力制御装置(パワーコントローラー)から構成される。走行中に排気ガスを出さず、騒音も少ない。

●電波障害

中高層建築物の建設に伴って、周辺地域においてテレビの映りが悪くなるなど、電波受信機に障害をきたすことをいう。町田市では、中高層建築物の建設に当たり、電波障害の発生についての事前調査と障害発生時の対策について指導を行っている。

●東京都ECO-TOPプログラム

大学や大学院が自然環境保全のための教育課程を設け、それを東京都が認定する制度。授業やインターンシップなどを通じて、大学、企業、NPO、行政が連携して自然環境に軸足を置いたジェネラリストを育てる。認定されたECO-TOPプログラムの修了者は東京都の名簿に登録され、知事名の修了者登録証が発行される。

●透水性舗装

雨水が浸透しやすいようアスファルトに隙間ができるように舗装する方法。水分の蒸発によるヒートアイランドの防止、雨水の地下浸透による地下水涵養などの効果がある。

【な】

●二酸化硫黄(SO₂)

工場や火力発電所で硫黄を含んだ石炭や重油を燃焼する際に発生する。呼吸器への悪影響があるほか、酸性雨の原因物質である。

●二酸化炭素(CO₂)

石油、石炭などの炭化水素含有物質を燃焼すると発生する温室効果ガスの一つである。わが国の温室効果ガス排出量のほとんどが二酸化炭素である。産業革命以前の大気中の平均二酸化炭素濃度は280ppm 程度であった

が、その後の人間活動の活発化・拡大に伴い、2020 年には410.5ppm に増加している。

●二酸化窒素(NO₂)

窒素酸化物(NO_x)は、物が燃えると必ず発生する。燃焼により発生する一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。人間の呼吸器に悪影響を与える。

●熱回収率

回収して再利用する熱量/全廃熱量。

●熱帯夜

最低気温が25℃以上の夜。

●燃料電池

水素と酸素の化学反応(水の電気分解の逆反応)により、電力と熱を発生させる技術である。発電の際、二酸化炭素は発生せず、騒音・振動もないという特長がある。

●燃料電池自動車(FCV)

FCVはFuel Cell Vehicleの略で、充填した水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車。

【は】

●バイオガス

微生物の力(メタン発酵)を使ってえさ(生ごみ(食べ残しなど)、紙ごみ、家畜ふん尿など)から発生するガスのこと。ガスには燃えやすい気体「メタン」が含まれており、発電に利用することができる。

●バイオマス発電

バイオマスとは、動植物などから生まれた生物資源の総称。バイオマス発電では、この生物資源を「直接燃焼」したり「ガス化」するなどして発電する。

5.6 用語解説

●ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

●発生抑制

「排出抑制」は、廃棄の段階で有用資源のリサイクルなどにより、廃棄物としての排出をできるだけ抑制すること。一方「発生抑制」は、原材料の効率的な利用、製品の長期間使用などにより、廃棄の段階だけでなく製造、消費、使用等の各段階で廃棄物等となることをできるだけ抑制すること。

●パリ協定

2015年12月、パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、全ての国が参加する新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択され、翌2016年に発効した。パリ協定では、温室効果ガス排出削減(緩和)の長期目標として、気温上昇を2℃より十分下方に抑える(2℃目標)とともに1.5℃に抑える努力を継続すること、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ(排出量と吸収量を均衡させること)とすることが盛り込まれた。

●ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と場所を示す「トープ」の合成語。一つの生物種にとって必要な空間のまとまりを、その種のビオトープという。また、一定の区域に、元来そこにあった自然風景、生態系を回復・保全することも指す。

●光害(ひかり害)

ネオンや街灯の光によって、夜間に星がよく見えなくなるなどの影響が出ること。生態系に対する影響も懸念されている。

●フードドライブ

フードドライブとは、家庭で使いきれない未使用の食品を持ち寄り、まとめてフードバンク団体や、地域の福祉施設、子ども食堂などに寄贈する活動のこと。

●フットパス

イギリスを発祥とする、森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと[Foot]ができる小径(こみち)[Path]のこと。

●浮遊粒子状物質(SPM)

SPM (Suspended Particulate Matter)ともいう。大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は100万分の1m)以下のもので、大気中に長時間滞留し、喘息など呼吸器への影響が懸念されている。NOx(窒素酸化物)等が大気中で粒子状物質に変化するなど、発生源が多様であり、ディーゼル車からの黒煙によるものが2～4割を占めている。また、特に粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下のものを微小粒子状物質(PM2.5)といい、健康への影響が強く懸念されている。

●ポリ塩化ビフェニル(PCB)

炭素、水素、塩素からなる、工業的に合成された油状(白色の結晶状の物もある)の物質。Polychlorinated Biphenyl を略し、PCB と記載される。化学的に安定などの性質を有しているため、電気機器の絶縁油や熱媒体などに使用されてきた。しかし、PCB は難分解性で、生体に蓄積する。現在、PCB の製造・輸入は原則的に禁止されており、事業者が保管・所有するPCBは毎年届出が必要である。

【ま】

●マスタープラン(master plan)

特定の分野に関する市域全体の基本的な方針を定めた計画。行政計画では、都市計画、緑、住宅、景観、環境、福祉などの分野のマスタープランがある。これらに基づき、特定の地域や施設の計画がつくられる。

5.6 用語解説

●みどり率

緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が、地域全体に占める割合。

●面的評価

幹線道路に面する地域での騒音を、幹線道路から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合を算出して評価する手法。

●猛暑日

最高気温が35℃以上の日。

【や】

●谷戸

丘陵地において、河川等の浸食によってできた谷状の地形。谷津、谷地とも呼ばれ、地形を利用した農業や、生態系を含めて指す場合もある。

●有害化学物質

人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質の総称で、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律により物質を指定し、取り扱い、排出濃度、製造・輸入などを規制している。

●要請限度

環境省令が定めた自動車騒音又は道路交通振動の指定地域内における限度のこと。区市町村長は、自動車騒音等がその限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音については東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができ、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

●溶存酸素量

DO(Dissolved Oxygen)ともいう。水中に溶解している酸素の量。魚介

類が生存するためには3mg/ℓ以上、好気性微生物が活発に活動するためには2mg/ℓ以上が必要であるといわれている。数値(mg/ℓ)が大きいほど良好な水質であることを示す。

【ら】

●リサイクル(Recycle)

資源の有効利用や環境汚染の防止のために、廃棄物を原料として再生し、利用すること。

●リデュース(Reduce)

発生抑制に記載。

●リユース(Reuse)

使用を終えた製品を、基本的に形を変えずに他の利用法で用いること。使用済みの容器を回収・洗浄・再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」などのほか、家電製品や家具等の廃棄製品から消耗度の少ない部品を選び出し、新たな製品に組み込む手法等もある。

●緑地

狭義には、都市公園など都市計画において計画された緑地を意味する。広義には、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含める。計画目標値は、広義の緑地をさす。

●歴史的文化的環境

歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要素となっているものをいう。



発行年月 2024 年 12 月
編集・発行 町田市 環境資源部 環境政策課
所在地 〒194-8520 町田市森野 2丁目 2番 22号
電話 042-724-4386
編集協力 株式会社建設技術研究所
刊行物番号 24-41